野村DC運用戦略ファンド(マイルド)
愛称：ネクスト10マイルド

追加型投信　内外　資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年5月16日）

この目論見書により行なう野村DC運用戦略ファンド(マイルド)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月15日に関東財務局長に提出しており、2025年5月16日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 4
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 4
（１１）【振替機関に関する事項】 5
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 12
３【投資リスク】 33
４【手数料等及び税金】 37
５【運用状況】 39
第２【管理及び運営】 69
１【申込（販売）手続等】 69
２【換金（解約）手続等】 70
３【資産管理等の概要】 71
４【受益者の権利等】 74
第３【ファンドの経理状況】 76
１【財務諸表】 79
２【ファンドの現況】 309
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 312
第三部【委託会社等の情報】 313
第１【委託会社等の概況】 313
１【委託会社等の概況】 313
２【事業の内容及び営業の概況】 315
３【委託会社等の経理状況】 316
４【利害関係人との取引制限】 366
５【その他】 366
約款 367

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村DC運用戦略ファンド（マイルド）
（以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「ネクスト10マイルド」とします。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

１円以上１円単位（当初元本１口＝１円）とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年5月16日から2026年5月14日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお

問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

◆国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象※とし、為替予約取引等を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

※　ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REITインデックス　マザーファンド」、「海外REITインデックス　マザーファンド」、「野村マネー　マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村 DC 運用戦略ファンド（マイルド））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券、 不動産投信） 資産配分変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （適時ヘッジ） なし

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]
(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]
(1)日経 225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

をいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2013 年 3 月 29 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2016 年 11 月 10 日　　「野村 DC 運用戦略ファンドM」から「野村 DC 運用戦略ファンド（マイルド)」へ名称を変更

（３）【ファンドの仕組み】

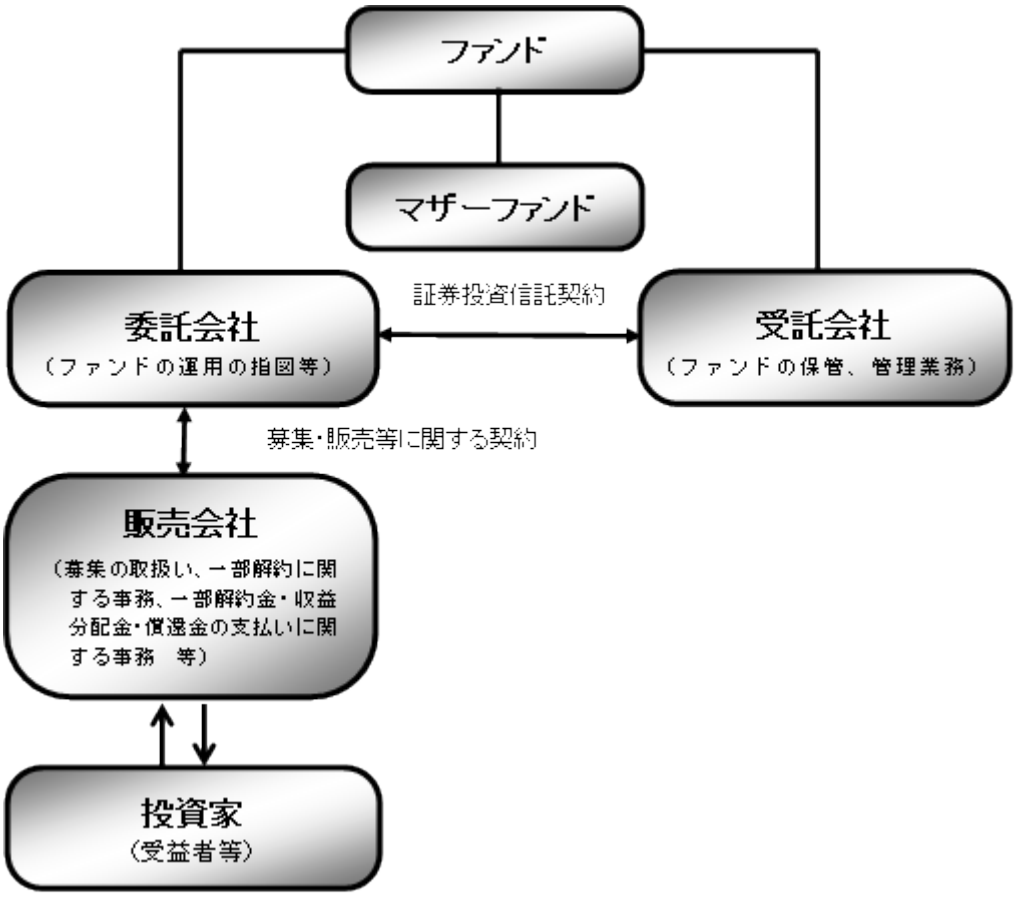

ファンド	野村 DC 運用戦略ファンド（マイルド）
マザーファンド（親投資信託）	国内株式マザーファンド 国内債券マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国株式マザーファンド

	新興国債券マザーファンド 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド J－REIT インデックス　マザーファンド 海外 REIT インデックス　マザーファンド 野村マネー　マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

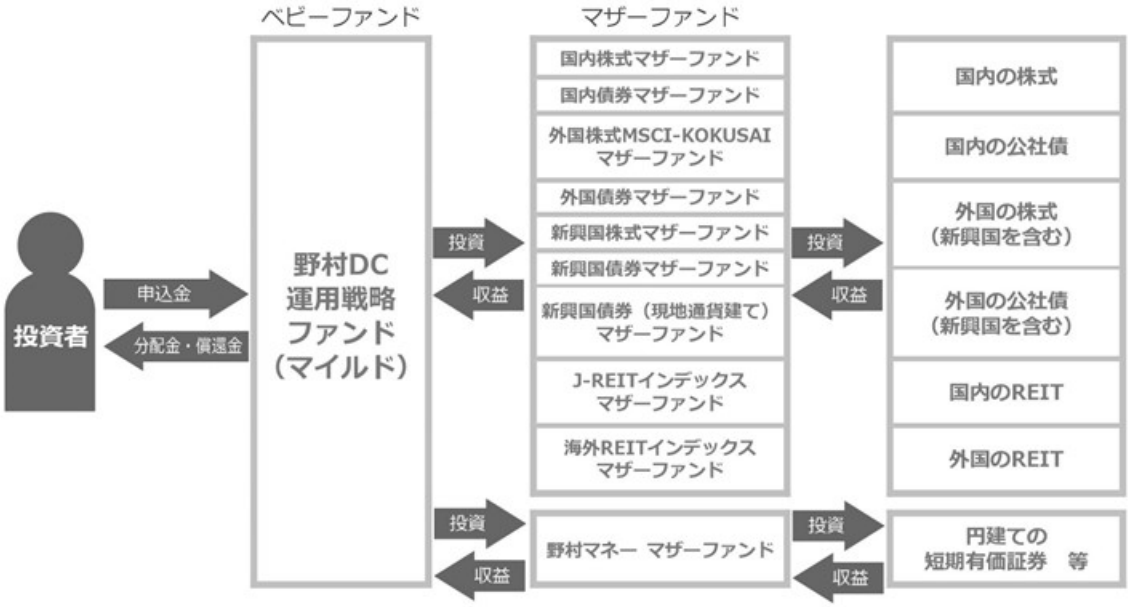

※ファンドは、各マザーファンドへの投資を行なうと共に、為替予約取引等を活用します。

■委託会社の概況(2025 年 3 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

［1］運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※1を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジション※2を決定します。

※1　リスク水準とは、推定されるポートフォリオの価格の変動の大きさのことです。ファンドでは、推定される基準価額の「振れ幅」（上下変動の程度）を表しています。リスク水準の調整にあたっては、基準価額の目標変動リスク値を、当面年率3%程度以下となることを目指して、リスク水準の異なる資産の配分比率や実質的な外貨のエクスポージャーを変更します。
基準価額の変動の方向は、上昇することも下落することもあり得ます。変動リスクの大きさは、必ずしもファンドの運用成績の良さを意味するものではありません。実際の運用成績は、マイナスとなる可能性があります。
ファンドで組入れる各資産と為替の過去の価格の変動リスク等の統計値から、それらを組み合わせた将来の価格の変動リスク値を推定し、資産配分と通貨配分により目標変動リスク値を調整します。ただし、目標変動リスク値はあくまでも推定に基づく統計的な目安ですので、実際の基準価額の変動リスクは、推定値からはずれる場合があります。したがって、基準価額が目標変動リスク値で示される範囲より小さくしか値動きをしない場合もあれば、目標変動リスク値で示される範囲を超えて大きく値下がりする場合もあります。
変動リスク値は、「ボラティリティ」や「標準偏差」と呼ばれることもあります。

※2　マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式およびREITへの投資比率、ファンドが投資する外貨建資産と為替予約取引等を加味した実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、以下の範囲内となります。

実質的な内外の株式 およびREITへの投資比率	実質的な外貨の エクスポージャー
純資産総額の30%以内	純資産総額の30%以内

◆各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行ないます。

◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

■運用プロセスについて■

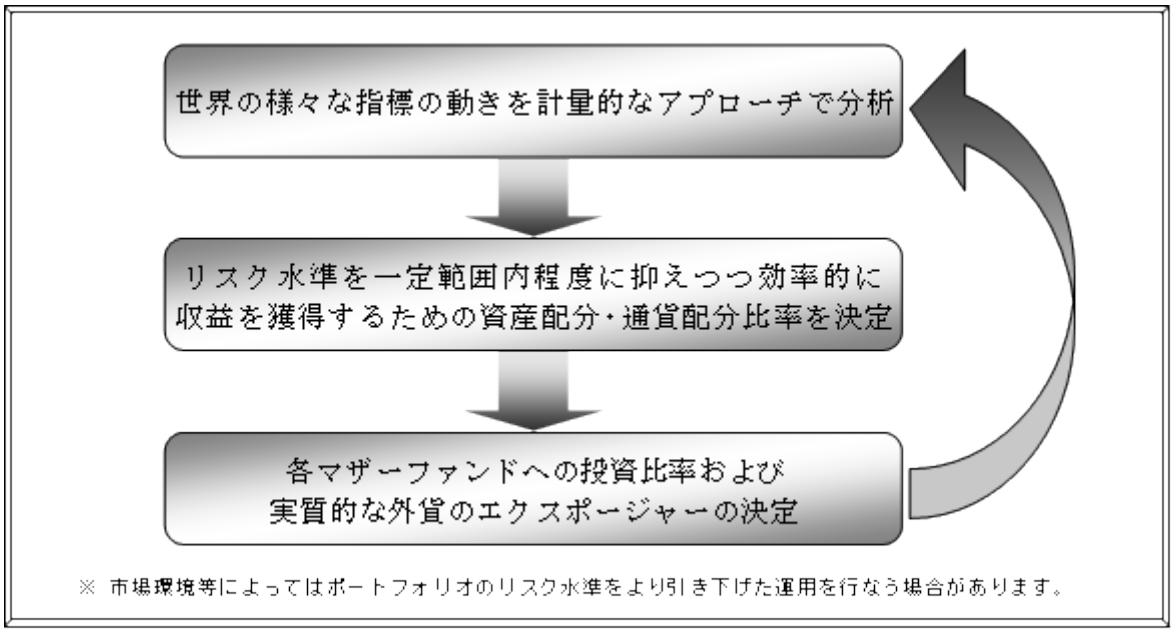

◆各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）は、各々以下の指数の動きに連動する投資成果

を目指して運用を行ないます。

「野村マネー マザーファンド」は、円建ての短期有価証券等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
国内債券マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI国債指数
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）＊1
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証書）※1を含みます。）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）＊2
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）＊3
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）＊4
J-REITインデックス マザーファンド	J－REIT※2	東証REIT指数（配当込み）
海外REITインデックス マザーファンド	日本を除く世界各国のREIT※3	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）＊5

※1　Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2　わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※3　世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。なお、国によっては､「不動産投資信託証券」について､「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

＊1　MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。
＊2　MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
＊3　JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Plus（USドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
＊4　JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets（GBI-EM）Global Diversified（USドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
＊5　S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

◆内外の株式および REIT をそれぞれ主な投資対象とする「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス　マザーファンド」、「海外 REIT インデックス　マザーファンド」への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

［2］為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。

◆為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100%以内とします。

◆実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 30%以内となるように調整を行ないます。

■各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）が対象とするインデックスの著作権等について■

「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」

①配当込みTOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。

②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。

⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「NOMURA－BPI国債指数」

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「MSCI-KOKUSAI指数」

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」

MSCI-KOKUSAI指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは

募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。
MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。
本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

「FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」
FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」
「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」
本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。
JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイサー又は貸主となっている可能性があります。
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マ

ーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。
本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。
JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。
当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については 、www.morganmarkets.com もご覧ください。
当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

「東証 REIT 指数（配当込み）」

①東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。
②ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
③ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。
S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。
S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。
S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。
S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。
S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。
S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはあり

ません。 S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行ないません。 S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。 前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

◆ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」および「野村マネー　マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行ないます。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形
   - ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産
     - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
     - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
     - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザ

ーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J－REIT インデックス　マザーファンド、海外 REIT インデックス　マザーファンドおよび野村マネー　マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 19 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 7 号までの証券ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 2 号から第 7 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 15 号および第 16 号の証券ならびに第 19 号の証券または証書のうち第 15 号および第 16 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引※1
4. 為替先渡取引※2
5. 直物為替先渡取引※3

※1 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50％以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。
② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
① 外貨建資産への投資は行ないません。
② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以

内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②　有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③　スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①　新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP　モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP　モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額

等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(J－REITインデックス　マザーファンド)

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J－REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

①J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、

債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外REITインデックス　マザーファンド)

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2.運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

①REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(野村マネー　マザーファンド)

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

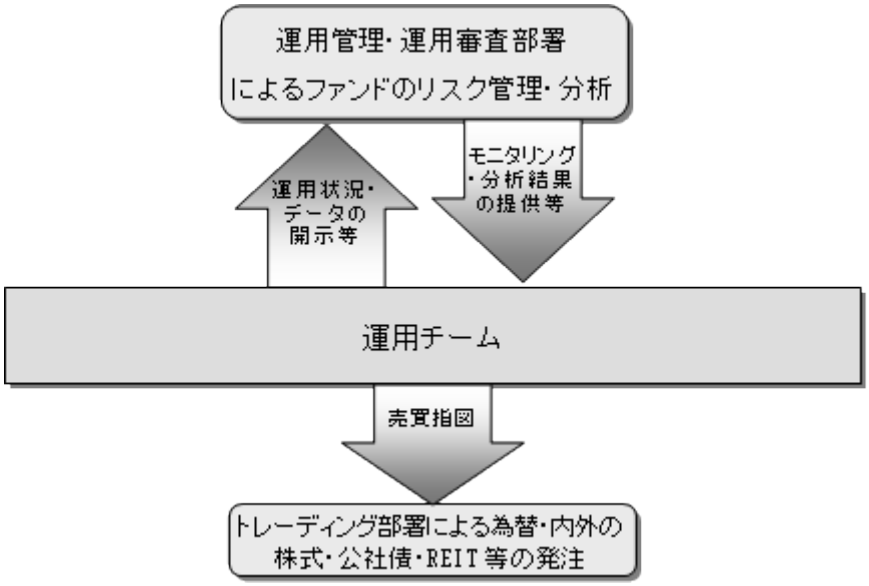

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

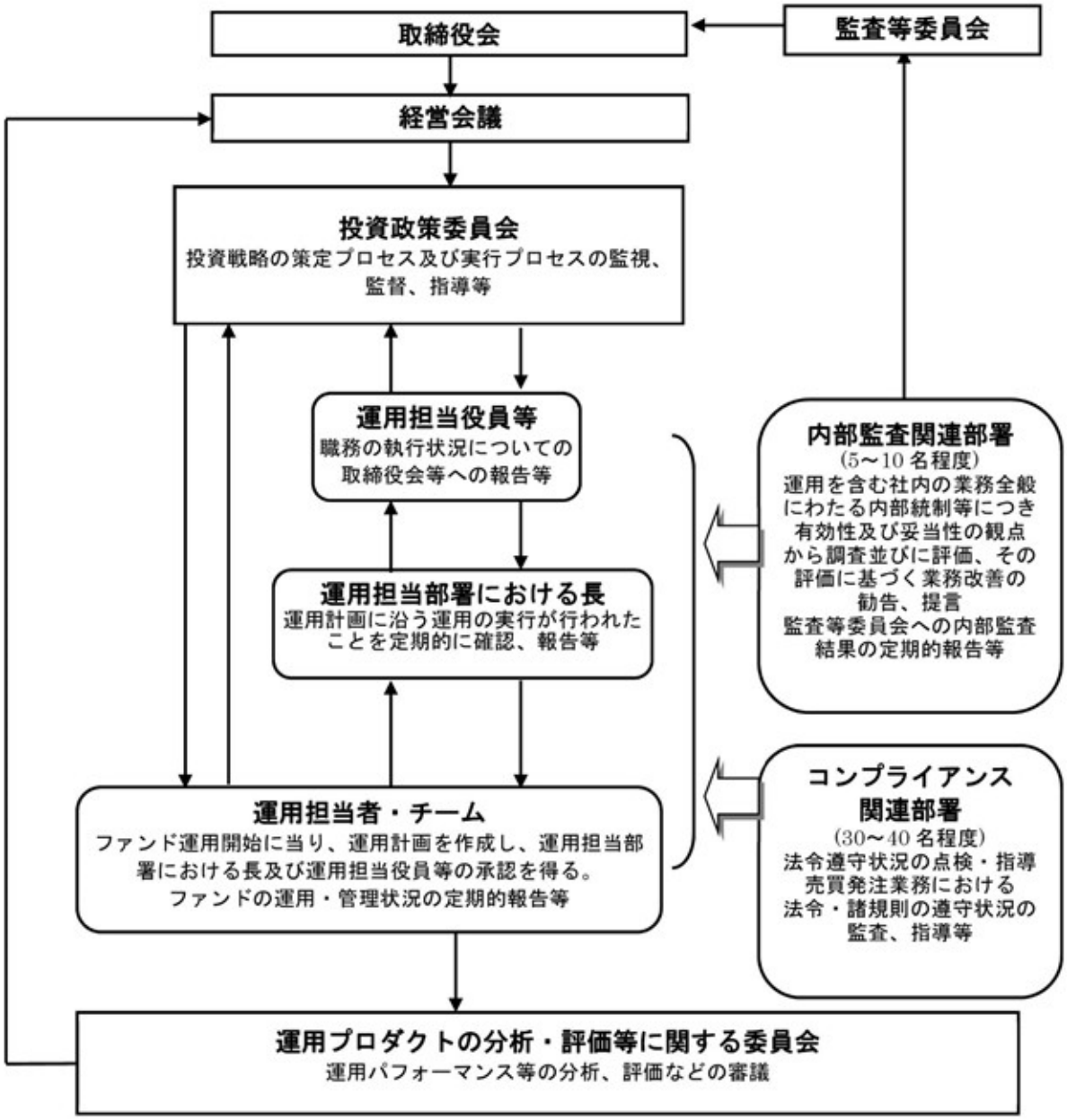

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年２月17日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限(信託約款)

・株式への実質投資割合には制限を設けません。

・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

（ｉ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ⅱ）上記（ｉ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券

で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

(ⅱ)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅲ)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪資金の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合

を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ⅱ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ⅲ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅳ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の（ⅰ）の数が（ⅱ）の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

（ⅰ）委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

（ⅱ）当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

３【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します**。

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

［株価変動リスク］

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

［REITの価格変動リスク］

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

［債券価格変動リスク］

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

［為替変動リスク］

ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的（ヘッジ目的）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外）で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

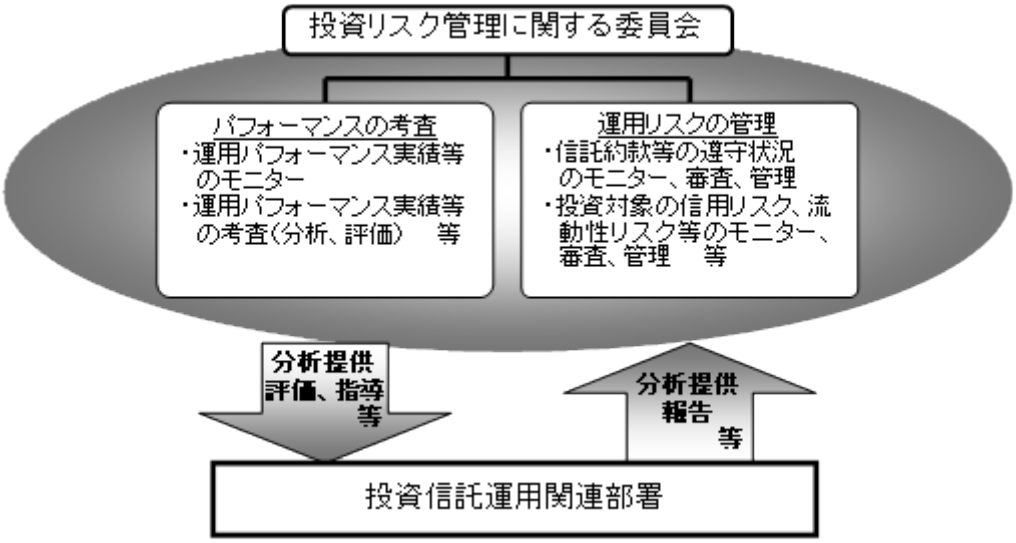

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年4月末～2025年3月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

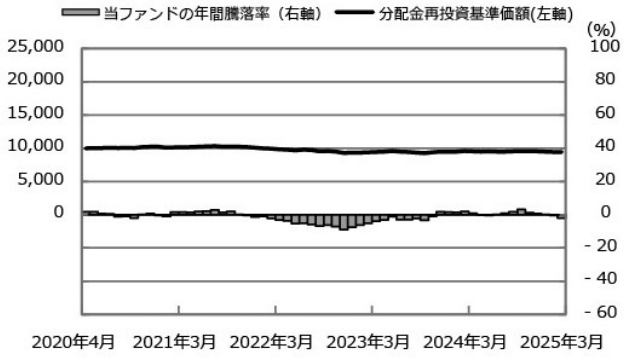

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

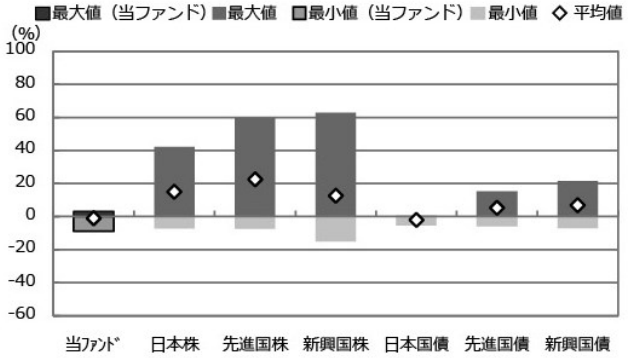

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**3.1**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **8.8**	△ 7.1	△ 7.4	△ 15.2	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	△ **1.1**	14.9	22.5	12.7	△ 2.0	5.3	6.9

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.66％（税抜年0.60％）以内（2025年5月15日現在年0.66％(税抜年0.60％)）の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分は下記の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.30％	年0.25％	年0.05％

＊上記配分は、2025年5月15日現在の信託報酬率における配分です。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

◆受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。
なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは以下の通りです。
分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315％(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315％)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

◆換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

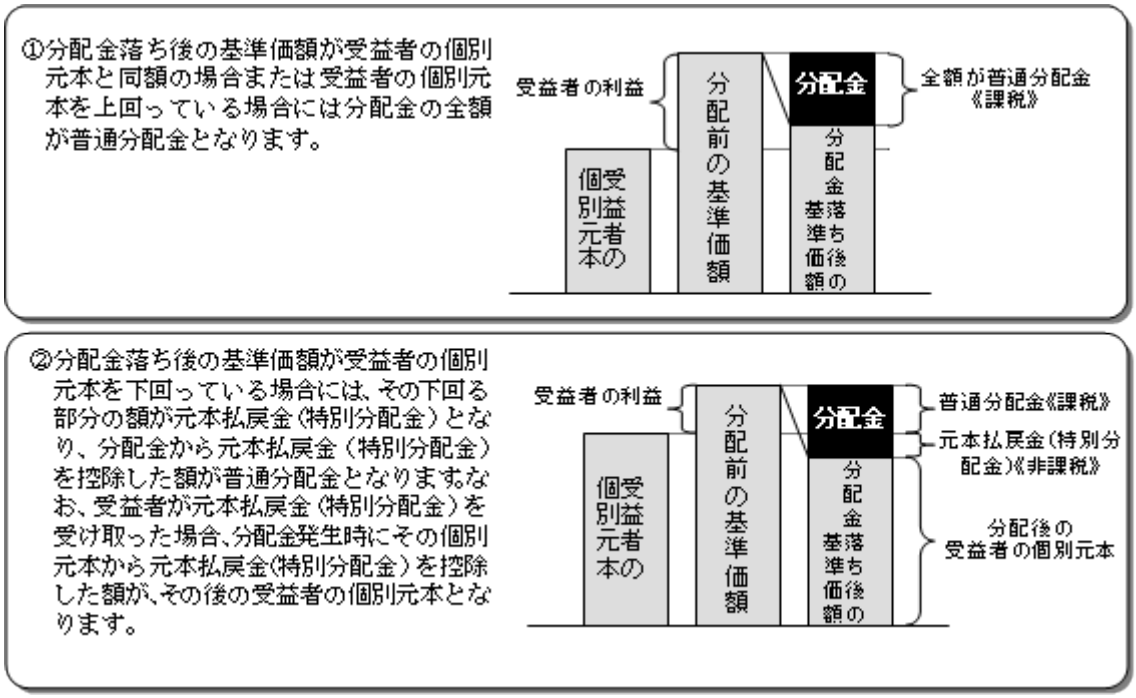

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊上記は 2025 年 3 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.67	0.66	0.01

（2024年2月20日～2025年2月17日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2025 年 3 月 31 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,116,972,854	58.34
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	2,225,574,483	41.65
合計（純資産総額）		5,342,547,337	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	739,136,760,545	97.12
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	21,884,534,964	2.87
合計（純資産総額）		761,021,295,509	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	20,390,920,000	2.67

（参考）国内債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	16,123,239,000	99.49
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	81,979,248	0.50
合計（純資産総額）		16,205,218,248	100.00

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,005,019,386,117	73.32
	カナダ	88,110,750,779	3.22
	ドイツ	72,060,916,951	2.63
	イタリア	22,171,863,103	0.81
	フランス	81,180,289,153	2.96
	オランダ	33,383,744,103	1.22
	スペイン	21,682,362,312	0.79
	ベルギー	5,527,893,348	0.20
	オーストリア	1,420,705,757	0.05
	ルクセンブルグ	410,252,034	0.01
	フィンランド	7,444,025,314	0.27
	アイルランド	2,243,342,797	0.08
	ポルトガル	1,104,622,213	0.04
	スイス	784,102,520	0.02
	ジャージー	176,595,074	0.00
	イギリス	108,155,750,589	3.95
	スイス	72,514,058,767	2.65

	スウェーデン	23,294,121,793	0.85
	ノルウェー	4,669,733,351	0.17
	デンマーク	17,247,327,488	0.63
	オーストラリア	45,260,166,586	1.65
	ニュージーランド	1,369,812,738	0.05
	香港	12,699,667,498	0.46
	シンガポール	9,275,231,872	0.33
	イスラエル	3,608,669,141	0.13
	小計	2,640,815,391,398	96.57
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	45,026,094,550	1.64
	フランス	1,048,802,661	0.03
	イギリス	666,869,496	0.02
	オーストラリア	2,772,162,924	0.10
	香港	533,893,160	0.01
	シンガポール	677,425,276	0.02
	小計	50,725,248,067	1.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	42,824,474,523	1.56
合計（純資産総額）		2,734,365,113,988	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	32,242,799,316	1.17
	買建	カナダ	1,397,380,140	0.05
	買建	ドイツ	3,945,477,780	0.14
	買建	イギリス	1,713,236,997	0.06
	買建	スイス	1,145,620,690	0.04
	買建	オーストラリア	753,639,400	0.02

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	466,988,206,882	46.90
	カナダ	19,467,136,960	1.95
	メキシコ	7,879,115,859	0.79
	ドイツ	44,156,569,363	4.43
	イタリア	87,453,584,214	8.78
	フランス	61,815,805,634	6.20
	オランダ	11,322,701,667	1.13
	スペイン	46,523,993,153	4.67
	ベルギー	15,086,641,087	1.51

	オーストリア	9,369,359,600	0.94
	フィンランド	4,616,461,928	0.46
	アイルランド	3,967,874,964	0.39
	ポルトガル	3,968,805,997	0.39
	イギリス	52,060,788,570	5.22
	スウェーデン	1,772,704,693	0.17
	ノルウェー	1,468,458,096	0.14
	デンマーク	2,131,303,010	0.21
	ポーランド	5,847,850,986	0.58
	オーストラリア	12,109,919,622	1.21
	ニュージーランド	2,769,224,009	0.27
	シンガポール	3,834,294,177	0.38
	マレーシア	4,974,711,306	0.49
	中国	110,380,435,281	11.08
	イスラエル	3,132,569,720	0.31
	小計	983,098,516,778	98.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	12,597,785,510	1.26
合計（純資産総額）		995,696,302,288	100.00

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	5,008,429,022	3.20
	メキシコ	2,627,712,138	1.67
	ブラジル	5,747,795,842	3.67
	チリ	353,809,843	0.22
	コロンビア	89,128,954	0.05
	ギリシャ	842,647,760	0.53
	トルコ	830,609,817	0.53
	チェコ	264,828,463	0.16
	ハンガリー	444,251,054	0.28
	ポーランド	1,513,074,837	0.96
	香港	37,299,618,504	23.84
	マレーシア	1,943,112,735	1.24
	タイ	1,726,935,762	1.10
	フィリピン	710,881,852	0.45
	インドネシア	1,827,917,356	1.16
	韓国	13,579,375,024	8.68
	台湾	25,690,940,904	16.42
	インド	26,839,634,792	17.15
	カタール	1,149,141,142	0.73
	エジプト	22,657,750	0.01

	南アフリカ	4,668,795,771	2.98
	アラブ首長国連邦	2,066,689,121	1.32
	クウェート	1,176,145,134	0.75
	サウジアラビア	5,925,176,011	3.78
	小計	142,349,309,588	91.00
投資信託受益証券	アメリカ	5,541,974,948	3.54
投資証券	メキシコ	120,113,874	0.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	8,412,682,476	5.37
合計（純資産総額）		156,424,080,886	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,861,175,453	5.02
	買建	香港	365,251,941	0.23

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	45,541,685,140	97.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,057,477,535	2.26
合計（純資産総額）		46,599,162,675	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	メキシコ	1,553,354,158	9.73
	ブラジル	1,038,378,417	6.50
	チリ	283,871,190	1.77
	コロンビア	565,429,361	3.54
	ペルー	294,133,363	1.84
	ウルグアイ	28,200,357	0.17
	ドミニカ共和国	39,410,977	0.24
	セルビア	43,678,027	0.27
	トルコ	196,828,965	1.23
	チェコ	769,740,271	4.82
	ハンガリー	353,498,852	2.21
	ポーランド	1,110,115,555	6.95
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	511,412,229	3.20
	マレーシア	1,556,700,743	9.75
	タイ	1,381,099,390	8.65
	インドネシア	1,538,880,093	9.64

	中国	1,548,269,824	9.70
	インド	1,459,286,262	9.14
	南アフリカ	1,140,013,743	7.14
	小計	15,412,301,777	96.61
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	540,067,458	3.38
合計（純資産総額）		15,952,369,235	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	63,734,459,250	96.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	2,057,277,374	3.12
合計（純資産総額）		65,791,736,624	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,629,628,000	2.47

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	68,494,969,639	78.77
	カナダ	1,068,566,240	1.22
	ドイツ	25,844,629	0.02
	イタリア	8,314,704	0.00
	フランス	1,639,766,926	1.88
	オランダ	134,695,935	0.15
	スペイン	373,365,219	0.42
	ベルギー	832,851,321	0.95
	アイルランド	31,926,518	0.03
	シンガポール	32,578,080	0.03
	ガーンジー	69,491,800	0.07
	イギリス	3,703,910,666	4.25
	オーストラリア	5,905,436,866	6.79
	ニュージーランド	65,455,380	0.07
	香港	828,999,577	0.95
	シンガポール	2,557,573,648	2.94
	韓国	141,850,260	0.16
	イスラエル	108,789,340	0.12
	小計	86,024,386,748	98.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	923,125,028	1.06

合計（純資産総額）	86,947,511,776	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,295,321,664	1.48

（参考）野村マネー　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	5,640,713,046	100.00
合計（純資産総額）		5,640,713,046	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	1,455,699,502	1.2337	1,795,926,067	1.2241	1,781,921,760	33.35
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	334,283,048	3.0022	1,003,584,567	2.9933	1,000,609,447	18.72
3	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	35,304,142	2.5759	90,939,940	2.6110	92,179,114	1.72
4	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	7,935,498	7.8534	62,320,640	7.1952	57,097,495	1.06
5	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	16,903,454	3.1558	53,343,921	3.0660	51,825,989	0.97
6	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	15,919,841	2.5805	41,081,149	2.5390	40,420,476	0.75
7	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	19,070,516	1.8483	35,248,034	1.8302	34,902,858	0.65
8	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	12,129,217	2.1279	25,809,760	2.0888	25,335,508	0.47
9	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	6,377,505	4.0827	26,037,439	3.9241	25,025,967	0.46
10	日本	親投資信託受益証券	野村マネー　マザーファンド	7,492,405	1.0211	7,650,494	1.0216	7,654,240	0.14

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	58.34
合　　計	58.34

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,387,600	3,349.53	34,793,588,512	2,616.00	27,173,961,600	3.57

2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,740,700	2,397.55	16,161,179,072	3,765.00	25,378,735,500	3.33
3	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	12,345,500	1,597.72	19,724,734,064	2,011.00	24,826,800,500	3.26
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,020,500	3,019.76	15,160,740,312	3,458.00	17,360,889,000	2.28
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,973,900	3,037.49	12,070,681,511	3,795.00	15,080,950,500	1.98
6	日本	株式	任天堂	その他製品	1,233,700	7,919.57	9,770,380,631	10,110.00	12,472,707,000	1.63
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,567,300	7,303.12	11,446,180,503	7,657.00	12,000,816,100	1.57
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	195,500	69,612.64	13,609,272,965	58,480.00	11,432,840,000	1.50
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,879,000	5,141.09	9,660,124,193	5,736.00	10,777,944,000	1.41
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,597,700	3,090.75	8,028,850,116	4,051.00	10,523,282,700	1.38
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,821,000	3,319.18	12,682,622,358	2,626.50	10,035,856,500	1.31
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,389,700	7,255.83	10,083,439,327	6,901.00	9,590,319,700	1.26
13	日本	株式	三菱重工業	機械	3,451,300	1,350.07	4,659,503,461	2,526.00	8,717,983,800	1.14
14	日本	株式	三井物産	卸売業	3,037,700	3,849.31	11,693,076,385	2,799.50	8,504,041,150	1.11
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,295,100	160.91	9,380,403,702	144.70	8,435,300,970	1.10
16	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	413,600	34,016.69	14,069,305,820	20,110.00	8,317,496,000	1.09
17	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,743,800	4,132.19	7,205,723,614	4,413.00	7,695,389,400	1.01
18	日本	株式	信越化学工業	化学	1,740,600	5,794.05	10,085,126,272	4,236.00	7,373,181,600	0.96
19	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	966,700	7,969.65	7,704,270,151	7,479.00	7,229,949,300	0.95
20	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	2,883,000	2,174.27	6,268,427,903	2,359.50	6,802,438,500	0.89
21	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,392,800	195.20	6,127,889,632	208.40	6,542,259,520	0.85
22	日本	株式	第一三共	医薬品	1,812,800	5,329.70	9,661,688,752	3,511.00	6,364,740,800	0.83
23	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	379,100	18,214.93	6,905,279,963	16,780.00	6,361,298,000	0.83
24	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,629,900	1,708.57	7,910,528,661	1,342.50	6,215,640,750	0.81
25	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,007,400	2,742.54	5,505,393,491	2,720.00	5,460,128,000	0.71
26	日本	株式	富士通	電気機器	1,816,100	2,382.57	4,326,987,491	2,951.00	5,359,311,100	0.70
27	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	116,300	41,178.21	4,789,026,808	44,060.00	5,124,178,000	0.67
28	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	2,283,900	2,047.91	4,677,224,416	2,163.00	4,940,075,700	0.64
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,169,200	4,377.75	5,118,465,611	4,114.00	4,810,088,800	0.63
30	日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	保険業	1,410,400	2,977.96	4,200,123,719	3,225.00	4,548,540,000	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.26
		建設業	2.13
		食料品	3.02
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13

		化学	4.76
		医薬品	4.10
		石油・石炭製品	0.53
		ゴム製品	0.63
		ガラス・土石製品	0.61
		鉄鋼	0.85
		非鉄金属	0.74
		金属製品	0.48
		機械	5.40
		電気機器	16.85
		輸送用機器	7.02
		精密機器	2.12
		その他製品	2.89
		電気・ガス業	1.25
		陸運業	2.34
		海運業	0.65
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.36
		卸売業	6.53
		小売業	4.39
		銀行業	9.25
		証券、商品先物取引業	0.86
		保険業	3.42
		その他金融業	1.10
		不動産業	1.87
		サービス業	4.42
合　　計			97.12

（参考）国内債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６４回	280,000,000	99.94	279,841,600	99.48	278,544,000	0.4	2026/9/1	1.71
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６８回	200,000,000	99.65	199,308,200	99.63	199,272,000	0.6	2027/1/1	1.22
3	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	200,000,000	99.10	198,202,600	97.62	195,240,000	0.5	2029/6/20	1.20
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	190,000,000	98.72	187,576,300	97.73	185,687,000	0.1	2028/3/20	1.14
5	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	190,000,000	96.48	183,315,800	94.30	179,175,700	0.7	2033/12/20	1.10

6	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６５回	180,000,000	99.82	179,685,000	99.42	178,970,400	0.4	2026/10/1	1.10
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４４回	180,000,000	99.41	178,940,700	99.03	178,257,600	0.1	2026/9/20	1.10
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４９回	180,000,000	99.25	178,651,800	98.90	178,034,400	0.005	2026/9/20	1.09
9	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	180,000,000	100.42	180,769,600	96.42	173,572,200	1	2034/3/20	1.07
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５０回	160,000,000	99.14	158,635,200	98.65	157,840,000	0.005	2026/12/20	0.97
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５１回	160,000,000	98.62	157,806,400	97.42	155,872,000	0.1	2028/6/20	0.96
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	150,000,000	99.91	149,865,000	98.37	147,568,500	0.7	2029/9/20	0.91
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（３０年）第３２回	140,000,000	110.92	155,298,300	104.78	146,696,200	2.3	2040/3/20	0.90
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５４回	150,000,000	98.05	147,075,000	96.47	144,709,500	0.1	2029/3/20	0.89
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６３回	140,000,000	100.05	140,072,500	99.53	139,343,400	0.4	2026/8/1	0.85
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５２回	140,000,000	98.44	137,816,000	97.09	135,931,600	0.1	2028/9/20	0.83
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５３回	140,000,000	98.22	137,509,400	96.77	135,479,400	0.1	2028/12/20	0.83
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	140,000,000	97.80	136,920,000	94.42	132,188,000	0.5	2032/12/20	0.81
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	140,000,000	96.44	135,022,800	94.08	131,723,200	0.5	2033/3/20	0.81
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	140,000,000	95.81	134,135,100	92.93	130,111,800	0.4	2033/6/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６８回	140,000,000	95.46	133,644,000	92.60	129,644,200	0.2	2032/9/20	0.80
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７５回	130,000,000	101.83	132,379,000	97.27	126,453,600	1.1	2034/6/20	0.78
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（４０年）第１７回	140,000,000	94.53	132,344,100	88.90	124,461,400	2.2	2064/3/20	0.76
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５８回	130,000,000	96.45	125,396,300	95.17	123,731,400	0.1	2030/3/20	0.76
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６６回	130,000,000	95.59	124,270,800	93.36	121,368,000	0.2	2032/3/20	0.74
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６７回	130,000,000	95.63	124,329,000	93.01	120,920,800	0.2	2032/6/20	0.74
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	120,000,000	99.72	119,664,000	98.11	117,741,600	0.4	2028/9/20	0.72

28	日本	国債証券	国庫債券　利付（３０年）第２９回	110,000,000	114.27	125,702,500	107.02	117,729,700	2.4	2038/9/20	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	120,000,000	98.15	117,783,300	98.00	117,606,000	0.2	2028/3/20	0.72
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	120,000,000	99.56	119,472,000	95.74	114,895,200	0.8	2033/9/20	0.70

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.49
合　　計	99.49

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,203,300	26,756.64	112,466,212,420	32,580.40	136,945,228,946	5.00
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6,845,400	14,047.73	96,162,358,925	16,397.85	112,249,899,891	4.10
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,974,300	62,883.87	124,151,640,718	56,638.17	111,820,750,877	4.08
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,645,200	27,243.23	72,063,813,835	28,815.49	76,222,745,787	2.78
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	609,400	73,954.87	45,068,098,287	86,234.16	52,551,100,029	1.92
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,633,200	22,971.62	37,517,256,999	23,075.42	37,686,778,557	1.37
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,392,200	23,150.76	32,230,490,540	23,334.09	32,485,721,769	1.18
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	807,500	27,857.46	22,494,906,333	39,405.99	31,820,341,770	1.16
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,244,700	20,738.96	25,813,784,583	25,286.82	31,474,507,841	1.15
10	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	372,000	63,668.43	23,684,656,599	78,693.87	29,274,120,086	1.07
11	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	786,900	30,301.43	23,844,199,849	36,310.93	28,573,072,391	1.04
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	225,500	117,798.72	26,563,611,890	122,981.69	27,732,372,268	1.01
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	483,400	42,701.90	20,642,100,751	51,262.93	24,780,501,329	0.90
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,228,500	17,296.35	21,248,575,759	17,602.98	21,625,272,724	0.79
15	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケ	257,200	74,758.07	19,227,777,887	77,158.30	19,845,114,966	0.72

				ア・サービス						
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	229,100	72,182.37	16,536,981,922	80,832.00	18,518,612,850	0.67
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	124,080	112,717.12	13,985,940,690	139,002.76	17,247,462,858	0.63
18	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	119,480	93,505.75	11,172,068,100	139,629.25	16,682,903,029	0.61
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	658,300	24,384.79	16,052,507,879	25,123.84	16,539,027,558	0.60
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	673,000	23,619.33	15,895,814,823	24,477.91	16,473,639,622	0.60
21	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,235,500	9,357.70	11,561,442,158	12,731.62	15,729,926,394	0.57
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	493,900	27,299.05	13,483,001,046	30,694.96	15,160,241,139	0.55
23	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	277,700	57,110.20	15,859,502,889	53,550.58	14,870,998,288	0.54
24	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,144,000	9,264.56	10,598,664,557	10,521.72	12,036,850,426	0.44
25	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	477,200	23,502.77	11,215,522,803	24,833.77	11,850,678,289	0.43
26	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,915,000	5,723.35	10,960,219,333	6,167.70	11,811,145,500	0.43
27	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	291,900	29,938.27	8,738,982,797	39,993.24	11,674,026,756	0.42
28	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	732,300	16,122.30	11,806,361,154	15,344.40	11,236,711,150	0.41
29	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	110,100	142,709.12	15,712,275,105	101,397.24	11,163,837,005	0.40
30	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	267,500	44,544.27	11,915,592,992	40,365.91	10,797,882,102	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.59
		メディア	0.45
		娯楽	1.40
		不動産管理・開発	0.28
		エネルギー設備・サービス	0.20
		石油・ガス・消耗燃料	4.00
		化学	1.53
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.18
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.35
		建設関連製品	0.60
		建設・土木	0.33
		電気設備	1.03
		コングロマリット	0.69
		機械	1.73
		商社・流通業	0.43

		商業サービス・用品	0.65
		航空貨物・物流サービス	0.37
		旅客航空輸送	0.05
		海上運輸	0.04
		陸上運輸	0.87
		運送インフラ	0.09
		自動車用部品	0.08
		自動車	1.60
		家庭用耐久財	0.22
		繊維・アパレル・贅沢品	0.88
		ホテル・レストラン・レジャー	1.93
		販売	0.06
		大規模小売り	3.24
		専門小売り	1.57
		生活必需品流通・小売り	1.82
		飲料	1.28
		食品	1.11
		タバコ	0.68
		家庭用品	0.98
		パーソナルケア用品	0.47
		ヘルスケア機器・用品	2.16
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.76
		バイオテクノロジー	1.74
		医薬品	4.50
		銀行	6.12
		金融サービス	3.52
		保険	3.41
		情報技術サービス	1.29
		ソフトウェア	8.21
		通信機器	0.72
		コンピュータ・周辺機器	5.27
		電子装置・機器・部品	0.49
		半導体・半導体製造装置	7.82
		各種電気通信サービス	1.08
		無線通信サービス	0.26
		電力	1.66
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.76
		水道	0.08
		消費者金融	0.43
		資本市場	3.52

		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.12
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.88
		専門サービス	0.96
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.85
合　計			98.43

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	13,192.14	9,828,151,452	13,639.61	10,161,509,918	2.75	2032/8/15	1.02
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,000,000	15,083.31	10,105,819,063	15,091.88	10,111,560,900	4.875	2026/5/31	1.01
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,356.62	9,389,707,496	13,772.19	9,681,851,681	1.25	2028/5/31	0.97
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,550,000	14,109.05	9,530,664,214	14,275.94	9,643,402,073	1.25	2026/12/31	0.96
5	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	465,800,000	2,066.86	9,627,466,701	2,068.50	9,635,085,242	1.85	2027/5/15	0.96
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,200,000	14,299.47	9,466,250,078	14,483.58	9,588,130,459	2.375	2027/5/15	0.96
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,322.98	8,913,075,794	13,597.84	9,096,961,444	1	2028/7/31	0.91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,362.47	8,582,716,930	13,801.68	8,864,824,724	2.875	2032/5/15	0.89
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	14,011.54	8,505,010,096	14,495.55	8,798,801,469	2	2026/11/15	0.88
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,600,000	14,322.52	8,392,997,189	14,420.79	8,450,585,469	1.625	2026/10/31	0.84
11	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	52,050,000	16,303.53	8,485,990,063	16,227.89	8,446,616,983	2.75	2030/2/25	0.84
12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	49,950,000	16,370.08	8,176,854,960	16,398.44	8,191,022,778	3.1	2026/8/28	0.82
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,150,000	14,658.94	8,084,405,851	14,701.72	8,108,003,509	4	2034/2/15	0.81
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,950,000	13,317.49	7,850,665,167	13,743.86	8,102,009,265	1.25	2028/6/30	0.81
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,950,000	18,783.05	8,067,324,132	18,744.55	8,050,785,084	5.75	2033/2/1	0.80
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	14,256.28	7,897,984,133	14,494.09	8,029,728,630	2.875	2028/5/15	0.80
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,550,000	18,250.76	8,130,717,267	17,927.66	7,986,776,450	5.5	2029/4/25	0.80
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,100,000	14,071.21	7,753,238,489	14,469.80	7,972,865,289	0.5	2026/2/28	0.80
19	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	43,250,000	18,704.49	8,089,692,388	18,041.98	7,803,158,004	4.75	2035/4/25	0.78
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,950,000	13,382.55	7,487,537,015	13,899.51	7,776,780,462	0.5	2027/5/31	0.78
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	14,590.75	7,295,378,345	14,968.35	7,484,176,501	4	2030/2/28	0.75
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,950,000	14,703.29	7,491,327,201	14,610.61	7,444,108,057	3.875	2033/8/15	0.74
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57,250,000	12,709.29	7,276,070,421	12,952.75	7,415,451,166	1.875	2032/2/15	0.74
24	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39,200,000	19,141.61	7,503,514,509	18,891.72	7,405,554,491	5.5	2031/1/4	0.74
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,950,000	16,422.23	7,381,795,588	16,473.08	7,404,651,744	3.8	2026/4/15	0.74
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	13,946.22	7,224,146,404	14,280.91	7,397,511,836	3.5	2033/2/15	0.74

27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	13,751.66	7,061,481,532	14,087.00	7,233,675,976	2.375	2029/3/31	0.72
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	37,350,000	19,575.45	7,311,433,662	19,084.71	7,128,140,133	5.75	2032/10/25	0.71
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,300.77	6,778,565,040	14,704.06	6,969,726,545	3.625	2030/3/31	0.69
30	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	41,400,000	16,607.50	6,875,506,212	16,810.69	6,959,627,515	3.5	2029/5/31	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.73
合　　計	98.73

（参考）新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,058,000	3,728.14	11,400,659,165	4,295.04	13,134,242,106	8.39
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	801,400	7,268.51	5,824,985,872	9,792.59	7,847,781,626	5.01
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	8,066,400	652.99	5,267,326,510	687.04	5,541,974,948	3.54
4	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2,007,480	1,541.24	3,094,009,548	2,517.82	5,054,473,294	3.23
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	592,720	7,857.73	4,657,438,072	6,122.34	3,628,833,365	2.31
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	702,400	2,790.00	1,959,700,382	3,217.63	2,260,064,717	1.44
7	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	2,044,000	446.54	912,747,998	981.18	2,005,533,964	1.28
8	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	610,640	2,349.94	1,434,973,403	3,077.12	1,879,013,778	1.20
9	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	755,800	2,444.86	1,847,829,697	2,244.17	1,696,148,221	1.08
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	86,180	19,532.16	1,683,282,235	18,009.68	1,552,074,567	0.99
11	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	648,500	1,997.82	1,295,587,324	2,373.09	1,538,952,756	0.98
12	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	11,935,000	103.84	1,239,392,581	128.77	1,536,917,690	0.98
13	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	67,760	18,123.43	1,228,043,722	20,268.81	1,373,414,566	0.87
14	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	188,538	5,108.30	963,108,886	6,609.49	1,246,140,780	0.79
15	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	152,500	4,944.78	754,080,363	7,818.69	1,192,351,140	0.76
16	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	412,300	2,620.61	1,080,477,643	2,764.34	1,139,739,031	0.72
17	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,551,649	776.56	1,204,959,732	694.78	1,078,064,623	0.68

18	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	240,500	3,231.37	777,146,586	4,061.64	976,824,420	0.62
19	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	314,500	2,359.70	742,126,909	3,050.78	959,471,568	0.61
20	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	301,367	2,425.29	730,902,496	3,159.76	952,249,803	0.60
21	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,520,000	85.50	728,525,796	105.51	899,011,656	0.57
22	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	21,160	31,479.99	666,116,654	37,316.78	789,623,198	0.50
23	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	8,720,000	70.47	614,508,221	88.21	769,276,656	0.49
24	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	714,940	1,145.22	818,764,087	1,065.18	761,543,364	0.48
25	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	76,800	8,172.78	627,669,804	9,744.54	748,380,672	0.47
26	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	822,500	763.56	628,034,244	902.37	742,206,728	0.47
27	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	241,750	2,955.56	714,508,325	3,029.07	732,278,156	0.46
28	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	111,500	6,987.32	779,086,883	6,346.82	707,670,876	0.45
29	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	450,652	1,642.09	740,011,739	1,493.04	672,845,446	0.43
30	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	403,700	2,107.93	850,971,661	1,547.53	624,738,668	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	6.12
		メディア	0.03
		娯楽	0.94
		不動産管理・開発	1.46
		エネルギー設備・サービス	0.08
		石油・ガス・消耗燃料	3.98
		化学	1.24
		建設資材	0.68
		容器・包装	0.02
		金属・鉱業	3.17
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	0.67
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.51
		電気設備	0.93
		コングロマリット	0.92
		機械	0.63
		商社・流通業	0.08
		商業サービス・用品	0.03
		航空貨物・物流サービス	0.22
		旅客航空輸送	0.33

		海上運輸	0.31
		陸上運輸	0.12
		運送インフラ	0.56
		自動車用部品	0.52
		自動車	3.01
		家庭用耐久財	0.35
		繊維・アパレル・贅沢品	0.70
		ホテル・レストラン・レジャー	2.57
		大規模小売り	5.60
		専門小売り	0.61
		生活必需品流通・小売り	1.07
		飲料	0.87
		食品	1.17
		タバコ	0.30
		家庭用品	0.02
		パーソナルケア用品	0.52
		ヘルスケア機器・用品	0.07
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.58
		バイオテクノロジー	0.77
		医薬品	1.05
		銀行	16.72
		金融サービス	0.99
		保険	2.75
		情報技術サービス	1.91
		ソフトウェア	0.14
		通信機器	0.20
		コンピュータ・周辺機器	5.18
		電子装置・機器・部品	1.90
		半導体・半導体製造装置	11.05
		各種電気通信サービス	1.07
		無線通信サービス	1.51
		電力	1.08
		ガス	0.29
		総合公益事業	0.06
		水道	0.14
		消費者金融	0.75
		資本市場	0.71
		各種消費者サービス	0.14
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.72
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.43
		その他の業種	0.00

投資信託受益証券	—	—	3.54
投資証券	—	—	0.07
合　　計			94.62

（参考）新興国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	12,400,000	7,315.37	907,106,441	9,446.89	1,171,414,966	4.125	2035/7/9	2.51
2	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,400,000	7,253.01	536,722,973	9,928.05	734,675,829	5	2038/1/9	1.57
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	6,305,471.92	8,994.00	567,114,742	11,041.92	696,245,756	0.75	2030/7/9	1.49
4	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	4,900,000	12,899.88	632,094,305	12,682.28	621,432,034	4.4	2050/4/16	1.33
5	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,900,000	15,074.06	587,888,418	14,780.03	576,421,270	5	2034/1/16	1.23
6	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,500,000	14,543.67	509,028,729	14,022.10	490,773,526	5.5	2054/3/18	1.05
7	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,500,000	13,431.15	470,090,281	13,840.47	484,416,652	3.875	2030/6/12	1.03
8	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,100,000	15,582.97	483,072,207	15,558.54	482,314,828	6.25	2031/1/25	1.03
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	6,500,000	8,234.96	535,273,048	7,374.32	479,331,215	5.5	2035/7/31	1.02
10	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,200,000	14,861.16	475,557,331	14,931.47	477,807,308	4.75	2030/1/16	1.02
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,200,000	14,814.92	474,077,681	14,805.22	473,767,158	5.125	2034/9/18	1.01
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,700,000	16,525.89	446,199,080	16,304.67	440,226,173	9.125	2030/7/13	0.94
13	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	3,300,000	12,817.20	422,967,858	13,146.52	433,835,179	2.783	2031/1/23	0.93
14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	15,068.92	421,929,890	15,067.82	421,898,993	6.375	2025/10/14	0.90
15	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,300,000	12,568.24	414,752,033	12,608.17	416,069,786	2.659	2031/5/24	0.89
16	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,700,000	15,092.38	407,494,332	15,317.83	413,581,426	6.875	2037/5/13	0.88
17	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,000,000	13,652.87	409,586,117	13,578.65	407,359,764	4.875	2032/9/23	0.87
18	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000	16,530.93	413,273,281	16,287.40	407,185,013	9.875	2028/1/15	0.87
19	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	2,800,000	14,177.48	396,969,619	14,379.33	402,621,475	3.75	2030/4/16	0.86
20	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,600,000	14,835.65	385,726,911	14,888.54	387,102,058	6.625	2035/3/15	0.83
21	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	3,300,000	11,752.15	387,821,238	11,635.03	383,956,101	3.875	2050/4/16	0.82
22	アメリカ	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000	12,028.88	384,924,288	11,736.92	375,581,561	8.875	2050/5/29	0.80
23	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,600,000	14,511.00	377,286,059	14,246.80	370,416,901	5.75	2054/1/16	0.79
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,600,000	14,596.14	379,499,702	14,072.08	365,874,178	5.5	2053/4/4	0.78

25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000	16,716.33	367,759,392	16,577.19	364,698,305	9.375	2033/1/19	0.78
26	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,500,000	14,673.85	366,846,274	14,460.19	361,504,933	6	2036/5/7	0.77
27	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,400,000	14,679.87	352,316,966	14,959.18	359,020,534	4.625	2029/3/18	0.77
28	アメリカ	国債証券	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,300,000	15,721.33	361,590,795	15,531.42	357,222,830	5.75	2034/10/28	0.76
29	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,500,000	14,290.80	357,270,115	14,276.16	356,904,240	5.5	2036/3/26	0.76
30	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000	14,527.37	348,657,075	14,738.86	353,732,801	4.875	2033/7/18	0.75

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.73
合　　計	97.73

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	9,400,000	2,149.37	202,041,161	2,147.12	201,830,212	—	2026/7/1	1.26
2	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	28,150,000	708.60	199,473,461	716.31	201,641,733	7.5	2027/6/3	1.26
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	8,600,000	2,301.02	197,888,558	2,303.13	198,069,263	—	2026/1/1	1.24
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,900,000	2,094.78	165,487,895	2,081.75	164,458,924	1.91	2029/7/15	1.03
5	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	87,000,000	168.71	146,786,112	171.73	149,406,840	6.67	2050/12/17	0.93
6	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	600,000	2,454.71	147,290,557	2,471.94	148,316,681	10	2027/1/1	0.92
7	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,300,000	3,389.85	145,763,627	3,393.05	145,901,396	3.733	2028/6/15	0.91
8	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,000,000	643.32	141,531,486	662.00	145,641,852	7.75	2034/11/23	0.91
9	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000	709.30	141,861,097	723.63	144,727,914	8.5	2029/5/31	0.90
10	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	80,000,000	178.99	143,193,548	179.89	143,919,847	7.1	2029/4/18	0.90
11	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,000,000	728.70	138,454,692	721.72	137,127,388	8.875	2035/2/28	0.85
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,800,000	671.52	132,962,626	688.30	136,284,533	7.75	2031/5/29	0.85
13	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000	775.54	135,720,280	774.93	135,613,950	8	2030/1/31	0.85
14	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,000,000	840.31	134,449,656	840.01	134,402,527	10.5	2026/12/21	0.84
15	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	15,100,000,000	0.90	136,090,864	0.88	133,287,700	6.625	2034/2/15	0.83
16	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000	3,453.59	127,783,050	3,481.59	128,818,940	2.75	2029/10/25	0.80
17	南アフリ	国債証券	REPUBLIC OF	20,300,000	645.78	131,093,471	632.15	128,326,896	8.75	2044/1/31	0.80

	カ		SOUTH AFRICA								
18	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,800,000	638.56	126,436,154	624.15	123,582,082	8.75	2048/2/28	0.77
19	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	17,200,000	711.78	122,427,084	718.21	123,532,223	7	2026/9/3	0.77
20	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	4,000,000	3,003.13	120,125,313	3,022.29	120,891,683	1.75	2032/4/25	0.75
21	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	18,100,000	680.51	123,172,328	667.11	120,746,974	9	2040/1/31	0.75
22	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,500,000	3,402.03	119,071,345	3,401.20	119,042,116	3.9	2026/11/30	0.74
23	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	3,767.49	116,792,417	3,789.80	117,484,087	4.75	2029/7/25	0.73
24	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	27,000,000	430.54	116,248,458	433.86	117,142,519	1	2027/6/17	0.73
25	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000	2,121.00	114,534,013	2,101.75	113,494,999	2.12	2031/6/25	0.71
26	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	64,000,000	174.48	111,670,240	176.30	112,837,120	6.54	2032/1/17	0.70
27	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,600,000	587.38	109,254,490	601.79	111,933,171	7.75	2042/11/13	0.70
28	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	11,900,000,000	0.95	113,208,996	0.93	110,773,090	7.5	2035/6/15	0.69
29	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000	181.97	109,183,536	183.61	110,167,200	7.26	2033/2/6	0.69
30	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000	181.91	109,151,919	183.46	110,076,933	7.32	2030/11/13	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.61
合　　計	96.61

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	37,992	118,214	4,491,192,366	127,400	4,840,180,800	7.35
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	33,453	104,846	3,507,434,647	107,300	3,589,506,900	5.45
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	33,774	91,447	3,088,531,991	95,700	3,232,171,800	4.91
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	20,756	141,535	2,937,710,838	142,500	2,957,730,000	4.49
5	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	18,223	151,091	2,753,347,693	147,800	2,693,359,400	4.09
6	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	11,347	244,523	2,774,606,338	231,600	2,627,965,200	3.99
7	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	21,432	130,368	2,794,060,049	120,600	2,584,699,200	3.92
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	9,713	244,868	2,378,405,409	236,800	2,300,038,400	3.49
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	12,978	160,745	2,086,159,511	176,200	2,286,723,600	3.47

10	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	35,887	67,217	2,412,222,938	63,000	2,260,881,000	3.43
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	14,401	142,045	2,045,603,293	148,600	2,139,988,600	3.25
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	12,803	157,869	2,021,208,457	143,100	1,832,109,300	2.78
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	23,929	77,450	1,853,322,586	72,500	1,734,852,500	2.63
14	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	19,572	79,129	1,548,721,203	79,700	1,559,888,400	2.37
15	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	4,454	331,113	1,474,778,103	340,000	1,514,360,000	2.30
16	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	14,198	106,236	1,508,351,080	102,900	1,460,974,200	2.22
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	11,926	122,866	1,465,311,484	116,200	1,385,801,200	2.10
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	11,245	125,358	1,409,656,444	108,900	1,224,580,500	1.86
19	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	12,988	89,853	1,167,020,505	92,100	1,196,194,800	1.81
20	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	8,088	147,753	1,195,029,499	139,300	1,126,658,400	1.71
21	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	3,166	361,770	1,145,366,194	340,000	1,076,440,000	1.63
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,659	129,955	995,327,642	134,000	1,026,306,000	1.55
23	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	7,909	131,151	1,037,273,259	123,800	979,134,200	1.48
24	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人　投資証券	12,083	87,333	1,055,254,909	79,100	955,765,300	1.45
25	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,620	119,328	789,952,617	132,800	879,136,000	1.33
26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,298	307,987	1,015,741,521	264,100	871,001,800	1.32
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	9,620	100,172	963,658,584	88,700	853,294,000	1.29
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,755	144,658	832,509,955	143,300	824,691,500	1.25
29	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人　投資証券	2,670	286,500	764,955,854	294,900	787,383,000	1.19
30	日本	投資証券	森トラストリート投資法人　投資証券	12,555	67,916	852,687,388	62,300	782,176,500	1.18

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.87
合　　計	96.87

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	370,040	16,567.38	6,130,596,253	16,514.48	6,111,019,659	7.02
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	243,250	16,164.52	3,932,020,013	22,939.35	5,579,998,931	6.41
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	38,860	115,756.51	4,498,298,248	120,064.56	4,665,708,802	5.36
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	122,500	23,030.71	2,821,262,602	24,563.14	3,008,985,336	3.46
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	349,600	8,022.17	2,804,553,219	8,464.32	2,959,128,789	3.40
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	62,950	41,648.61	2,621,780,120	44,014.20	2,770,694,041	3.18
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	126,400	22,359.91	2,826,293,711	21,246.79	2,685,594,509	3.08

8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	811,400	3,325.32	2,698,167,526	2,752.38	2,233,282,187	2.56
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	421,200	4,281.50	1,803,370,289	4,786.13	2,015,920,146	2.31
10	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	84,720	22,332.14	1,891,978,952	21,749.17	1,842,590,462	2.11
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	56,780	29,883.76	1,696,800,088	31,934.48	1,813,239,865	2.08
12	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	174,710	7,762.41	1,356,171,860	10,280.99	1,796,192,671	2.06
13	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	117,420	13,175.46	1,547,063,315	12,724.15	1,494,069,928	1.71
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	136,620	9,843.98	1,344,884,913	10,672.73	1,458,109,411	1.67
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	25,700	40,453.68	1,039,659,584	45,753.12	1,175,855,184	1.35
16	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	227,900	5,193.85	1,183,679,865	5,153.95	1,174,586,208	1.35
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	46,760	20,750.64	970,300,202	24,805.36	1,159,899,008	1.33
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	47,920	17,511.84	839,167,603	19,474.98	933,241,042	1.07
19	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	61,660	16,966.43	1,046,150,322	14,294.11	881,374,946	1.01
20	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	272,000	2,881.44	783,752,077	3,129.45	851,211,379	0.97
21	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	280,000	2,910.63	814,977,301	3,018.80	845,266,464	0.97
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	109,800	6,633.17	728,322,386	7,535.80	827,431,718	0.95
23	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	87,620	8,418.14	737,597,440	9,374.90	821,429,088	0.94
24	アメリカ	投資証券	UDR INC	119,700	5,982.29	716,080,736	6,659.62	797,156,610	0.91
25	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	42,540	16,103.30	685,034,552	18,286.29	777,899,032	0.89
26	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	76,500	9,416.38	720,353,493	9,932.61	759,844,940	0.87
27	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	541,800	1,715.97	929,715,311	1,349.76	731,301,312	0.84
28	香港	投資証券	LINK REIT	1,034,000	652.69	674,884,452	702.49	726,375,694	0.83
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	65,380	9,342.74	610,828,733	10,895.52	712,349,254	0.81
30	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	126,500	5,348.33	676,563,795	5,618.96	710,798,642	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.93
合　　計	98.93

（参考）野村マネー　マザーファンド

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー　マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 06 月限)	買建	766	日本円	20,888,324,891	20,390,920,000	2.67

（参考）国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）

株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	767	米ドル	220,198,697.5	32,924,109,251	215,642,050	32,242,799,316	1.17
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	45	カナダドル	13,460,752	1,406,917,803	13,369,500	1,397,380,140	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	462	ユーロ	24,871,405	4,031,157,324	24,342,780	3,945,477,780	0.14
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	40	豪ドル	7,942,675	746,373,171	8,020,000	753,639,400	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	102	英ポンド	8,879,440	1,721,013,061	8,839,320	1,713,236,997	0.06
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	53	スイスフラン	6,807,840	1,157,605,112	6,737,360	1,145,620,690	0.04

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI エマージング・マーケット指数先物(2025 年 06 月限)	買建	944	米ドル	53,749,870	8,036,680,557	52,576,080	7,861,175,453	5.02
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物(2025 年 04 月限)	買建	46	米ドル	2,501,250	373,986,900	2,442,830	365,251,941	0.23

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
REIT 指数先物取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2025 年 06 月限)	買建	968	日本円	1,584,393,890	1,629,628,000	2.47

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2025年06月限)	買建	238	米ドル	8,709,830	1,302,293,805	8,663,200	1,295,321,664	1.48

（参考）野村マネー　マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間　(2016年 2月17日)	35	35	1.0274	1.0279
第4計算期間　(2017年 2月17日)	47	48	1.0353	1.0358
第5計算期間　(2018年 2月19日)	948	949	1.0379	1.0384
第6計算期間　(2019年 2月18日)	1,645	1,646	1.0463	1.0468
第7計算期間　(2020年 2月17日)	2,625	2,626	1.1050	1.1055
第8計算期間　(2021年 2月17日)	3,452	3,453	1.0985	1.0990
第9計算期間　(2022年 2月17日)	3,910	3,911	1.0707	1.0712
第10計算期間　(2023年 2月17日)	4,935	4,938	1.0027	1.0032
第11計算期間　(2024年 2月19日)	5,189	5,192	1.0161	1.0166
第12計算期間　(2025年 2月17日)	5,317	5,320	1.0140	1.0145
2024年 3月末日	5,283	—	1.0299	—
4月末日	5,212	—	1.0206	—
5月末日	5,218	—	1.0159	—
6月末日	5,268	—	1.0244	—
7月末日	5,253	—	1.0174	—
8月末日	5,282	—	1.0184	—
9月末日	5,312	—	1.0205	—
10月末日	5,371	—	1.0240	—
11月末日	5,382	—	1.0206	—
12月末日	5,384	—	1.0228	—
2025年 1月末日	5,368	—	1.0192	—

2月末日	5,343	—	1.0141	—
3月末日	5,342	—	1.0095	—

②【分配の推移】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2015年 2月18日～2016年 2月17日	0.0005円
第4計算期間	2016年 2月18日～2017年 2月17日	0.0005円
第5計算期間	2017年 2月18日～2018年 2月19日	0.0005円
第6計算期間	2018年 2月20日～2019年 2月18日	0.0005円
第7計算期間	2019年 2月19日～2020年 2月17日	0.0005円
第8計算期間	2020年 2月18日～2021年 2月17日	0.0005円
第9計算期間	2021年 2月18日～2022年 2月17日	0.0005円
第10計算期間	2022年 2月18日～2023年 2月17日	0.0005円
第11計算期間	2023年 2月18日～2024年 2月19日	0.0005円
第12計算期間	2024年 2月20日～2025年 2月17日	0.0005円

③【収益率の推移】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2015年 2月18日～2016年 2月17日	△1.1%
第4計算期間	2016年 2月18日～2017年 2月17日	0.8%
第5計算期間	2017年 2月18日～2018年 2月19日	0.3%
第6計算期間	2018年 2月20日～2019年 2月18日	0.9%
第7計算期間	2019年 2月19日～2020年 2月17日	5.7%
第8計算期間	2020年 2月18日～2021年 2月17日	△0.5%
第9計算期間	2021年 2月18日～2022年 2月17日	△2.5%
第10計算期間	2022年 2月18日～2023年 2月17日	△6.3%
第11計算期間	2023年 2月18日～2024年 2月19日	1.4%
第12計算期間	2024年 2月20日～2025年 2月17日	△0.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2015年 2月18日～2016年 2月17日	—	—	35,000,000
第4計算期間	2016年 2月18日～2017年 2月17日	11,359,814	—	46,359,814

第 5 計算期間	2017 年 2 月 18 日～2018 年 2 月 19 日	1,085,833,763	217,945,007	914,248,570
第 6 計算期間	2018 年 2 月 20 日～2019 年 2 月 18 日	922,864,885	264,607,400	1,572,506,055
第 7 計算期間	2019 年 2 月 19 日～2020 年 2 月 17 日	1,044,057,179	240,724,073	2,375,839,161
第 8 計算期間	2020 年 2 月 18 日～2021 年 2 月 17 日	1,279,818,925	512,962,915	3,142,695,171
第 9 計算期間	2021 年 2 月 18 日～2022 年 2 月 17 日	919,816,988	410,427,376	3,652,084,783
第 10 計算期間	2022 年 2 月 18 日～2023 年 2 月 17 日	1,734,331,236	463,664,443	4,922,751,576
第 11 計算期間	2023 年 2 月 18 日～2024 年 2 月 19 日	848,577,365	663,851,382	5,107,477,559
第 12 計算期間	2024 年 2 月 20 日～2025 年 2 月 17 日	710,688,886	574,166,321	5,244,000,124

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

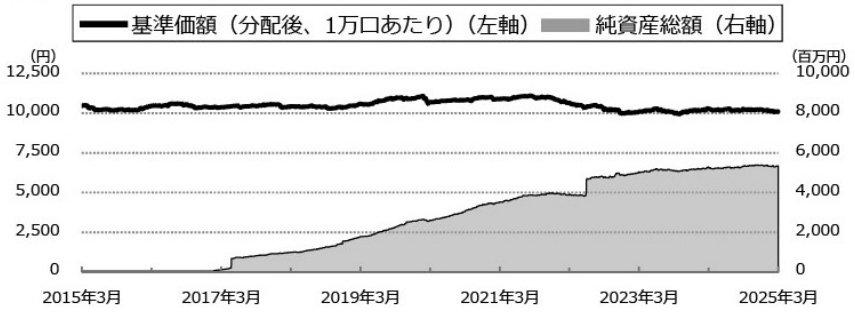

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2025年2月	5　円
2024年2月	5　円
2023年2月	5　円
2022年2月	5　円
2021年2月	5　円
設定来累計	55　円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率(%)
国内株式マザーファンド	1.0
国内債券マザーファンド	33.4
外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1.1
外国債券マザーファンド	18.7
新興国株式マザーファンド	0.5
新興国債券マザーファンド	0.8
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	0.7
Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1.7
海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	0.5
野村マネー　マザーファンド	0.1

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.0
2	ソニーグループ	電気機器	0.0
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	0.0
4	日立製作所	電気機器	0.0
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.0

・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	国庫債券　利付（２年）第４６４回	国債証券	0.6
2	国庫債券　利付（２年）第４６８回	国債証券	0.4
3	国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	国債証券	0.4
4	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	国債証券	0.4
5	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	国債証券	0.4

・「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.1
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.0
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.0
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.0
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.0

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.2
5	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.2

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.0
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.0
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	―	0.0
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.0
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.0

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.0
2	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.0
3	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.0
4	STATE OF QATAR	国債証券	0.0
5	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	0.0

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0
2	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.0
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0
5	INDIA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0

・「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	日本ビルファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.1
2	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	投資証券	0.1
3	日本都市ファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.1
4	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.1
5	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	投資証券	0.1

・「海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.0
2	WELLTOWER INC	投資証券	0.0
3	EQUINIX INC	投資証券	0.0
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.0
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.0

・「野村マネー　マザーファンド」を通じての投資銘柄

資産の種類	投資比率（%）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	0.1

年間収益率の推移（暦年ベース）

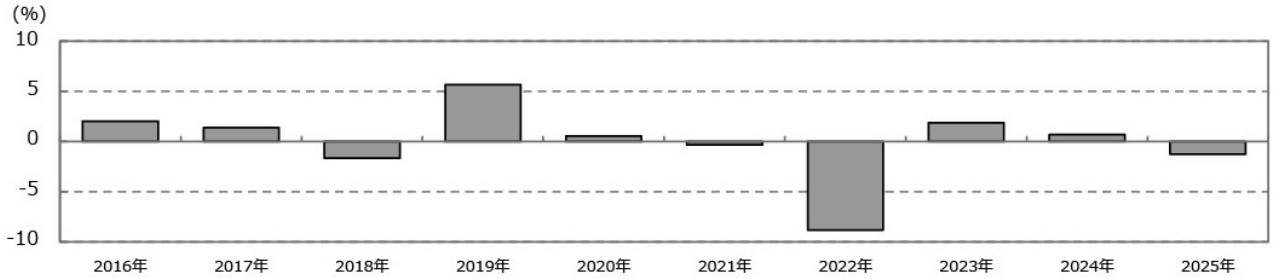

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)販売単位

１円以上１円単位（当初元本１口＝１円）とします。

(4)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5)申込代金の支払い

取得申込日の翌々営業日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

(7)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは

販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)換金単位

１口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4)換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、信託約款の規定に従い、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。
また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞
基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(2013年3月29日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎年2月18日から翌年2月17日までとします。
また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるこ

とができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ⅰ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅱ）上記（ⅰ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅲ）上記（ⅰ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

（ⅳ）上記（ⅰ）から（ⅲ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ⅰ）から（ⅲ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（ⅴ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ⅵ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（d）信託約款の変更等（ⅳ）」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（c）運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

（d）信託約款の変更等

（ⅰ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（ⅱ）委託者は、上記（ⅰ）の事項（上記（ⅰ）の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅲ）上記（ⅱ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅳ）上記（ⅱ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をも

って行ないます。

(ｖ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ⅱ)から(ｖ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(ｉ)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(ｅ) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ｆ) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ｉ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(ｄ)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ｇ) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ｈ) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(ｉ) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、原則、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（2024年2月20日から2025年2月17日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年4月２５日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村 DC 運用戦略ファンド（マイルド）の２０２４年２月２０日から２０２５年２月１７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村 DC 運用戦略ファンド（マイルド）の２０２５年２月１７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 11 期 (2024 年 2 月 19 日現在)	第 12 期 (2025 年 2 月 17 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	968,498,410	1,368,641,933
親投資信託受益証券	4,272,209,959	3,023,951,019
派生商品評価勘定	－	13,290,557
未収入金	－	942,556,798
未収利息	－	18,284
流動資産合計	5,240,708,369	5,348,458,591
資産合計	5,240,708,369	5,348,458,591
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	19,546,537	－
未払金	－	62,640
未払収益分配金	2,553,738	2,622,000
未払解約金	11,457,187	10,639,820
未払受託者報酬	1,439,157	1,459,739
未払委託者報酬	15,830,696	16,057,129
未払利息	102	－
その他未払費用	86,290	87,526
流動負債合計	50,913,707	30,928,854
負債合計	50,913,707	30,928,854
純資産の部		
元本等		
元本	5,107,477,559	5,244,000,124
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	82,317,103	73,529,613
（分配準備積立金）	185,948,398	223,927,788
元本等合計	5,189,794,662	5,317,529,737
純資産合計	5,189,794,662	5,317,529,737
負債純資産合計	5,240,708,369	5,348,458,591

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 11 期 自　2023 年 2 月 18 日 至　2024 年 2 月 19 日	第 12 期 自　2024 年 2 月 20 日 至　2025 年 2 月 17 日
営業収益		
受取利息	211	2,225,105

有価証券売買等損益	278,457,220	67,746,060
為替差損益	△174,588,872	△44,224,439
営業収益合計	103,868,559	25,746,726
営業費用		
支払利息	554,693	5,159
受託者報酬	2,822,206	2,891,206
委託者報酬	31,044,165	31,803,162
その他費用	421,960	432,601
営業費用合計	34,843,024	35,132,128
営業利益又は営業損失（△）	69,025,535	△9,385,402
経常利益又は経常損失（△）	69,025,535	△9,385,402
当期純利益又は当期純損失（△）	69,025,535	△9,385,402
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,572,439	2,496,369
期首剰余金又は期首欠損金（△）	13,225,947	82,317,103
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,513,799	15,175,217
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,513,799	15,175,217
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,322,001	9,458,936
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,322,001	9,458,936
分配金	2,553,738	2,622,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	82,317,103	73,529,613

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 2月20日から2025年 2月17日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 2024年 2月19日現在	第12期 2025年 2月17日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 5,107,477,559口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 5,244,000,124口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.0161円 （10,000口当たり純資産額）（10,161円）	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.0140円 （10,000口当たり純資産額）（10,140円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 2023年 2月18日 至 2024年 2月19日	第12期 自 2024年 2月20日 至 2025年 2月17日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程

第11期

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	49,222,148円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	635,924,859円
分配準備積立金額	D	139,279,988円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	824,426,995円
当ファンドの期末残存口数	F	5,107,477,559口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,614円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,553,738円

第12期

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	60,151,933円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	678,394,901円
分配準備積立金額	D	166,397,855円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	904,944,689円
当ファンドの期末残存口数	F	5,244,000,124口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,725円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,622,000円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2023年 2月18日 至 2024年 2月19日	第12期 自 2024年 2月20日 至 2025年 2月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 当ファンドは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりますが、主要投資対象である親投資信託受益証券の保有状況によっては、市場リスクの内容は変動する場合があります。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2024年 2月19日現在	第12期 2025年 2月17日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 11 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2024 年 2 月 19 日	第 12 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第 11 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2024 年 2 月 19 日		第 12 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日	
期首元本額	4,922,751,576 円	期首元本額	5,107,477,559 円
期中追加設定元本額	848,577,365 円	期中追加設定元本額	710,688,886 円
期中一部解約元本額	663,851,382 円	期中一部解約元本額	574,166,321 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 11 期 自 2023 年 2 月 18 日 至 2024 年 2 月 19 日	第 12 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	157,473,978	△35,527,689
合計	157,473,978	△35,527,689

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 11 期(2024 年 2 月 19 日現在)				第 12 期(2025 年 2 月 17 日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超				うち 1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,194,836,828	－	1,214,383,365	△19,546,537	942,168,440	－	928,877,883	13,290,557
米ドル	699,803,300	－	713,043,240	△13,239,940	307,309,900	－	302,381,200	4,928,700
カナダドル	67,390,335	－	68,963,468	△1,573,133	197,469,090	－	194,946,752	2,522,338
ユーロ	284,057,385	－	286,869,997	△2,812,612	173,675,750	－	171,059,000	2,616,750
英ポンド	69,128,087	－	69,957,417	△829,330	70,886,751	－	70,516,148	370,603
豪ドル	74,457,721	－	75,549,243	△1,091,522	192,826,949	－	189,974,783	2,852,166
合計	1,194,836,828	－	1,214,383,365	△19,546,537	942,168,440	－	928,877,883	13,290,557

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 2 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 2 月 17 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	21,126,427	66,670,778	
		国内債券マザーファンド	1,230,958,250	1,522,326,067	
		外国債券マザーファンド	375,583,279	1,127,576,120	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	8,998,495	70,668,780	
		野村マネー　マザーファンド	7,492,405	7,650,494	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	39,163,942	100,882,398	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	6,377,505	26,037,439	
		新興国株式マザーファンド	12,129,217	25,809,760	
		新興国債券マザーファンド	15,919,841	41,081,149	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	19,070,516	35,248,034	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：56.9%	1,736,819,877	3,023,951,019 100.0%	
合計				3,023,951,019	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

（参考）

当ファンドは、当該計算期間末現在、主要投資対象である親投資信託受益証券のうち、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」、「海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」および「野村マネー　マザーファンド」受益証券に投資しており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 2 月 17 日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,231,499,393
株式	764,819,526,920
派生商品評価勘定	108,190,960
未収配当金	1,058,500,859
未収利息	457,314
その他未収収益	47,825,719
差入委託証拠金	430,148,095
流動資産合計	800,696,149,260
資産合計	800,696,149,260
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,933,807
未払解約金	854,877,536
未払利息	5,349,649
有価証券貸借取引受入金	25,388,356,502
流動負債合計	26,253,517,494
負債合計	26,253,517,494
純資産の部	
元本等	
元本	245,405,519,246
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	529,037,112,520
元本等合計	774,442,631,766
純資産合計	774,442,631,766
負債純資産合計	800,696,149,260

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月17日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1558円
(10,000口当たり純資産額)	(31,558円)
2． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	24,012,000,410円

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月20日 至 2025年 2月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月17日現在
1． 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2． 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月17日現在	
期首	2024年 2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	230,281,270,628円
同期中における追加設定元本額	46,205,027,143円
同期中における一部解約元本額	31,080,778,525円
期末元本額	245,405,519,246円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	84,414,075円
バランスセレクト５０	203,538,448円
バランスセレクト７０	351,731,316円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,440,133,809円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,178,542,752円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	12,946,817,951円
野村資産設計ファンド２０１５	20,935,083円
野村資産設計ファンド２０２０	23,674,465円
野村資産設計ファンド２０２５	33,555,888円
野村資産設計ファンド２０３０	61,268,914円
野村資産設計ファンド２０３５	65,731,719円
野村資産設計ファンド２０４０	117,171,280円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	18,929,676,011円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,423,200,295円
のむラップ・ファンド（普通型）	15,791,445,859円
のむラップ・ファンド（積極型）	11,799,208,328円
野村資産設計ファンド２０４５	27,615,509円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,298,453,182円
マイ・ロード	1,810,097,739円
ネクストコア	16,278,072円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	813,197,301円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,920,632,703円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	779,013,618円
野村資産設計ファンド２０５０	30,307,436円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,308,751円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,128,791円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	4,004,876円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	3,927,414円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	462,696,038円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,550,277,052円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,315,577円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,909,070円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	18,136,457円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	10,002,156円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	34,091,833円
野村６資産均等バランス	5,479,992,671円
世界６資産分散ファンド	100,431,142円
野村資産設計ファンド２０６０	31,795,956円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	828,454,056円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4,108,827,100円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	131,019,417円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	90,575,368円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	175,722,159円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	86,817,496円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	965,789円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	3,178,711円

ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	448,178 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,204,567,228 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,374,739 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	18,656,443 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,978,770 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	60,726,775 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	108,511,568 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,116,964,130 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	15,311,139 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	145,725,992 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,073,503,106 円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	15,835,644 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,107,910 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117,937,378 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,858,367 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,272,919 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	36,555,460 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	80,397,285 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,766,090,475 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	22,009,717,114 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	31,040,937,732 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,782,293,355 円
マイバランスＤＣ３０	3,132,418,510 円
マイバランスＤＣ５０	6,020,301,319 円
マイバランスＤＣ７０	7,712,827,367 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,250,464,938 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,058,694,562 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	21,126,427 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,345,795,443 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,979,243,522 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	2,008,665,260 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	17,936,974 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,310,311 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	191,628,921 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	58,908,274 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	67,027,512 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	51,830,214 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,249,017,343 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,054,445,737 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	841,517,304 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,214,496,299 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	51,604,398 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	495,044,759 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	179,634,574 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	219,676,737 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	221,253,789 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	14,657,412 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 2 月 17 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,400	4,195.00	47,823,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ニッスイ	271,600	863.40	234,499,440	貸付有価証券 3,200株（2,300株）
		マルハニチロ	40,300	3,154.00	127,106,200	
		雪国まいたけ	23,100	1,239.00	28,620,900	貸付有価証券 1,200株（1,100株）
		カネコ種苗	7,700	1,410.00	10,857,000	
		サカタのタネ	33,600	3,510.00	117,936,000	貸付有価証券 800株
		ホクト	24,200	1,922.00	46,512,400	貸付有価証券 100株
		住石ホールディングス	34,100	774.00	26,393,400	貸付有価証券 16,100株（400株）
		日鉄鉱業	10,900	5,510.00	60,059,000	
		ＩＮＰＥＸ	820,900	1,861.50	1,528,105,350	貸付有価証券 45,200株
		石油資源開発	148,900	1,114.00	165,874,600	貸付有価証券 2,100株（200株）
		Ｋ＆Ｏエナジーグループ	12,300	3,455.00	42,496,500	貸付有価証券 5,700株
		ショーボンドホールディングス	35,700	4,826.00	172,288,200	貸付有価証券 300株（300株）
		ミライト・ワン	88,800	2,302.50	204,462,000	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
		タマホーム	17,100	3,365.00	57,541,500	貸付有価証券 8,000株（4,800株）
		第一カッター興業	7,000	1,444.00	10,108,000	
		安藤・間	157,400	1,305.00	205,407,000	貸付有価証券 1,700株
		東急建設	85,100	793.00	67,484,300	貸付有価証券 300株
		コムシスホールディングス	96,300	3,293.00	317,115,900	貸付有価証券 100株（100株）
		ビーアールホールディングス	39,800	346.00	13,770,800	貸付有価証券 800株（800株）
		高松コンストラクショングループ	20,200	2,792.00	56,398,400	貸付有価証券 100株（100株）
		東建コーポレーション	5,900	12,490.00	73,691,000	
		ヤマウラ	13,800	1,295.00	17,871,000	貸付有価証券 6,400株
		オリエンタル白石	100,600	390.00	39,234,000	貸付有価証券 1,000株
		大成建設	172,500	6,526.00	1,125,735,000	
		大林組	627,200	2,025.50	1,270,393,600	

		清水建設	519,200	1,446.00	750,763,200	貸付有価証券 7,800株（1,600株）
		長谷工コーポレーション	174,300	2,052.50	357,750,750	貸付有価証券 2,000株
		松井建設	17,700	923.00	16,337,100	貸付有価証券 100株（100株）
		鹿島建設	421,200	3,019.00	1,271,602,800	貸付有価証券 200株
		不動テトラ	11,900	2,200.00	26,180,000	貸付有価証券 100株
		鉄建建設	12,500	2,600.00	32,500,000	
		西松建設	30,300	4,906.00	148,651,800	
		三井住友建設	153,200	430.00	65,876,000	貸付有価証券 2,500株
		大豊建設	5,200	3,660.00	19,032,000	貸付有価証券 1,600株
		奥村組	33,600	4,370.00	146,832,000	貸付有価証券 300株
		東鉄工業	20,900	3,085.00	64,476,500	
		淺沼組	76,100	681.00	51,824,100	貸付有価証券 2,000株
		戸田建設	233,700	943.70	220,542,690	貸付有価証券 1,000株
		熊谷組	31,400	3,935.00	123,559,000	
		矢作建設工業	25,900	1,305.00	33,799,500	貸付有価証券 200株（100株）
		ピーエス・コンストラクション	13,800	1,496.00	20,644,800	
		日本ハウスホールディングス	40,600	325.00	13,195,000	貸付有価証券 1,100株（400株）
		新日本建設	26,700	1,483.00	39,596,100	
		東亜道路工業	32,900	1,506.00	49,547,400	
		日本道路	19,100	1,919.00	36,652,900	貸付有価証券 300株
		東亜建設工業	57,400	1,348.00	77,375,200	
		日本国土開発	60,800	494.00	30,035,200	貸付有価証券 1,300株
		若築建設	5,600	3,665.00	20,524,000	
		東洋建設	54,700	1,340.00	73,298,000	貸付有価証券 400株
		五洋建設	248,600	670.90	166,785,740	貸付有価証券 6,100株
		世紀東急工業	27,100	1,565.00	42,411,500	貸付有価証券 4,700株（500株）
		福田組	7,200	5,280.00	38,016,000	
		住友林業	164,200	4,781.00	785,040,200	貸付有価証券 74,200株（1,400株）

		大和ハウス工業	573,300	5,008.00	2,871,086,400	貸付有価証券 4,000株
		ライト工業	38,600	2,637.00	101,788,200	
		積水ハウス	576,300	3,480.00	2,005,524,000	貸付有価証券 18,500株
		日特建設	18,100	1,047.00	18,950,700	貸付有価証券 600株（300株）
		北陸電気工事	13,000	1,214.00	15,782,000	貸付有価証券 100株
		ユアテック	35,100	1,669.00	58,581,900	
		日本リーテック	14,800	1,492.00	22,081,600	貸付有価証券 100株
		四電工	23,800	1,346.00	32,034,800	
		中電工	29,500	3,315.00	97,792,500	
		関電工	104,100	2,638.00	274,615,800	
		きんでん	132,100	3,218.00	425,097,800	
		東京エネシス	20,300	1,121.00	22,756,300	
		トーエネック	31,500	1,016.00	32,004,000	貸付有価証券 1,200株
		住友電設	15,500	4,910.00	76,105,000	
		日本電設工業	35,700	2,122.00	75,755,400	貸付有価証券 400株（200株）
		エクシオグループ	196,500	1,769.50	347,706,750	貸付有価証券 7,800株（5,800株）
		新日本空調	24,600	1,700.00	41,820,000	貸付有価証券 200株
		九電工	41,100	4,607.00	189,347,700	貸付有価証券 700株
		三機工業	39,600	3,395.00	134,442,000	
		日揮ホールディングス	188,100	1,170.00	220,077,000	貸付有価証券 1,500株
		中外炉工業	6,200	3,420.00	21,204,000	
		太平電業	12,300	4,855.00	59,716,500	貸付有価証券 400株（400株）
		高砂熱学工業	45,800	5,400.00	247,320,000	貸付有価証券 13,200株（800株）
		朝日工業社	17,700	2,102.00	37,205,400	貸付有価証券 1,300株（300株）
		明星工業	31,900	1,303.00	41,565,700	貸付有価証券 200株
		大氣社	24,300	4,820.00	117,126,000	貸付有価証券 100株
		ダイダン	25,000	3,790.00	94,750,000	
		日比谷総合設備	15,500	3,420.00	53,010,000	貸付有価証券 100株（100株）
		飛島ホールディングス	19,500	1,718.00	33,501,000	貸付有価証券

				100株
フィル・カンパニー	3,800	816.00	3,100,800	貸付有価証券 900株（600株）
テスホールディングス	46,100	279.00	12,861,900	貸付有価証券 13,000株
インフロニア・ホールディングス	199,100	1,140.00	226,974,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
レイズネクスト	27,500	1,560.00	42,900,000	
ニップン	62,800	2,117.00	132,947,600	貸付有価証券 28,600株（26,800株）
日清製粉グループ本社	198,400	1,704.50	338,172,800	貸付有価証券 2,000株
日東富士製粉	3,400	6,540.00	22,236,000	
昭和産業	16,100	2,821.00	45,418,100	
中部飼料	26,400	1,271.00	33,554,400	貸付有価証券 300株
フィード・ワン	27,900	771.00	21,510,900	貸付有価証券 100株
日本甜菜製糖	10,000	2,373.00	23,730,000	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	18,900	3,450.00	65,205,000	
ウェルネオシュガー	10,700	2,320.00	24,824,000	貸付有価証券 100株
森永製菓	79,800	2,501.50	199,619,700	貸付有価証券 36,700株
中村屋	4,800	3,170.00	15,216,000	
江崎グリコ	54,600	4,486.00	244,935,600	貸付有価証券 18,400株（500株）
名糖産業	8,500	2,002.00	17,017,000	
井村屋グループ	10,400	2,460.00	25,584,000	
不二家	13,100	2,269.00	29,723,900	貸付有価証券 1,100株（400株）
山崎製パン	127,700	2,557.50	326,592,750	貸付有価証券 6,400株（2,200株）
モロゾフ	18,500	1,666.00	30,821,000	貸付有価証券 4,300株
亀田製菓	12,100	3,980.00	48,158,000	貸付有価証券 500株
寿スピリッツ	112,800	2,452.50	276,642,000	貸付有価証券 19,300株（500株）
カルビー	87,300	2,822.00	246,360,600	
森永乳業	71,000	2,996.00	212,716,000	貸付有価証券 2,000株（1,300株）
六甲バター	14,000	1,175.00	16,450,000	貸付有価証券 1,600株
ヤクルト本社	272,600	2,834.50	772,684,700	貸付有価証券

				15,600株（3,700株）
明治ホールディングス	245,300	2,920.50	716,398,650	貸付有価証券 100株
雪印メグミルク	51,300	2,525.00	129,532,500	貸付有価証券 200株（100株）
プリマハム	25,600	2,150.00	55,040,000	貸付有価証券 200株
日本ハム	82,000	4,449.00	364,818,000	貸付有価証券 1,600株
丸大食品	19,200	1,680.00	32,256,000	貸付有価証券 100株
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	21,000	2,363.00	49,623,000	貸付有価証券 9,700株（1,200株）
柿安本店	8,100	2,843.00	23,028,300	貸付有価証券 3,800株
伊藤ハム米久ホールディングス	29,100	3,755.00	109,270,500	貸付有価証券 800株（200株）
サッポロホールディングス	62,800	7,050.00	442,740,000	貸付有価証券 22,000株
アサヒグループホールディングス	1,432,300	1,789.00	2,562,384,700	貸付有価証券 86,300株
キリンホールディングス	794,500	1,971.50	1,566,356,750	貸付有価証券 100,600株（25,000株）
シマダヤ	5,500	1,502.00	8,261,000	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
宝ホールディングス	128,600	1,258.00	161,778,800	貸付有価証券 1,800株
オエノンホールディングス	61,800	419.00	25,894,200	貸付有価証券 9,800株（600株）
養命酒製造	6,300	2,616.00	16,480,800	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	119,500	2,311.00	276,164,500	貸付有価証券 20,200株
ライフドリンク　カンパニー	41,600	1,798.00	74,796,800	貸付有価証券 4,400株（1,000株）
サントリー食品インターナショナル	134,300	4,602.00	618,048,600	貸付有価証券 47,200株（3,800株）
ダイドーグループホールディングス	21,600	3,010.00	65,016,000	貸付有価証券 1,700株（700株）
伊藤園	63,900	3,299.00	210,806,100	貸付有価証券 2,300株（1,200株）
キーコーヒー	21,400	2,059.00	44,062,600	貸付有価証券 9,800株
日清オイリオグループ	26,900	4,820.00	129,658,000	
不二製油グループ本社	38,100	2,726.50	103,879,650	貸付有価証券 1,800株（1,200株）
Ｊ－オイルミルズ	21,800	1,998.00	43,556,400	
キッコーマン	632,000	1,460.00	922,720,000	貸付有価証券 3,400株（1,800株）

		味の素	441,900	6,137.00	2,711,940,300	
		ブルドックソース	10,100	1,733.00	17,503,300	貸付有価証券 100株（100株）
		キユーピー	102,500	2,858.50	292,996,250	貸付有価証券 3,200株
		ハウス食品グループ本社	64,200	2,792.50	179,278,500	貸付有価証券 3,800株（3,700株）
		カゴメ	81,600	2,854.50	232,927,200	貸付有価証券 35,800株（100株）
		アリアケジャパン	19,000	6,150.00	116,850,000	貸付有価証券 500株（500株）
		エバラ食品工業	5,100	2,861.00	14,591,100	
		ニチレイ	74,400	3,399.00	252,885,600	貸付有価証券 300株
		東洋水産	88,400	8,564.00	757,057,600	貸付有価証券 500株
		イートアンドホールディングス	9,900	2,110.00	20,889,000	貸付有価証券 4,600株（1,400株）
		ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,500	1,004.00	10,542,000	貸付有価証券 4,900株（4,700株）
		日清食品ホールディングス	241,100	2,995.00	722,094,500	貸付有価証券 16,200株（6,500株）
		フジッコ	19,600	1,645.00	32,242,000	貸付有価証券 6,200株（1,100株）
		ロック・フィールド	21,300	1,591.00	33,888,300	貸付有価証券 7,000株（2,700株）
		日本たばこ産業	1,159,000	3,771.00	4,370,589,000	貸付有価証券 104,600株（600株）
		ケンコーマヨネーズ	11,900	1,946.00	23,157,400	貸付有価証券 300株（200株）
		わらべや日洋ホールディングス	12,800	2,123.00	27,174,400	
		なとり	12,000	2,184.00	26,208,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ファーマフーズ	25,300	950.00	24,035,000	貸付有価証券 8,500株（200株）
		ユーグレナ	118,500	511.00	60,553,500	貸付有価証券 55,900株（11,900株）
		紀文食品	16,500	1,048.00	17,292,000	貸付有価証券 200株
		ピックルスホールディングス	11,200	1,021.00	11,435,200	貸付有価証券 4,800株
		理研ビタミン	16,500	2,359.00	38,923,500	
		片倉工業	17,900	2,050.00	36,695,000	貸付有価証券 800株（600株）
		グンゼ	13,800	5,150.00	71,070,000	
		東洋紡	83,900	967.00	81,131,300	貸付有価証券 2,700株（2,300株）

		ユニチカ	62,800	153.00	9,608,400	貸付有価証券 29,300株（12,600株）
		富士紡ホールディングス	7,600	4,810.00	36,556,000	
		倉敷紡績	13,000	5,820.00	75,660,000	貸付有価証券 2,000株
		シキボウ	13,900	1,009.00	14,025,100	貸付有価証券 3,200株（3,100株）
		日本毛織	49,700	1,347.00	66,945,900	
		帝国繊維	21,900	2,412.00	52,822,800	
		帝人	186,400	1,312.50	244,650,000	貸付有価証券 15,000株（9,900株）
		東レ	1,418,200	986.30	1,398,770,660	貸付有価証券 800株
		セーレン	37,500	2,709.00	101,587,500	貸付有価証券 200株（200株）
		小松マテーレ	28,100	796.00	22,367,600	貸付有価証券 100株（100株）
		ワコールホールディングス	40,200	5,185.00	208,437,000	
		ホギメディカル	26,100	4,910.00	128,151,000	貸付有価証券 1,900株（200株）
		ＴＳＩホールディングス	61,300	1,288.00	78,954,400	貸付有価証券 1,000株（900株）
		ワールド	29,900	2,390.00	71,461,000	貸付有価証券 2,900株
		三陽商会	10,100	2,857.00	28,855,700	貸付有価証券 200株
		オンワードホールディングス	125,800	571.00	71,831,800	
		ルックホールディングス	6,200	2,288.00	14,185,600	貸付有価証券 300株（100株）
		ゴールドウイン	34,400	7,344.00	252,633,600	貸付有価証券 2,900株（700株）
		特種東海製紙	9,400	3,745.00	35,203,000	貸付有価証券 100株
		王子ホールディングス	734,800	603.00	443,084,400	貸付有価証券 3,000株
		日本製紙	101,100	1,005.00	101,605,500	貸付有価証券 12,800株（800株）
		北越コーポレーション	109,000	1,499.00	163,391,000	貸付有価証券 51,500株（8,200株）
		大王製紙	97,900	840.00	82,236,000	貸付有価証券 1,900株
		レンゴー	176,700	813.40	143,727,780	貸付有価証券 9,800株
		トーモク	11,200	2,439.00	27,316,800	貸付有価証券 100株（100株）
		ザ・パック	14,400	3,335.00	48,024,000	

北の達人コーポレーション	81,800	172.00	14,069,600	貸付有価証券 38,600株（1,000株）
クラレ	258,900	1,915.00	495,793,500	貸付有価証券 55,700株
旭化成	1,312,700	1,031.00	1,353,393,700	貸付有価証券 700株
レゾナック・ホールディングス	174,100	3,802.00	661,928,200	貸付有価証券 3,900株
住友化学	1,560,600	336.80	525,610,080	貸付有価証券 22,900株
住友精化	9,100	5,010.00	45,591,000	
日産化学	99,800	4,436.00	442,712,800	貸付有価証券 100株
ラサ工業	6,900	2,696.00	18,602,400	
クレハ	40,200	2,791.00	112,198,200	貸付有価証券 2,700株
多木化学	7,500	3,500.00	26,250,000	貸付有価証券 100株（100株）
テイカ	13,900	1,566.00	21,767,400	
石原産業	32,200	1,702.00	54,804,400	
日本曹達	41,100	2,850.00	117,135,000	貸付有価証券 200株
東ソー	259,000	2,050.00	530,950,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
トクヤマ	62,700	2,692.00	168,788,400	貸付有価証券 700株
セントラル硝子	24,500	3,250.00	79,625,000	貸付有価証券 100株
東亜合成	90,000	1,412.50	127,125,000	貸付有価証券 5,900株
大阪ソーダ	67,800	1,426.00	96,682,800	貸付有価証券 15,200株（2,700株）
関東電化工業	41,700	894.00	37,279,800	貸付有価証券 4,000株
デンカ	70,600	2,101.50	148,365,900	貸付有価証券 900株
信越化学工業	1,725,500	4,662.00	8,044,281,000	
日本カーバイド工業	10,200	1,901.00	19,390,200	
堺化学工業	13,500	2,715.00	36,652,500	
第一稀元素化学工業	21,200	710.00	15,052,000	
エア・ウォーター	183,100	1,914.50	350,544,950	
日本酸素ホールディングス	188,200	4,336.00	816,035,200	貸付有価証券 9,200株（1,300株）
日本化学工業	7,100	2,444.00	17,352,400	貸付有価証券 200株（200株）
日本パーカライジング	86,500	1,296.00	112,104,000	貸付有価証券 800株

		高圧ガス工業	28,200	854.00	24,082,800	貸付有価証券 100株（100株）
		四国化成ホールディングス	21,900	2,014.00	44,106,600	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
		戸田工業	4,400	1,150.00	5,060,000	貸付有価証券 100株
		ステラ　ケミファ	10,500	4,275.00	44,887,500	
		保土谷化学工業	6,100	3,265.00	19,916,500	貸付有価証券 400株（400株）
		日本触媒	124,300	1,888.00	234,678,400	貸付有価証券 400株
		大日精化工業	13,500	3,120.00	42,120,000	
		カネカ	47,800	3,775.00	180,445,000	
		三菱瓦斯化学	157,400	2,459.00	387,046,600	貸付有価証券 3,200株
		三井化学	174,600	3,302.00	576,529,200	貸付有価証券 1,300株
		東京応化工業	92,600	3,764.00	348,546,400	貸付有価証券 2,700株（1,000株）
		大阪有機化学工業	16,200	2,608.00	42,249,600	貸付有価証券 1,200株
		三菱ケミカルグループ	1,418,500	765.60	1,086,003,600	
		ＫＨネオケム	35,000	2,467.00	86,345,000	貸付有価証券 200株
		ダイセル	220,700	1,327.50	292,979,250	貸付有価証券 6,200株（2,200株）
		住友ベークライト	61,100	3,653.00	223,198,300	貸付有価証券 400株（400株）
		積水化学工業	386,400	2,532.00	978,364,800	貸付有価証券 200株
		日本ゼオン	149,600	1,501.50	224,624,400	貸付有価証券 4,800株
		アイカ工業	49,000	3,358.00	164,542,000	
		ＵＢＥ	100,000	2,220.00	222,000,000	貸付有価証券 1,700株
		積水樹脂	25,300	1,921.00	48,601,300	貸付有価証券 1,200株（400株）
		旭有機材	12,900	4,035.00	52,051,500	貸付有価証券 2,100株（100株）
		ニチバン	12,000	2,035.00	24,420,000	貸付有価証券 200株
		リケンテクノス	34,700	1,022.00	35,463,400	貸付有価証券 100株
		大倉工業	9,000	3,650.00	32,850,000	貸付有価証券 500株
		積水化成品工業	27,200	355.00	9,656,000	貸付有価証券 1,700株（1,400株）
		群栄化学工業	4,600	2,732.00	12,567,200	

		ダイキョーニシカワ	42,800	616.00	26,364,800	貸付有価証券 800株（700株）
		森六ホールディングス	10,800	2,025.00	21,870,000	
		恵和	12,600	1,136.00	14,313,600	貸付有価証券 200株
		日本化薬	131,500	1,375.00	180,812,500	貸付有価証券 900株
		カーリット	19,200	1,139.00	21,868,800	貸付有価証券 4,200株
		日本精化	12,900	2,268.00	29,257,200	貸付有価証券 700株
		扶桑化学工業	18,000	3,440.00	61,920,000	貸付有価証券 1,000株
		トリケミカル研究所	21,200	3,510.00	74,412,000	貸付有価証券 8,200株
		ＡＤＥＫＡ	67,700	2,821.00	190,981,700	貸付有価証券 100株
		日油	228,400	2,051.50	468,562,600	貸付有価証券 500株
		ハリマ化成グループ	15,100	863.00	13,031,300	
		花王	472,500	6,504.00	3,073,140,000	貸付有価証券 29,400株（3,000株）
		第一工業製薬	7,000	2,811.00	19,677,000	貸付有価証券 300株（100株）
		石原ケミカル	8,500	2,185.00	18,572,500	貸付有価証券 300株
		三洋化成工業	11,900	4,025.00	47,897,500	
		大日本塗料	21,500	1,255.00	26,982,500	貸付有価証券 100株
		日本ペイントホールディングス	858,600	1,013.00	869,761,800	貸付有価証券 93,300株
		関西ペイント	162,500	2,160.00	351,000,000	貸付有価証券 18,300株（8,900株）
		中国塗料	43,800	2,210.00	96,798,000	貸付有価証券 1,300株
		藤倉化成	24,600	500.00	12,300,000	貸付有価証券 500株
		太陽ホールディングス	33,800	3,890.00	131,482,000	貸付有価証券 400株（400株）
		ＤＩＣ	68,900	3,279.00	225,923,100	貸付有価証券 5,700株
		サカタインクス	43,200	1,863.00	80,481,600	貸付有価証券 100株
		ａｒｔｉｅｎｃｅ	34,700	3,140.00	108,958,000	貸付有価証券 900株（700株）
		富士フイルムホールディングス	1,171,400	3,215.00	3,766,051,000	
		資生堂	405,700	2,442.00	990,719,400	貸付有価証券 109,300株（3,900

				株)
ライオン	247,200	1,869.00	462,016,800	貸付有価証券 4,100株（2,100株）
高砂香料工業	13,100	6,130.00	80,303,000	
マンダム	38,500	1,259.00	48,471,500	貸付有価証券 400株
ミルボン	31,200	2,907.00	90,698,400	貸付有価証券 200株（200株）
コーセー	39,500	6,128.00	242,056,000	貸付有価証券 11,100株
コタ	19,700	1,574.00	31,007,800	貸付有価証券 100株
ポーラ・オルビスホールディングス	99,600	1,212.00	120,715,200	貸付有価証券 11,000株（2,400株）
ノエビアホールディングス	17,300	4,305.00	74,476,500	貸付有価証券 600株（600株）
新日本製薬	11,100	2,120.00	23,532,000	貸付有価証券 600株
Ｉ－ｎｅ	6,400	1,705.00	10,912,000	貸付有価証券 100株
アクシージア	12,800	432.00	5,529,600	貸付有価証券 6,000株（4,500株）
エステー	15,700	1,495.00	23,471,500	貸付有価証券 100株
コニシ	61,200	1,213.00	74,235,600	貸付有価証券 1,100株（500株）
長谷川香料	37,100	2,779.00	103,100,900	貸付有価証券 100株（100株）
小林製薬	50,900	5,649.00	287,534,100	貸付有価証券 13,300株（3,300株）
荒川化学工業	18,000	1,185.00	21,330,000	貸付有価証券 300株（100株）
メック	16,000	2,748.00	43,968,000	
日本高純度化学	4,800	3,130.00	15,024,000	
タカラバイオ	61,100	907.00	55,417,700	貸付有価証券 1,500株（900株）
ＪＣＵ	21,500	3,885.00	83,527,500	貸付有価証券 600株（500株）
ＯＡＴアグリオ	8,000	1,925.00	15,400,000	貸付有価証券 900株（600株）
デクセリアルズ	170,100	2,258.00	384,085,800	貸付有価証券 8,700株（8,700株）
アース製薬	17,700	5,130.00	90,801,000	貸付有価証券 500株
北興化学工業	17,400	1,373.00	23,890,200	貸付有価証券 700株
大成ラミック	5,600	2,547.00	14,263,200	貸付有価証券 200株（100株）

		クミアイ化学工業	77,200	761.00	58,749,200	貸付有価証券 9,600株（3,200株）
		日本農薬	29,700	788.00	23,403,600	貸付有価証券 2,300株
		アキレス	10,500	1,494.00	15,687,000	貸付有価証券 200株
		有沢製作所	29,200	1,442.00	42,106,400	
		日東電工	614,400	2,910.00	1,787,904,000	貸付有価証券 100株
		レック	24,900	1,273.00	31,697,700	貸付有価証券 1,500株（800株）
		三光合成	24,500	674.00	16,513,000	貸付有価証券 300株（300株）
		ＺＡＣＲＯＳ	15,400	4,155.00	63,987,000	
		前澤化成工業	13,700	1,800.00	24,660,000	貸付有価証券 3,200株
		未来工業	7,000	3,510.00	24,570,000	貸付有価証券 2,300株（800株）
		ＪＳＰ	15,900	2,081.00	33,087,900	貸付有価証券 7,400株（700株）
		エフピコ	42,900	2,965.00	127,198,500	貸付有価証券 3,400株
		天馬	16,200	2,634.00	42,670,800	貸付有価証券 800株（600株）
		信越ポリマー	41,900	1,565.00	65,573,500	貸付有価証券 3,400株
		ニフコ	72,600	3,636.00	263,973,600	
		バルカー	14,900	3,265.00	48,648,500	
		ユニ・チャーム	1,214,300	1,155.50	1,403,123,650	貸付有価証券 100,600株（5,200株）
		協和キリン	228,500	2,053.50	469,224,750	貸付有価証券 10,000株（300株）
		武田薬品工業	1,728,700	4,210.00	7,277,827,000	
		アステラス製薬	1,704,200	1,477.00	2,517,103,400	貸付有価証券 29,700株
		住友ファーマ	172,900	807.00	139,530,300	貸付有価証券 56,900株（17,500株）
		塩野義製薬	644,400	2,177.50	1,403,181,000	
		日本新薬	50,900	3,906.00	198,815,400	貸付有価証券 700株
		中外製薬	608,100	7,387.00	4,492,034,700	貸付有価証券 4,400株
		科研製薬	33,300	4,360.00	145,188,000	貸付有価証券 700株
		エーザイ	253,500	4,360.00	1,105,260,000	貸付有価証券 200株

		ロート製薬	205,300	2,309.00	474,037,700	貸付有価証券 3,700株
		小野薬品工業	397,400	1,513.50	601,464,900	貸付有価証券 30,900株
		久光製薬	43,200	4,330.00	187,056,000	
		持田製薬	24,400	3,225.00	78,690,000	貸付有価証券 400株（400株）
		参天製薬	351,900	1,382.50	486,501,750	
		扶桑薬品工業	7,500	2,473.00	18,547,500	貸付有価証券 400株
		ツムラ	66,700	4,491.00	299,549,700	貸付有価証券 3,100株（100株）
		キッセイ薬品工業	31,200	3,630.00	113,256,000	
		生化学工業	37,000	788.00	29,156,000	貸付有価証券 400株（200株）
		栄研化学	30,700	2,260.00	69,382,000	貸付有価証券 1,500株
		鳥居薬品	10,400	4,220.00	43,888,000	貸付有価証券 1,100株（300株）
		ＪＣＲファーマ	65,800	553.00	36,387,400	貸付有価証券 2,900株
		東和薬品	26,100	3,020.00	78,822,000	
		富士製薬工業	14,400	1,361.00	19,598,400	貸付有価証券 1,600株
		ゼリア新薬工業	30,800	2,049.00	63,109,200	貸付有価証券 100株
		ネクセラファーマ	91,200	903.00	82,353,600	貸付有価証券 6,200株（200株）
		第一三共	1,833,500	3,637.00	6,668,439,500	
		杏林製薬	42,100	1,377.00	57,971,700	貸付有価証券 1,500株（700株）
		大幸薬品	44,000	298.00	13,112,000	貸付有価証券 1,800株（200株）
		ダイト	13,300	2,051.00	27,278,300	貸付有価証券 1,100株（200株）
		大塚ホールディングス	479,900	7,600.00	3,647,240,000	貸付有価証券 1,100株
		ペプチドリーム	94,200	2,211.00	208,276,200	貸付有価証券 1,700株
		セルソース	12,900	835.00	10,771,500	
		あすか製薬ホールディングス	17,700	1,938.00	34,302,600	
		サワイグループホールディングス	114,300	2,089.00	238,772,700	貸付有価証券 4,900株（2,300株）
		日本コークス工業	197,100	93.00	18,330,300	貸付有価証券 29,400株（2,100株）
		ニチレキグループ	20,700	2,275.00	47,092,500	貸付有価証券 2,600株（100株）

ユシロ化学工業	10,100	2,144.00	21,654,400	
富士石油	51,000	321.00	16,371,000	貸付有価証券 11,200株（700株）
出光興産	907,900	1,013.50	920,156,650	貸付有価証券 100株
ＥＮＥＯＳホールディングス	3,295,400	842.10	2,775,056,340	
コスモエネルギーホールディングス	64,000	6,611.00	423,104,000	貸付有価証券 2,900株
横浜ゴム	98,300	3,586.00	352,503,800	貸付有価証券 18,600株
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	111,600	2,619.50	292,336,200	貸付有価証券 3,900株
ブリヂストン	568,700	6,046.00	3,438,360,200	貸付有価証券 31,700株（1,600株）
住友ゴム工業	190,500	1,755.00	334,327,500	貸付有価証券 21,900株
藤倉コンポジット	18,700	1,441.00	26,946,700	貸付有価証券 200株
オカモト	10,400	5,210.00	54,184,000	
フコク	11,500	1,639.00	18,848,500	貸付有価証券 1,100株（300株）
ニッタ	19,100	3,665.00	70,001,500	貸付有価証券 100株（100株）
住友理工	37,700	1,777.00	66,992,900	
三ツ星ベルト	27,000	3,870.00	104,490,000	貸付有価証券 1,800株（300株）
バンドー化学	28,800	1,751.00	50,428,800	貸付有価証券 300株（300株）
日東紡績	21,900	5,350.00	117,165,000	貸付有価証券 2,100株
ＡＧＣ	189,000	4,291.00	810,999,000	貸付有価証券 5,700株
日本板硝子	99,500	377.00	37,511,500	貸付有価証券 43,400株
日本電気硝子	72,100	3,514.00	253,359,400	貸付有価証券 19,800株
オハラ	9,200	1,091.00	10,037,200	貸付有価証券 500株（200株）
住友大阪セメント	33,700	3,500.00	117,950,000	
太平洋セメント	119,900	4,144.00	496,865,600	貸付有価証券 400株
日本ヒューム	17,000	1,657.00	28,169,000	貸付有価証券 7,900株（500株）
日本コンクリート工業	37,700	368.00	13,873,600	貸付有価証券 17,800株
三谷セキサン	6,800	5,870.00	39,916,000	
アジアパイルホールディ	27,600	888.00	24,508,800	貸付有価証券

ングス				100株
東海カーボン	179,200	901.80	161,602,560	貸付有価証券 31,500株（1,100株）
日本カーボン	11,100	4,090.00	45,399,000	貸付有価証券 2,100株
東洋炭素	13,700	3,850.00	52,745,000	貸付有価証券 6,400株（1,900株）
ノリタケ	21,500	3,585.00	77,077,500	
ＴＯＴＯ	141,000	3,760.00	530,160,000	貸付有価証券 22,100株（1,000株）
日本碍子	215,800	1,898.00	409,588,400	貸付有価証券 600株（500株）
日本特殊陶業	158,800	4,537.00	720,475,600	貸付有価証券 100株
ＭＡＲＵＷＡ	8,100	39,700.00	321,570,000	貸付有価証券 1,200株（200株）
品川リフラクトリーズ	23,900	1,761.00	42,087,900	貸付有価証券 200株
黒崎播磨	13,200	2,547.00	33,620,400	
ヨータイ	9,900	1,705.00	16,879,500	
フジミインコーポレーテッド	52,200	2,073.00	108,210,600	
ニチアス	49,100	4,572.00	224,485,200	貸付有価証券 500株（500株）
ニチハ	24,300	2,979.00	72,389,700	
日本製鉄	1,012,100	3,390.00	3,431,019,000	貸付有価証券 4,900株
神戸製鋼所	401,900	1,719.50	691,067,050	貸付有価証券 37,200株
中山製鋼所	41,100	775.00	31,852,500	貸付有価証券 1,900株（300株）
合同製鐵	11,200	3,980.00	44,576,000	貸付有価証券 1,800株
ＪＦＥホールディングス	602,200	1,765.50	1,063,184,100	貸付有価証券 24,300株
東京製鐵	55,800	1,547.00	86,322,600	貸付有価証券 2,400株
共英製鋼	19,500	1,956.00	38,142,000	貸付有価証券 1,100株
大和工業	37,700	8,109.00	305,709,300	貸付有価証券 300株
東京鐵鋼	8,800	5,960.00	52,448,000	貸付有価証券 2,000株
大阪製鐵	9,200	2,708.00	24,913,600	貸付有価証券 4,300株
淀川製鋼所	18,400	5,960.00	109,664,000	貸付有価証券 100株
中部鋼鈑	13,100	2,261.00	29,619,100	

丸一鋼管	60,800	3,492.00	212,313,600	
モリ工業	5,100	4,750.00	24,225,000	貸付有価証券 100株
大同特殊鋼	125,900	1,179.50	148,499,050	貸付有価証券 700株
日本冶金工業	13,500	4,250.00	57,375,000	貸付有価証券 1,700株
山陽特殊製鋼	19,700	2,743.00	54,037,100	貸付有価証券 800株（700株）
愛知製鋼	11,500	7,360.00	84,640,000	貸付有価証券 700株（500株）
大平洋金属	18,400	1,525.00	28,060,000	貸付有価証券 3,600株
新日本電工	119,300	281.00	33,523,300	貸付有価証券 1,300株（1,200株）
栗本鐵工所	9,300	4,780.00	44,454,000	
三菱製鋼	14,800	1,666.00	24,656,800	
日本精線	15,900	1,359.00	21,608,100	貸付有価証券 600株
エンビプロ・ホールディングス	19,800	383.00	7,583,400	
大紀アルミニウム工業所	28,400	1,003.00	28,485,200	貸付有価証券 800株
日本軽金属ホールディングス	58,400	1,579.00	92,213,600	貸付有価証券 600株
三井金属鉱業	49,900	4,440.00	221,556,000	貸付有価証券 500株
三菱マテリアル	142,900	2,384.50	340,745,050	貸付有価証券 10,200株（100株）
住友金属鉱山	252,800	3,481.00	879,996,800	貸付有価証券 200株
ＤＯＷＡホールディングス	53,900	4,587.00	247,239,300	貸付有価証券 2,600株
古河機械金属	26,400	2,345.00	61,908,000	貸付有価証券 300株
大阪チタニウムテクノロジーズ	34,700	1,901.00	65,964,700	貸付有価証券 16,400株（4,300株）
東邦チタニウム	41,300	996.00	41,134,800	貸付有価証券 19,400株（6,200株）
ＵＡＣＪ	28,000	4,945.00	138,460,000	
ＣＫサンエツ	4,800	3,960.00	19,008,000	
古河電気工業	66,500	7,039.00	468,093,500	貸付有価証券 27,400株（9,700株）
住友電気工業	690,100	2,869.00	1,979,896,900	貸付有価証券 13,600株
フジクラ	214,300	7,032.00	1,506,957,600	貸付有価証券 1,700株
ＳＷＣＣ	26,800	6,730.00	180,364,000	貸付有価証券

				3,400株（1,600株）
平河ヒューテック	12,800	1,519.00	19,443,200	貸付有価証券 1,900株
リョービ	21,300	2,269.00	48,329,700	貸付有価証券 5,500株
ＡＲＥホールディングス	80,800	1,864.00	150,611,200	
稲葉製作所	11,100	1,698.00	18,847,800	貸付有価証券 4,400株
宮地エンジニアリンググループ	24,100	1,864.00	44,922,400	貸付有価証券 600株
トーカロ	57,600	1,789.00	103,046,400	貸付有価証券 1,800株
ＳＵＭＣＯ	380,500	1,113.50	423,686,750	貸付有価証券 178,800株（5,400株）
川田テクノロジーズ	12,900	3,085.00	39,796,500	貸付有価証券 400株（400株）
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	15,300	3,255.00	49,801,500	
東洋製罐グループホールディングス	127,400	2,300.00	293,020,000	
ホッカンホールディングス	10,700	1,671.00	17,879,700	貸付有価証券 300株（100株）
コロナ	11,200	939.00	10,516,800	貸付有価証券 200株
横河ブリッジホールディングス	34,400	2,600.00	89,440,000	
三和ホールディングス	197,300	4,943.00	975,253,900	貸付有価証券 900株
文化シヤッター	52,300	1,858.00	97,173,400	貸付有価証券 3,900株（2,000株）
三協立山	25,100	605.00	15,185,500	貸付有価証券 9,000株（2,900株）
アルインコ	15,200	1,046.00	15,899,200	
ＬＩＸＩＬ	291,400	1,735.00	505,579,000	貸付有価証券 200株
ノーリツ	28,100	1,688.00	47,432,800	貸付有価証券 4,800株
長府製作所	22,300	1,927.00	42,972,100	貸付有価証券 1,900株（300株）
リンナイ	106,300	3,293.00	350,045,900	
日東精工	29,000	583.00	16,907,000	貸付有価証券 1,600株
岡部	35,700	809.00	28,881,300	貸付有価証券 200株（200株）
ジーテクト	22,300	1,637.00	36,505,100	貸付有価証券 2,000株
東プレ	35,200	1,948.00	68,569,600	貸付有価証券 300株（100株）

		高周波熱錬	29,600	1,006.00	29,777,600	貸付有価証券 400株（100株）
		東京製綱	11,800	1,301.00	15,351,800	貸付有価証券 500株
		サンコール	22,200	342.00	7,592,400	貸付有価証券 900株（700株）
		パイオラックス	26,800	2,375.00	63,650,000	貸付有価証券 12,500株
		エイチワン	20,600	1,132.00	23,319,200	
		日本発條	176,800	1,801.00	318,416,800	貸付有価証券 3,000株（500株）
		中央発條	13,000	1,603.00	20,839,000	貸付有価証券 800株（700株）
		立川ブラインド工業	9,000	1,439.00	12,951,000	
		日本製鋼所	59,300	5,485.00	325,260,500	貸付有価証券 2,100株（400株）
		三浦工業	90,800	3,193.00	289,924,400	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
		タクマ	66,100	1,904.00	125,854,400	貸付有価証券 400株
		ツガミ	41,700	1,620.00	67,554,000	貸付有価証券 1,600株
		オークマ	34,200	3,310.00	113,202,000	貸付有価証券 1,500株（1,100株）
		芝浦機械	25,200	3,610.00	90,972,000	貸付有価証券 200株
		アマダ	271,800	1,433.00	389,489,400	貸付有価証券 1,300株
		アイダエンジニアリング	43,800	830.00	36,354,000	貸付有価証券 1,900株（1,800株）
		ＦＵＪＩ	85,000	2,221.50	188,827,500	貸付有価証券 800株
		牧野フライス製作所	21,600	11,870.00	256,392,000	
		オーエスジー	86,200	1,667.00	143,695,400	貸付有価証券 9,100株（200株）
		旭ダイヤモンド工業	48,900	867.00	42,396,300	
		ＤＭＧ森精機	123,400	2,454.00	302,823,600	貸付有価証券 400株
		ソディック	51,600	888.00	45,820,800	
		ディスコ	94,200	47,060.00	4,433,052,000	貸付有価証券 2,400株
		日東工器	7,500	2,176.00	16,320,000	
		日進工具	16,300	754.00	12,290,200	貸付有価証券 200株（200株）
		冨士ダイス	14,500	807.00	11,701,500	
		リケンＮＰＲ	24,600	2,620.00	64,452,000	貸付有価証券 11,500株（4,600株）

		島精機製作所	31,100	959.00	29,824,900	貸付有価証券 11,100株（2,900株）
		オプトラン	32,100	1,871.00	60,059,100	貸付有価証券 4,900株
		イワキポンプ	13,000	2,337.00	30,381,000	貸付有価証券 300株（200株）
		フリュー	18,400	1,013.00	18,639,200	貸付有価証券 900株（100株）
		ヤマシンフィルタ	41,300	618.00	25,523,400	貸付有価証券 19,500株
		日阪製作所	23,700	1,061.00	25,145,700	貸付有価証券 200株（200株）
		やまびこ	32,000	2,518.00	80,576,000	貸付有価証券 400株（400株）
		野村マイクロ・サイエンス	32,400	2,806.00	90,914,400	貸付有価証券 15,300株（2,900株）
		平田機工	9,300	4,770.00	44,361,000	貸付有価証券 700株
		ＰＥＧＡＳＵＳ	21,600	508.00	10,972,800	貸付有価証券 400株（300株）
		マルマエ	8,500	1,495.00	12,707,500	貸付有価証券 1,400株
		タツモ	14,000	2,384.00	33,376,000	貸付有価証券 6,500株（5,500株）
		ナブテスコ	122,800	2,437.00	299,263,600	貸付有価証券 900株
		三井海洋開発	24,800	4,320.00	107,136,000	
		レオン自動機	20,600	1,354.00	27,892,400	貸付有価証券 100株（100株）
		ＳＭＣ	58,600	53,240.00	3,119,864,000	
		ホソカワミクロン	13,700	3,915.00	53,635,500	
		ユニオンツール	8,600	4,910.00	42,226,000	貸付有価証券 400株（400株）
		瑞光	12,500	1,337.00	16,712,500	貸付有価証券 5,800株
		オイレス工業	26,500	2,335.00	61,877,500	貸付有価証券 300株（100株）
		日精エー・エス・ビー機械	6,700	5,430.00	36,381,000	
		サトーホールディングス	24,400	2,127.00	51,898,800	貸付有価証券 800株
		技研製作所	18,400	1,441.00	26,514,400	貸付有価証券 3,800株（2,700株）
		日本エアーテック	9,200	1,079.00	9,926,800	貸付有価証券 1,400株（100株）
		日精樹脂工業	12,900	949.00	12,242,100	貸付有価証券 100株
		ワイエイシイホールディングス	19,800	934.00	18,493,200	貸付有価証券 9,300株（1,600株）

		小松製作所	964,400	4,732.00	4,563,540,800	貸付有価証券 100株
		住友重機械工業	115,700	2,924.00	338,306,800	貸付有価証券 53,100株
		日立建機	77,900	3,868.00	301,317,200	貸付有価証券 7,900株（900株）
		日工	29,000	705.00	20,445,000	貸付有価証券 1,200株
		巴工業	7,600	3,680.00	27,968,000	貸付有価証券 100株
		井関農機	18,300	986.00	18,043,800	貸付有価証券 6,000株（700株）
		ＴＯＷＡ	59,900	1,700.00	101,830,000	貸付有価証券 28,200株（1,300株）
		北川鉄工所	7,700	1,220.00	9,394,000	
		ローツェ	102,200	1,656.00	169,243,200	貸付有価証券 34,100株（6,000株）
		クボタ	1,000,400	1,909.00	1,909,763,600	貸付有価証券 152,400株（11,900株）
		荏原実業	9,400	4,140.00	38,916,000	貸付有価証券 100株（100株）
		三菱化工機	6,900	3,745.00	25,840,500	
		月島ホールディングス	26,400	1,547.00	40,840,800	貸付有価証券 1,200株（300株）
		帝国電機製作所	13,400	3,000.00	40,200,000	
		新東工業	43,500	911.00	39,628,500	貸付有価証券 800株（800株）
		澁谷工業	18,400	3,430.00	63,112,000	
		アイチ　コーポレーション	32,400	1,510.00	48,924,000	貸付有価証券 300株
		小森コーポレーション	48,200	1,323.00	63,768,600	貸付有価証券 600株（600株）
		鶴見製作所	14,900	3,225.00	48,052,500	貸付有価証券 100株（100株）
		酒井重工業	7,700	2,336.00	17,987,200	
		荏原製作所	401,600	2,639.50	1,060,023,200	貸付有価証券 29,700株（2,400株）
		酉島製作所	16,800	2,386.00	40,084,800	貸付有価証券 100株
		北越工業	19,700	2,056.00	40,503,200	貸付有価証券 300株（300株）
		ダイキン工業	254,800	16,310.00	4,155,788,000	
		オルガノ	30,200	7,050.00	212,910,000	貸付有価証券 5,500株（200株）
		トーヨーカネツ	7,000	3,890.00	27,230,000	
		栗田工業	109,400	5,098.00	557,721,200	貸付有価証券 4,200株（4,200株）

		椿本チエイン	88,600	1,853.00	164,175,800	
		木村化工機	14,900	815.00	12,143,500	貸付有価証券 900株
		アネスト岩田	33,300	1,284.00	42,757,200	貸付有価証券 1,700株（1,700株）
		ダイフク	330,200	3,655.00	1,206,881,000	貸付有価証券 12,900株（1,900株）
		サムコ	4,700	2,997.00	14,085,900	貸付有価証券 700株
		タダノ	112,600	1,122.50	126,393,500	貸付有価証券 100株
		フジテック	62,900	5,782.00	363,687,800	貸付有価証券 27,900株
		ＣＫＤ	54,100	2,324.00	125,728,400	貸付有価証券 300株（300株）
		平和	65,100	2,351.00	153,050,100	貸付有価証券 100株
		理想科学工業	31,300	1,460.00	45,698,000	貸付有価証券 600株（500株）
		ＳＡＮＫＹＯ	226,000	2,120.00	479,120,000	貸付有価証券 1,300株
		日本金銭機械	23,600	1,173.00	27,682,800	貸付有価証券 10,900株（3,000株）
		マースグループホールディングス	13,200	3,185.00	42,042,000	貸付有価証券 6,200株（1,500株）
		フクシマガリレイ	28,800	2,786.00	80,236,800	貸付有価証券 400株（400株）
		ダイコク電機	8,600	2,656.00	22,841,600	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		竹内製作所	35,500	5,440.00	193,120,000	貸付有価証券 16,400株
		アマノ	55,500	3,883.00	215,506,500	貸付有価証券 300株
		ＪＵＫＩ	30,300	450.00	13,635,000	貸付有価証券 2,400株（1,700株）
		ジャノメ	16,100	1,005.00	16,180,500	貸付有価証券 1,700株（200株）
		マックス	23,600	4,155.00	98,058,000	貸付有価証券 100株
		グローリー	51,200	2,644.00	135,372,800	貸付有価証券 1,100株（900株）
		新晃工業	56,000	1,298.00	72,688,000	貸付有価証券 11,000株（4,900株）
		大和冷機工業	30,000	1,590.00	47,700,000	貸付有価証券 700株
		セガサミーホールディングス	174,700	2,993.50	522,964,450	貸付有価証券 100株
		ＴＰＲ	24,800	2,387.00	59,197,600	貸付有価証券 500株

ツバキ・ナカシマ	48,200	456.00	21,979,200	貸付有価証券 15,300株
ホシザキ	125,900	5,982.00	753,133,800	貸付有価証券 44,100株（800株）
大豊工業	16,900	624.00	10,545,600	貸付有価証券 400株（400株）
日本精工	362,200	632.90	229,236,380	貸付有価証券 5,900株
ＮＴＮ	462,800	239.00	110,609,200	貸付有価証券 2,300株
ジェイテクト	174,100	1,164.50	202,739,450	貸付有価証券 1,300株
不二越	14,400	3,275.00	47,160,000	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
日本トムソン	53,200	483.00	25,695,600	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
ＴＨＫ	112,900	3,717.00	419,649,300	貸付有価証券 19,500株（3,400株）
ユーシン精機	18,100	655.00	11,855,500	貸付有価証券 200株（200株）
前澤給装工業	14,000	1,347.00	18,858,000	
イーグル工業	21,600	2,039.00	44,042,400	
ＰＩＬＬＡＲ	18,100	3,695.00	66,879,500	貸付有価証券 2,200株（500株）
キッツ	63,400	1,165.00	73,861,000	
マキタ	243,400	4,837.00	1,177,325,800	貸付有価証券 100株
三井Ｅ＆Ｓ	104,600	1,764.00	184,514,400	貸付有価証券 49,100株（200株）
カナデビア	160,300	907.00	145,392,100	貸付有価証券 6,600株（4,500株）
三菱重工業	3,421,300	2,115.00	7,236,049,500	貸付有価証券 3,800株（3,800株）
ＩＨＩ	156,900	9,203.00	1,443,950,700	貸付有価証券 23,300株
スター精密	33,000	1,896.00	62,568,000	貸付有価証券 800株（600株）
キオクシアホールディングス	87,900	2,053.00	180,458,700	貸付有価証券 40,400株（18,600株）
日清紡ホールディングス	147,100	902.60	132,772,460	貸付有価証券 24,100株
イビデン	112,200	3,662.00	410,876,400	貸付有価証券 3,700株
コニカミノルタ	436,900	549.60	240,120,240	貸付有価証券 2,100株
ブラザー工業	261,400	2,643.00	690,880,200	貸付有価証券 37,800株
ミネベアミツミ	340,300	2,359.00	802,767,700	貸付有価証券

				1,800株
日立製作所	5,038,000	4,420.00	22,267,960,000	
三菱電機	1,990,000	2,398.00	4,772,020,000	
富士電機	119,000	6,822.00	811,818,000	貸付有価証券 17,600株
安川電機	212,500	4,168.00	885,700,000	貸付有価証券 100株（100株）
シンフォニアテクノロジー	19,400	6,540.00	126,876,000	貸付有価証券 1,000株
明電舎	33,000	4,515.00	148,995,000	
山洋電気	8,500	9,480.00	80,580,000	貸付有価証券 400株
デンヨー	14,900	2,682.00	39,961,800	貸付有価証券 100株（100株）
ＰＨＣホールディングス	36,600	1,099.00	40,223,400	貸付有価証券 8,700株
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	137,200	2,972.50	407,827,000	貸付有価証券 64,400株（7,000株）
ソシオネクスト	195,000	1,997.00	389,415,000	貸付有価証券 14,300株（1,600株）
東芝テック	29,200	3,065.00	89,498,000	貸付有価証券 2,600株（2,600株）
芝浦メカトロニクス	14,200	9,520.00	135,184,000	貸付有価証券 1,200株（500株）
マブチモーター	85,000	2,293.00	194,905,000	
ニデック	863,900	2,657.00	2,295,382,300	貸付有価証券 2,600株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	303.00	3,726,900	貸付有価証券 2,300株（1,600株）
トレックス・セミコンダクター	9,200	1,225.00	11,270,000	貸付有価証券 200株（200株）
東光高岳	10,600	2,118.00	22,450,800	貸付有価証券 200株
ダブル・スコープ	60,000	251.00	15,060,000	貸付有価証券 28,200株（17,400株）
ダイヘン	18,500	7,450.00	137,825,000	貸付有価証券 700株（400株）
ヤーマン	38,000	761.00	28,918,000	貸付有価証券 17,900株（6,900株）
ＪＶＣケンウッド	154,400	1,460.50	225,501,200	貸付有価証券 4,100株
ミマキエンジニアリング	16,200	1,566.00	25,369,200	貸付有価証券 700株（300株）
Ｉ－ＰＥＸ	2,700	2,938.00	7,932,600	貸付有価証券 600株（600株）
大崎電気工業	42,000	799.00	33,558,000	貸付有価証券 100株

		オムロン	179,300	4,463.00	800,215,900	貸付有価証券 3,300株
		日東工業	26,400	3,045.00	80,388,000	貸付有価証券 3,600株（3,000株）
		ＩＤＥＣ	28,900	2,514.00	72,654,600	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
		ジーエス・ユアサ　コーポレーション	87,300	2,444.00	213,361,200	貸付有価証券 8,700株（800株）
		メルコホールディングス	4,400	2,455.00	10,802,000	
		テクノメディカ	3,800	1,766.00	6,710,800	
		ダイヤモンドエレクトリックホールディング	7,900	584.00	4,613,600	貸付有価証券 1,000株（500株）
		日本電気	276,700	15,450.00	4,275,015,000	貸付有価証券 500株
		富士通	1,800,300	3,102.00	5,584,530,600	
		沖電気工業	94,800	962.00	91,197,600	貸付有価証券 1,500株（400株）
		電気興業	7,900	1,658.00	13,098,200	
		サンケン電気	20,000	5,799.00	115,980,000	貸付有価証券 6,900株（300株）
		アイホン	11,900	2,655.00	31,594,500	貸付有価証券 100株（100株）
		ルネサスエレクトロニクス	1,490,500	2,509.50	3,740,409,750	貸付有価証券 85,100株
		セイコーエプソン	251,000	2,443.50	613,318,500	貸付有価証券 3,100株
		ワコム	137,500	650.00	89,375,000	貸付有価証券 600株
		アルバック	42,900	5,673.00	243,371,700	貸付有価証券 9,300株
		アクセル	9,700	1,208.00	11,717,600	貸付有価証券 400株（400株）
		ＥＩＺＯ	25,500	2,111.00	53,830,500	貸付有価証券 100株
		日本信号	44,600	903.00	40,273,800	貸付有価証券 400株
		京三製作所	45,500	510.00	23,205,000	貸付有価証券 200株
		能美防災	26,400	3,045.00	80,388,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ホーチキ	12,500	2,582.00	32,275,000	貸付有価証券 2,000株
		エレコム	46,800	1,643.00	76,892,400	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		パナソニック　ホールディングス	2,311,400	1,825.00	4,218,305,000	貸付有価証券 17,200株
		シャープ	282,700	998.00	282,134,600	貸付有価証券 20,800株

アンリツ	137,800	1,437.00	198,018,600	貸付有価証券 19,500株（6,700株）
富士通ゼネラル	55,500	2,757.00	153,013,500	貸付有価証券 2,000株（700株）
ソニーグループ	6,682,200	3,857.00	25,773,245,400	
ＴＤＫ	1,689,700	1,691.50	2,858,127,550	貸付有価証券 800株
帝国通信工業	8,600	2,420.00	20,812,000	
タムラ製作所	77,900	599.00	46,662,100	貸付有価証券 1,900株
アルプスアルパイン	158,800	1,531.00	243,122,800	貸付有価証券 5,700株
日本電波工業	18,400	915.00	16,836,000	貸付有価証券 400株（300株）
鈴木	10,400	1,746.00	18,158,400	貸付有価証券 100株
メイコー	19,400	8,750.00	169,750,000	貸付有価証券 100株
日本トリム	4,400	3,775.00	16,610,000	
フォスター電機	19,900	1,496.00	29,770,400	貸付有価証券 700株
ＳＭＫ	4,700	2,869.00	13,484,300	
ヨコオ	17,300	1,478.00	25,569,400	貸付有価証券 200株
ホシデン	47,900	2,179.00	104,374,100	貸付有価証券 5,400株
ヒロセ電機	28,400	18,370.00	521,708,000	
日本航空電子工業	50,900	2,724.00	138,651,600	貸付有価証券 100株
ＴＯＡ	19,800	968.00	19,166,400	貸付有価証券 500株（200株）
マクセル	37,400	1,898.00	70,985,200	貸付有価証券 100株
古野電気	23,100	2,369.00	54,723,900	貸付有価証券 6,800株（500株）
スミダコーポレーション	26,400	979.00	25,845,600	貸付有価証券 100株
アイコム	7,500	2,769.00	20,767,500	貸付有価証券 3,500株
リオン	8,000	2,593.00	20,744,000	
横河電機	214,000	2,837.50	607,225,000	
新電元工業	7,500	2,628.00	19,710,000	貸付有価証券 700株（500株）
アズビル	528,000	1,195.50	631,224,000	
日本光電工業	173,400	2,301.00	398,993,400	貸付有価証券 9,100株（3,900株）
チノー	8,000	2,229.00	17,832,000	貸付有価証券

				2,000株（600株）
日本電子材料	11,900	2,149.00	25,573,100	貸付有価証券 3,900株（1,300株）
堀場製作所	36,700	9,637.00	353,677,900	
アドバンテスト	610,500	9,209.00	5,622,094,500	貸付有価証券 600株
エスペック	17,200	2,405.00	41,366,000	貸付有価証券 100株（100株）
キーエンス	193,800	64,810.00	12,560,178,000	
日置電機	10,200	7,010.00	71,502,000	
シスメックス	501,600	2,761.50	1,385,168,400	
日本マイクロニクス	31,900	4,600.00	146,740,000	貸付有価証券 13,900株（100株）
メガチップス	15,000	5,310.00	79,650,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	12,100	3,525.00	42,652,500	貸付有価証券 5,500株（5,500株）
コーセル	23,900	1,025.00	24,497,500	貸付有価証券 1,000株（500株）
イリソ電子工業	19,600	2,696.00	52,841,600	貸付有価証券 600株
オプテックスグループ	35,500	1,634.00	58,007,000	
千代田インテグレ	6,700	3,190.00	21,373,000	
レーザーテック	75,100	15,215.00	1,142,646,500	貸付有価証券 26,300株
スタンレー電気	121,300	2,561.50	310,709,950	貸付有価証券 19,300株（1,200株）
ウシオ電機	85,700	2,085.00	178,684,500	貸付有価証券 8,900株（1,400株）
日本セラミック	17,800	2,663.00	47,401,400	
古河電池	14,300	1,381.00	19,748,300	
山一電機	15,800	2,141.00	33,827,800	貸付有価証券 5,500株（2,400株）
図研	17,700	4,855.00	85,933,500	貸付有価証券 700株（700株）
日本電子	44,800	5,345.00	239,456,000	貸付有価証券 1,900株（1,700株）
カシオ計算機	155,000	1,240.00	192,200,000	
ファナック	937,400	4,429.00	4,151,744,600	
日本シイエムケイ	56,800	507.00	28,797,600	貸付有価証券 1,200株
エンプラス	5,600	4,330.00	24,248,000	貸付有価証券 2,600株（1,100株）
大真空	23,600	615.00	14,514,000	貸付有価証券 1,300株（300株）
ローム	351,000	1,596.00	560,196,000	貸付有価証券 22,100株（3,200株）

		浜松ホトニクス	310,900	1,752.00	544,696,800	貸付有価証券 17,000株（3,000株）
		三井ハイテック	85,800	844.00	72,415,200	貸付有価証券 20,900株
		新光電気工業	68,500	5,868.00	401,958,000	貸付有価証券 32,200株
		京セラ	1,203,600	1,727.50	2,079,219,000	
		太陽誘電	84,900	2,576.00	218,702,400	貸付有価証券 14,700株
		村田製作所	1,706,400	2,749.00	4,690,893,600	
		双葉電子工業	36,900	534.00	19,704,600	貸付有価証券 1,700株（600株）
		ニチコン	50,900	1,243.00	63,268,700	貸付有価証券 11,600株
		日本ケミコン	23,800	908.00	21,610,400	貸付有価証券 9,400株（4,100株）
		ＫＯＡ	32,300	966.00	31,201,800	貸付有価証券 3,900株
		市光工業	34,900	396.00	13,820,400	貸付有価証券 7,900株
		小糸製作所	200,700	1,964.00	394,174,800	貸付有価証券 15,000株（13,800株）
		ミツバ	36,300	836.00	30,346,800	貸付有価証券 4,600株（2,000株）
		ＳＣＲＥＥＮホールディングス	80,900	10,560.00	854,304,000	貸付有価証券 1,500株（700株）
		キヤノン電子	18,300	2,519.00	46,097,700	
		キヤノン	966,200	5,128.00	4,954,673,600	貸付有価証券 2,100株
		リコー	510,200	1,564.50	798,207,900	貸付有価証券 300株
		象印マホービン	57,800	1,592.00	92,017,600	貸付有価証券 700株
		東京エレクトロン	410,000	24,790.00	10,163,900,000	貸付有価証券 100株
		イノテック	13,900	1,400.00	19,460,000	貸付有価証券 200株
		トヨタ紡織	81,600	1,984.00	161,894,400	貸付有価証券 6,600株
		ユニプレス	34,800	1,050.00	36,540,000	貸付有価証券 5,900株
		豊田自動織機	165,200	12,525.00	2,069,130,000	貸付有価証券 400株
		モリタホールディングス	30,600	2,131.00	65,208,600	
		三櫻工業	26,900	654.00	17,592,600	貸付有価証券 4,400株（1,400株）
		デンソー	1,897,800	1,929.00	3,660,856,200	

		東海理化電機製作所	54,600	2,230.00	121,758,000	貸付有価証券 1,000株（300株）
		川崎重工業	146,000	7,553.00	1,102,738,000	
		名村造船所	55,300	2,044.00	113,033,200	貸付有価証券 16,600株（3,700株）
		日本車輌製造	7,400	2,103.00	15,562,200	貸付有価証券 200株
		三菱ロジスネクスト	30,900	1,896.00	58,586,400	貸付有価証券 14,500株
		日産自動車	2,420,300	424.00	1,026,207,200	貸付有価証券 1,143,300株（4,000株）
		いすゞ自動車	598,300	2,012.50	1,204,078,750	貸付有価証券 6,600株
		トヨタ自動車	10,297,500	2,773.50	28,560,116,250	貸付有価証券 110,100株（104,800株）
		日野自動車	291,400	483.50	140,891,900	貸付有価証券 42,800株
		三菱自動車工業	740,600	390.60	289,278,360	貸付有価証券 281,200株
		武蔵精密工業	47,500	3,025.00	143,687,500	貸付有価証券 10,400株
		日産車体	29,400	1,039.00	30,546,600	貸付有価証券 10,300株（2,400株）
		新明和工業	55,800	1,377.00	76,836,600	貸付有価証券 1,700株（1,500株）
		極東開発工業	26,200	2,516.00	65,919,200	
		トピー工業	15,700	2,121.00	33,299,700	貸付有価証券 300株（300株）
		ティラド	4,300	3,630.00	15,609,000	
		タチエス	35,700	1,825.00	65,152,500	貸付有価証券 700株
		ＮＯＫ	75,300	2,411.00	181,548,300	貸付有価証券 1,000株
		フタバ産業	58,400	781.00	45,610,400	貸付有価証券 2,500株（2,300株）
		カヤバ	32,900	2,990.00	98,371,000	貸付有価証券 1,600株（1,400株）
		大同メタル工業	37,900	500.00	18,950,000	貸付有価証券 600株（600株）
		プレス工業	75,700	573.00	43,376,100	貸付有価証券 4,600株
		太平洋工業	44,400	1,438.00	63,847,200	貸付有価証券 5,500株（2,600株）
		アイシン	410,200	1,763.50	723,387,700	貸付有価証券 5,900株（4,800株）
		マツダ	595,000	1,018.50	606,007,500	
		本田技研工業	4,589,700	1,424.00	6,535,732,800	貸付有価証券

				32,700株（31,100株）
スズキ	1,565,400	1,930.00	3,021,222,000	貸付有価証券 7,500株
ＳＵＢＡＲＵ	584,100	2,811.50	1,642,197,150	貸付有価証券 3,100株
ヤマハ発動機	817,800	1,189.00	972,364,200	貸付有価証券 77,200株
エクセディ	31,700	4,885.00	154,854,500	貸付有価証券 2,000株
豊田合成	55,500	2,723.50	151,154,250	貸付有価証券 2,200株
愛三工業	36,700	1,933.00	70,941,100	貸付有価証券 100株
ヨロズ	20,000	1,047.00	20,940,000	貸付有価証券 9,400株（400株）
エフ・シー・シー	33,900	3,295.00	111,700,500	貸付有価証券 700株
シマノ	83,900	19,710.00	1,653,669,000	貸付有価証券 3,600株（1,800株）
テイ・エス　テック	78,800	1,743.50	137,387,800	貸付有価証券 1,400株（900株）
ジャムコ	11,700	1,793.00	20,978,100	貸付有価証券 700株
リガク・ホールディングス	97,900	1,103.00	107,983,700	貸付有価証券 3,100株
テルモ	1,295,800	2,811.50	3,643,141,700	貸付有価証券 100株
日機装	50,100	1,220.00	61,122,000	貸付有価証券 6,600株（6,500株）
日本エム・ディ・エム	15,300	611.00	9,348,300	貸付有価証券 800株
島津製作所	278,800	3,942.00	1,099,029,600	貸付有価証券 2,400株
ＪＭＳ	17,900	473.00	8,466,700	貸付有価証券 100株（100株）
長野計器	12,700	2,007.00	25,488,900	貸付有価証券 800株
ブイ・テクノロジー	9,500	2,285.00	21,707,500	
東京計器	13,600	3,420.00	46,512,000	貸付有価証券 6,200株（500株）
愛知時計電機	9,200	1,810.00	16,652,000	
インターアクション	11,700	1,137.00	13,302,900	貸付有価証券 300株
東京精密	39,700	8,882.00	352,615,400	貸付有価証券 2,900株（2,300株）
マニー	77,500	1,420.00	110,050,000	貸付有価証券 9,600株
ニコン	305,500	1,537.00	469,553,500	貸付有価証券

				35,000株（18,800株）
トプコン	109,900	2,804.00	308,159,600	貸付有価証券 1,600株
オリンパス	1,109,000	2,054.00	2,277,886,000	貸付有価証券 5,500株（2,000株）
理研計器	27,400	3,010.00	82,474,000	貸付有価証券 1,000株（800株）
タムロン	26,700	3,930.00	104,931,000	貸付有価証券 2,800株
ＨＯＹＡ	378,500	19,210.00	7,270,985,000	
ノーリツ鋼機	18,400	4,730.00	87,032,000	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	24,200	2,068.00	50,045,600	
朝日インテック	236,100	2,676.00	631,803,600	貸付有価証券 39,300株（5,400株）
シチズン時計	178,200	892.00	158,954,400	貸付有価証券 15,900株
メニコン	72,200	1,370.00	98,914,000	貸付有価証券 200株
松風	19,400	2,262.00	43,882,800	貸付有価証券 300株（300株）
セイコーグループ	30,000	5,260.00	157,800,000	貸付有価証券 1,000株（700株）
ニプロ	161,500	1,363.50	220,205,250	貸付有価証券 4,000株
三井松島ホールディングス	13,200	4,330.00	57,156,000	貸付有価証券 100株（100株）
パラマウントベッドホールディングス	41,700	2,707.00	112,881,900	貸付有価証券 1,100株（500株）
トランザクション	12,800	2,025.00	25,920,000	貸付有価証券 5,700株
ニホンフラッシュ	16,300	803.00	13,088,900	貸付有価証券 1,400株（1,100株）
前田工繊	39,500	1,850.00	73,075,000	
アートネイチャー	19,900	764.00	15,203,600	貸付有価証券 600株（400株）
フルヤ金属	16,600	2,991.00	49,650,600	貸付有価証券 1,100株
バンダイナムコホールディングス	525,900	4,916.00	2,585,324,400	
ＳＨＯＥＩ	54,500	1,951.00	106,329,500	貸付有価証券 5,100株（1,100株）
フランスベッドホールディングス	27,800	1,292.00	35,917,600	貸付有価証券 2,800株（2,200株）
パイロットコーポレーション	29,600	4,395.00	130,092,000	貸付有価証券 100株
萩原工業	12,900	1,519.00	19,595,100	貸付有価証券 3,200株

		フジシールインターナショナル	43,600	2,799.00	122,036,400	貸付有価証券 700株
		タカラトミー	81,400	4,030.00	328,042,000	貸付有価証券 4,500株（4,400株）
		広済堂ホールディングス	73,100	497.00	36,330,700	貸付有価証券 34,300株
		プロネクサス	20,100	1,286.00	25,848,600	
		ＴＯＰＰＡＮホールディングス	254,000	4,690.00	1,191,260,000	貸付有価証券 2,100株
		大日本印刷	401,700	2,190.00	879,723,000	
		共同印刷	5,500	4,345.00	23,897,500	
		ＮＩＳＳＨＡ	33,200	1,423.00	47,243,600	貸付有価証券 5,800株（5,100株）
		ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	10,500	3,070.00	32,235,000	
		アシックス	715,200	3,803.00	2,719,905,600	貸付有価証券 134,100株（2,400株）
		ツツミ	4,500	2,311.00	10,399,500	貸付有価証券 100株
		ローランド	14,300	3,960.00	56,628,000	貸付有価証券 1,900株
		小松ウオール工業	12,900	1,497.00	19,311,300	貸付有価証券 100株
		ヤマハ	346,200	1,097.50	379,954,500	貸付有価証券 3,500株
		河合楽器製作所	5,900	3,125.00	18,437,500	貸付有価証券 100株
		クリナップ	19,000	658.00	12,502,000	貸付有価証券 700株（700株）
		ピジョン	123,400	1,611.50	198,859,100	貸付有価証券 57,900株
		キングジム	17,100	860.00	14,706,000	貸付有価証券 3,400株（200株）
		リンテック	36,800	2,926.00	107,676,800	貸付有価証券 100株
		イトーキ	38,700	1,775.00	68,692,500	貸付有価証券 2,100株（1,600株）
		任天堂	1,223,000	11,395.00	13,936,085,000	貸付有価証券 1,500株
		三菱鉛筆	26,500	2,700.00	71,550,000	貸付有価証券 8,800株（4,200株）
		タカラスタンダード	44,600	1,778.00	79,298,800	
		コクヨ	92,200	2,870.00	264,614,000	貸付有価証券 28,500株
		ナカバヤシ	20,900	533.00	11,139,700	貸付有価証券 100株（100株）
		グローブライド	19,100	1,921.00	36,691,100	貸付有価証券 100株（100株）

オカムラ	58,300	2,047.00	119,340,100	貸付有価証券 2,100株
美津濃	19,300	8,360.00	161,348,000	貸付有価証券 200株
グリムス	8,600	2,194.00	18,868,400	貸付有価証券 400株
東京電力ホールディングス	1,629,700	397.70	648,131,690	貸付有価証券 343,600株（83,100株）
中部電力	713,800	1,554.50	1,109,602,100	
関西電力	944,900	1,697.00	1,603,495,300	
中国電力	336,500	847.60	285,217,400	貸付有価証券 13,700株
北陸電力	198,100	791.60	156,815,960	貸付有価証券 30,400株
東北電力	510,000	1,077.00	549,270,000	貸付有価証券 2,400株
四国電力	180,400	1,141.00	205,836,400	貸付有価証券 5,700株（5,600株）
九州電力	446,500	1,298.00	579,557,000	貸付有価証券 100株
北海道電力	202,700	726.50	147,261,550	貸付有価証券 95,200株（10,600株）
沖縄電力	49,500	923.00	45,688,500	貸付有価証券 6,200株
電源開発	145,900	2,508.50	365,990,150	貸付有価証券 200株
エフオン	14,100	383.00	5,400,300	
イーレックス	37,700	785.00	29,594,500	貸付有価証券 12,000株（700株）
レノバ	52,800	688.00	36,326,400	貸付有価証券 24,800株（5,500株）
東京瓦斯	366,200	4,585.00	1,679,027,000	貸付有価証券 3,200株
大阪瓦斯	380,500	3,193.00	1,214,936,500	貸付有価証券 7,100株（5,600株）
東邦瓦斯	76,200	3,986.00	303,733,200	貸付有価証券 3,800株（100株）
北海道瓦斯	57,800	524.00	30,287,200	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
広島ガス	41,000	352.00	14,432,000	貸付有価証券 3,100株（1,900株）
西部ガスホールディングス	20,200	1,668.00	33,693,600	貸付有価証券 5,800株（800株）
静岡ガス	44,200	1,023.00	45,216,600	
メタウォーター	26,500	1,935.00	51,277,500	
ＳＢＳホールディングス	17,300	2,647.00	45,793,100	貸付有価証券 300株（300株）

		東武鉄道	204,100	2,614.50	533,619,450	
		相鉄ホールディングス	64,000	2,438.00	156,032,000	貸付有価証券 300株（200株）
		東急	543,200	1,692.00	919,094,400	貸付有価証券 17,700株（8,700株）
		京浜急行電鉄	239,700	1,407.50	337,377,750	貸付有価証券 39,800株（11,900株）
		小田急電鉄	320,300	1,484.00	475,325,200	貸付有価証券 7,000株（1,900株）
		京王電鉄	102,400	3,900.00	399,360,000	貸付有価証券 800株
		京成電鉄	337,200	1,494.00	503,776,800	貸付有価証券 72,200株
		富士急行	23,900	2,398.00	57,312,200	貸付有価証券 1,200株（600株）
		東日本旅客鉄道	1,068,300	2,776.00	2,965,600,800	貸付有価証券 1,300株
		西日本旅客鉄道	477,700	2,849.50	1,361,206,150	貸付有価証券 600株
		東海旅客鉄道	746,100	2,801.50	2,090,199,150	貸付有価証券 100株
		東京地下鉄	323,900	1,836.50	594,842,350	貸付有価証券 3,700株
		西武ホールディングス	210,900	3,207.00	676,356,300	貸付有価証券 300株
		鴻池運輸	33,000	2,920.00	96,360,000	貸付有価証券 600株（500株）
		西日本鉄道	56,100	2,177.00	122,129,700	貸付有価証券 3,800株（2,900株）
		ハマキョウレックス	66,100	1,265.00	83,616,500	貸付有価証券 200株
		サカイ引越センター	24,500	2,343.00	57,403,500	貸付有価証券 100株（100株）
		近鉄グループホールディングス	207,200	3,244.00	672,156,800	貸付有価証券 100株
		阪急阪神ホールディングス	256,600	3,658.00	938,642,800	貸付有価証券 3,600株
		南海電気鉄道	86,300	2,510.00	216,613,000	貸付有価証券 2,400株（1,900株）
		京阪ホールディングス	106,600	3,312.00	353,059,200	貸付有価証券 900株（900株）
		神戸電鉄	5,300	2,482.00	13,154,600	貸付有価証券 2,400株
		名古屋鉄道	213,700	1,758.00	375,684,600	貸付有価証券 16,200株（8,900株）
		山陽電気鉄道	14,600	2,031.00	29,652,600	貸付有価証券 6,800株
		ヤマトホールディングス	235,000	1,902.50	447,087,500	貸付有価証券 7,400株（5,100株）

山九	46,700	5,825.00	272,027,500	貸付有価証券 1,700株（800株）
丸全昭和運輸	11,900	5,920.00	70,448,000	貸付有価証券 300株（300株）
センコーグループホールディングス	127,300	1,406.00	178,983,800	貸付有価証券 2,400株
トナミホールディングス	4,200	6,130.00	25,746,000	
ニッコンホールディングス	109,900	2,261.50	248,538,850	貸付有価証券 3,200株（1,600株）
福山通運	20,700	3,630.00	75,141,000	貸付有価証券 2,500株（1,100株）
セイノーホールディングス	95,200	2,254.00	214,580,800	貸付有価証券 33,400株（14,000株）
神奈川中央交通	5,500	3,850.00	21,175,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	60,000	1,242.00	74,520,000	貸付有価証券 11,500株（4,300株）
九州旅客鉄道	148,100	3,658.00	541,749,800	
ＳＧホールディングス	324,700	1,434.50	465,782,150	貸付有価証券 24,100株（2,900株）
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	208,000	2,712.00	564,096,000	貸付有価証券 49,900株（1,300株）
日本郵船	400,700	5,223.00	2,092,856,100	貸付有価証券 5,000株
商船三井	367,700	5,510.00	2,026,027,000	貸付有価証券 84,700株
川崎汽船	440,200	2,150.00	946,430,000	貸付有価証券 190,200株（174,200株）
ＮＳユナイテッド海運	12,200	4,075.00	49,715,000	貸付有価証券 4,900株（3,200株）
飯野海運	71,000	1,052.00	74,692,000	貸付有価証券 20,300株（12,600株）
乾汽船	24,600	1,468.00	36,112,800	貸付有価証券 2,400株（600株）
日本航空	443,300	2,557.50	1,133,739,750	
ＡＮＡホールディングス	526,200	2,868.50	1,509,404,700	貸付有価証券 800株
日新	13,200	4,370.00	57,684,000	
三菱倉庫	196,800	1,035.50	203,786,400	貸付有価証券 3,400株
三井倉庫ホールディングス	19,900	7,740.00	154,026,000	貸付有価証券 200株
住友倉庫	57,400	2,785.00	159,859,000	貸付有価証券 400株
澁澤倉庫	8,800	3,175.00	27,940,000	
日本トランスシティ	38,900	983.00	38,238,700	貸付有価証券 500株（500株）

		中央倉庫	11,400	1,451.00	16,541,400	貸付有価証券 5,300株
		安田倉庫	13,200	1,915.00	25,278,000	貸付有価証券 6,200株（100株）
		上組	89,300	3,304.00	295,047,200	
		キユーソー流通システム	12,900	2,052.00	26,470,800	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		エーアイテイー	12,100	1,680.00	20,328,000	貸付有価証券 200株（200株）
		内外トランスライン	7,700	2,485.00	19,134,500	貸付有価証券 300株
		日本コンセプト	7,000	1,828.00	12,796,000	貸付有価証券 300株（300株）
		ＮＥＣネッツエスアイ	75,700	3,300.00	249,810,000	貸付有価証券 35,500株（100株）
		クロスキャット	11,100	1,061.00	11,777,100	貸付有価証券 400株（300株）
		システナ	277,700	351.00	97,472,700	貸付有価証券 5,200株
		デジタルアーツ	12,300	6,160.00	75,768,000	貸付有価証券 600株
		日鉄ソリューションズ	66,300	4,319.00	286,349,700	貸付有価証券 31,300株
		キューブシステム	10,300	1,020.00	10,506,000	貸付有価証券 100株
		コア	8,600	1,840.00	15,824,000	貸付有価証券 500株
		手間いらず	2,800	3,100.00	8,680,000	
		ラクーンホールディングス	14,500	901.00	13,064,500	貸付有価証券 5,100株（1,400株）
		ソリトンシステムズ	10,000	1,120.00	11,200,000	貸付有価証券 700株
		ソフトクリエイトホールディングス	14,000	2,049.00	28,686,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ＴＩＳ	205,300	3,738.00	767,411,400	貸付有価証券 4,900株（500株）
		グリーホールディングス	65,100	555.00	36,130,500	貸付有価証券 1,300株
		ＧＭＯペパボ	2,400	1,412.00	3,388,800	
		コーエーテクモホールディングス	146,100	2,045.00	298,774,500	貸付有価証券 16,600株（6,600株）
		三菱総合研究所	9,300	4,945.00	45,988,500	
		ファインデックス	15,400	786.00	12,104,400	貸付有価証券 6,100株（1,600株）
		ブレインパッド	14,500	1,317.00	19,096,500	貸付有価証券 5,400株
		ＫＬａｂ	49,200	159.00	7,822,800	貸付有価証券 18,500株（700株）

		ポールトゥウィンホールディングス	27,600	452.00	12,475,200	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
		ネクソン	427,200	2,015.50	861,021,600	貸付有価証券 79,700株
		アイスタイル	59,000	524.00	30,916,000	貸付有価証券 11,400株
		エムアップホールディングス	23,800	1,699.00	40,436,200	貸付有価証券 200株
		エイチーム	12,900	916.00	11,816,400	貸付有価証券 6,000株
		セルシス	27,600	1,252.00	34,555,200	貸付有価証券 1,400株（1,100株）
		エニグモ	21,600	334.00	7,214,400	貸付有価証券 2,600株（100株）
		コロプラ	66,000	501.00	33,066,000	貸付有価証券 18,000株（8,100株）
		ブロードリーフ	78,000	632.00	49,296,000	貸付有価証券 4,900株（4,900株）
		デジタルハーツホールディングス	13,800	1,107.00	15,276,600	貸付有価証券 6,300株（1,100株）
		メディアドゥ	8,800	1,685.00	14,828,000	貸付有価証券 700株（700株）
		じげん	48,500	438.00	21,243,000	貸付有価証券 4,200株（2,600株）
		ブイキューブ	26,700	227.00	6,060,900	貸付有価証券 1,200株
		フィックスターズ	19,500	1,997.00	38,941,500	貸付有価証券 9,200株（6,400株）
		ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	11,000	1,502.00	16,522,000	貸付有価証券 5,100株
		オプティム	20,000	737.00	14,740,000	貸付有価証券 9,400株（6,500株）
		セレス	8,800	2,938.00	25,854,400	貸付有価証券 4,100株（100株）
		ＳＨＩＦＴ	193,800	1,409.50	273,161,100	貸付有価証券 62,000株（19,500株）
		セック	3,300	5,260.00	17,358,000	
		テクマトリックス	41,900	2,324.00	97,375,600	貸付有価証券 100株
		プロシップ	8,500	1,538.00	13,073,000	
		ガンホー・オンライン・エンターテイメント	48,200	3,032.00	146,142,400	貸付有価証券 2,600株
		ＧＭＯペイメントゲートウェイ	44,400	8,045.00	357,198,000	貸付有価証券 1,000株
		システムリサーチ	13,300	1,592.00	21,173,600	貸付有価証券 100株（100株）
		インターネットイニシアティブ	106,200	2,662.00	282,704,400	貸付有価証券 200株

		さくらインターネット	30,300	4,635.00	140,440,500	貸付有価証券 10,700株
		ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	5,900	2,273.00	13,410,700	貸付有価証券 1,500株（100株）
		ＳＲＡホールディングス	11,000	4,280.00	47,080,000	
		朝日ネット	20,900	673.00	14,065,700	貸付有価証券 500株（300株）
		ｅＢＡＳＥ	27,300	585.00	15,970,500	貸付有価証券 2,800株（1,700株）
		アバントグループ	27,300	1,911.00	52,170,300	貸付有価証券 100株（100株）
		アドソル日進	8,200	2,030.00	16,646,000	
		フリービット	10,200	1,551.00	15,820,200	
		コムチュア	25,700	1,971.00	50,654,700	
		アステリア	15,200	577.00	8,770,400	貸付有価証券 5,600株（2,600株）
		アイル	10,900	2,461.00	26,824,900	貸付有価証券 1,300株
		マークラインズ	11,500	2,371.00	27,266,500	
		メディカル・データ・ビジョン	23,200	453.00	10,509,600	貸付有価証券 5,000株（300株）
		ｇｕｍｉ	35,900	554.00	19,888,600	貸付有価証券 2,200株（1,100株）
		テラスカイ	7,500	2,424.00	18,180,000	貸付有価証券 3,500株（2,500株）
		デジタル・インフォメーション・テクノロジ	11,200	2,385.00	26,712,000	貸付有価証券 1,600株
		ネオジャパン	5,100	1,730.00	8,823,000	
		ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,900	2,338.00	9,118,200	貸付有価証券 1,800株
		ラクス	91,900	2,081.50	191,289,850	貸付有価証券 5,600株（4,100株）
		ダブルスタンダード	6,900	1,685.00	11,626,500	貸付有価証券 100株（100株）
		オープンドア	13,600	602.00	8,187,200	貸付有価証券 6,400株（900株）
		アカツキ	9,500	3,000.00	28,500,000	貸付有価証券 400株（400株）
		Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	6,200	1,447.00	8,971,400	貸付有価証券 1,200株
		カナミックネットワーク	24,400	475.00	11,590,000	貸付有価証券 3,300株（3,300株）
		チェンジホールディングス	48,100	1,346.00	64,742,600	貸付有価証券 22,600株（5,200株）
		オークネット	9,000	2,471.00	22,239,000	
		マクロミル	38,300	1,250.00	47,875,000	貸付有価証券 6,000株（400株）

オロ	8,200	2,519.00	20,655,800	貸付有価証券 3,800株
ユーザーローカル	9,400	1,858.00	17,465,200	貸付有価証券 400株
ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	15,600	4,395.00	68,562,000	貸付有価証券 7,300株
マネーフォワード	47,600	4,371.00	208,059,600	貸付有価証券 14,200株（1,700株）
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	13,900	566.00	7,867,400	貸付有価証券 3,000株（3,000株）
プラスアルファ・コンサルティング	24,600	1,499.00	36,875,400	貸付有価証券 4,000株
電算システムホールディングス	8,600	2,431.00	20,906,600	貸付有価証券 1,000株
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	59,300	1,664.00	98,675,200	貸付有価証券 15,400株
ビジョナル	23,000	7,408.00	170,384,000	貸付有価証券 6,800株（100株）
ハイマックス	6,100	1,370.00	8,357,000	貸付有価証券 100株
野村総合研究所	421,000	5,312.00	2,236,352,000	貸付有価証券 35,600株（600株）
日本システム技術	18,000	1,936.00	34,848,000	貸付有価証券 1,400株（900株）
インテージホールディングス	11,000	1,761.00	19,371,000	貸付有価証券 5,000株（4,900株）
東邦システムサイエンス	9,000	1,224.00	11,016,000	
ソースネクスト	99,200	232.00	23,014,400	貸付有価証券 46,600株（6,900株）
シンプレクス・ホールディングス	38,200	2,862.00	109,328,400	貸付有価証券 2,400株（1,500株）
ＨＥＲＯＺ	7,600	990.00	7,524,000	貸付有価証券 3,600株（3,200株）
ラクスル	47,100	1,247.00	58,733,700	貸付有価証券 3,900株
メルカリ	107,100	2,333.00	249,864,300	貸付有価証券 31,000株
ＩＰＳ	5,600	2,582.00	14,459,200	貸付有価証券 800株
システムサポートホールディングス	6,800	2,090.00	14,212,000	
イーソル	13,000	644.00	8,372,000	貸付有価証券 1,600株（300株）
ウイングアーク１ｓｔ	20,200	3,560.00	71,912,000	貸付有価証券 2,400株（700株）
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	6,500	931.00	6,051,500	貸付有価証券 2,900株
サーバーワークス	3,400	2,441.00	8,299,400	貸付有価証券 400株

Ｓａｎｓａｎ	54,900	2,500.00	137,250,000	貸付有価証券 12,900株（7,400株）
ギフティ	17,200	1,398.00	24,045,600	貸付有価証券 300株
メドレー	21,300	3,090.00	65,817,000	貸付有価証券 10,000株
ベース	9,500	3,320.00	31,540,000	貸付有価証券 200株
ＪＭＤＣ	23,700	3,202.00	75,887,400	貸付有価証券 3,400株
フォーカスシステムズ	13,000	1,101.00	14,313,000	
クレスコ	31,900	1,116.00	35,600,400	貸付有価証券 100株（100株）
フジ・メディア・ホールディングス	186,600	2,790.00	520,614,000	貸付有価証券 88,100株（100株）
オービック	360,700	4,447.00	1,604,032,900	貸付有価証券 2,700株
ジャストシステム	27,900	3,410.00	95,139,000	貸付有価証券 100株
ＴＤＣソフト	32,700	1,333.00	43,589,100	貸付有価証券 1,900株（1,800株）
ＬＩＮＥヤフー	3,108,500	487.50	1,515,393,750	貸付有価証券 8,200株
トレンドマイクロ	102,100	11,850.00	1,209,885,000	貸付有価証券 3,700株（500株）
ＩＤホールディングス	13,100	1,763.00	23,095,300	
日本オラクル	37,200	14,375.00	534,750,000	貸付有価証券 200株（200株）
アルファシステムズ	6,100	3,405.00	20,770,500	
フューチャー	48,300	1,850.00	89,355,000	貸付有価証券 3,500株（500株）
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	11,900	2,006.00	23,871,400	貸付有価証券 200株（100株）
オービックビジネスコンサルタント	32,800	7,308.00	239,702,400	貸付有価証券 1,700株
アイティフォー	22,800	1,316.00	30,004,800	
東計電算	5,400	4,365.00	23,571,000	貸付有価証券 500株
大塚商会	220,200	3,586.00	789,637,200	貸付有価証券 78,100株
サイボウズ	26,800	3,105.00	83,214,000	貸付有価証券 1,600株（900株）
電通総研	18,900	6,160.00	116,424,000	貸付有価証券 500株
ＡＣＣＥＳＳ	20,300	1,080.00	21,924,000	貸付有価証券 9,500株
デジタルガレージ	31,100	4,465.00	138,861,500	
ＥＭシステムズ	30,600	768.00	23,500,800	貸付有価証券

				2,700株（200株）
ウェザーニューズ	15,400	3,460.00	53,284,000	貸付有価証券 200株（200株）
ＣＩＪ	53,200	481.00	25,589,200	貸付有価証券 3,700株（1,100株）
ビジネスエンジニアリング	4,600	3,985.00	18,331,000	
ＷＯＷＯＷ	14,600	1,009.00	14,731,400	貸付有価証券 200株
スカラ	18,000	416.00	7,488,000	貸付有価証券 5,000株（100株）
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	26,400	3,240.00	85,536,000	貸付有価証券 3,500株（3,200株）
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	19,400	519.00	10,068,600	貸付有価証券 900株（700株）
システムソフト	67,600	67.00	4,529,200	貸付有価証券 30,700株（3,400株）
アルゴグラフィックス	17,800	5,400.00	96,120,000	
マーベラス	36,100	528.00	19,060,800	貸付有価証券 3,300株（2,000株）
エイベックス	36,500	1,304.00	47,596,000	貸付有価証券 100株
ＢＩＰＲＯＧＹ	65,600	4,365.00	286,344,000	貸付有価証券 800株
都築電気	11,700	2,416.00	28,267,200	貸付有価証券 5,400株
ＴＢＳホールディングス	96,000	4,391.00	421,536,000	貸付有価証券 6,200株
日本テレビホールディングス	172,000	2,961.50	509,378,000	貸付有価証券 10,800株（6,400株）
朝日放送グループホールディングス	18,200	696.00	12,667,200	貸付有価証券 8,600株（300株）
テレビ朝日ホールディングス	47,200	2,633.00	124,277,600	貸付有価証券 100株
スカパーＪＳＡＴホールディングス	150,900	1,168.00	176,251,200	貸付有価証券 900株
テレビ東京ホールディングス	12,000	3,585.00	43,020,000	貸付有価証券 900株
ビジョン	29,200	1,109.00	32,382,800	貸付有価証券 13,700株
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	65,300	1,804.00	117,801,200	貸付有価証券 12,300株
日本通信	156,300	157.00	24,539,100	貸付有価証券 28,600株（21,200株）
日本電信電話	57,789,200	147.60	8,529,685,920	貸付有価証券 306,200株（306,200株）
ＫＤＤＩ	1,429,000	4,989.00	7,129,281,000	

ソフトバンク	31,099,300	209.10	6,502,863,630	貸付有価証券 51,200株
光通信	22,400	37,600.00	842,240,000	貸付有価証券 4,100株
エムティーアイ	13,100	887.00	11,619,700	貸付有価証券 3,300株（3,000株）
ＧＭＯインターネットグループ	63,300	2,938.50	186,007,050	貸付有価証券 200株
ファイバーゲート	7,500	992.00	7,440,000	貸付有価証券 2,900株
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	102,700	3,750.00	385,125,000	貸付有価証券 6,100株（5,000株）
学研ホールディングス	35,600	992.00	35,315,200	
ゼンリン	33,200	965.00	32,038,000	貸付有価証券 400株
アイネット	11,800	1,928.00	22,750,400	
松竹	11,100	11,660.00	129,426,000	貸付有価証券 5,200株
東宝	121,600	7,170.00	871,872,000	貸付有価証券 3,300株
東映	32,100	5,260.00	168,846,000	貸付有価証券 1,500株
ＮＴＴデータグループ	508,000	3,050.00	1,549,400,000	
ピー・シー・エー	12,700	1,945.00	24,701,500	貸付有価証券 900株（400株）
ビジネスブレイン太田昭和	8,300	2,500.00	20,750,000	貸付有価証券 100株
ＤＴＳ	34,000	4,355.00	148,070,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	97,600	6,927.00	676,075,200	貸付有価証券 200株
シーイーシー	24,500	1,897.00	46,476,500	貸付有価証券 4,300株
カプコン	386,100	3,822.00	1,475,674,200	
アイ・エス・ビー	9,100	1,293.00	11,766,300	貸付有価証券 100株
ＳＣＳＫ	158,600	3,628.00	575,400,800	貸付有価証券 4,800株
ＮＳＷ	8,600	2,957.00	25,430,200	
アイネス	15,100	1,765.00	26,651,500	
ＴＫＣ	34,700	3,830.00	132,901,000	貸付有価証券 100株（100株）
富士ソフト	53,700	9,834.00	528,085,800	貸付有価証券 25,200株（17,900株）
ＮＳＤ	74,800	3,542.00	264,941,600	貸付有価証券 200株（200株）
コナミグループ	72,800	18,480.00	1,345,344,000	

		福井コンピュータホールディングス	13,500	3,060.00	41,310,000	
		ＪＢＣＣホールディングス	12,900	4,870.00	62,823,000	
		ミロク情報サービス	17,600	1,845.00	32,472,000	
		ソフトバンクグループ	958,400	9,806.00	9,398,070,400	貸付有価証券 400株
		リョーサン菱洋ホールディングス	31,300	2,571.00	80,472,300	貸付有価証券 5,400株
		高千穂交易	8,100	4,055.00	32,845,500	貸付有価証券 3,800株（100株）
		伊藤忠食品	4,600	7,410.00	34,086,000	
		あらた	31,300	3,250.00	101,725,000	貸付有価証券 100株（100株）
		トーメンデバイス	3,000	6,190.00	18,570,000	
		東京エレクトロン　デバイス	20,400	3,130.00	63,852,000	貸付有価証券 3,500株
		円谷フィールズホールディングス	33,200	1,649.00	54,746,800	貸付有価証券 14,100株（6,800株）
		双日	228,200	3,280.00	748,496,000	貸付有価証券 2,300株（1,700株）
		アルフレッサ　ホールディングス	191,000	2,099.50	401,004,500	貸付有価証券 1,800株
		横浜冷凍	51,500	832.00	42,848,000	貸付有価証券 1,100株
		ラサ商事	11,300	1,503.00	16,983,900	
		アルコニックス	29,300	1,481.00	43,393,300	貸付有価証券 100株
		神戸物産	158,600	3,329.00	527,979,400	貸付有価証券 9,000株（3,000株）
		あい　ホールディングス	36,900	1,986.00	73,283,400	
		ダイワボウホールディングス	90,700	2,751.00	249,515,700	
		マクニカホールディングス	158,700	1,800.00	285,660,000	貸付有価証券 100株
		ラクト・ジャパン	8,700	2,919.00	25,395,300	貸付有価証券 3,300株
		バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,200	1,203.00	33,924,600	貸付有価証券 300株（300株）
		八洲電機	16,600	1,792.00	29,747,200	貸付有価証券 5,400株
		メディアスホールディングス	13,300	886.00	11,783,800	貸付有価証券 5,600株
		レスター	17,400	2,440.00	42,456,000	
		ＴＯＫＡＩホールディングス	111,300	930.00	103,509,000	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
		三洋貿易	21,000	1,490.00	31,290,000	

ビューティガレージ	5,500	1,396.00	7,678,000	貸付有価証券 1,300株（800株）
ウイン・パートナーズ	14,900	1,317.00	19,623,300	貸付有価証券 7,000株
シップヘルスケアホールディングス	81,000	2,048.00	165,888,000	貸付有価証券 100株
明治電機工業	7,600	1,494.00	11,354,400	
コメダホールディングス	53,600	2,704.00	144,934,400	貸付有価証券 6,800株（800株）
アセンテック	7,900	992.00	7,836,800	貸付有価証券 1,400株（1,300株）
フルサト・マルカホールディングス	16,400	2,345.00	38,458,000	貸付有価証券 900株
ヤマエグループホールディングス	22,100	2,244.00	49,592,400	貸付有価証券 300株
小野建	22,500	1,477.00	33,232,500	貸付有価証券 500株（500株）
佐鳥電機	13,000	1,666.00	21,658,000	貸付有価証券 1,500株（200株）
伯東	11,700	4,550.00	53,235,000	貸付有価証券 4,800株（700株）
コンドーテック	15,700	1,348.00	21,163,600	貸付有価証券 100株（100株）
ナガイレーベン	25,900	1,849.00	47,889,100	貸付有価証券 3,300株（2,800株）
三菱食品	18,900	4,805.00	90,814,500	貸付有価証券 1,300株
松田産業	15,600	3,305.00	51,558,000	
第一興商	79,300	1,606.00	127,355,800	貸付有価証券 2,300株
メディパルホールディングス	222,300	2,278.50	506,510,550	
ＳＰＫ	8,300	2,130.00	17,679,000	
萩原電気ホールディングス	8,800	3,450.00	30,360,000	
アズワン	63,500	2,487.50	157,956,250	貸付有価証券 3,700株（500株）
スズデン	8,800	1,955.00	17,204,000	貸付有価証券 100株
シモジマ	13,700	1,314.00	18,001,800	貸付有価証券 6,400株
ドウシシャ	19,000	2,076.00	39,444,000	
高速	12,200	2,053.00	25,046,600	貸付有価証券 4,800株
たけびし	8,700	1,900.00	16,530,000	貸付有価証券 500株
リックス	4,700	2,935.00	13,794,500	
丸文	18,300	1,029.00	18,830,700	貸付有価証券

				700株（600株）
ハピネット	15,700	5,050.00	79,285,000	貸付有価証券 3,500株
橋本総業ホールディングス	8,100	1,206.00	9,768,600	貸付有価証券 3,800株（200株）
日本ライフライン	54,900	1,597.00	87,675,300	貸付有価証券 100株
タカショー	16,600	401.00	6,656,600	貸付有価証券 7,800株（1,200株）
ＩＤＯＭ	69,700	1,150.00	80,155,000	貸付有価証券 100株
進和	12,500	2,834.00	35,425,000	
ダイトロン	8,900	3,225.00	28,702,500	
シークス	29,200	1,064.00	31,068,800	貸付有価証券 8,400株
オーハシテクニカ	9,600	1,987.00	19,075,200	
白銅	5,800	2,321.00	13,461,800	貸付有価証券 2,700株
伊藤忠商事	1,377,700	6,428.00	8,855,855,600	貸付有価証券 9,500株
丸紅	1,684,200	2,345.00	3,949,449,000	
長瀬産業	91,600	2,772.50	253,961,000	貸付有価証券 400株
蝶理	11,000	3,220.00	35,420,000	
豊田通商	615,500	2,496.00	1,536,288,000	
三共生興	26,700	609.00	16,260,300	貸付有価証券 500株（400株）
兼松	85,700	2,462.50	211,036,250	貸付有価証券 800株（700株）
三井物産	3,011,300	2,785.00	8,386,470,500	貸付有価証券 9,500株
日本紙パルプ商事	97,900	600.00	58,740,000	貸付有価証券 6,800株（6,800株）
カメイ	21,800	1,905.00	41,529,000	貸付有価証券 100株（100株）
スターゼン	14,100	2,925.00	41,242,500	
山善	69,000	1,286.00	88,734,000	貸付有価証券 32,500株（32,200株）
椿本興業	11,300	2,191.00	24,758,300	貸付有価証券 2,100株
住友商事	1,228,200	3,291.00	4,042,006,200	貸付有価証券 9,600株
内田洋行	8,300	6,970.00	57,851,000	
三菱商事	3,787,900	2,417.50	9,157,248,250	
第一実業	19,300	2,420.00	46,706,000	貸付有価証券 200株（200株）

		キヤノンマーケティングジャパン	40,200	5,135.00	206,427,000	
		西華産業	9,800	4,770.00	46,746,000	貸付有価証券 200株
		佐藤商事	14,200	1,486.00	21,101,200	貸付有価証券 100株（100株）
		東京産業	20,800	723.00	15,038,400	貸付有価証券 500株
		ユアサ商事	17,600	4,585.00	80,696,000	貸付有価証券 100株（100株）
		神鋼商事	4,500	6,000.00	27,000,000	
		阪和興業	33,700	4,965.00	167,320,500	貸付有価証券 700株
		正栄食品工業	13,600	3,885.00	52,836,000	貸付有価証券 4,300株（500株）
		カナデン	15,400	1,531.00	23,577,400	貸付有価証券 100株
		ＲＹＯＤＥＮ	16,500	2,441.00	40,276,500	貸付有価証券 600株
		岩谷産業	203,600	1,590.50	323,825,800	貸付有価証券 5,500株
		極東貿易	12,200	1,674.00	20,422,800	
		アステナホールディングス	38,600	442.00	17,061,200	貸付有価証券 2,700株（1,200株）
		三愛オブリ	47,800	1,774.00	84,797,200	貸付有価証券 500株
		稲畑産業	55,500	3,140.00	174,270,000	貸付有価証券 800株
		ＧＳＩクレオス	11,000	2,122.00	23,342,000	貸付有価証券 100株
		明和産業	29,200	730.00	21,316,000	貸付有価証券 900株
		ワキタ	30,100	1,745.00	52,524,500	貸付有価証券 14,200株
		東邦ホールディングス	55,400	4,240.00	234,896,000	貸付有価証券 10,400株（5,400株）
		サンゲツ	51,500	2,956.00	152,234,000	貸付有価証券 700株
		ミツウロコグループホールディングス	26,100	1,867.00	48,728,700	貸付有価証券 200株
		シナネンホールディングス	5,700	6,190.00	35,283,000	
		伊藤忠エネクス	50,800	1,617.00	82,143,600	貸付有価証券 2,600株
		サンリオ	166,500	7,088.00	1,180,152,000	貸付有価証券 100株
		サンワテクノス	9,300	2,222.00	20,664,600	貸付有価証券 1,100株（300株）
		新光商事	27,500	992.00	27,280,000	貸付有価証券

				1,500株
トーホー	8,800	2,705.00	23,804,000	貸付有価証券 500株
三信電気	8,300	2,033.00	16,873,900	貸付有価証券 100株（100株）
東陽テクニカ	18,900	1,420.00	26,838,000	貸付有価証券 1,200株
モスフードサービス	30,100	3,525.00	106,102,500	貸付有価証券 1,000株
加賀電子	41,600	2,806.00	116,729,600	貸付有価証券 1,500株（400株）
ソーダニッカ	20,000	1,135.00	22,700,000	貸付有価証券 9,400株
立花エレテック	12,200	2,628.00	32,061,600	貸付有価証券 200株
フォーバル	8,000	1,384.00	11,072,000	貸付有価証券 3,700株（100株）
ＰＡＬＴＡＣ	31,900	4,102.00	130,853,800	貸付有価証券 200株（100株）
三谷産業	35,800	337.00	12,064,600	貸付有価証券 8,200株（400株）
西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	6,200	1,922.00	11,916,400	貸付有価証券 3,100株（3,100株）
コーア商事ホールディングス	18,300	733.00	13,413,900	
ＫＰＰグループホールディングス	42,400	698.00	29,595,200	貸付有価証券 2,700株（2,500株）
ヤマタネ	8,200	3,765.00	30,873,000	貸付有価証券 100株（100株）
泉州電業	13,400	5,130.00	68,742,000	
トラスコ中山	43,000	2,049.00	88,107,000	貸付有価証券 200株
オートバックスセブン	71,300	1,479.00	105,452,700	貸付有価証券 1,500株（1,300株）
モリト	16,300	1,531.00	24,955,300	
加藤産業	25,400	4,385.00	111,379,000	貸付有価証券 200株（200株）
イエローハット	36,200	2,879.00	104,219,800	貸付有価証券 2,100株（1,000株）
ＪＫホールディングス	15,700	1,010.00	15,857,000	貸付有価証券 100株（100株）
日伝	11,700	2,885.00	33,754,500	貸付有価証券 2,400株（300株）
杉本商事	18,200	1,276.00	23,223,200	貸付有価証券 1,600株（500株）
因幡電機産業	57,300	3,830.00	219,459,000	
東テク	20,500	2,512.00	51,496,000	貸付有価証券 800株（100株）

		ミスミグループ本社	309,700	2,320.50	718,658,850	
		スズケン	67,600	5,024.00	339,622,400	
		ジェコス	12,200	1,024.00	12,492,800	
		インターメスティック	11,600	1,958.00	22,712,800	
		サンエー	34,800	3,055.00	106,314,000	貸付有価証券 4,800株
		カワチ薬品	16,000	2,666.00	42,656,000	貸付有価証券 7,500株（300株）
		エービーシー・マート	89,700	3,042.00	272,867,400	貸付有価証券 8,100株
		ハードオフコーポレーション	8,100	1,904.00	15,422,400	
		アスクル	48,500	1,641.00	79,588,500	貸付有価証券 9,300株
		ゲオホールディングス	23,000	1,711.00	39,353,000	貸付有価証券 200株
		アダストリア	28,300	3,110.00	88,013,000	貸付有価証券 13,300株
		くら寿司	24,000	2,539.00	60,936,000	貸付有価証券 11,300株（300株）
		キャンドゥ	7,300	3,315.00	24,199,500	貸付有価証券 3,400株（400株）
		パルグループホールディングス	46,900	3,310.00	155,239,000	貸付有価証券 700株
		エディオン	89,200	1,765.00	157,438,000	貸付有価証券 13,100株
		サーラコーポレーション	43,100	797.00	34,350,700	
		ハローズ	8,200	3,920.00	32,144,000	貸付有価証券 3,800株
		フジオフードグループ本社	25,600	1,141.00	29,209,600	貸付有価証券 12,000株
		あみやき亭	14,900	1,594.00	23,750,600	貸付有価証券 6,900株（100株）
		大黒天物産	7,400	7,300.00	54,020,000	貸付有価証券 3,000株
		ハニーズホールディングス	18,200	1,672.00	30,430,400	貸付有価証券 8,500株
		アルペン	19,700	2,234.00	44,009,800	
		クオールホールディングス	25,400	1,598.00	40,589,200	貸付有価証券 200株（100株）
		ジンズホールディングス	15,600	7,190.00	112,164,000	
		ビックカメラ	122,700	1,644.50	201,780,150	貸付有価証券 58,300株
		ＤＣＭホールディングス	106,100	1,396.00	148,115,600	貸付有価証券 7,600株（1,600株）
		ＭｏｎｏｔａＲＯ	290,500	2,761.50	802,215,750	貸付有価証券 62,800株

Ｊ．フロント　リテイリング	235,200	2,069.50	486,746,400	貸付有価証券 29,300株
ドトール・日レスホールディングス	36,300	2,332.00	84,651,600	貸付有価証券 17,100株
マツキヨココカラ＆カンパニー	361,300	2,248.50	812,383,050	貸付有価証券 24,600株（12,600株）
ブロンコビリー	12,000	3,575.00	42,900,000	貸付有価証券 800株
ＺＯＺＯ	152,400	4,875.00	742,950,000	貸付有価証券 500株（500株）
トレジャー・ファクトリー	14,100	1,495.00	21,079,500	貸付有価証券 800株（200株）
物語コーポレーション	39,800	3,315.00	131,937,000	貸付有価証券 17,100株（1,900株）
三越伊勢丹ホールディングス	306,300	2,415.00	739,714,500	貸付有価証券 1,400株
Ｈａｍｅｅ	9,400	1,319.00	12,398,600	貸付有価証券 300株（100株）
ウエルシアホールディングス	106,300	2,222.00	236,198,600	貸付有価証券 37,600株
クリエイトＳＤホールディングス	29,000	2,824.00	81,896,000	貸付有価証券 6,300株（500株）
シュッピン	20,200	1,045.00	21,109,000	貸付有価証券 1,400株
オイシックス・ラ・大地	33,100	1,318.00	43,625,800	貸付有価証券 15,500株（7,100株）
ネクステージ	46,800	1,509.00	70,621,200	貸付有価証券 3,400株
ジョイフル本田	56,900	1,921.00	109,304,900	貸付有価証券 200株
エターナルホスピタリティグループ	7,600	2,550.00	19,380,000	貸付有価証券 2,000株（1,800株）
ホットランド	15,700	2,052.00	32,216,400	貸付有価証券 7,300株
すかいらーくホールディングス	280,200	2,556.50	716,331,300	貸付有価証券 112,400株
ＳＦＰホールディングス	11,600	2,176.00	25,241,600	貸付有価証券 5,400株（100株）
綿半ホールディングス	15,900	1,647.00	26,187,300	
ヨシックスホールディングス	6,800	2,820.00	19,176,000	貸付有価証券 400株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	87,500	791.00	69,212,500	貸付有価証券 41,100株
ゴルフダイジェスト・オンライン	11,900	362.00	4,307,800	貸付有価証券 5,600株（2,200株）
ＢＥＥＮＯＳ	12,800	3,975.00	50,880,000	貸付有価証券 500株（200株）
あさひ	17,100	1,473.00	25,188,300	貸付有価証券 100株（100株）

日本調剤	13,500	1,392.00	18,792,000	貸付有価証券 6,300株
コスモス薬品	40,600	6,891.00	279,774,600	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
セブン＆アイ・ホールディングス	2,264,000	2,414.50	5,466,428,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	154,200	1,276.00	196,759,200	貸付有価証券 72,800株
ツルハホールディングス	35,900	9,289.00	333,475,100	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
サンマルクホールディングス	16,500	2,328.00	38,412,000	貸付有価証券 100株（100株）
トリドールホールディングス	57,600	3,910.00	225,216,000	貸付有価証券 27,000株
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	21,800	337.00	7,346,600	
ＪＭホールディングス	14,800	2,394.00	35,431,200	貸付有価証券 500株（300株）
アレンザホールディングス	15,300	1,107.00	16,937,100	貸付有価証券 7,200株
串カツ田中ホールディングス	6,100	1,332.00	8,125,200	貸付有価証券 2,900株
バロックジャパンリミテッド	23,900	780.00	18,642,000	貸付有価証券 11,200株（1,700株）
クスリのアオキホールディングス	53,300	3,283.00	174,983,900	貸付有価証券 700株
力の源ホールディングス	15,400	1,281.00	19,727,400	貸付有価証券 7,200株（3,400株）
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	109,300	4,200.00	459,060,000	
メディカルシステムネットワーク	20,000	414.00	8,280,000	
ノジマ	66,900	2,262.00	151,327,800	貸付有価証券 100株
カッパ・クリエイト	32,200	1,447.00	46,593,400	貸付有価証券 15,200株（1,100株）
良品計画	244,100	4,030.00	983,723,000	貸付有価証券 500株
アドヴァングループ	17,500	934.00	16,345,000	貸付有価証券 500株（300株）
アルビス	6,700	2,640.00	17,688,000	
Ｇ－７ホールディングス	22,300	1,329.00	29,636,700	貸付有価証券 900株（800株）
イオン北海道	50,500	863.00	43,581,500	貸付有価証券 23,800株（800株）
コジマ	39,500	1,014.00	40,053,000	貸付有価証券 18,600株
コーナン商事	22,600	3,615.00	81,699,000	貸付有価証券 10,600株（600株）
エコス	7,600	1,989.00	15,116,400	貸付有価証券

				3,500株
ワタミ	24,700	986.00	24,354,200	貸付有価証券 2,300株（200株）
パン・パシフィック・インターナショナルホ	414,100	4,252.00	1,760,753,200	貸付有価証券 29,600株
西松屋チェーン	45,400	2,269.00	103,012,600	貸付有価証券 21,400株
ゼンショーホールディングス	116,400	7,825.00	910,830,000	貸付有価証券 700株（700株）
幸楽苑	17,800	1,070.00	19,046,000	貸付有価証券 8,400株
サイゼリヤ	30,300	4,575.00	138,622,500	貸付有価証券 14,200株
ＶＴホールディングス	79,900	498.00	39,790,200	貸付有価証券 3,000株（700株）
魚力	7,100	2,454.00	17,423,400	
フジ・コーポレーション	9,300	1,934.00	17,986,200	
ユナイテッドアローズ	21,900	2,230.00	48,837,000	
ハイデイ日高	33,200	2,736.00	90,835,200	貸付有価証券 15,600株
コロワイド	115,700	1,696.00	196,227,200	貸付有価証券 47,200株（700株）
壱番屋	80,900	965.00	78,068,500	貸付有価証券 38,200株（5,100株）
スギホールディングス	110,100	2,703.00	297,600,300	貸付有価証券 3,400株
薬王堂ホールディングス	10,000	1,872.00	18,720,000	
ダブルエー	4,100	1,236.00	5,067,600	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
スクロール	30,500	1,064.00	32,452,000	貸付有価証券 300株
ヨンドシーホールディングス	19,400	1,871.00	36,297,400	貸付有価証券 9,100株
木曽路	31,000	2,175.00	67,425,000	貸付有価証券 14,400株（1,300株）
ＳＲＳホールディングス	33,800	1,232.00	41,641,600	貸付有価証券 15,900株
千趣会	41,500	237.00	9,835,500	貸付有価証券 3,900株
リテールパートナーズ	30,400	1,255.00	38,152,000	貸付有価証券 14,300株
上新電機	20,300	2,272.00	46,121,600	貸付有価証券 1,200株
日本瓦斯	98,100	2,219.00	217,683,900	貸付有価証券 800株
ロイヤルホールディングス	36,100	2,426.00	87,578,600	貸付有価証券 17,000株
チヨダ	19,600	1,143.00	22,402,800	貸付有価証券

				9,200株
ライフコーポレーション	21,500	3,690.00	79,335,000	
リンガーハット	26,400	2,256.00	59,558,400	貸付有価証券 12,500株
ＭｒＭａｘＨＤ	25,800	686.00	17,698,800	貸付有価証券 100株（100株）
ＡＯＫＩホールディングス	43,900	1,286.00	56,455,400	貸付有価証券 200株（200株）
オークワ	32,800	792.00	25,977,600	貸付有価証券 15,400株（800株）
コメリ	27,600	2,885.00	79,626,000	貸付有価証券 500株（200株）
青山商事	43,800	2,163.00	94,739,400	貸付有価証券 900株（600株）
しまむら	48,100	9,105.00	437,950,500	貸付有価証券 1,500株
高島屋	284,800	1,265.50	360,414,400	貸付有価証券 41,100株（21,500株）
松屋	34,700	1,044.00	36,226,800	貸付有価証券 15,600株（3,500株）
エイチ・ツー・オー　リテイリング	99,800	2,288.50	228,392,300	貸付有価証券 46,900株（800株）
近鉄百貨店	11,700	2,164.00	25,318,800	貸付有価証券 800株（100株）
丸井グループ	136,000	2,622.50	356,660,000	貸付有価証券 900株
アクシアル　リテイリング	55,900	963.00	53,831,700	貸付有価証券 300株（300株）
イオン	757,900	3,701.00	2,804,987,900	貸付有価証券 9,300株
イズミ	31,100	3,017.00	93,828,700	貸付有価証券 14,600株
平和堂	33,600	2,382.00	80,035,200	貸付有価証券 15,700株
フジ	37,800	2,056.00	77,716,800	貸付有価証券 17,800株
ヤオコー	24,300	9,264.00	225,115,200	
ゼビオホールディングス	27,800	1,256.00	34,916,800	貸付有価証券 400株
ケーズホールディングス	137,600	1,407.50	193,672,000	貸付有価証券 28,700株（6,700株）
シルバーライフ	5,500	720.00	3,960,000	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	18,000	2,961.00	53,298,000	貸付有価証券 3,400株（1,100株）
ブックオフグループホールディングス	14,900	1,327.00	19,772,300	貸付有価証券 300株
ギフトホールディングス	10,100	4,000.00	40,400,000	貸付有価証券 4,700株（1,000株）

アインホールディングス	20,500	4,536.00	92,988,000	貸付有価証券 5,400株
Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	11,600	3,150.00	36,540,000	貸付有価証券 1,200株（800株）
ヤマダホールディングス	630,300	438.30	276,260,490	
アークランズ	61,000	1,640.00	100,040,000	貸付有価証券 28,000株
ニトリホールディングス	74,600	16,190.00	1,207,774,000	貸付有価証券 1,000株（500株）
グルメ杵屋	16,600	1,080.00	17,928,000	貸付有価証券 7,800株
ケーユーホールディングス	12,000	1,117.00	13,404,000	
吉野家ホールディングス	80,200	2,889.00	231,697,800	貸付有価証券 37,800株
松屋フーズホールディングス	9,700	5,880.00	57,036,000	貸付有価証券 700株
サガミホールディングス	32,900	1,818.00	59,812,200	貸付有価証券 15,500株
王将フードサービス	40,500	3,070.00	124,335,000	貸付有価証券 300株
ミニストップ	17,000	1,718.00	29,206,000	貸付有価証券 8,000株
アークス	34,500	2,734.00	94,323,000	貸付有価証券 16,100株
バローホールディングス	39,100	2,252.00	88,053,200	貸付有価証券 100株（100株）
ベルク	10,200	6,580.00	67,116,000	貸付有価証券 4,600株（100株）
大庄	12,300	1,087.00	13,370,100	貸付有価証券 5,700株
ファーストリテイリング	115,300	49,800.00	5,741,940,000	
サンドラッグ	69,200	4,213.00	291,539,600	貸付有価証券 9,800株（7,800株）
サックスバー　ホールディングス	19,500	913.00	17,803,500	貸付有価証券 300株（200株）
ベルーナ	49,300	919.00	45,306,700	貸付有価証券 2,100株
いよぎんホールディングス	249,700	1,650.00	412,005,000	
しずおかフィナンシャルグループ	420,200	1,514.50	636,392,900	貸付有価証券 50,900株（9,200株）
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	160,600	1,612.50	258,967,500	貸付有価証券 400株
楽天銀行	88,500	5,879.00	520,291,500	貸付有価証券 9,900株
京都フィナンシャルグループ	240,100	2,155.00	517,415,500	貸付有価証券 37,600株
めぶきフィナンシャルグ	957,800	637.60	610,693,280	貸付有価証券

ループ				20,200株（9,600株）
東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,400	5,180.00	126,392,000	
九州フィナンシャルグループ	335,700	746.90	250,734,330	貸付有価証券 3,800株
ゆうちょ銀行	1,572,300	1,547.50	2,433,134,250	
富山第一銀行	60,600	1,020.00	61,812,000	貸付有価証券 2,600株（1,200株）
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,015,000	898.10	911,571,500	貸付有価証券 1,900株
西日本フィナンシャルホールディングス	117,400	2,045.00	240,083,000	貸付有価証券 2,300株
三十三フィナンシャルグループ	17,100	2,354.00	40,253,400	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	59,900	2,858.00	171,194,200	
ひろぎんホールディングス	268,400	1,208.00	324,227,200	貸付有価証券 8,100株
おきなわフィナンシャルグループ	15,000	2,589.00	38,835,000	貸付有価証券 300株
十六フィナンシャルグループ	26,800	4,605.00	123,414,000	貸付有価証券 500株（500株）
北國フィナンシャルホールディングス	18,700	5,290.00	98,923,000	貸付有価証券 1,900株（1,800株）
プロクレアホールディングス	21,800	1,740.00	37,932,000	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
あいちフィナンシャルグループ	35,600	2,764.00	98,398,400	貸付有価証券 800株（200株）
あおぞら銀行	131,600	2,232.50	293,797,000	貸付有価証券 40,200株（33,500株）
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,238,300	1,982.50	24,262,429,750	貸付有価証券 15,200株
りそなホールディングス	2,356,300	1,191.50	2,807,531,450	
三井住友トラストグループ	679,300	3,908.00	2,654,704,400	
三井住友フィナンシャルグループ	3,980,000	3,877.00	15,430,460,000	
千葉銀行	590,800	1,333.00	787,536,400	貸付有価証券 21,000株
群馬銀行	331,400	1,068.50	354,100,900	貸付有価証券 14,400株（14,400株）
武蔵野銀行	29,000	3,185.00	92,365,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
千葉興業銀行	45,100	1,541.00	69,499,100	貸付有価証券 100株
筑波銀行	83,700	255.00	21,343,500	貸付有価証券 19,100株（4,200株）

		七十七銀行	61,100	4,532.00	276,905,200	貸付有価証券 100株
		秋田銀行	12,800	2,296.00	29,388,800	貸付有価証券 200株（100株）
		山形銀行	21,200	1,454.00	30,824,800	
		岩手銀行	12,100	3,215.00	38,901,500	
		東邦銀行	164,600	315.00	51,849,000	貸付有価証券 19,300株（11,600株）
		ふくおかフィナンシャルグループ	166,100	3,996.00	663,735,600	貸付有価証券 1,300株
		スルガ銀行	128,500	1,307.00	167,949,500	貸付有価証券 12,800株（3,300株）
		八十二銀行	446,600	986.80	440,704,880	貸付有価証券 1,600株
		山梨中央銀行	21,400	2,187.00	46,801,800	
		大垣共立銀行	36,400	2,238.00	81,463,200	貸付有価証券 4,400株（3,800株）
		福井銀行	17,100	1,889.00	32,301,900	貸付有価証券 100株（100株）
		清水銀行	7,600	1,531.00	11,635,600	貸付有価証券 300株
		滋賀銀行	28,800	4,800.00	138,240,000	貸付有価証券 200株
		南都銀行	28,700	3,605.00	103,463,500	貸付有価証券 200株（200株）
		百五銀行	179,500	706.00	126,727,000	貸付有価証券 35,400株（28,300株）
		紀陽銀行	68,300	2,249.00	153,606,700	貸付有価証券 2,600株（1,200株）
		ほくほくフィナンシャルグループ	107,300	2,210.50	237,186,650	貸付有価証券 2,500株（2,300株）
		山陰合同銀行	119,400	1,274.00	152,115,600	貸付有価証券 7,200株（7,200株）
		百十四銀行	18,700	3,435.00	64,234,500	
		四国銀行	28,000	1,204.00	33,712,000	
		阿波銀行	26,800	2,775.00	74,370,000	貸付有価証券 100株
		大分銀行	11,300	3,450.00	38,985,000	貸付有価証券 200株
		宮崎銀行	12,500	3,395.00	42,437,500	
		佐賀銀行	11,200	2,265.00	25,368,000	貸付有価証券 200株（200株）
		琉球銀行	43,700	1,169.00	51,085,300	貸付有価証券 200株（100株）
		セブン銀行	683,400	305.30	208,642,020	貸付有価証券 16,100株（5,800株）

みずほフィナンシャルグループ	2,575,200	4,350.00	11,202,120,000	
山口フィナンシャルグループ	187,100	1,700.50	318,163,550	貸付有価証券 15,000株
名古屋銀行	11,900	7,660.00	91,154,000	
北洋銀行	260,200	495.00	128,799,000	貸付有価証券 1,600株
愛媛銀行	27,800	1,113.00	30,941,400	貸付有価証券 800株（100株）
京葉銀行	85,700	827.00	70,873,900	貸付有価証券 9,200株（9,200株）
栃木銀行	87,300	306.00	26,713,800	貸付有価証券 2,500株
北日本銀行	6,700	3,385.00	22,679,500	
東和銀行	35,000	656.00	22,960,000	貸付有価証券 400株
トモニホールディングス	182,200	513.00	93,468,600	貸付有価証券 1,200株
フィデアホールディングス	19,700	1,540.00	30,338,000	貸付有価証券 700株
池田泉州ホールディングス	264,600	420.00	111,132,000	貸付有価証券 400株
ＦＰＧ	67,400	2,556.00	172,274,400	貸付有価証券 100株
ジャパンインベストメントアドバイザー	30,900	1,847.00	57,072,300	貸付有価証券 14,400株（6,700株）
ＳＢＩホールディングス	307,100	4,330.00	1,329,743,000	貸付有価証券 4,000株
ジャフコ　グループ	56,900	2,274.00	129,390,600	貸付有価証券 100株
大和証券グループ本社	1,364,200	1,067.50	1,456,283,500	貸付有価証券 1,900株
野村ホールディングス	3,208,300	1,031.50	3,309,361,450	
岡三証券グループ	150,700	624.00	94,036,800	貸付有価証券 30,800株（27,400株）
丸三証券	63,500	999.00	63,436,500	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
東洋証券	57,000	582.00	33,174,000	貸付有価証券 14,400株（4,800株）
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	226,500	505.00	114,382,500	貸付有価証券 1,200株
水戸証券	52,300	554.00	28,974,200	貸付有価証券 2,200株（2,100株）
いちよし証券	38,500	792.00	30,492,000	貸付有価証券 3,200株（1,800株）
松井証券	131,500	804.00	105,726,000	
マネックスグループ	186,900	839.00	156,809,100	貸付有価証券 4,700株（4,400株）

極東証券	23,700	1,631.00	38,654,700	貸付有価証券 600株（300株）
岩井コスモホールディングス	21,700	2,552.00	55,378,400	
アイザワ証券グループ	27,500	1,762.00	48,455,000	貸付有価証券 8,400株（2,500株）
スパークス・グループ	21,300	1,550.00	33,015,000	貸付有価証券 300株
かんぽ生命保険	222,100	2,922.50	649,087,250	貸付有価証券 2,200株
ＦＰパートナー	8,300	2,277.00	18,899,100	貸付有価証券 3,900株
ＳＯＭＰＯホールディングス	932,700	4,287.00	3,998,484,900	貸付有価証券 3,900株
アニコム　ホールディングス	64,800	567.00	36,741,600	貸付有価証券 2,100株
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,398,100	3,113.00	4,352,285,300	
第一生命ホールディングス	897,200	4,698.00	4,215,045,600	
東京海上ホールディングス	1,862,700	5,168.00	9,626,433,600	貸付有価証券 300株
Ｔ＆Ｄホールディングス	512,300	3,159.00	1,618,355,700	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
アドバンスクリエイト	15,000	577.00	8,655,000	貸付有価証券 7,000株（100株）
全国保証	49,900	5,480.00	273,452,000	貸付有価証券 800株
ジェイリース	14,400	1,336.00	19,238,400	
ＳＢＩアルヒ	19,400	847.00	16,431,800	貸付有価証券 100株
プレミアグループ	32,200	2,269.00	73,061,800	貸付有価証券 1,900株（1,800株）
ネットプロテクションズホールディングス	63,600	529.00	33,644,400	貸付有価証券 16,500株（1,700株）
クレディセゾン	120,900	3,779.00	456,881,100	貸付有価証券 300株（200株）
芙蓉総合リース	17,600	11,220.00	197,472,000	貸付有価証券 300株
みずほリース	143,300	1,039.00	148,888,700	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
東京センチュリー	142,600	1,496.50	213,400,900	貸付有価証券 4,300株
日本証券金融	70,100	1,829.00	128,212,900	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
アイフル	315,900	354.00	111,828,600	貸付有価証券 4,700株（4,200株）
リコーリース	18,100	5,250.00	95,025,000	
イオンフィナンシャルサ	109,500	1,273.50	139,448,250	

ービス				
アコム	453,900	397.50	180,425,250	貸付有価証券 20,300株（14,600株）
ジャックス	22,900	3,940.00	90,226,000	貸付有価証券 300株
オリエントコーポレーション	62,300	816.00	50,836,800	貸付有価証券 1,700株
オリックス	1,144,100	3,092.00	3,537,557,200	貸付有価証券 200株
三菱ＨＣキャピタル	956,300	1,003.50	959,647,050	
日本取引所グループ	1,135,000	1,602.50	1,818,837,500	貸付有価証券 1,700株
イー・ギャランティ	31,200	1,774.00	55,348,800	貸付有価証券 300株（300株）
ＮＥＣキャピタルソリューション	9,400	3,895.00	36,613,000	
ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	52,800	186.00	9,820,800	貸付有価証券 24,300株（6,900株）
大東建託	64,924	15,590.00	1,012,165,160	
いちご	161,400	363.00	58,588,200	貸付有価証券 7,600株
日本駐車場開発	227,100	201.00	45,647,100	貸付有価証券 20,500株（2,600株）
スター・マイカ・ホールディングス	19,700	852.00	16,784,400	
ＳＲＥホールディングス	7,100	3,760.00	26,696,000	貸付有価証券 3,300株（1,400株）
ヒューリック	445,000	1,376.50	612,542,500	貸付有価証券 146,000株（18,100株）
野村不動産ホールディングス	119,600	4,199.00	502,200,400	貸付有価証券 600株
三重交通グループホールディングス	40,800	516.00	21,052,800	貸付有価証券 19,200株（1,000株）
ディア・ライフ	32,500	1,068.00	34,710,000	貸付有価証券 100株
地主	16,900	2,201.00	37,196,900	
プレサンスコーポレーション	25,300	2,386.00	60,365,800	貸付有価証券 3,300株（2,400株）
ＪＰＭＣ	11,000	1,118.00	12,298,000	貸付有価証券 900株
フージャースホールディングス	29,400	1,103.00	32,428,200	貸付有価証券 600株（100株）
オープンハウスグループ	69,900	5,406.00	377,879,400	貸付有価証券 600株
東急不動産ホールディングス	573,600	1,000.00	573,600,000	貸付有価証券 200株
飯田グループホールディ	182,800	2,308.00	421,902,400	

ングス				
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	11,500	1,203.00	13,834,500	貸付有価証券 5,400株
シーアールイー	8,500	1,696.00	14,416,000	貸付有価証券 3,900株（900株）
ケイアイスター不動産	10,300	4,690.00	48,307,000	貸付有価証券 800株
グッドコムアセット	15,500	852.00	13,206,000	貸付有価証券 3,900株
ジェイ・エス・ビー	7,900	3,160.00	24,964,000	貸付有価証券 300株
ロードスターキャピタル	10,900	2,526.00	27,533,400	
霞ヶ関キャピタル	7,800	14,840.00	115,752,000	貸付有価証券 3,600株
パーク２４	148,700	2,050.00	304,835,000	貸付有価証券 29,600株（19,900株）
パラカ	6,000	1,851.00	11,106,000	
三井不動産	2,620,000	1,316.50	3,449,230,000	
三菱地所	1,087,300	2,238.00	2,433,377,400	貸付有価証券 9,800株
平和不動産	31,000	4,805.00	148,955,000	
東京建物	166,700	2,478.50	413,165,950	貸付有価証券 19,700株
京阪神ビルディング	32,100	1,494.00	47,957,400	貸付有価証券 300株
住友不動産	310,400	5,195.00	1,612,528,000	貸付有価証券 4,200株（3,100株）
テーオーシー	34,000	648.00	22,032,000	貸付有価証券 1,600株
レオパレス２１	167,000	594.00	99,198,000	
スターツコーポレーション	31,300	4,125.00	129,112,500	貸付有価証券 600株（600株）
フジ住宅	24,000	739.00	17,736,000	貸付有価証券 500株（500株）
空港施設	26,900	596.00	16,032,400	貸付有価証券 100株（100株）
明和地所	15,300	1,067.00	16,325,100	貸付有価証券 7,200株（300株）
ゴールドクレスト	13,000	3,030.00	39,390,000	
エスリード	9,000	4,540.00	40,860,000	貸付有価証券 100株
日神グループホールディングス	30,600	548.00	16,768,800	貸付有価証券 14,400株（100株）
日本エスコン	50,000	1,044.00	52,200,000	貸付有価証券 5,500株（100株）
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	111,800	513.00	57,353,400	

イオンモール	115,400	1,931.00	222,837,400	貸付有価証券 54,200株
カチタス	51,300	2,153.00	110,448,900	貸付有価証券 4,500株（3,900株）
トーセイ	31,700	2,465.00	78,140,500	貸付有価証券 1,000株
サンフロンティア不動産	31,800	1,974.00	62,773,200	貸付有価証券 900株
ＦＪネクストホールディングス	20,100	1,193.00	23,979,300	貸付有価証券 200株
グランディハウス	17,900	594.00	10,632,600	貸付有価証券 100株
日本空港ビルデング	67,500	4,739.00	319,882,500	貸付有価証券 400株（300株）
ＬＩＦＵＬＬ	48,600	178.00	8,650,800	貸付有価証券 2,600株
ＭＩＸＩ	37,400	3,655.00	136,697,000	貸付有価証券 700株
ジェイエイシーリクルートメント	72,000	802.00	57,744,000	貸付有価証券 1,500株
日本Ｍ＆Ａセンターホールディングス	292,900	606.10	177,526,690	貸付有価証券 90,900株（3,200株）
メンバーズ	7,800	1,246.00	9,718,800	貸付有価証券 1,000株
ＵＴグループ	26,000	2,378.00	61,828,000	
アイティメディア	10,700	1,694.00	18,125,800	貸付有価証券 3,400株
ケアネット	40,700	726.00	29,548,200	貸付有価証券 3,200株
Ｅ・Ｊホールディングス	11,600	1,600.00	18,560,000	
オープンアップグループ	66,500	1,921.00	127,746,500	貸付有価証券 1,000株（400株）
コシダカホールディングス	60,700	1,124.00	68,226,800	貸付有価証券 22,200株（1,000株）
パソナグループ	24,200	2,020.00	48,884,000	貸付有価証券 4,100株
リンクアンドモチベーション	47,400	557.00	26,401,800	貸付有価証券 3,000株（600株）
エス・エム・エス	76,100	1,203.50	91,586,350	貸付有価証券 3,800株
パーソルホールディングス	1,815,500	231.80	420,832,900	貸付有価証券 500株
クックパッド	54,500	141.00	7,684,500	貸付有価証券 22,700株（9,500株）
学情	10,100	2,053.00	20,735,300	貸付有価証券 500株（500株）
スタジオアリス	10,000	2,122.00	21,220,000	貸付有価証券 4,300株（200株）
ＮＪＳ	4,900	4,260.00	20,874,000	貸付有価証券

				2,300株
綜合警備保障	332,600	1,058.00	351,890,800	貸付有価証券 100株（100株）
カカクコム	143,600	2,382.00	342,055,200	
アイロムグループ	8,000	2,794.00	22,352,000	貸付有価証券 500株（300株）
セントケア・ホールディング	12,700	747.00	9,486,900	貸付有価証券 5,200株
ルネサンス	15,500	1,048.00	16,244,000	貸付有価証券 7,200株
ディップ	34,900	2,232.00	77,896,800	貸付有価証券 15,100株（8,900株）
デジタルホールディングス	10,100	1,478.00	14,927,800	貸付有価証券 1,100株
新日本科学	21,100	1,660.00	35,026,000	貸付有価証券 200株
エムスリー	393,500	1,736.00	683,116,000	貸付有価証券 8,000株
ワールドホールディングス	7,800	2,117.00	16,512,600	
ディー・エヌ・エー	79,600	3,594.00	286,082,400	貸付有価証券 24,500株（6,100株）
博報堂ＤＹホールディングス	225,800	1,048.00	236,638,400	貸付有価証券 50,300株
ぐるなび	37,100	335.00	12,428,500	貸付有価証券 9,000株（2,100株）
タカミヤ	27,000	406.00	10,962,000	貸付有価証券 500株（500株）
ファンコミュニケーションズ	27,900	404.00	11,271,600	貸付有価証券 2,800株
ライク	10,400	1,416.00	14,726,400	貸付有価証券 3,400株
エスプール	63,000	301.00	18,963,000	貸付有価証券 10,100株
ＷＤＢホールディングス	10,200	1,845.00	18,819,000	
アドウェイズ	24,300	283.00	6,876,900	貸付有価証券 2,000株（1,000株）
バリューコマース	17,500	773.00	13,527,500	貸付有価証券 4,000株（900株）
インフォマート	187,900	381.00	71,589,900	貸付有価証券 45,400株
ＪＰホールディングス	50,900	548.00	27,893,200	貸付有価証券 3,500株（200株）
ＣＬホールディングス	4,800	760.00	3,648,000	貸付有価証券 2,200株（100株）
プレステージ・インターナショナル	93,200	722.00	67,290,400	貸付有価証券 1,100株（200株）
プロトコーポレーション	21,200	2,110.00	44,732,000	貸付有価証券 100株（100株）

		アミューズ	12,100	1,530.00	18,513,000	
		ドリームインキュベータ	4,800	4,000.00	19,200,000	貸付有価証券 2,200株（700株）
		クイック	13,800	1,936.00	26,716,800	貸付有価証券 900株
		電通グループ	211,800	3,056.00	647,260,800	貸付有価証券 42,500株
		テイクアンドギヴ・ニーズ	9,500	944.00	8,968,000	
		ぴあ	6,800	3,175.00	21,590,000	貸付有価証券 3,100株
		イオンファンタジー	8,600	2,986.00	25,679,600	貸付有価証券 4,000株
		シーティーエス	27,400	826.00	22,632,400	貸付有価証券 300株（200株）
		Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	58,300	2,611.50	152,250,450	貸付有価証券 8,700株
		アルプス技研	17,300	2,586.00	44,737,800	貸付有価証券 1,000株
		日本空調サービス	21,400	990.00	21,186,000	貸付有価証券 400株
		オリエンタルランド	1,173,800	3,180.00	3,732,684,000	貸付有価証券 81,400株
		ダスキン	43,500	3,736.00	162,516,000	貸付有価証券 200株
		明光ネットワークジャパン	24,200	745.00	18,029,000	貸付有価証券 11,000株（1,600株）
		ファルコホールディングス	8,000	2,371.00	18,968,000	
		ラウンドワン	188,000	1,290.00	242,520,000	貸付有価証券 9,200株（5,400株）
		リゾートトラスト	78,600	3,132.00	246,175,200	
		ビー・エム・エル	24,500	2,904.00	71,148,000	貸付有価証券 1,000株
		リソー教育	124,500	278.00	34,611,000	貸付有価証券 4,700株
		早稲田アカデミー	11,000	2,023.00	22,253,000	貸付有価証券 5,100株
		ユー・エス・エス	409,600	1,391.50	569,958,400	
		東京個別指導学院	23,600	351.00	8,283,600	貸付有価証券 100株（100株）
		サイバーエージェント	440,200	1,179.00	518,995,800	貸付有価証券 700株
		楽天グループ	1,404,600	998.40	1,402,352,640	貸付有価証券 146,400株
		クリーク・アンド・リバー社	10,000	1,735.00	17,350,000	貸付有価証券 2,400株
		ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	39,000	712.00	27,768,000	貸付有価証券 10,200株

		テー・オー・ダブリュー	35,500	324.00	11,502,000	貸付有価証券 600株（600株）
		ＧＭＯインターネット	3,700	1,280.00	4,736,000	貸付有価証券 1,700株
		山田コンサルティンググループ	10,100	1,783.00	18,008,300	
		セントラルスポーツ	7,500	2,415.00	18,112,500	貸付有価証券 3,300株
		フルキャストホールディングス	16,300	1,627.00	26,520,100	
		エン・ジャパン	32,400	1,649.00	53,427,600	
		テクノプロ・ホールディングス	121,100	3,138.00	380,011,800	貸付有価証券 8,200株（700株）
		アイ・アールジャパンホールディングス	10,300	762.00	7,848,600	貸付有価証券 100株
		ＫｅｅＰｅｒ技研	12,300	4,045.00	49,753,500	貸付有価証券 5,800株（1,100株）
		Ｇｕｎｏｓｙ	15,800	617.00	9,748,600	貸付有価証券 1,400株
		イー・ガーディアン	9,500	2,092.00	19,874,000	貸付有価証券 1,300株（200株）
		ジャパンマテリアル	60,900	1,556.00	94,760,400	貸付有価証券 18,900株（1,200株）
		ベクトル	27,200	989.00	26,900,800	貸付有価証券 3,800株
		チャーム・ケア・コーポレーション	16,600	1,320.00	21,912,000	貸付有価証券 1,500株
		キャリアリンク	7,300	2,363.00	17,249,900	貸付有価証券 100株
		ＩＢＪ	15,200	678.00	10,305,600	貸付有価証券 500株
		アサンテ	9,800	1,659.00	16,258,200	貸付有価証券 1,000株
		バリューＨＲ	17,900	1,506.00	26,957,400	貸付有価証券 8,400株（100株）
		Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	16,100	2,956.00	47,591,600	貸付有価証券 1,700株
		ライドオンエクスプレスホールディングス	7,900	1,035.00	8,176,500	貸付有価証券 3,700株
		シグマクシス・ホールディングス	58,000	983.00	57,014,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		ウィルグループ	16,700	997.00	16,649,900	貸付有価証券 200株
		メドピア	15,900	516.00	8,204,400	貸付有価証券 500株
		リクルートホールディングス	1,553,700	10,000.00	15,537,000,000	
		エラン	26,300	786.00	20,671,800	貸付有価証券 1,700株（1,200株）

日本郵政	2,230,300	1,590.00	3,546,177,000	
ベルシステム２４ホールディングス	21,400	1,246.00	26,664,400	
鎌倉新書	17,000	504.00	8,568,000	貸付有価証券 7,500株（6,800株）
エアトリ	14,600	1,157.00	16,892,200	貸付有価証券 6,800株（200株）
アトラエ	13,900	800.00	11,120,000	貸付有価証券 6,500株（6,500株）
ストライク	9,800	3,245.00	31,801,000	貸付有価証券 3,200株
ソラスト	54,900	485.00	26,626,500	貸付有価証券 300株
セラク	6,000	1,791.00	10,746,000	貸付有価証券 200株
インソース	43,200	1,019.00	44,020,800	貸付有価証券 900株（800株）
ベイカレント	146,400	7,016.00	1,027,142,400	貸付有価証券 800株
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,400	737.00	3,242,800	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
アイモバイル	25,300	484.00	12,245,200	貸付有価証券 900株
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	10,900	1,035.00	11,281,500	貸付有価証券 100株（100株）
ジャパンエレベーターサービスホールディン	77,400	3,045.00	235,683,000	貸付有価証券 7,300株（4,700株）
エル・ティー・エス	2,700	2,172.00	5,864,400	貸付有価証券 100株（100株）
ミダックホールディングス	12,100	1,875.00	22,687,500	貸付有価証券 300株
キュービーネットホールディングス	11,400	1,088.00	12,403,200	貸付有価証券 300株
オープングループ	31,700	284.00	9,002,800	貸付有価証券 2,000株
マネジメントソリューションズ	9,700	1,904.00	18,468,800	貸付有価証券 1,000株
プロレド・パートナーズ	4,900	424.00	2,077,600	貸付有価証券 800株（600株）
フロンティア・マネジメント	6,000	677.00	4,062,000	貸付有価証券 300株（100株）
アンビスホールディングス	42,600	666.00	28,371,600	貸付有価証券 1,900株
カーブスホールディングス	54,400	693.00	37,699,200	貸付有価証券 4,300株
フォーラムエンジニアリング	23,200	1,029.00	23,872,800	貸付有価証券 1,000株
Ｆａｓｔ Ｆｉｔｎｅｓｓ Ｊａｐａｎ	6,800	1,456.00	9,900,800	

		Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	5,600	3,310.00	18,536,000	
		ダイレクトマーケティングミックス	24,100	284.00	6,844,400	貸付有価証券 7,400株（7,000株）
		ポピンズ	3,700	1,181.00	4,369,700	貸付有価証券 100株
		ＬＩＴＡＬＩＣＯ	18,100	1,140.00	20,634,000	貸付有価証券 1,800株
		リログループ	110,800	1,939.00	214,841,200	
		東祥	16,700	694.00	11,589,800	貸付有価証券 500株（200株）
		ＩＤ＆Ｅホールディングス	13,100	6,470.00	84,757,000	貸付有価証券 1,000株（600株）
		ビーウィズ	5,100	1,390.00	7,089,000	貸付有価証券 2,300株（600株）
		サンウェルズ	7,700	552.00	4,250,400	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
		ＴＲＥホールディングス	45,700	1,494.00	68,275,800	
		人・夢・技術グループ	8,200	1,565.00	12,833,000	
		ＮＩＳＳＯホールディングス	17,300	787.00	13,615,100	貸付有価証券 8,100株
		大栄環境	43,400	2,821.00	122,431,400	貸付有価証券 3,300株（1,400株）
		ＧＥＮＯＶＡ	6,800	1,054.00	7,167,200	貸付有価証券 2,200株
		日本管財ホールディングス	20,900	2,594.00	54,214,600	
		Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	21,500	1,565.00	33,647,500	貸付有価証券 10,100株（3,100株）
		エイチ・アイ・エス	63,600	1,466.00	93,237,600	貸付有価証券 2,200株（600株）
		ラックランド	8,300	1,893.00	15,711,900	貸付有価証券 3,200株（100株）
		共立メンテナンス	62,500	3,030.00	189,375,000	貸付有価証券 29,300株（7,000株）
		イチネンホールディングス	19,300	1,722.00	33,234,600	
		建設技術研究所	20,500	2,412.00	49,446,000	
		スペース	14,500	1,101.00	15,964,500	貸付有価証券 100株（100株）
		燦ホールディングス	16,700	1,231.00	20,557,700	貸付有価証券 300株
		スバル興業	7,700	3,525.00	27,142,500	貸付有価証券 2,300株（400株）
		タナベコンサルティンググループ	8,600	1,300.00	11,180,000	
		ナガワ	5,300	6,620.00	35,086,000	貸付有価証券 2,500株

		東京都競馬	14,600	4,690.00	68,474,000	貸付有価証券 100株
		カナモト	30,900	3,075.00	95,017,500	貸付有価証券 1,800株
		ニシオホールディングス	16,500	4,115.00	67,897,500	
		トランス・コスモス	25,400	3,175.00	80,645,000	貸付有価証券 500株（300株）
		乃村工藝社	86,900	902.00	78,383,800	貸付有価証券 100株
		藤田観光	8,800	9,730.00	85,624,000	貸付有価証券 200株
		ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	11,900	1,149.00	13,673,100	貸付有価証券 200株
		トーカイ	17,600	2,093.00	36,836,800	
		セコム	405,600	5,146.00	2,087,217,600	貸付有価証券 300株
		セントラル警備保障	10,700	2,874.00	30,751,800	貸付有価証券 300株
		丹青社	42,100	905.00	38,100,500	貸付有価証券 1,500株
		メイテックグループホールディングス	73,500	2,980.00	219,030,000	
		応用地質	18,000	2,967.00	53,406,000	
		船井総研ホールディングス	39,800	2,390.00	95,122,000	
		学究社	7,900	2,095.00	16,550,500	
		イオンディライト	21,400	4,290.00	91,806,000	
		ナック	20,300	660.00	13,398,000	貸付有価証券 9,500株
		ダイセキ	48,000	3,790.00	181,920,000	貸付有価証券 7,300株（300株）
		ステップ	7,200	2,196.00	15,811,200	
	小計	銘柄数：1,687 組入時価比率：98.8%			764,819,526,920 100.0%	
合計					764,819,526,920	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月17日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		

市場取引				
株価指数先物取引				
買建	9,480,771,577	－	9,584,200,000	103,257,153
合計	9,480,771,577	－	9,584,200,000	103,257,153

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 2月17日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	283,740,187
国債証券	16,212,829,370
未収利息	57,076,883
前払費用	3,378,944
流動資産合計	16,557,025,384
資産合計	16,557,025,384
負債の部	
流動負債	
未払解約金	227,590,283
流動負債合計	227,590,283
負債合計	227,590,283
純資産の部	
元本等	
元本	13,203,973,786
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,125,461,315
元本等合計	16,329,435,101
純資産合計	16,329,435,101
負債純資産合計	16,557,025,384

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 17日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.2367円
(10,000口当たり純資産額)	(12,367円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 17日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月 17日現在	
期首	2024年 2月 20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	15,270,941,888円
同期中における追加設定元本額	4,147,192,096円
同期中における一部解約元本額	6,214,160,198円
期末元本額	13,203,973,786円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	592,341,346円
バランスセレクト５０	691,053,062円
バランスセレクト７０	398,085,086円
ネクストコア	78,583,229円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	211,900,843円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	33,934,299円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	82,746,748円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	41,242,124円

野村日本国債インデックスファンド（確定拠出年金向け）	4,530,219,254 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	204,324,159 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	5,108,585,386 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	1,230,958,250 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 2 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 2 月 17 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４６２回	90,000,000	89,616,600	
		国庫債券　利付（２年）第４６３回	140,000,000	139,326,600	
		国庫債券　利付（２年）第４６４回	280,000,000	278,513,200	
		国庫債券　利付（２年）第４６５回	180,000,000	178,950,600	
		国庫債券　利付（２年）第４６８回	20,000,000	19,928,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４８回	350,000,000	346,783,500	
		国庫債券　利付（５年）第１４９回	180,000,000	177,910,200	
		国庫債券　利付（５年）第１５０回	160,000,000	157,798,400	
		国庫債券　利付（５年）第１５３回	10,000,000	9,814,400	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	20,000,000	19,627,800	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	30,000,000	29,460,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	30,000,000	29,387,700	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	40,000,000	39,063,600	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	20,000,000	19,559,200	
		国庫債券　利付（５年）第１６３回	120,000,000	117,771,600	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	50,000,000	48,585,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	90,000,000	87,786,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	100,000,000	98,489,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	80,000,000	78,461,600	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	110,000,000	108,104,700	
		国庫債券　利付（５年）第１７１回	10,000,000	9,742,600	
		国庫債券　利付（５年）第１７２回	90,000,000	88,074,900	
		国庫債券　利付（５年）第１７３回	50,000,000	49,036,500	
		国庫債券　利付（５年）第１７４回	180,000,000	177,319,800	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	50,000,000	52,454,000	

		国庫債券　利付（４０年）第２回	70,000,000	70,611,100	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	70,000,000	70,226,800	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	100,000,000	99,505,000	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	100,000,000	94,835,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	80,000,000	73,784,800	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	90,000,000	78,737,400	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	75,000,000	60,316,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	50,000,000	33,887,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	20,000,000	12,919,600	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	90,000,000	58,300,200	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	140,000,000	98,925,400	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	120,000,000	110,054,400	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	50,000,000	48,734,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	150,000,000	146,548,500	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	130,000,000	123,328,400	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	170,000,000	165,051,300	
		国庫債券　利付（１０年）第３４３回	360,000,000	357,141,600	
		国庫債券　利付（１０年）第３４４回	180,000,000	178,178,400	
		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	90,000,000	88,916,400	
		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	70,000,000	69,010,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	10,000,000	9,836,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	20,000,000	19,627,800	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	50,000,000	48,961,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	180,000,000	175,786,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	160,000,000	155,830,400	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	140,000,000	135,919,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	140,000,000	135,494,800	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	150,000,000	144,733,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	90,000,000	86,544,900	

		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	100,000,000	95,843,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５７回	120,000,000	114,700,800	
		国庫債券　利付（１０年）第３５８回	70,000,000	66,726,800	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	80,000,000	76,064,800	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	90,000,000	85,352,400	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	90,000,000	85,111,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	70,000,000	66,009,300	
		国庫債券　利付（１０年）第３６３回	80,000,000	75,195,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	110,000,000	103,054,600	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	135,000,000	126,056,250	
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	150,000,000	140,575,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	120,000,000	111,985,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	150,000,000	139,423,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	140,000,000	132,742,400	
		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	130,000,000	122,842,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	110,000,000	102,748,800	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	120,000,000	115,543,200	
		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	90,000,000	84,906,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	100,000,000	95,705,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７５回	130,000,000	127,410,400	
		国庫債券　利付（１０年）第３７６回	130,000,000	124,768,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	30,000,000	32,367,900	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	30,000,000	31,913,100	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	30,000,000	33,073,800	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	50,000,000	53,387,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	20,000,000	21,682,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	20,000,000	20,308,200	

		国庫債券　利付（３０年）第１０回	30,000,000	29,735,100	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	40,000,000	41,468,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	30,000,000	32,051,700	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	30,000,000	31,802,700	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	40,000,000	43,751,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	40,000,000	44,105,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	60,000,000	66,193,200	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	70,000,000	76,580,700	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	60,000,000	65,058,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	70,000,000	75,927,600	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	60,000,000	66,207,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	40,000,000	43,366,400	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	30,000,000	33,134,100	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	40,000,000	44,174,400	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	20,000,000	22,083,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	50,000,000	54,129,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	70,000,000	76,482,700	
		国庫債券　利付（３０年）第２７回	70,000,000	77,206,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	70,000,000	77,148,400	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	110,000,000	119,753,700	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	90,000,000	96,684,300	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	110,000,000	116,563,700	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	120,000,000	128,410,800	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	110,000,000	112,952,400	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	110,000,000	115,630,900	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	110,000,000	112,164,800	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	110,000,000	111,778,700	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	100,000,000	99,737,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	50,000,000	48,997,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	60,000,000	59,594,400	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	50,000,000	48,777,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	30,000,000	28,748,700	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	60,000,000	57,355,200	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	50,000,000	47,709,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	60,000,000	57,144,600	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	50,000,000	45,895,500	

		国庫債券　利付（３０年）第４６回	50,000,000	45,762,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	50,000,000	46,470,500	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	80,000,000	71,488,800	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	90,000,000	80,171,100	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	40,000,000	31,436,400	
		国庫債券　利付（３０年）第５２回	10,000,000	7,267,200	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	10,000,000	7,405,100	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	40,000,000	30,874,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	30,000,000	23,054,100	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	20,000,000	15,301,800	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	50,000,000	38,086,500	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	60,000,000	45,503,400	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	10,000,000	7,374,400	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	50,000,000	38,530,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	20,000,000	14,612,200	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	20,000,000	14,062,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	30,000,000	20,977,800	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	20,000,000	13,918,600	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	20,000,000	13,852,200	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	40,000,000	27,572,400	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	40,000,000	29,876,400	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	70,000,000	56,359,800	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	70,000,000	57,616,300	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	90,000,000	77,596,200	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	80,000,000	65,534,400	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	60,000,000	46,561,200	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	70,000,000	62,878,900	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	90,000,000	76,942,800	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	70,000,000	62,699,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	60,000,000	58,743,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８４回	90,000,000	86,148,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８５回	30,000,000	29,973,300	
		国庫債券　利付（２０年）第８５回	13,000,000	13,204,620	
		国庫債券　利付（２０年）第８６回	10,000,000	10,178,900	
		国庫債券　利付（２０年）第８８回	20,000,000	20,424,200	
		国庫債券　利付（２０年）第９０回	20,000,000	20,459,400	

		国庫債券　利付（２０年）第９１回	10,000,000	10,245,300	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	30,000,000	30,730,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９３回	70,000,000	71,749,300	
		国庫債券　利付（２０年）第９４回	70,000,000	71,892,800	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	90,000,000	93,093,300	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	85,000,000	87,531,300	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	50,000,000	51,747,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	60,000,000	61,944,600	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	110,000,000	113,869,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	60,000,000	62,413,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	70,000,000	73,247,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	60,000,000	62,953,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	35,000,000	36,609,650	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	10,000,000	10,395,100	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	60,000,000	62,479,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	60,000,000	62,688,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	50,000,000	52,147,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	50,000,000	51,777,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	60,000,000	62,203,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	40,000,000	41,791,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	10,000,000	10,505,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	85,000,000	88,921,050	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	60,000,000	62,866,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	40,000,000	42,165,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	60,000,000	63,420,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	70,000,000	73,652,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	40,000,000	41,961,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	50,000,000	51,933,500	

		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	50,000,000	51,415,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	70,000,000	73,197,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	40,000,000	41,615,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	60,000,000	63,516,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	40,000,000	42,124,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	60,000,000	63,981,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	30,000,000	31,638,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	30,000,000	31,466,700	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	80,000,000	83,988,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	20,000,000	20,878,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	50,000,000	52,229,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	50,000,000	52,275,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	20,000,000	20,912,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	50,000,000	51,900,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	60,000,000	62,259,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	70,000,000	72,062,900	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	50,000,000	51,086,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	60,000,000	62,202,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	50,000,000	51,784,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	90,000,000	92,395,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	90,000,000	91,498,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	100,000,000	101,495,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	90,000,000	90,420,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	100,000,000	98,398,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	50,000,000	49,073,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	60,000,000	59,324,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	50,000,000	48,830,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	50,000,000	47,714,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	20,000,000	17,807,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	20,000,000	17,305,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	50,000,000	44,624,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	40,000,000	35,965,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	30,000,000	27,183,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	20,000,000	17,829,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	30,000,000	26,619,900	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	50,000,000	44,158,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	50,000,000	43,369,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	40,000,000	34,519,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	50,000,000	44,140,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	50,000,000	42,705,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	50,000,000	41,877,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６９回	30,000,000	24,606,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	30,000,000	24,475,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	20,000,000	16,221,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１７２回	10,000,000	8,198,300	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	30,000,000	24,453,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	30,000,000	24,310,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	40,000,000	32,784,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	30,000,000	24,464,700	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	20,000,000	15,942,200	

		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	20,000,000	16,132,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	40,000,000	32,099,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	50,000,000	42,092,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	50,000,000	42,646,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	60,000,000	52,734,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	80,000,000	73,689,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	50,000,000	43,676,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	60,000,000	52,230,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	80,000,000	74,328,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	40,000,000	35,826,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	80,000,000	75,216,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	100,000,000	98,605,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９０回	90,000,000	87,159,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１９１回	20,000,000	19,985,800	
	小計	銘柄数：245 組入時価比率：99.3%	16,768,000,000	16,212,829,370 100.0%	
合計				16,212,829,370	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 2月17日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	9,377,474,324
コール・ローン	1,283,750,774
株式	2,838,433,174,542
投資証券	51,092,641,298
派生商品評価勘定	329,211,171

未収入金	1,435,708
未収配当金	1,848,725,946
未収利息	17,150
差入委託証拠金	19,313,191,848
流動資産合計	2,921,679,622,761
資産合計	2,921,679,622,761
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,391,928
未払金	4,725,310,438
未払解約金	622,553,326
その他未払費用	5,911,400
流動負債合計	5,358,167,092
負債合計	5,358,167,092
純資産の部	
元本等	
元本	371,343,541,018
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,544,977,914,651
元本等合計	2,916,321,455,669
純資産合計	2,916,321,455,669
負債純資産合計	2,921,679,622,761

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益

	約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 2 月 17 日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	7.8534 円
(10,000 口当たり純資産額)	(78,534 円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025 年 2 月 17 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 新株予約権証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月17日現在	
期首	2024年 2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	334,396,043,485円
同期中における追加設定元本額	65,644,783,831円
同期中における一部解約元本額	28,697,286,298円
期末元本額	371,343,541,018円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	16,890,309円
バランスセレクト５０	54,317,700円
バランスセレクト７０	78,620,578円
野村外国株式インデックスファンド	438,386,161円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,744,346,968円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,638,911,633円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,227,232,048円
野村資産設計ファンド２０１５	4,986,817円
野村資産設計ファンド２０２０	5,639,277円
野村資産設計ファンド２０２５	8,004,832円
野村資産設計ファンド２０３０	14,686,568円
野村資産設計ファンド２０３５	15,664,455円
野村資産設計ファンド２０４０	27,973,000円
野村外国株インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	32,841,698,817円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,286,162,147円
のむラップ・ファンド（普通型）	18,971,954,731円
のむラップ・ファンド（積極型）	25,365,634,913円
野村資産設計ファンド２０４５	6,604,033円
野村インデックスファンド・外国株式	9,969,569,678円
マイ・ロード	1,334,460,357円
ネクストコア	8,325,713円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	148,849,837円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,259,599,492円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	269,503,401円
野村資産設計ファンド２０５０	7,261,643円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,271,749円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	986,559円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	957,618円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	939,765円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	500,911,367円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,452,567,792円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,708,385円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,793,928円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	28,709,630円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	15,679,181円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	52,705,611円
野村６資産均等バランス	2,212,527,772円
野村つみたて外国株投信	20,444,524,424円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,114,088,786円
世界６資産分散ファンド	40,548,720円
野村資産設計ファンド２０６０	7,592,145円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,378,973,923円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	5,683,787,942円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,474,289,672円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,306,628,006円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	52,894,128円

グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	36,584,429 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	211,694,776 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	174,316,669 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	390,093 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	1,568,592 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	398,252 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,446,662 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	239,583,015 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,113,788 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	16,347,713 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	43,811,212 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,438,243,934 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,181,820 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	931,867,958 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,726,487,672 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	447,296 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	726,016,044 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	974,247 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	6,536,098 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,149,757 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	120,024,915,660 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,355,731,524 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	5,888,451,377 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	6,913,636,046 円
マイバランスＤＣ３０	629,736,940 円
マイバランスＤＣ５０	1,609,177,637 円
マイバランスＤＣ７０	1,717,852,475 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	53,288,544,655 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	542,066,126 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	8,998,495 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	564,855,422 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	418,391,481 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	533,944,739 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	21,725,971 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,276,950 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	77,369,501 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	14,121,188 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	16,001,951 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	12,418,517 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	311,189,809 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	265,482,528 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	194,371,890 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	272,415,690 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	12,322,469 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	111,040,300 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	90,658,512 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	59,129,128 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	89,330,429 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	3,287,708 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	190,563,662 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	272,000	46.40	12,620,800.00	
		HALLIBURTON CO	239,000	26.16	6,252,240.00	
		SCHLUMBERGER LTD	392,000	41.75	16,366,000.00	
		APA CORPORATION	105,000	23.14	2,429,700.00	
		CHENIERE ENERGY INC	61,300	213.52	13,088,776.00	
		CHEVRON CORP	475,700	155.34	73,895,238.00	
		CONOCOPHILLIPS	357,800	96.26	34,441,828.00	
		COTERRA ENERGY INC	200,000	27.52	5,504,000.00	
		DEVON ENERGY CORP	167,000	34.64	5,784,880.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	51,600	156.99	8,100,684.00	
		EOG RESOURCES INC	155,100	129.31	20,055,981.00	
		EQT CORP	155,000	53.43	8,281,650.00	
		EXPAND ENERGY CORP	55,400	105.33	5,835,282.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,215,400	108.24	131,554,896.00	
		HESS CORP	76,100	146.55	11,152,455.00	
		HF SINCLAIR CORP	40,000	38.01	1,520,400.00	
		KINDER MORGAN INC	542,000	26.55	14,390,100.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	91,600	156.06	14,295,096.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	169,000	48.06	8,122,140.00	
		ONEOK INC	169,000	97.85	16,536,650.00	
		OVINTIV INC	75,000	44.13	3,309,750.00	
		PHILLIPS 66	115,600	128.04	14,801,424.00	
		TARGA RESOURCES CORP	57,600	205.36	11,828,736.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,230	1,372.40	7,177,652.00	
		VALERO ENERGY CORP	87,800	135.31	11,880,218.00	
		WILLIAMS COS	330,000	56.98	18,803,400.00	
		AIR PRODUCTS	60,700	316.12	19,188,484.00	
		ALBEMARLE CORP	33,300	81.21	2,704,293.00	
		CELANESE CORP-SERIES A	27,800	68.06	1,892,068.00	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	82.48	4,124,000.00	
		CORTEVA INC	188,000	63.96	12,024,480.00	
		DOW INC	193,000	38.67	7,463,310.00	
		DUPONT DE NEMOURS INC	113,100	83.25	9,415,575.00	

EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	101.01	3,050,502.00	
ECOLAB INC	70,500	264.74	18,664,170.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	68,300	85.58	5,845,114.00	
LINDE PLC	130,800	457.00	59,775,600.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	70,900	76.70	5,438,030.00	
MOSAIC CO/THE	85,000	26.51	2,253,350.00	
PPG INDUSTRIES	62,100	117.75	7,312,275.00	
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	123.46	4,419,868.00	
SHERWIN-WILLIAMS	65,300	356.86	23,302,958.00	
WESTLAKE CORPORATION	9,400	115.27	1,083,538.00	
CRH PLC	186,500	108.30	20,197,950.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	16,600	527.38	8,754,508.00	
VULCAN MATERIALS CO	36,700	270.46	9,925,882.00	
AMCOR PLC	403,000	10.07	4,058,210.00	
AVERY DENNISON CORP	22,100	181.61	4,013,581.00	
BALL CORP	84,000	49.85	4,187,400.00	
CROWN HOLDINGS INC	33,700	88.03	2,966,611.00	
IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	136,000	56.12	7,632,320.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	23,600	212.50	5,015,000.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	142,000	53.65	7,618,300.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	390,000	39.47	15,393,300.00	
NEWMONT CORP	313,000	46.54	14,567,020.00	
NUCOR CORP	63,300	137.77	8,720,841.00	
RELIANCE INC	14,700	297.69	4,376,043.00	
STEEL DYNAMICS	38,500	135.83	5,229,455.00	
AXON ENTERPRISE INC	19,700	683.41	13,463,177.00	
BOEING CO	199,900	184.42	36,865,558.00	
GENERAL DYNAMICS	63,300	241.94	15,314,802.00	
GENERAL ELECTRIC CO	297,000	208.27	61,856,190.00	
HEICO CORP	12,000	220.85	2,650,200.00	
HEICO CORP-CLASS A	20,600	177.68	3,660,208.00	
HOWMET AEROSPACE INC	105,400	133.42	14,062,468.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	10,600	161.27	1,709,462.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	52,100	197.61	10,295,481.00	
LOCKHEED MARTIN	58,400	423.19	24,714,296.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	38,300	438.90	16,809,870.00	

RTX CORP	364,700	122.41	44,642,927.00	
TEXTRON INC	49,600	72.28	3,585,088.00	
TRANSDIGM GROUP INC	15,310	1,314.19	20,120,248.90	
ALLEGION PLC	24,300	133.39	3,241,377.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	31,100	153.90	4,786,290.00	
CARLISLE COS INC	12,300	357.81	4,401,063.00	
CARRIER GLOBAL CORP	220,000	65.13	14,328,600.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	68.95	2,413,250.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	183,000	89.77	16,427,910.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	8,800	622.20	5,475,360.00	
MASCO CORP	58,000	78.39	4,546,620.00	
OWENS CORNING INC	22,800	179.38	4,089,864.00	
SMITH (A.O.) CORP	31,200	66.22	2,066,064.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	62,100	363.26	22,558,446.00	
AECOM	37,700	100.41	3,785,457.00	
EMCOR GROUP INC	12,600	426.29	5,371,254.00	
QUANTA SERVICES INC	40,300	285.45	11,503,635.00	
AMETEK INC	63,500	183.54	11,654,790.00	
EATON CORP PLC	109,300	309.17	33,792,281.00	
EMERSON ELEC	157,700	123.34	19,450,718.00	
GE VERNOVA INC	75,500	367.59	27,753,045.00	
HUBBELL INC	14,600	390.14	5,696,044.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	30,900	294.40	9,096,960.00	
VERTIV HOLDINGS CO	96,000	108.05	10,372,800.00	
3M CORP	149,900	148.62	22,278,138.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	178,300	202.75	36,150,325.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	39.49	1,816,540.00	
CATERPILLAR INC DEL	132,900	353.32	46,956,228.00	
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	12.81	3,164,070.00	
CUMMINS INC	37,200	373.78	13,904,616.00	
DEERE & COMPANY	71,300	480.22	34,239,686.00	
DOVER CORP	36,800	202.33	7,445,744.00	
FORTIVE CORP	96,000	80.60	7,737,600.00	
GRACO INC	47,000	85.80	4,032,600.00	
IDEX CORP	20,000	195.21	3,904,200.00	

ILLINOIS TOOL WORKS INC	81,000	258.11	20,906,910.00	
INGERSOLL-RAND INC	108,200	85.72	9,274,904.00	
NORDSON CORP	14,900	216.42	3,224,658.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	111,000	96.74	10,738,140.00	
PACCAR	143,400	105.96	15,194,664.00	
PARKER HANNIFIN CORP	35,100	700.25	24,578,775.00	
PENTAIR PLC	45,100	96.73	4,362,523.00	
SNAP-ON INC	14,500	338.92	4,914,340.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	87.10	3,658,200.00	
TORO CO	29,000	80.54	2,335,660.00	
WABTEC CORP	47,800	188.19	8,995,482.00	
XYLEM INC	67,500	129.38	8,733,150.00	
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	100.70	5,276,680.00	
FASTENAL CO	157,000	74.78	11,740,460.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	55,200	184.25	10,170,600.00	
GRAINGER(W.W.) INC	12,040	1,027.73	12,373,869.20	
UNITED RENTALS INC	17,900	741.26	13,268,554.00	
WATSCO INC	9,400	483.69	4,546,686.00	
CINTAS CORP	99,100	204.22	20,238,202.00	
COPART INC	237,000	59.39	14,075,430.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	60,200	231.37	13,928,474.00	
ROLLINS INC	81,000	50.73	4,109,130.00	
VERALTO CORP	68,400	97.99	6,702,516.00	
WASTE CONNECTIONS INC	71,300	189.04	13,478,552.00	
WASTE MANAGEMENT INC	110,300	227.73	25,118,619.00	
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	99.49	3,233,425.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	113.65	4,227,780.00	
FEDEX CORPORATION	63,400	267.77	16,976,618.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	199,600	116.22	23,197,512.00	
DELTA AIR LINES INC	42,000	65.39	2,746,380.00	
SOUTHWEST AIRLINES	44,000	30.28	1,332,320.00	
CSX CORP	530,000	33.37	17,686,100.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	4.90	2,695,000.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	169.98	3,807,552.00	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	44,000	54.17	2,383,480.00	

NORFOLK SOUTHERN CORP	61,300	255.99	15,692,187.00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	53,400	206.34	11,018,556.00	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	66.41	1,593,840.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	519,000	79.42	41,218,980.00	
UNION PAC CORP	167,100	249.22	41,644,662.00	
APTIV PLC	72,000	67.00	4,824,000.00	
FORD MOTOR COMPANY	1,059,000	9.48	10,039,320.00	
GENERAL MOTORS CO	310,000	48.37	14,994,700.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	206,000	14.03	2,890,180.00	
TESLA INC	786,100	355.84	279,725,824.00	
DR HORTON INC	79,100	130.57	10,328,087.00	
GARMIN LTD	41,400	212.62	8,802,468.00	
LENNAR CORP-A	63,700	123.84	7,888,608.00	
NVR INC	830	7,365.72	6,113,547.60	
PULTEGROUP INC	56,000	107.43	6,016,080.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	41,500	155.07	6,435,405.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	30,900	366.68	11,330,412.00	
NIKE INC-B	325,000	73.04	23,738,000.00	
AIRBNB INC-CLASS A	119,200	161.42	19,241,264.00	
BOOKING HOLDINGS INC	9,190	5,044.40	46,358,036.00	
CARNIVAL CORP	277,000	26.23	7,265,710.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	374,000	57.08	21,347,920.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	31,800	191.19	6,079,842.00	
DOMINOS PIZZA INC	9,300	476.66	4,432,938.00	
DOORDASH INC-A	83,500	213.38	17,817,230.00	
DRAFTKINGS INC	120,000	53.49	6,418,800.00	
EXPEDIA GROUP INC	33,800	202.38	6,840,444.00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	48,000	298.81	14,342,880.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	67,900	265.87	18,052,573.00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	142.75	1,841,475.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	99,000	43.37	4,293,630.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	65,400	283.52	18,542,208.00	
MCDONALD'S CORP	196,500	308.55	60,630,075.00	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	39.81	2,587,650.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	66,300	263.09	17,442,867.00	

STARBUCKS CORP	308,500	112.55	34,721,675.00	
WYNN RESORTS LTD	28,400	88.82	2,522,488.00	
YUM BRANDS INC	77,900	147.91	11,522,189.00	
GENUINE PARTS CO	38,100	124.90	4,758,690.00	
LKQ CORP	68,000	39.11	2,659,480.00	
POOL CORP	10,500	344.28	3,614,940.00	
AMAZON.COM INC	2,581,800	228.68	590,406,024.00	
EBAY INC	132,000	69.90	9,226,800.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	62.84	1,759,520.00	
MERCADOLIBRE INC	12,540	2,109.99	26,459,274.60	
AUTOZONE	4,630	3,458.55	16,013,086.50	
BEST BUY COMPANY INC	55,100	91.10	5,019,610.00	
BURLINGTON STORES INC	17,200	245.10	4,215,720.00	
CARMAX INC	40,000	88.90	3,556,000.00	
CARVANA CO	30,400	285.33	8,674,032.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	15,400	238.36	3,670,744.00	
HOME DEPOT	271,800	409.50	111,302,100.00	
LOWES COS INC	155,600	251.79	39,178,524.00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	15,840	1,318.80	20,889,792.00	
ROSS STORES INC	90,900	138.76	12,613,284.00	
TJX COS INC	309,400	124.34	38,470,796.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	148,000	57.14	8,456,720.00	
ULTA BEAUTY INC	13,000	365.14	4,746,820.00	
WILLIAMS SONOMA INC	34,700	214.60	7,446,620.00	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	20.83	2,187,150.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	121,210	1,071.85	129,918,938.50	
DOLLAR GENERAL CORP	57,300	72.56	4,157,688.00	
DOLLAR TREE INC	55,100	71.56	3,942,956.00	
KROGER CO	189,000	65.13	12,309,570.00	
SYSCO CORP	132,000	71.10	9,385,200.00	
TARGET CORP	125,900	127.88	16,100,092.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	9.70	1,949,700.00	
WALMART INC	1,209,500	104.04	125,836,380.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	31.15	1,401,750.00	
COCA COLA CO	1,121,000	68.87	77,203,270.00	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	58,000	84.90	4,924,200.00	

		CONSTELLATION BRANDS INC-A	45,100	162.94	7,348,594.00	
		KEURIG DR PEPPER INC	317,000	31.65	10,033,050.00	
		MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	60.36	3,138,720.00	
		MONSTER BEVERAGE CORP	197,000	49.25	9,702,250.00	
		PEPSICO INC	375,900	143.39	53,900,301.00	
		ARCHER DANIELS MIDLAND	130,000	46.10	5,993,000.00	
		BUNGE GLOBAL SA	36,200	70.50	2,552,100.00	
		CONAGRA BRANDS INC	135,000	25.28	3,412,800.00	
		GENERAL MILLS	148,000	58.84	8,708,320.00	
		HERSHEY CO/THE	39,400	157.88	6,220,472.00	
		HORMEL FOODS CORP	86,000	28.46	2,447,560.00	
		JM SMUCKER CO/THE-NEW	29,300	102.03	2,989,479.00	
		KELLANOVA	73,000	82.26	6,004,980.00	
		KRAFT HEINZ CO/THE	247,000	28.92	7,143,240.00	
		LAMB WESTON HOLDINGS INC	40,000	58.46	2,338,400.00	
		MCCORMICK & CO INC.	71,000	76.96	5,464,160.00	
		MONDELEZ INTERNATIONAL INC	364,000	60.82	22,138,480.00	
		THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	38.60	2,007,200.00	
		TYSON FOODS INC-CL A	78,000	57.10	4,453,800.00	
		ALTRIA GROUP INC	465,000	53.29	24,779,850.00	
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	425,900	150.46	64,080,914.00	
		CHURCH & DWIGHT CO INC	66,600	105.00	6,993,000.00	
		CLOROX CO	32,700	147.92	4,836,984.00	
		COLGATE PALMOLIVE CO.	212,000	86.04	18,240,480.00	
		KIMBERLY-CLARK CORP	93,200	132.67	12,364,844.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	642,900	162.89	104,721,981.00	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	62,600	68.69	4,299,994.00	
		KENVUE INC	530,000	21.93	11,622,900.00	
		ABBOTT LABORATORIES	476,600	130.61	62,248,726.00	
		ALIGN TECHNOLOGY INC	19,100	206.77	3,949,307.00	
		BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	30.82	4,407,260.00	
		BECTON,DICKINSON	78,200	224.80	17,579,360.00	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	403,800	106.11	42,847,218.00	
		COOPER COS INC/THE	53,500	88.10	4,713,350.00	
		DEXCOM INC	110,000	89.07	9,797,700.00	
		EDWARDS LIFESCIENCES CORP	165,000	76.19	12,571,350.00	

		GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	125,000	92.21	11,526,250.00	
		HOLOGIC INC	62,400	63.24	3,946,176.00	
		IDEXX LABORATORIES INC	22,100	444.53	9,824,113.00	
		INSULET CORP	18,600	280.56	5,218,416.00	
		INTUITIVE SURGICAL INC	97,400	595.55	58,006,570.00	
		MEDTRONIC PLC	349,000	92.81	32,390,690.00	
		RESMED INC	40,700	232.98	9,482,286.00	
		SOLVENTUM CORP	39,000	74.24	2,895,360.00	
		STERIS PLC	26,200	219.34	5,746,708.00	
		STRYKER CORP	93,300	385.18	35,937,294.00	
		TELEFLEX INC	12,800	167.43	2,143,104.00	
		ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	53,700	100.52	5,397,924.00	
		CARDINAL HEALTH INC	67,300	126.21	8,493,933.00	
		CENCORA INC	47,600	242.63	11,549,188.00	
		CENTENE CORP	140,000	56.86	7,960,400.00	
		CVS HEALTH CORP	341,000	65.83	22,448,030.00	
		DAVITA INC	12,300	157.42	1,936,266.00	
		ELEVANCE HEALTH INC	63,800	389.25	24,834,150.00	
		HCA HEALTHCARE INC	52,900	316.21	16,727,509.00	
		HENRY SCHEIN INC	34,000	76.00	2,584,000.00	
		HUMANA INC	33,500	253.83	8,503,305.00	
		LABCORP HOLDINGS INC	22,700	246.49	5,595,323.00	
		MCKESSON CORP	35,100	593.69	20,838,519.00	
		MOLINA HEALTHCARE INC	15,600	272.28	4,247,568.00	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	29,200	168.77	4,928,084.00	
		THE CIGNA GROUP	76,300	292.32	22,304,016.00	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	252,600	523.51	132,238,626.00	
		UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	181.54	2,886,486.00	
		ABBVIE INC	483,400	192.87	93,233,358.00	
		ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	35,400	256.45	9,078,330.00	
		AMGEN INC	147,300	291.16	42,887,868.00	
		BIOGEN INC	38,800	137.33	5,328,404.00	
		BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,600	64.85	3,216,560.00	
		EXACT SCIENCES CORP	49,000	49.31	2,416,190.00	
		GILEAD SCIENCES INC	341,600	104.08	35,553,728.00	
		INCYTE CORP	42,000	70.42	2,957,640.00	

MODERNA INC	89,000	32.99	2,936,110.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	27,700	115.02	3,186,054.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	29,300	673.60	19,736,480.00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	370.58	4,150,496.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	70,300	459.00	32,267,700.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	557,000	53.90	30,022,300.00	
ELI LILLY & CO.	220,900	844.27	186,499,243.00	
JOHNSON & JOHNSON	658,700	156.15	102,856,005.00	
MERCK & CO INC	694,000	83.01	57,608,940.00	
PFIZER INC	1,554,000	25.53	39,673,620.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	32.36	3,494,880.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	311,000	16.25	5,053,750.00	
VIATRIS INC	324,000	10.80	3,499,200.00	
ZOETIS INC	123,600	157.52	19,469,472.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,912,000	46.96	89,787,520.00	
CITIGROUP	523,000	84.61	44,251,030.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	46.35	5,793,750.00	
FIFTH THIRD BANCORP	187,000	44.06	8,239,220.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,690	2,141.49	5,760,608.10	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	387,000	16.73	6,474,510.00	
JPMORGAN CHASE & CO	778,000	276.59	215,187,020.00	
KEYCORP	260,000	17.72	4,607,200.00	
M & T BANK CORP	46,000	198.82	9,145,720.00	
PNC FINANCIAL	107,500	193.91	20,845,325.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	252,000	24.32	6,128,640.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	366,000	46.81	17,132,460.00	
US BANCORP	422,000	47.75	20,150,500.00	
WELLS FARGO CO	932,000	79.98	74,541,360.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	109,900	162.81	17,892,819.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	362,400	479.59	173,803,416.00	
BLOCK INC	149,000	84.00	12,516,000.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	33.18	2,521,680.00	
CORPAY INC	18,100	377.31	6,829,311.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	55.34	4,648,560.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	68.98	10,209,040.00	
FISERV INC	158,000	230.60	36,434,800.00	

GLOBAL PAYMENTS INC	69,500	105.63	7,341,285.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	19,400	166.47	3,229,518.00	
MASTERCARD INC	225,700	564.76	127,466,332.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	264,700	77.97	20,638,659.00	
TOAST INC-CLASS A	109,000	40.49	4,413,410.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	456,900	353.81	161,655,789.00	
AFLAC INC	145,500	103.34	15,035,970.00	
ALLSTATE CORP	72,300	187.63	13,565,649.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	123.28	2,465,600.00	
AMERICAN INTL GROUP	178,000	74.34	13,232,520.00	
AON PLC	52,900	386.99	20,471,771.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	103,400	88.20	9,119,880.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	68,100	321.50	21,894,150.00	
ASSURANT INC	14,600	202.96	2,963,216.00	
BROWN & BROWN INC	66,500	110.60	7,354,900.00	
CHUBB LTD	105,500	264.52	27,906,860.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	41,200	136.97	5,643,164.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	388.95	2,683,755.00	
EVEREST GROUP LTD	11,400	332.69	3,792,666.00	
FNF GROUP	69,000	57.95	3,998,550.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	80,700	111.98	9,036,786.00	
LOEWS CORP	49,000	83.01	4,067,490.00	
MARKEL GROUP INC	3,520	1,868.01	6,575,395.20	
MARSH & MCLENNAN COS	135,000	228.83	30,892,050.00	
METLIFE INC	163,000	81.70	13,317,100.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	85.65	5,207,520.00	
PROGRESSIVE CO	160,600	262.60	42,173,560.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	98,900	111.56	11,033,284.00	
TRAVELERS COS INC/THE	62,900	238.30	14,989,070.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,700	320.40	8,875,080.00	
WR BERKLEY CORP	83,000	60.35	5,009,050.00	
ACCENTURE PLC-CL A	171,100	388.00	66,386,800.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	100.01	4,160,416.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	84,000	171.16	14,377,440.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	133,000	90.70	12,063,100.00	
EPAM SYSTEMS INC	15,400	266.12	4,098,248.00	

GARTNER INC	21,200	514.67	10,911,004.00	
GODADDY INC - CLASS A	37,800	182.19	6,886,782.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	252,300	261.28	65,920,944.00	
MONGODB INC	20,700	289.63	5,995,341.00	
OKTA INC	42,900	96.29	4,130,841.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	81,600	187.60	15,308,160.00	
TWILIO INC - A	40,700	125.17	5,094,419.00	
VERISIGN INC	23,700	229.24	5,432,988.00	
WIX.COM LTD	14,100	223.70	3,154,170.00	
ADOBE INC	120,600	460.16	55,495,296.00	
ANSYS INC	24,000	338.93	8,134,320.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	56,300	510.13	28,720,319.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	264.78	1,906,416.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	44,200	313.10	13,839,020.00	
AUTODESK INC.	58,200	302.72	17,618,304.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	47.25	1,890,000.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	74,700	295.19	22,050,693.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	24,700	222.09	5,485,623.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	63,500	451.74	28,685,490.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	11,800	413.31	4,877,058.00	
DATADOG INC - CLASS A	76,400	131.01	10,009,164.00	
DOCUSIGN INC	56,000	87.34	4,891,040.00	
DYNATRACE INC	84,000	61.30	5,149,200.00	
FAIR ISAAC CORP	6,720	1,799.19	12,090,556.80	
FORTINET INC	179,100	111.64	19,994,724.00	
GEN DIGITAL INC	154,000	27.72	4,268,880.00	
HUBSPOT INC	13,500	811.95	10,961,325.00	
INTUIT INC	76,900	587.38	45,169,522.00	
MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	16,500	190.41	3,141,765.00	
MICROSOFT CORP	1,929,900	408.43	788,229,057.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	49,500	337.73	16,717,635.00	
MONDAY.COM LTD	10,100	318.50	3,216,850.00	
NUTANIX INC - A	67,000	70.47	4,721,490.00	
ORACLE CORPORATION	455,200	174.16	79,277,632.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	557,400	119.16	66,419,784.00	

PALO ALTO NETWORKS INC	178,700	200.03	35,745,361.00	
PTC INC	32,200	171.10	5,509,420.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	29,100	573.58	16,691,178.00	
SALESFORCE INC	261,700	326.54	85,455,518.00	
SAMSARA INC-CL A	62,000	58.96	3,655,520.00	
SERVICENOW INC	56,440	986.63	55,685,397.20	
SYNOPSYS INC	41,900	522.53	21,894,007.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	11,800	641.70	7,572,060.00	
WORKDAY INC-CLASS A	57,800	258.05	14,915,290.00	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	68,000	85.10	5,786,800.00	
ZSCALER INC	24,500	212.70	5,211,150.00	
ARISTA NETWORKS INC	290,600	106.87	31,056,422.00	
CISCO SYSTEMS	1,093,000	64.87	70,902,910.00	
F5 INC	15,300	310.18	4,745,754.00	
JUNIPER NETWORKS INC	89,000	36.55	3,252,950.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	45,900	438.14	20,110,626.00	
APPLE INC	4,155,200	244.60	1,016,361,920.00	
DELL TECHNOLOGIES-C	87,300	114.38	9,985,374.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	353,000	21.71	7,663,630.00	
HP INC	257,000	33.64	8,645,480.00	
NETAPP INC	54,500	119.06	6,488,770.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	82,000	67.80	5,559,600.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	58,000	101.47	5,885,260.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	142,000	47.91	6,803,220.00	
WESTERN DIGITAL CORP	95,000	68.39	6,497,050.00	
AMPHENOL CORP-CL A	328,000	68.88	22,592,640.00	
CDW CORPORATION	35,400	189.39	6,704,406.00	
CORNING INC	225,000	52.54	11,821,500.00	
JABIL INC	31,000	169.65	5,259,150.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	46,200	183.46	8,475,852.00	
TE CONNECTIVITY PLC	81,700	152.77	12,481,309.00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12,500	489.73	6,121,625.00	
TRIMBLE INC	68,000	74.29	5,051,720.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	13,600	318.36	4,329,696.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	443,600	113.10	50,171,160.00	
ANALOG DEVICES INC	135,200	214.61	29,015,272.00	

APPLIED MATERIALS	226,100	169.20	38,256,120.00	
BROADCOM INC	1,213,100	233.04	282,700,824.00	
ENPHASE ENERGY INC	35,100	63.94	2,244,294.00	
ENTEGRIS INC	41,100	107.12	4,402,632.00	
FIRST SOLAR INC	27,500	159.76	4,393,400.00	
INTEL CORP	1,175,000	23.60	27,730,000.00	
KLA CORP	36,500	750.74	27,402,010.00	
LAM RESEARCH CORP	353,000	82.75	29,210,750.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	238,100	106.51	25,360,031.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	148,000	55.76	8,252,480.00	
MICRON TECHNOLOGY	301,800	99.52	30,035,136.00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	13,500	684.93	9,246,555.00	
NVIDIA CORP	6,704,000	138.85	930,850,400.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	68,800	224.14	15,420,832.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	115,000	51.83	5,960,450.00	
QORVO INC	24,800	76.16	1,888,768.00	
QUALCOMM INC	305,300	172.23	52,581,819.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	65.93	2,914,106.00	
TERADYNE INC	44,900	113.25	5,084,925.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	250,300	183.03	45,812,409.00	
AT & T INC	1,965,000	25.87	50,834,550.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,154,000	40.99	47,302,460.00	
T-MOBILE US INC	144,100	270.81	39,024,441.50	
ALLIANT ENERGY CORP	72,000	61.33	4,415,760.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	144,500	101.83	14,714,435.00	
CONSTELLATION ENERGY	85,200	317.30	27,033,960.00	
DUKE ENERGY CORP	212,300	111.60	23,692,680.00	
EDISON INTERNATIONAL	106,000	50.06	5,306,360.00	
ENTERGY CORP	118,000	82.49	9,733,820.00	
EVERGY INC	63,000	66.66	4,199,580.00	
EVERSOURCE ENERGY	99,000	61.54	6,092,460.00	
EXELON CORPORATION	275,000	42.85	11,783,750.00	
FIRSTENERGY CORP	149,000	40.00	5,960,000.00	
NEXTERA ENERGY INC	564,000	68.06	38,385,840.00	
NRG ENERGY INC	55,000	107.60	5,918,000.00	
PG&E CORP	559,000	15.29	8,547,110.00	

PPL CORPORATION	206,000	33.73	6,948,380.00	
SOUTHERN CO.	298,000	85.58	25,502,840.00	
XCEL ENERGY INC	153,000	68.61	10,497,330.00	
ATMOS ENERGY CORP	41,400	146.51	6,065,514.00	
AMEREN CORPORATION	73,000	98.07	7,159,110.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	174,000	33.41	5,813,340.00	
CMS ENERGY CORP	83,000	68.81	5,711,230.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	92,700	94.92	8,799,084.00	
DOMINION ENERGY INC	232,000	55.59	12,896,880.00	
DTE ENERGY COMPANY	57,800	129.04	7,458,512.00	
NISOURCE INC	124,000	39.68	4,920,320.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	135,000	83.70	11,299,500.00	
SEMPRA	173,000	84.10	14,549,300.00	
WEC ENERGY GROUP INC	86,500	102.97	8,906,905.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	52,900	125.66	6,647,414.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	35.20	2,323,200.00	
ALLY FINANCIAL INC	73,000	38.38	2,801,740.00	
AMERICAN EXPRESS CO	155,900	311.04	48,491,136.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	105,100	202.16	21,247,016.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	69,400	195.97	13,600,318.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	65.21	6,847,050.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	27,100	545.93	14,794,703.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	51,800	186.18	9,644,124.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	203,000	87.84	17,831,520.00	
BLACKROCK INC	40,630	973.92	39,570,369.60	
BLACKSTONE INC	197,700	164.84	32,588,868.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	51.77	3,365,050.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	27,500	202.33	5,564,075.00	
CME GROUP INC	98,200	245.48	24,106,136.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	52,700	274.31	14,456,137.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	10,500	456.09	4,788,945.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	20.53	1,539,750.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	121.82	2,070,940.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	86,500	660.55	57,137,575.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	156,500	166.71	26,090,115.00	
KKR & CO INC-A	170,800	140.56	24,007,648.00	

LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	20,200	373.98	7,554,396.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	193.49	1,896,202.00	
MOODYS CORP	45,100	522.84	23,580,084.00	
MORGAN STANLEY	332,700	138.95	46,228,665.00	
MSCI INC	21,200	572.63	12,139,756.00	
NASDAQ INC	116,000	80.91	9,385,560.00	
NORTHERN TRUST CORP	55,600	110.77	6,158,812.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	54,400	159.84	8,695,296.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	146,000	65.28	9,530,880.00	
S&P GLOBAL INC	87,800	539.69	47,384,782.00	
SCHWAB(CHARLES)CORP	472,000	80.34	37,920,480.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	82.28	2,632,960.00	
STATE STREET CORP	78,800	99.16	7,813,808.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	60,800	107.17	6,515,936.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	30,300	127.03	3,849,009.00	
AES CORP	195,000	9.93	1,936,350.00	
VISTRA CORP	93,900	167.66	15,743,274.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	41,200	234.00	9,640,800.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	79,600	134.67	10,719,732.00	
AVANTOR INC	185,000	17.87	3,305,950.00	
BIO TECHNE CORP	42,000	65.94	2,769,480.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	277.16	1,413,516.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	14,300	151.99	2,173,457.00	
DANAHER CORP	178,400	206.30	36,803,920.00	
ILLUMINA INC	41,800	100.24	4,190,032.00	
IQVIA HOLDINGS INC	49,200	193.44	9,517,248.00	
METTLER-TOLEDO INTL	5,740	1,271.91	7,300,763.40	
REVVITY INC	32,500	112.26	3,648,450.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	104,700	531.85	55,684,695.00	
WATERS CORP	15,700	369.73	5,804,761.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	19,400	214.73	4,165,762.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	111,900	308.15	34,481,985.00	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	35,100	117.73	4,132,323.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	31,200	240.33	7,498,296.00	
DAYFORCE INC	44,000	66.42	2,922,480.00	

EQUIFAX INC	33,100	249.50	8,258,450.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	33,500	128.88	4,317,480.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	34,500	132.26	4,562,970.00	
PAYCHEX INC	89,500	147.25	13,178,875.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	209.22	2,929,080.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	59,000	88.66	5,230,940.00	
TRUNSUNION	53,100	99.74	5,296,194.00	
VERISK ANALYTICS INC	38,200	293.48	11,210,936.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	25,800	360.27	9,294,966.00	
COMCAST CORP-CL A	1,060,000	35.39	37,513,400.00	
FOX CORP-CLASS A	61,000	55.63	3,393,430.00	
FOX CORP-CLASS B	39,000	52.39	2,043,210.00	
INTERPUBRIC GROUP	104,000	27.05	2,813,200.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	30.21	3,292,890.00	
OMNICOM GROUP	52,100	82.17	4,281,057.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	121,700	80.16	9,755,472.00	
DISNEY (WALT) CO	496,900	110.38	54,847,822.00	
ELECTRONIC ARTS	67,100	129.40	8,682,740.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	56,000	98.50	5,516,000.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	44,200	153.76	6,796,192.00	
NETFLIX INC	117,420	1,058.60	124,300,812.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	132,000	66.75	8,811,000.00	
ROKU INC	35,000	99.07	3,467,450.00	
SEA LTD-ADR	100,200	134.95	13,521,990.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	41,800	638.18	26,675,924.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	48,600	208.76	10,145,736.00	
WARNER BROS DISCOVERY INC	631,000	10.34	6,524,540.00	
ALPHABET INC-CL A	1,601,800	185.23	296,701,414.00	
ALPHABET INC-CL C	1,374,300	186.87	256,815,441.00	
MATCH GROUP INC	68,000	34.69	2,358,920.00	
META PLATFORMS INC-CLASS A	597,400	736.67	440,086,658.00	
PINTEREST INC- CLASS A	164,000	38.87	6,374,680.00	
SNAP INC-A	295,000	10.85	3,200,750.00	
CBRE GROUP INC	82,900	143.73	11,915,217.00	
COSTAR GROUP INC	110,000	74.06	8,146,600.00	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	4.35	1,479,000.00	

		ZILLOW GROUP INC - C	41,000	79.97	3,278,770.00	
	小計	銘柄数：569 組入時価比率：75.5%			14,494,720,537.10 (2,201,892,996,790) 77.7%	
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	26.61	4,310,820.00	
		CAMECO CORP	119,000	66.88	7,958,720.00	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	583,000	42.67	24,876,610.00	
		CENOVUS ENERGY INC	369,000	21.68	7,999,920.00	
		ENBRIDGE INC	593,000	61.08	36,220,440.00	
		IMPERIAL OIL	48,000	98.25	4,716,000.00	
		KEYERA CORP	68,000	42.05	2,859,400.00	
		MEG ENERGY CORP	67,000	22.98	1,539,660.00	
		PARKLAND CORP	36,000	38.41	1,382,760.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	163,000	51.36	8,371,680.00	
		SUNCOR ENERGY INC	344,000	56.05	19,281,200.00	
		TC ENERGY CORP	287,000	65.14	18,695,180.00	
		TOURMALINE OIL CORP	98,000	67.58	6,622,840.00	
		NUTRIEN LTD	138,000	72.15	9,956,700.00	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	69.91	2,936,220.00	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	137,000	135.79	18,603,230.00	
		BARRICK GOLD	471,000	25.43	11,977,530.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	19.56	3,618,600.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	53,300	196.12	10,453,196.00	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	189,000	16.66	3,148,740.00	
		KINROSS GOLD CORP	332,000	15.99	5,308,680.00	
		LUNDIN MINING CORP	220,000	12.33	2,712,600.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	34.63	3,324,480.00	
		TECK RESOURCES LTD-CLS B	123,000	61.08	7,512,840.00	
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	122,000	95.71	11,676,620.00	
		WEST FRASER TIMBER	14,200	113.01	1,604,742.00	
		CAE INC	92,000	37.99	3,495,080.00	
		STANTEC INC	29,100	109.56	3,188,196.00	
		WSP GLOBAL INC	34,800	249.23	8,673,204.00	
		TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	121.10	2,748,970.00	
		ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	28.62	3,205,440.00	

GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	65.99	4,091,380.00	
RB GLOBAL INC	51,100	136.43	6,971,573.00	
AIR CANADA	43,000	17.75	763,250.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	146,400	144.04	21,087,456.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	255,000	109.88	28,019,400.00	
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	182.50	3,814,250.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	53.61	4,181,580.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	72.20	3,104,600.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	85,000	91.45	7,773,250.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	143.99	2,044,658.00	
DOLLARAMA INC	75,800	139.48	10,572,584.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	205,000	72.35	14,831,750.00	
EMPIRE CO LTD A	39,000	42.35	1,651,650.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	40,700	178.36	7,259,252.00	
METRO INC/CN	58,000	91.43	5,302,940.00	
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	222.17	3,376,984.00	
SAPUTO INC	70,000	24.33	1,703,100.00	
BANK OF MONTREAL	200,800	143.21	28,756,568.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	335,000	72.59	24,317,650.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	258,000	88.01	22,706,580.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	106,900	126.23	13,493,987.00	
ROYAL BANK OF CANADA	387,900	168.67	65,427,093.00	
TORONTO DOMINION BANK	476,000	84.64	40,288,640.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,070.19	11,924,294.40	
GREAT-WEST LIFECO INC	73,000	51.59	3,766,070.00	
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	130.32	3,140,712.00	
INTACT FINANCIAL CORP	49,500	288.21	14,266,395.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	481,000	42.07	20,235,670.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	152,000	47.62	7,238,240.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	157,000	78.20	12,277,400.00	
CGI INC	56,900	170.71	9,713,399.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	332,600	181.92	60,506,592.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,500	4,934.84	27,141,620.00	
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	23,900	165.19	3,948,041.00	
OPEN TEXT CORP	70,000	40.25	2,817,500.00	

		BCE INC	20,000	33.78	675,600.00	
		QUEBECOR INC-CL B	47,000	32.57	1,530,790.00	
		TELUS CORP	118,600	21.80	2,585,480.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	39.75	4,094,250.00	
		EMERA INC	76,000	56.53	4,296,280.00	
		FORTIS INC	132,000	63.64	8,400,480.00	
		HYDRO ONE LTD	88,000	44.97	3,957,360.00	
		ALTAGAS LTD	84,000	34.50	2,898,000.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	33.89	1,321,710.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	100,000	84.78	8,478,000.00	
		BROOKFIELD CORP	376,000	86.25	32,430,000.00	
		IGM FINANCIAL INC	21,000	44.95	943,950.00	
		ONEX CORPORATION	16,900	110.18	1,862,042.00	
		TMX GROUP LTD	76,000	50.63	3,847,880.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	39.29	1,493,020.00	
		THOMSON REUTERS CORP	42,100	246.24	10,366,704.00	
		FIRSTSERVICE CORP	11,800	248.65	2,934,070.00	
	小計	銘柄数：83			849,612,022.40	
					(91,078,408,801)	
		組入時価比率：3.1%			3.2%	
	ユーロ	TENARIS SA	109,000	18.43	2,009,415.00	
		ENI SPA	633,000	14.03	8,886,054.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	16.02	1,939,025.00	
		NESTE OYJ	116,000	10.47	1,214,520.00	
		OMV AG	38,000	40.40	1,535,200.00	
		REPSOL SA	314,000	12.13	3,810,390.00	
		TOTALENERGIES SE	592,000	58.88	34,856,960.00	
		AIR LIQUIDE SA	157,500	174.10	27,420,750.00	
		AKZO NOBEL	48,000	59.30	2,846,400.00	
		ARKEMA	16,800	83.80	1,407,840.00	
		BASF SE	247,000	50.92	12,577,240.00	
		COVESTRO AG TEND	52,000	59.10	3,073,200.00	
		DSM-FIRMENICH AG	52,300	107.40	5,617,020.00	
		EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	19.77	1,462,980.00	
		SYENSQO SA	19,300	84.25	1,626,025.00	
		SYMRISE AG	36,100	99.82	3,603,502.00	

HEIDELBERG MATERIALS AG	36,700	146.30	5,369,210.00	
ARCELORMITTAL	128,000	27.22	3,484,160.00	
STORA ENSO OYJ-R	163,000	10.92	1,779,960.00	
UPM-KYMMENE OYJ	150,000	29.46	4,419,000.00	
AIRBUS SE	161,800	168.52	27,266,536.00	
DASSAULT AVIATION SA	4,700	218.80	1,028,360.00	
LEONARDO SPA	115,000	31.68	3,643,200.00	
MTU AERO ENGINES AG	14,600	334.00	4,876,400.00	
RHEINMETALL AG	12,000	817.00	9,804,000.00	
SAFRAN SA	99,800	246.00	24,550,800.00	
THALES SA	25,000	165.35	4,133,750.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	125,000	96.68	12,085,000.00	
KINGSPAN GROUP PLC	40,000	69.00	2,760,000.00	
ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	47,792	50.00	2,389,600.00	
BOUYGUES	49,000	32.29	1,582,210.00	
EIFFAGE SA	22,000	90.42	1,989,240.00	
FERROVIAL SE	126,743	42.78	5,422,065.54	
VINCI	136,900	108.35	14,833,115.00	
LEGRAND SA	70,500	107.80	7,599,900.00	
PRYSMIAN SPA	79,000	66.88	5,283,520.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	150,000	246.55	36,982,500.00	
SIEMENS ENERGY AG	172,000	61.54	10,584,880.00	
SIEMENS AG	208,400	225.20	46,931,680.00	
ALSTOM	99,000	20.28	2,007,720.00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	133,000	42.67	5,675,110.00	
GEA GROUP AG	41,000	53.45	2,191,450.00	
KNORR-BREMSE AG	18,600	79.45	1,477,770.00	
KONE OYJ	92,000	52.82	4,859,440.00	
METSO CORPORATION	163,000	10.69	1,743,285.00	
RATIONAL AG	1,360	866.50	1,178,440.00	
WARTSILA OYJ	132,000	18.61	2,456,520.00	
BRENNTAG SE	34,100	64.26	2,191,266.00	
IMCD NV	14,600	152.40	2,225,040.00	
REXEL SA	65,000	26.22	1,704,300.00	
DHL GROUP	280,000	36.62	10,253,600.00	
INPOST SA	57,000	17.02	970,140.00	

DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190,000	6.72	1,276,800.00	
ADP	9,000	116.70	1,050,300.00	
AENA SME SA	20,500	220.20	4,514,100.00	
GETLINK	87,000	15.89	1,382,865.00	
CONTINENTAL AG	31,000	69.54	2,155,740.00	
MICHELIN (CGDE)	179,000	33.93	6,073,470.00	
BAYER MOTOREN WERK	81,000	82.96	6,719,760.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	77.80	1,167,000.00	
DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	56.94	1,822,080.00	
FERRARI NV	34,200	479.70	16,405,740.00	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	204,000	61.32	12,509,280.00	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	38.09	1,561,690.00	
RENAULT SA	52,000	52.50	2,730,000.00	
STELLANTIS NV	524,000	13.42	7,034,176.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	56,900	100.20	5,701,380.00	
SEB SA	5,400	90.70	489,780.00	
ADIDAS AG	44,800	258.80	11,594,240.00	
HERMES INTERNATIONAL	8,640	2,839.00	24,528,960.00	
KERING SA	20,900	280.00	5,852,000.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	75,400	713.00	53,760,200.00	
MONCLER SPA	65,000	67.38	4,379,700.00	
PUMA SE	30,000	29.86	895,800.00	
ACCOR SA	54,000	50.46	2,724,840.00	
AMADEUS IT GROUP SA	122,000	72.24	8,813,280.00	
DELIVERY HERO SE	47,000	30.30	1,424,100.00	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	35.80	859,200.00	
SODEXO	23,500	72.25	1,697,875.00	
D'IETEREN GROUP	5,400	161.80	873,720.00	
PROSUS NV	375,000	43.02	16,134,375.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	301,000	54.34	16,356,340.00	
ZALANDO SE	60,000	39.29	2,357,400.00	
CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	13.87	1,984,125.00	
JERONIMO MARTINS	82,000	19.83	1,626,060.00	
KESKO OYJ-B SHS	70,000	17.77	1,243,900.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	258,000	34.18	8,818,440.00	

ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	246,000	50.74	12,482,040.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.35	845,300.00	
HEINEKEN HOLDING NV	35,000	69.25	2,423,750.00	
HEINEKEN NV	79,000	79.48	6,278,920.00	
PERNOD RICARD SA	56,200	98.78	5,551,436.00	
DANONE	179,000	67.16	12,021,640.00	
JDE PEET'S BV	31,000	16.95	525,450.00	
KERRY GROUP PLC-A	41,900	98.25	4,116,675.00	
LOTUS BAKERIES	110	9,200.00	1,012,000.00	
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	74.85	1,976,040.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	85.34	4,096,320.00	
BEIERSDORF AG	26,400	125.75	3,319,800.00	
LOREAL-ORD	65,500	343.35	22,489,425.00	
BIOMERIEUX	11,000	114.50	1,259,500.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	54.85	592,380.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	100.75	604,500.00	
ESSILORLUXOTTICA	81,800	294.50	24,090,100.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	216,352	27.02	5,845,831.04	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	77,000	57.30	4,412,100.00	
AMPLIFON SPA	30,000	26.89	806,700.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	58,000	44.55	2,583,900.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	118,000	37.26	4,396,680.00	
ARGENX SE	16,300	607.80	9,907,140.00	
GRIFOLS SA	89,000	9.16	815,418.00	
BAYER AG-REG	275,000	21.37	5,878,125.00	
IPSEN	9,000	111.30	1,001,700.00	
MERCK KGAA	35,200	136.05	4,788,960.00	
ORION OYJ	30,000	51.56	1,546,800.00	
RECORDATI SPA	29,000	59.60	1,728,400.00	
SANOFI	313,400	103.70	32,499,580.00	
UCB SA	35,300	180.45	6,369,885.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	16.76	2,011,800.00	
AIB GROUP PLC	580,000	6.12	3,552,500.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,587,000	12.05	19,123,350.00	
BANCO BPM SPA	340,000	8.76	2,978,400.00	

BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	2.47	3,792,870.00	
BANCO SANTANDER SA	4,230,000	5.79	24,500,160.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	9.83	2,607,070.00	
BNP PARIBAS	278,000	69.95	19,446,100.00	
BPER BANCA	290,000	6.39	1,854,260.00	
CAIXABANK	1,120,000	6.32	7,082,880.00	
COMMERZBANK AG	253,000	19.59	4,956,270.00	
CREDIT AGRICOLE SA	289,000	15.28	4,415,920.00	
ERSTE GROUP BANK AG	94,000	66.96	6,294,240.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	18.14	2,847,980.00	
ING GROEP NV	896,000	16.39	14,692,608.00	
INTESA SANPAOLO	4,000,000	4.39	17,590,000.00	
KBC GROEP NV	64,000	82.02	5,249,280.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	141,000	16.75	2,362,455.00	
NORDEA BANK ABP	860,000	11.85	10,191,000.00	
SOCIETE GENERALE	197,000	36.92	7,274,225.00	
UNICREDIT SPA	399,000	46.86	18,697,140.00	
ADYEN NV	5,840	1,840.00	10,745,600.00	
EDENRED	68,000	33.49	2,277,320.00	
EURAZEO SE	10,700	80.00	856,000.00	
EXOR NV	27,500	96.20	2,645,500.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	68.65	1,469,110.00	
NEXI SPA	180,000	4.72	849,600.00	
SOFINA SA	3,700	234.80	868,760.00	
AEGON LTD	390,000	6.37	2,484,300.00	
AGEAS	43,000	50.15	2,156,450.00	
ALLIANZ SE-REG	106,600	322.20	34,346,520.00	
ASR NEDERLAND NV	43,000	47.99	2,063,570.00	
AXA SA	481,000	37.53	18,051,930.00	
GENERALI	262,000	31.95	8,370,900.00	
HANNOVER RUECK SE	16,300	250.40	4,081,520.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	36,800	519.60	19,121,280.00	
NN GROUP NV	73,000	44.80	3,270,400.00	
POSTE ITALIANE SPA	120,000	14.70	1,764,000.00	
SAMPO OYJ-A SHS	680,000	7.97	5,423,680.00	
TALANX AG	17,700	84.20	1,490,340.00	

UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	13.72	1,605,240.00	
BECHTLE AG	20,000	33.00	660,000.00	
CAPGEMINI SA	43,000	185.25	7,965,750.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	180,000	40.44	7,279,200.00	
NEMETSCHEK SE	16,900	122.70	2,073,630.00	
SAP SE	285,900	276.95	79,180,005.00	
NOKIA OYJ	1,450,000	4.77	6,923,025.00	
ASM INTERNATIONAL NV	13,100	573.80	7,516,780.00	
ASML HOLDING NV	109,400	732.20	80,102,680.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	21,700	117.35	2,546,495.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	355,000	37.55	13,330,250.00	
STMICROELECTRONICS NV	193,000	23.33	4,502,690.00	
CELLNEX TELECOM SA	148,000	31.86	4,715,280.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	950,000	33.62	31,939,000.00	
ELISA OYJ	42,000	42.86	1,800,120.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	9.62	933,625.00	
KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.49	3,566,940.00	
ORANGE SA	515,000	10.96	5,646,975.00	
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.27	742,500.00	
TELEFONICA SA	1,070,000	4.13	4,426,590.00	
ACCIONA S.A.	5,800	110.10	638,580.00	
ELIA GROUP SA/NV	8,726	64.90	566,317.40	
ENDESA S.A.	91,000	21.56	1,961,960.00	
ENEL SPA	2,240,000	6.87	15,402,240.00	
ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	2.94	2,353,600.00	
FORTUM OYJ	119,000	14.25	1,696,345.00	
IBERDROLA SA	1,677,000	13.40	22,471,800.00	
REDEIA CORP SA	107,000	16.47	1,762,290.00	
TERNA SPA	365,000	7.82	2,855,760.00	
VERBUND AG	16,900	71.30	1,204,970.00	
SNAM SPA	510,000	4.44	2,264,400.00	
E.ON SE	621,000	11.52	7,157,025.00	
ENGIE	499,000	15.55	7,759,450.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	194,000	27.63	5,360,220.00	
AMUNDI SA	17,000	68.65	1,167,050.00	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	22.75	1,296,750.00	

		DEUTSCHE BANK AG-REG	513,000	19.24	9,873,198.00	
		DEUTSCHE BOERSE AG	50,800	244.70	12,430,760.00	
		EURONEXT NV	21,200	118.30	2,507,960.00	
		EDP RENOVAVEIS SA	87,941	8.70	765,526.40	
		RWE AG	176,000	28.55	5,024,800.00	
		EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	49.89	1,746,150.00	
		QIAGEN N.V.	55,416	38.00	2,105,808.00	
		SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	246.80	1,776,960.00	
		SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	211.00	1,793,500.00	
		BUREAU VERITAS SA	82,000	31.04	2,545,280.00	
		RANDSTAD NV	32,000	37.94	1,214,080.00	
		TELEPERFORMANCE	13,300	102.50	1,363,250.00	
		WOLTERS KLUWER	65,400	178.70	11,686,980.00	
		PUBLICIS GROUPE	61,200	105.65	6,465,780.00	
		BOLLORE SE	210,000	5.83	1,224,300.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	99.30	1,549,080.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	221,000	28.89	6,384,690.00	
		SCOUT24 SE	22,000	94.30	2,074,600.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	20,000	78.54	1,570,800.00	
		VONOVIA SE	198,000	29.55	5,850,900.00	
	小計	銘柄数：214			1,543,592,122.38	
					(245,971,404,701)	
		組入時価比率：8.4%			8.7%	
	英ポンド	BP PLC	4,410,000	4.67	20,629,980.00	
		SHELL PLC-NEW	1,700,000	26.74	45,458,000.00	
		CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	32.46	1,136,100.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	343,000	24.63	8,448,090.00	
		ANTOFAGASTA PLC	100,000	18.36	1,836,500.00	
		ENDEAVOUR MINING PLC	53,000	17.52	928,560.00	
		GLENCORE PLC	2,870,000	3.53	10,136,840.00	
		RIO TINTO PLC-REG	310,000	50.54	15,667,400.00	
		MONDI PLC	115,727	13.26	1,534,540.02	
		BAE SYSTEMS PLC	816,000	12.28	10,020,480.00	
		MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	6.32	2,148,800.00	
		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,300,000	6.24	14,365,800.00	
		DCC PLC	25,000	54.50	1,362,500.00	

SMITHS GROUP PLC	93,000	20.82	1,936,260.00	
SPIRAX GROUP PLC	18,900	79.15	1,495,935.00	
ASHTEAD GROUP PLC	121,000	50.62	6,125,020.00	
BUNZLE	91,000	34.36	3,126,760.00	
RENTOKIL INITIAL PLC	680,000	4.24	2,887,960.00	
BARRATT REDROW PLC	360,000	4.52	1,627,920.00	
BERKELEY GROUP HOLDINGS	27,982	37.60	1,052,123.20	
PERSIMMON PLC	91,000	12.45	1,132,950.00	
TAYLOR WIMPEY PLC	980,000	1.16	1,144,640.00	
COMPASS GROUP PLC	468,000	28.36	13,272,480.00	
ENTAIN PLC	162,000	7.44	1,205,928.00	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	42,500	105.15	4,468,875.00	
WHITBREAD PLC	46,000	26.83	1,234,180.00	
NEXT PLC	33,800	100.05	3,381,690.00	
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.86	525,088.00	
KINGFISHER PLC	520,000	2.54	1,324,960.00	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.55	2,063,640.00	
SAINSBURY	520,000	2.62	1,363,440.00	
TESCO PLC	1,900,000	3.96	7,535,400.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	31.90	2,009,700.00	
DIAGEO PLC	608,000	21.45	13,044,640.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	19.05	1,676,840.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	548,000	30.90	16,933,200.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	217,000	27.92	6,058,640.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	190,000	52.16	9,910,400.00	
HALEON PLC	2,330,000	3.84	8,954,190.00	
UNILEVER PLC	681,000	43.99	29,957,190.00	
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	10.25	2,461,200.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	424,600	117.08	49,712,168.00	
GSK PLC	1,132,000	14.35	16,244,200.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	22.92	1,100,160.00	
BARCLAYS PLC	3,980,000	2.94	11,725,080.00	
HSBC HOLDINGS PLC	4,988,000	8.69	43,380,636.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,800,000	0.64	10,778,880.00	
NATWEST GROUP PLC	1,920,000	4.28	8,219,520.00	

		STANDARD CHARTERED PLC	585,000	11.23	6,569,550.00	
		M&G PLC	590,000	2.13	1,260,240.00	
		WISE PLC - A	189,000	10.60	2,003,400.00	
		ADMIRAL GROUP PLC	69,000	28.13	1,940,970.00	
		AVIVA PLC	760,000	5.09	3,871,440.00	
		LEGAL & GENERAL	1,620,000	2.41	3,917,160.00	
		PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.13	872,100.00	
		PRUDENTIAL PLC	735,000	7.26	5,341,980.00	
		SAGE GROUP PLC (THE)	279,000	13.17	3,675,825.00	
		HALMA PLC	100,000	29.42	2,942,000.00	
		BT GROUP PLC	1,680,000	1.51	2,542,680.00	
		VODAFONE GROUP PLC	6,040,000	0.66	4,017,808.00	
		SSE PLC	307,000	15.07	4,628,025.00	
		CENTRICA PLC	1,430,000	1.36	1,946,230.00	
		NATIONAL GRID PLC	1,324,000	9.57	12,673,328.00	
		SEVERN TRENT PLC	75,000	24.75	1,856,250.00	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	9.94	1,889,740.00	
		3I GROUP PLC	267,000	40.74	10,877,580.00	
		HARGREAVES LANSDOWN PLC	103,000	11.01	1,134,030.00	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	129,400	116.90	15,126,860.00	
		SCHRODERS PLC	189,176	3.71	702,978.01	
		PEARSON	164,000	13.44	2,204,160.00	
		EXPERIAN PLC	254,000	39.41	10,010,140.00	
		INTERTEK GROUP PLC	43,000	53.15	2,285,450.00	
		RELX PLC	512,000	40.73	20,853,760.00	
		INFORMA PLC	360,000	8.95	3,224,880.00	
		WPP PLC	287,000	7.72	2,216,788.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	7.81	1,961,314.00	
	小計	銘柄数：77 組入時価比率：3.6%			555,292,149.23 (106,166,306,011) 3.7%	
	スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	10.91	578,230.00	
		EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	656.00	1,292,320.00	
		GIVAUDAN-REG	2,540	4,059.00	10,309,860.00	
		SIKA AG-REG	41,900	242.10	10,143,990.00	
		HOLCIM LTD	141,500	98.62	13,954,730.00	

SIG GROUP AG	88,000	20.46	1,800,480.00	
GEBERIT AG-REG	9,300	534.60	4,971,780.00	
ABB LTD	435,000	51.22	22,280,700.00	
SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	264.50	1,560,550.00	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	11,300	275.40	3,112,020.00	
VAT GROUP AG	7,200	356.60	2,567,520.00	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,000	209.20	2,719,600.00	
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	146,500	183.00	26,809,500.00	
THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	170.75	1,434,300.00	
AVOLTA AG	22,000	42.44	933,680.00	
BARRY CALLEBAUT AG	960	1,055.00	1,012,800.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	10,660.00	2,910,180.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	28	103,800.00	2,906,400.00	
NESTLE SA-REG	718,000	82.48	59,220,640.00	
ALCON INC	137,000	81.28	11,135,360.00	
SONOVA HOLDING AG-REG	13,400	302.60	4,054,840.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	127.25	3,982,925.00	
GALDERMA GROUP AG	22,200	112.54	2,498,388.00	
NOVARTIS AG-REG	540,000	95.37	51,499,800.00	
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	192,400	294.50	56,661,800.00	
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8,300	317.00	2,631,100.00	
SANDOZ GROUP AG	115,000	44.57	5,125,550.00	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	94.00	846,000.00	
BALOISE HOLDING AG	11,300	167.70	1,895,010.00	
HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	160.10	1,584,990.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	7,800	764.00	5,959,200.00	
SWISS RE LTD	83,400	139.95	11,671,830.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	40,200	563.40	22,648,680.00	
TEMENOS AG-REG	16,400	78.80	1,292,320.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	94.36	3,821,580.00	
SWISSCOM AG-REG	7,000	499.80	3,498,600.00	
BKW AG	6,200	152.90	947,980.00	
JULIUS BAER GROUP LTD	54,000	59.32	3,203,280.00	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,250	1,422.50	8,890,625.00	
UBS GROUP AG	903,000	30.18	27,252,540.00	
BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	56.70	447,930.00	

		LONZA AG-REG	19,600	595.40	11,669,840.00	
		ADECCO GROUP AG-REG	46,000	22.00	1,012,000.00	
		SGS SA-REG	41,500	97.50	4,046,250.00	
		SWISS PRIME SITE-REG	20,000	107.20	2,144,000.00	
	小計	銘柄数：45 組入時価比率：2.4%			420,941,698.00 (71,042,330,371) 2.5%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	76,000	385.10	29,267,600.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	24,000	431.60	10,358,400.00	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B	156,000	152.35	23,766,600.00	
		SAAB AB-B	84,800	244.60	20,742,080.00	
		ASSA ABLOY AB-B	279,000	330.00	92,070,000.00	
		NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450,000	44.67	20,101,500.00	
		SKANSKA AB-B SHS	93,000	260.20	24,198,600.00	
		INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	307.50	13,222,500.00	
		LIFCO AB-B SHS	62,000	400.20	24,812,400.00	
		ALFA LAVAL AB	76,000	465.30	35,362,800.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	743,000	187.65	139,423,950.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	433,000	164.85	71,380,050.00	
		EPIROC AB - A	181,000	215.90	39,077,900.00	
		EPIROC AB - B	103,000	189.80	19,549,400.00	
		INDUTRADE AB	74,000	324.00	23,976,000.00	
		SANDVIK AB	297,000	239.20	71,042,400.00	
		SKF AB-B SHARES	88,000	231.30	20,354,400.00	
		TRELLEBORG AB-B SHS	54,000	424.60	22,928,400.00	
		VOLVO AB-A SHS	50,000	328.00	16,400,000.00	
		VOLVO AB-B SHS	433,000	327.10	141,634,300.00	
		ADDTECH AB-B SHARES	68,000	343.80	23,378,400.00	
		BEIJER REF AB	113,000	169.25	19,125,250.00	
		SECURITAS AB-B SHS	138,857	157.75	21,904,691.75	
		EVOLUTION AB	47,800	841.20	40,209,360.00	
		HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	151.30	23,451,500.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	164,000	282.80	46,379,200.00	
		GETINGE AB-B SHS	70,000	212.30	14,861,000.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	309.40	15,514,244.20	

		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	428,000	165.50	70,834,000.00
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	399,000	130.05	51,889,950.00
		SWEDBANK AB	226,000	253.30	57,245,800.00
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	404.40	12,536,400.00
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	403.40	16,136,000.00
		INVESTOR AB-B SHS	478,000	319.25	152,601,500.00
		LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	550.00	11,000,000.00
		ERICSSON LM-B	760,000	84.98	64,584,800.00
		HEXAGON AB-B SHS	557,000	129.15	71,936,550.00
		TELIA CO AB	680,000	33.83	23,004,400.00
		TELE 2 AB-B SHS	146,000	123.40	18,016,400.00
		EQT AB	101,000	370.00	37,370,000.00
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	79.26	14,266,800.00
		SAGAX AB-B	62,000	236.60	14,669,200.00
	小計	銘柄数：42 組入時価比率：0.8%			1,680,584,725.95 (23,881,108,955) 0.8%
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	82,000	245.70	20,147,400.00
		EQUINOR ASA	225,000	257.70	57,982,500.00
		YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	323.10	15,185,700.00
		NORSK HYDRO	400,000	65.82	26,328,000.00
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,100	1,151.00	27,739,100.00
		MOWI ASA	124,000	222.50	27,590,000.00
		ORKLA ASA	180,000	107.50	19,350,000.00
		SALMAR ASA	21,000	599.50	12,589,500.00
		DNB BANK ASA	241,000	239.80	57,791,800.00
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	228.20	11,866,400.00
		TELENOR ASA	165,000	138.60	22,869,000.00
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.1%			299,439,400.00 (4,087,347,810) 0.1%
	デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	94,016	413.80	38,903,820.80
		ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,804.00	7,290,400.00
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	273,000	99.18	27,076,140.00
		DSV A/S	56,100	1,442.00	80,896,200.00

		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	11,860.00	8,539,200.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	12,100.00	14,762,000.00	
		PANDORA A/S	22,000	1,261.00	27,742,000.00	
		CARLSBERG B	27,400	858.60	23,525,640.00	
		COLOPLAST-B	34,300	796.60	27,323,380.00	
		DEMANT A/S	25,000	262.40	6,560,000.00	
		GENMAB A/S	16,900	1,504.00	25,417,600.00	
		ZEALAND PHARMA A/S	16,800	753.00	12,650,400.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	882,000	557.50	491,715,000.00	
		DANSKE BANK AS	189,000	230.20	43,507,800.00	
		TRYG A/S	94,000	149.70	14,071,800.00	
		ORSTED A/S	49,000	300.80	14,739,200.00	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：0.6%			864,720,580.80 (18,470,431,605) 0.7%	
	豪ドル	SANTOS LTD.	890,000	6.96	6,194,400.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	528,000	24.55	12,962,400.00	
		ORICA LTD	127,000	17.14	2,176,780.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	116,000	51.45	5,968,200.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,392,000	40.92	56,960,640.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	22.35	2,726,700.00	
		FORTESCUE LTD	471,000	19.52	9,193,920.00	
		MINERAL RESOURCES LTD	42,000	32.39	1,360,380.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	317,000	18.56	5,883,520.00	
		RIO TINTO LTD	103,000	121.17	12,480,510.00	
		SOUTH32 LTD	1,250,000	3.65	4,562,500.00	
		REECE LTD	65,000	22.48	1,461,200.00	
		SGH LTD	55,000	54.58	3,001,900.00	
		BRAMBLES LTD	374,000	19.28	7,210,720.00	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	9.35	2,057,000.00	
		TRANSURBAN GROUP	860,000	13.30	11,438,000.00	
		ARISTOCRAT LEISURE LTD	152,000	77.00	11,704,000.00	
		LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	4.98	3,137,400.00	
		WESFARMERS LIMITED	308,000	78.72	24,245,760.00	
		COLES GROUP LTD	372,000	19.71	7,332,120.00	
		ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420,000	4.42	1,856,400.00	

		WOOLWORTHS GROUP LTD	329,000	30.79	10,129,910.00	
		TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	10.83	2,187,660.00	
		COCHLEAR LTD	18,300	262.73	4,807,959.00	
		RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	34.54	1,657,920.00	
		SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	28.90	3,699,200.00	
		CSL LIMITED	132,000	256.90	33,910,800.00	
		ANZ GROUP HOLDINGS LTD	815,000	31.29	25,501,350.00	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	458,700	165.44	75,887,328.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	839,000	40.99	34,390,610.00	
		WESTPAC BANKING CORP	939,000	34.71	32,592,690.00	
		WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	33.92	1,933,440.00	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	660,000	7.81	5,154,600.00	
		MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.95	2,725,500.00	
		QBE INSURANCE	407,000	20.11	8,184,770.00	
		SUNCORP GROUP LTD	340,000	19.96	6,786,400.00	
		WISETECH GLOBAL LTD	49,000	124.07	6,079,430.00	
		XERO LIMITED	41,000	185.66	7,612,060.00	
		TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	3.89	4,395,700.00	
		ORIGIN ENERGY LTD	450,000	10.32	4,644,000.00	
		APA GROUP	350,000	6.69	2,341,500.00	
		ASX LTD	53,000	66.98	3,549,940.00	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	100,000	235.44	23,544,000.00	
		PRO MEDICUS LTD	16,300	283.53	4,621,539.00	
		COMPUTERSHARE LTD	151,000	42.51	6,419,010.00	
		CAR GROUP LTD	108,000	38.06	4,110,480.00	
		REA GROUP LTD	14,500	270.70	3,925,150.00	
		SEEK LTD	87,000	24.51	2,132,370.00	
	小計	銘柄数：48 組入時価比率：1.7%			516,839,766.00 (49,895,711,009) 1.8%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	8.55	4,104,000.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	160,000	35.78	5,724,800.00	
		INFRATIL LTD	240,000	11.13	2,671,200.00	
		MERCURY NZ LTD	190,000	6.42	1,220,750.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	6.05	2,178,000.00	

	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%			15,898,750.00 (1,385,099,100) 0.0%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	730,040	39.45	28,800,078.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	65.20	6,780,800.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	366,000	107.90	39,491,400.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	18.26	6,938,800.00	
		MTR CORP	390,000	25.05	9,769,500.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	590,000	29.75	17,552,500.00	
		SANDS CHINA LTD	664,000	16.98	11,274,720.00	
		WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.96	12,514,843.76	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,020,000	26.80	27,336,000.00	
		HANG SENG BANK	216,000	101.90	22,010,400.00	
		AIA GROUP LTD	2,980,000	56.30	167,774,000.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	9.76	10,439,296.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	51.00	8,670,000.00	
		CLP HLDGS	428,000	64.10	27,434,800.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	49.20	19,188,000.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	6.08	17,816,728.64	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	333,000	339.80	113,153,400.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	33.20	18,261,328.00	
		HENDERSON LAND	390,443	21.30	8,316,435.90	
		SINO LAND CO.LTD	1,170,000	7.77	9,090,900.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	396,000	71.55	28,333,800.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	18.36	4,590,000.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	19.88	9,542,400.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.4%			625,080,130.30 (12,201,564,143) 0.4%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470,000	4.95	2,326,500.00	
		KEPPEL LTD	430,000	6.84	2,941,200.00	
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	3.14	2,166,600.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.38	2,679,600.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.76	1,071,600.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.27	1,700,400.00	

		DBS GROUP HLDGS	544,000	44.84	24,392,960.00	
		OCBC-ORD	921,000	17.40	16,025,400.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	343,000	38.06	13,054,580.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,010,000	3.36	6,753,600.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	280,000	5.41	1,514,800.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	12.69	2,918,700.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.51	1,807,200.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.3%			79,353,140.00 (9,000,233,138) 0.3%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	20.72	3,936,800.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	1,047.00	7,643,100.00	
		BANK HAPOALIM BM	351,000	48.27	16,942,770.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,000	46.79	18,809,580.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	27.30	9,555,000.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	172.70	6,735,300.00	
		NICE LTD	17,900	625.60	11,198,240.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	305.70	3,668,400.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%			78,489,190.00 (3,360,232,108) 0.1%	
合計					2,838,433,174,542 (2,838,433,174,542)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	4,480.00	0.00 (0) 0.0%	
	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	41,900	3,974,215.00	

		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,242,080.00	
		AMERICAN TOWER CORP	128,400	24,316,392.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	152,000	3,226,960.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	38,200	8,340,970.00	
		BXP INC	43,000	3,047,840.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	3,274,425.00	
		CROWN CASTLE INC	120,000	10,555,200.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	88,700	14,571,636.00	
		EQUINIX INC	26,100	24,366,960.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,271,000.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	94,000	6,695,620.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	17,800	5,132,986.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	57,900	8,969,868.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	73,000	3,548,530.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	185,000	3,624,150.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	3,146,880.00	
		INVITATION HOMES INC	160,000	5,028,800.00	
		IRON MOUNTAIN INC	80,800	7,709,128.00	
		KIMCO REALTY CORP	179,000	3,902,200.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	30,800	4,835,600.00	
		PROLOGIS INC	252,200	30,478,370.00	
		PUBLIC STORAGE	43,200	12,847,680.00	
		REALTY INCOME CORP	237,000	12,914,130.00	
		REGENCY CENTERS CORP	46,000	3,327,640.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	30,100	6,181,637.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	88,400	16,358,420.00	
		SUN COMMUNITIES INC	33,900	4,237,161.00	
		UDR INC	88,000	3,779,600.00	
		VENTAS INC	115,000	7,650,950.00	
		VICI PROPERTIES INC	280,000	8,503,600.00	
		WELLTOWER INC	170,000	25,494,900.00	
		WEYERHAEUSER CO	196,000	5,803,560.00	
		WP CAREY INC	61,000	3,580,090.00	
	小計	銘柄数：34	3,518,900	295,939,178.00	
				(44,956,120,529)	
		組入時価比率：1.5%		88.0%	

	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	853,230.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	21,000	853,230.00 (91,466,256) 0.2%	
	ユーロ	COVIVIO	17,000	870,400.00	
		GECINA SA	11,700	1,115,010.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,764,100.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,463,300.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	968,400.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	163,300	7,181,210.00 (1,144,325,813) 2.2%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,065,600.00	
		SEGRO PLC	351,000	2,567,214.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	531,000	3,632,814.00 (694,557,708) 1.4%	
	豪ドル	GOODMAN GROUP	472,000	16,807,920.00	
		GPT GROUP	530,000	2,464,500.00	
		MIRVAC GROUP	1,090,000	2,299,900.00	
		SCENTRE GROUP	1,350,000	4,968,000.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	3,248,800.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	2,214,800.00	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.1%	5,042,000	32,003,920.00 (3,089,658,436) 6.0%	
	香港ドル	LINK REIT	690,000	23,805,000.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	690,000	23,805,000.00 (464,673,600) 0.9%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,626,602.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,584,022	3,120,523.34	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	2,614,062	5,747,125.34 (651,838,956) 1.3%	
	合計			51,092,641,298	

			(51,092,641,298)	
合計			51,092,641,298 (51,092,641,298)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	24,357,655,778	－	24,683,484,322	325,828,544
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	369,059,781	－	368,050,480	△1,009,301
米ドル	213,591,756	－	212,625,980	△965,776
スイスフラン	84,378,150	－	84,385,000	6,850
スウェーデンクローナ	71,089,875	－	71,039,500	△50,375
合計	－	－	－	324,819,243

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 2 月 17 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	143,683,759
コール・ローン	2,029,084,983
国債証券	977,951,120,907
未収利息	9,510,096,917
前払費用	1,927,162,503
その他未収収益	21,185,440
流動資産合計	991,582,334,509
資産合計	991,582,334,509
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,411,259
未払金	1,463,008,203
未払解約金	485,435,750
その他未払費用	9,384,851
流動負債合計	1,963,240,063
負債合計	1,963,240,063
純資産の部	
元本等	
元本	329,629,448,927
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	659,989,645,519
元本等合計	989,619,094,446
純資産合計	989,619,094,446
負債純資産合計	991,582,334,509

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月17日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	3.0022円
(10,000口当たり純資産額)	(30,022円)
２．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	223,055,995,869円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
３．　自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	234,833,850,825円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月20日 至 2025年 2月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月17日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月17日現在	
期首	2024年 2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	288,983,684,987円
同期中における追加設定元本額	71,402,263,508円
同期中における一部解約元本額	30,756,499,568円
期末元本額	329,629,448,927円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	66,192,906円

バランスセレクト５０	71,024,106 円
バランスセレクト７０	81,984,854 円
野村外国債券インデックスファンド	218,701,588 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	3,032,358,437 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,905,288,479 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,894,420,164 円
野村資産設計ファンド２０１５	16,311,667 円
野村資産設計ファンド２０２０	18,441,401 円
野村資産設計ファンド２０２５	26,335,021 円
野村資産設計ファンド２０３０	44,750,367 円
野村資産設計ファンド２０３５	37,470,694 円
野村資産設計ファンド２０４０	59,533,898 円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	81,504,227,452 円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,298,960,455 円
のむラップ・ファンド（普通型）	45,220,551,334 円
のむラップ・ファンド（積極型）	19,209,382,959 円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	306,562,964 円
野村資産設計ファンド２０４５	12,412,238 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,164,977,716 円
マイ・ロード	5,631,874,212 円
ネクストコア	44,401,645 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	388,138,472 円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,318,328,531 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	1,174,496,253 円
野村資産設計ファンド２０５０	11,298,675 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	2,757,245 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,287,276 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	2,005,723 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,666,341 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,473,242,343 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	5,114,404,222 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,330,187 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,146,883 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	3,172,528 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	476,662 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	3,620,094 円
野村６資産均等バランス	5,769,361,326 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,855,220,992 円
世界６資産分散ファンド	105,734,377 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,077,475 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	16,571,373,635 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	5,496,643,620 円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,276,362 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	661,076,766 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	152,509,223 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	647,500,401 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	228,504,627 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,016,363 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,462,081 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	188,659 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,113,846,510 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,659,030 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,504,267 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	149,102,214 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	114,241,080 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,875,173,106 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	32,193,915 円

ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	778,536,046 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,423,958,849 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	3,499,523 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,051,643,193 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,812,454 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	8,510,923 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,452,750 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	655,017,923 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,237,117,509 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,599,372,532 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,123,099,265 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,646,353,181 円
マイバランスＤＣ３０	2,426,958,611 円
マイバランスＤＣ５０	2,074,899,173 円
マイバランスＤＣ７０	1,771,556,104 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	12,237,743,340 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	2,894,871,505 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	375,583,279 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	622,177,479 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,415,523,088 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	623,911,605 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	37,768,252 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	98,023,748 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	57,642,236 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	43,028,051 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	34,056,193 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	19,322,178 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	571,995,681 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	299,359,679 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	207,371,040 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	284,147,915 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	11,486,778 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	115,819,054 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	78,800,105 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	385,461,369 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	232,937,090 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	3,429,205 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 2 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 2 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	41,350,000.00	42,059,342.71	
		US TREASURY BOND	22,050,000.00	23,114,600.46	
		US TREASURY BOND	22,850,000.00	23,581,019.48	
		US TREASURY BOND	100,000.00	98,582.03	

		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,475,875.00	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,931,772.80	
		US TREASURY BOND	100,000.00	100,265.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,464.83	
		US TREASURY N/B	18,430,000.00	17,764,522.18	
		US TREASURY N/B	200,000.00	199,451.98	
		US TREASURY N/B	19,400,000.00	19,051,793.28	
		US TREASURY N/B	55,100,000.00	53,008,938.47	
		US TREASURY N/B	200,000.00	200,699.20	
		US TREASURY N/B	700,000.00	701,558.55	
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,143,081.94	
		US TREASURY N/B	27,100,000.00	26,505,068.28	
		US TREASURY N/B	30,980,000.00	29,714,779.89	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,681,544.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,207.03	
		US TREASURY N/B	300,000.00	291,972.63	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,147,687.44	
		US TREASURY N/B	67,000,000.00	67,476,323.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,810.54	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,861.32	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,050,886.65	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,004,609.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,312.50	
		US TREASURY N/B	7,600,000.00	7,347,655.68	
		US TREASURY N/B	12,200,000.00	11,581,183.06	
		US TREASURY N/B	44,830,000.00	43,056,058.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,150.39	
		US TREASURY N/B	48,400,000.00	46,350,560.08	
		US TREASURY N/B	20,360,000.00	19,306,209.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,537.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,941.40	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,042,228.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,548.82	
		US TREASURY N/B	58,600,000.00	56,092,330.20	
		US TREASURY N/B	41,700,000.00	39,570,201.69	
		US TREASURY N/B	60,700,000.00	58,407,148.55	

		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,106,423.78	
		US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,402,763.57	
		US TREASURY N/B	44,270,000.00	42,000,294.80	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,101,869.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,566.40	
		US TREASURY N/B	67,550,000.00	63,932,380.01	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,513.67	
		US TREASURY N/B	6,700,000.00	6,356,363.02	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,183.59	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,097,163.98	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,972.65	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,049,382.73	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,964.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,718.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,490.23	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,466.79	
		US TREASURY N/B	43,700,000.00	40,279,107.19	
		US TREASURY N/B	350,000.00	339,007.79	
		US TREASURY N/B	66,200,000.00	63,546,823.16	
		US TREASURY N/B	12,850,000.00	12,910,735.52	
		US TREASURY N/B	63,100,000.00	57,982,981.22	
		US TREASURY N/B	500,000.00	482,255.85	
		US TREASURY N/B	300,000.00	274,851.54	
		US TREASURY N/B	300,000.00	293,337.87	
		US TREASURY N/B	32,400,000.00	29,494,125.00	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,781,144.19	
		US TREASURY N/B	50,000.00	45,520.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,265.62	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,680,156.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,658.20	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,362,706.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,644.53	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	37,381,336.23	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,951.17	
		US TREASURY N/B	500,000.00	451,210.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,951.17	

		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,612,187.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,863.28	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,531,624.96	
		US TREASURY N/B	30,750,000.00	28,020,334.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,203.12	
		US TREASURY N/B	25,750,000.00	23,497,879.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,115.23	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,245,890.97	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,664.06	
		US TREASURY N/B	55,400,000.00	53,031,428.40	
		US TREASURY N/B	70,300,000.00	63,815,099.17	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,966.79	
		US TREASURY N/B	58,950,000.00	53,373,925.39	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,087.89	
		US TREASURY N/B	66,900,000.00	59,892,485.91	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,451.17	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,251,795.52	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	42,056,107.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,203.12	
		US TREASURY N/B	17,900,000.00	16,083,778.29	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,046.87	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,047,311.72	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,900.39	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,216,221.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,261.71	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,208,366.82	
		US TREASURY N/B	29,500,000.00	26,439,375.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,986.32	
		US TREASURY N/B	7,450,000.00	6,761,310.82	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,843.75	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,834,810.84	
		US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,212,100.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,728.51	
		US TREASURY N/B	40,750,000.00	37,780,502.67	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,238.28	
		US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,692,526.10	

		US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,739,837.71	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,174,829.04	
		US TREASURY N/B	20,000,000.00	19,143,750.00	
		US TREASURY N/B	13,600,000.00	12,667,921.28	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	12,828,358.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,193.35	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,978,023.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,072.26	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,861,328.00	
		US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,432,570.24	
		US TREASURY N/B	50,000.00	44,588.86	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,998.04	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	8,960,923.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,488.28	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,248.04	
		US TREASURY N/B	16,750,000.00	14,633,349.40	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	49,215,820.00	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	45,825,244.02	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,994,237.52	
		US TREASURY N/B	35,900,000.00	39,080,513.83	
		US TREASURY N/B	61,100,000.00	50,524,445.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,138.67	
		US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,737,733.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,240.23	
		US TREASURY N/B	44,080,000.00	36,109,436.76	
		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,513,154.05	
		US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,834,638.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,500.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,984.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,765.62	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,392,040.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	105,261.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	83,160.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,306.64	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,042,503.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	85,046.87	

		US TREASURY N/B	14,950,000.00	15,136,875.00	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,976,718.72	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	824,707.00	
		US TREASURY N/B	57,250,000.00	48,584,227.80	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	58,148,221.87	
		US TREASURY N/B	74,500,000.00	66,629,477.30	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	10,993,062.08	
		US TREASURY N/B	51,800,000.00	48,571,601.26	
		US TREASURY N/B	37,850,000.00	35,080,000.74	
		US TREASURY N/B	50,950,000.00	48,896,078.12	
		US TREASURY N/B	30,000,000.00	30,099,021.00	
		US TREASURY N/B	57,150,000.00	55,201,093.56	
		US TREASURY N/B	39,750,000.00	39,468,176.47	
		US TREASURY N/B	19,050,000.00	18,706,206.55	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,042.96	
		US TREASURY N/B	2,650,000.00	2,780,170.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,789.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,148.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,417.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,867.18	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,421.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,945.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,111.32	
		US TREASURY N/B	200,000.00	123,250.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,472.65	
		US TREASURY N/B	600,000.00	366,199.20	
		US TREASURY N/B	400,000.00	381,843.72	
		US TREASURY N/B	5,050,000.00	3,196,886.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,031.25	
		US TREASURY N/B	200,000.00	136,968.74	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,644.53	
		US TREASURY N/B	20,600,000.00	14,918,905.22	
		US TREASURY N/B	26,300,000.00	17,397,037.09	
		US TREASURY N/B	400,000.00	327,468.72	
		US TREASURY N/B	57,850,000.00	39,675,832.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,589.84	

		US TREASURY N/B	32,050,000.00	23,258,784.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	79,824.21	
		US TREASURY N/B	500,000.00	413,906.25	
		US TREASURY N/B	200,000.00	152,976.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,011.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	76,128.90	
		US TREASURY N/B	13,890,000.00	11,165,714.01	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,707.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,503.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,167.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,605.46	
		US TREASURY N/B	45,100,000.00	38,712,004.43	
		US TREASURY N/B	8,600,000.00	7,093,992.08	
		US TREASURY N/B	40,450,000.00	31,993,421.87	
		US TREASURY N/B	34,100,000.00	26,356,899.36	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	24,676,753.47	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,543,115.60	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,514,750.00	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,674,281.04	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,550,241.52	
		US TREASURY N/B	51,650,000.00	34,046,626.34	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,295,874.72	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,288,827.60	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,507,500.00	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,179,054.26	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,508,929.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	74,820.31	
		US TREASURY N/B	25,650,000.00	19,587,181.32	
		US TREASURY N/B	500,000.00	372,324.20	
		US TREASURY N/B	48,200,000.00	38,368,891.82	
		US TREASURY N/B	44,100,000.00	32,720,131.71	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,963,931.41	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	9,262,691.04	
		US TREASURY N/B	300,000.00	194,566.38	
		US TREASURY N/B	51,100,000.00	30,294,711.65	
		US TREASURY N/B	200,000.00	99,675.78	

		US TREASURY N/B	32,600,000.00	17,372,869.26	
		US TREASURY N/B	22,300,000.00	12,669,187.50	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,122,324.17	
		US TREASURY N/B	100,000.00	58,351.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	56,347.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	61,835.93	
		US TREASURY N/B	14,350,000.00	10,214,845.16	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,039.06	
		US TREASURY N/B	500,000.00	501,933.55	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,146,328.04	
		US TREASURY N/B	47,250,000.00	43,794,843.75	
	小計	銘柄数：231 組入時価比率：46.7%	3,413,720,000.00	3,044,037,294.70 (462,419,705,437) 47.2%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	26,380,000.00	26,800,871.79	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,533,601.97	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,610,000.00	2,616,373.34	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	101,441.06	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	295,532.82	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,358,724.37	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,071,098.27	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,397,066.73	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,303,189.45	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,124,865.28	
		CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	244,583.12	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,712,485.12	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,695,761.06	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	98,166.34	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,950,000.00	5,097,770.86	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,588.57	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,600,000.00	7,008,228.28	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,050,000.00	7,913,347.15	
		CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,496,675.52	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,056.51	
		CANADIAN GOVERNMENT	8,550,000.00	8,006,397.84	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,379,281.50	

		CANADIAN GOVERNMENT	21,310,000.00	25,492,206.83	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,350,000.00	4,500,049.33	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,989,061.18	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,050,000.00	2,249,526.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,750,000.00	8,034,735.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,645,354.08	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	11,263,650.34	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,750,000.00	1,970,322.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	750,000.00	671,205.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,145,599.76	
	小計	銘柄数：32 組入時価比率：2.0%	185,400,000.00	184,405,817.17 (19,768,303,600) 2.0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	131,600,000.00	127,269,109.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	27,285,381.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	118,700,000.00	110,771,955.78	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	102,200,000.00	98,793,970.38	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	34,904,880.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	81,570,593.61	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	147,490,119.70	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	59,908,730.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	346,840.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	32,703,190.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	52,273,371.33	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	96,500,000.00	86,017,398.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	72,997,537.22	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	117,500,000.00	94,592,905.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.8%	1,124,200,000.00	1,026,925,981.82 (7,687,259,822) 0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	98,463.95	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	95,133.20	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	93,792.97	
		BELGIUM KINGDOM	3,650,000.00	3,687,376.00	
		BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,891,304.80	
		BELGIUM KINGDOM	15,500,000.00	16,795,266.80	

		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	89,200.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,938,161.55	
		BELGIUM KINGDOM	850,000.00	858,732.90	
		BELGIUM KINGDOM	4,800,000.00	3,991,276.80	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	86,413.30	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	131,300.00	
		BELGIUM KINGDOM	10,000,000.00	11,179,302.00	
		BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,260,532.88	
		BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,626,534.50	
		BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,877,675.96	
		BELGIUM KINGDOM	2,250,000.00	1,602,958.72	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	15,030,000.00	16,445,510.37	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	14,750,000.00	17,384,305.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	650,000.00	330,448.62	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,898.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	23,700,000.00	24,929,864.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,552.12	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,100,000.00	5,840,140.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,410.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	34,500,000.00	34,651,234.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,425.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,785.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,550,000.00	5,179,537.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,051.51	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,725.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	547,375.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,880.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	45,400,000.00	47,172,338.82	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,950,000.00	2,740,255.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,750,000.00	12,799,087.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,929.97	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	950,000.00	918,393.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,750,000.00	10,977,993.52	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,989.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	101,760.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,802.11	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,450,000.00	20,322,740.95	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,850,000.00	3,978,443.70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,029.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	603,762.56	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	8,035,761.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,050,000.00	15,337,139.08	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	12,247,333.28	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,379,172.90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,300,000.00	4,048,909.92	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,159.17	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	429,641.35	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,800,000.00	13,404,729.59	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,600,000.00	8,030,542.40	
		BUNDESOBLIGATION	200,000.00	195,290.00	
		BUNDESOBLIGATION	100,000.00	96,725.00	
		BUNDESOBLIGATION	8,450,000.00	8,528,585.00	
		BUNDESOBLIGATION	2,050,000.00	2,044,670.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	98,425.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,515.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,150,000.00	8,976,410.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,295.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,510.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,940.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,590.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,035.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,420,000.00	36,035,532.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,300,000.00	2,320,930.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,650,000.00	40,828,095.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,600,000.00	2,224,690.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,000,000.00	19,976,000.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	22,150,000.00	26,552,766.57	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	31,593,374.37	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31,870,000.00	38,093,892.30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,750,000.00	17,420,825.12	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	16,492,277.63	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,721.65	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,450,000.00	2,387,892.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	75,865.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	258,450.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,700,000.00	21,334,855.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,000,000.00	3,863,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,150,000.00	1,356,005.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,309.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,180.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,520.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	45,150,000.00	45,888,924.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,170.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,486,250.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	51,300,000.00	51,830,955.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,350,000.00	17,742,110.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	108,240.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	13,950,000.00	14,276,430.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	37,000,000.00	37,381,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	199,280.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	198,360.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,600,000.00	5,630,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,450.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	197,340.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,150,000.00	26,808,980.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	18,950,000.00	19,888,025.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,500,000.00	11,263,350.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	32,287,190.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,850,000.00	11,099,550.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,150.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	166,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,650,000.00	17,424,225.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,340.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,000,000.00	26,990,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,800,000.00	11,371,320.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,080.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,050,000.00	22,610,070.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	117,020.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	204,160.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,300,000.00	5,303,180.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	136,290.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,880.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,220.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000.00	49,312,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,960.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,500,000.00	4,845,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,700,000.00	13,508,990.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,137,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	31,450,000.00	35,507,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	7,214,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,140.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,750,000.00	10,855,350.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	570,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	104,180.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,310.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,770.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	510,435.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	183,860.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	11,450,000.00	12,965,980.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	302,480.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,550,000.00	2,711,925.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,400,000.00	10,423,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	404,055.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	366,440.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,260.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,450,000.00	17,915,915.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	6,837,007.50	
		FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,350,803.50	
		FINNISH GOVERNMENT	3,700,000.00	3,472,265.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,650,000.00	1,681,460.22	
		FINNISH GOVERNMENT	2,950,000.00	2,707,603.22	
		FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,133,113.80	
		FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,066,995.05	

		FINNISH GOVERNMENT	3,950,000.00	3,639,490.50	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,735,026.00	
		FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	2,578,773.75	
		FINNISH GOVERNMENT	5,200,000.00	5,062,246.80	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	377,779.40	
		FINNISH GOVERNMENT	850,000.00	863,175.00	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	305,724.60	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	195,786.66	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	502,073.90	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,597.25	
		FRANCE (GOVT OF)	7,800,000.00	7,453,797.00	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	145,761.43	
		FRANCE (GOVT OF)	17,000,000.00	17,064,399.40	
		FRANCE (GOVT OF)	850,000.00	809,414.62	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,750.81	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,740.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,734.77	
		FRANCE (GOVT OF)	7,400,000.00	6,541,600.00	
		FRANCE (GOVT OF)	43,350,000.00	43,522,043.14	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,630.00	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	150,180.22	
		FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,385,984.24	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	85,556.25	
		FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,426,218.34	
		FRANCE (GOVT OF)	14,600,000.00	11,913,600.00	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	233,430.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	410,482.95	
		FRANCE (GOVT OF)	2,900,000.00	2,523,000.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	587,728.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	75,677.90	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	131,377.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	51,285.03	
		FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	200,198.20	
		FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	10,576,252.80	
		FRANCE (GOVT OF)	20,100,000.00	18,511,034.70	
		FRANCE (GOVT OF)	1,050,000.00	638,484.73	

		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	97,850.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	101,443.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20,750,000.00	20,964,762.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,550,000.00	49,472,775.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	350,000.00	324,910.77	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	40,000,000.00	47,772,280.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	45,250,000.00	51,584,886.87	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	21,000,000.00	22,519,532.70	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	31,800,000.00	36,009,378.72	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	96,381.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	23,200,000.00	24,429,600.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	423,640.88	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,650,000.00	1,579,633.27	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3,450,000.00	2,924,175.49	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,850,000.00	1,834,598.75	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	191,976.30	
		IRISH GOVERNMENT	150,000.00	104,819.65	
		IRISH TSY 0.4% 2035	2,850,000.00	2,256,466.12	
		IRISH TSY 1.10% 2029	2,100,000.00	1,997,531.55	
		IRISH TSY 1.3% 2033	5,000,000.00	4,534,100.00	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	93,919.75	
		IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,738,239.61	
		IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	98,547.30	
		IRISH TSY 2.4% 2030	5,450,000.00	5,450,869.27	
		IRISH TSY 2% 2045	2,550,000.00	2,195,604.06	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	97,746.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,450.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	19,130,000.00	20,853,613.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,175.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,100,000.00	1,923,963.30	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	91,531.75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	2,645,808.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,067,409.70	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,650,000.00	4,905,437.91	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	249,989.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,300,000.00	3,293,400.00	

		NETHERLANDS GOVERNMENT	10,900,000.00	12,321,416.68	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	8,900,000.00	6,256,700.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	363,243.35	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	338,088.45	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,800,000.00	6,770,349.96	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,700,000.00	4,859,250.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,950,000.00	1,881,809.67	
		OBRIGACOES DO TESOURO	10,000,000.00	9,350,465.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	9,850,000.00	9,861,419.10	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,200,000.00	1,203,480.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	3,200,000.00	3,249,600.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,650,000.00	3,414,960.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	655,402.20	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	12,050,000.00	11,198,065.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,150,000.00	4,553,630.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,850,000.00	6,136,065.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,780,200.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,450,000.00	3,497,955.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	11,350,000.00	11,001,555.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,750,000.00	5,332,369.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,800,000.00	3,831,589.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,550,000.00	3,539,705.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,150,000.00	1,309,735.00	
		SPANISH GOVERNMENT	36,250,000.00	43,358,625.00	
		SPANISH GOVERNMENT	16,950,000.00	18,613,600.12	
	小計	銘柄数：247 組入時価比率：29.1%	1,731,480,000.00	1,809,028,273.74 (288,268,655,420) 29.4%	
	英ポンド	UK TREASURY	300,000.00	289,724.49	
		UK TREASURY	100,000.00	94,319.84	
		UK TREASURY	150,000.00	140,599.08	
		UK TREASURY	100,000.00	100,697.13	
		UK TREASURY	190,000.00	170,311.57	
		UK TREASURY	200,000.00	183,912.46	
		UK TREASURY	100,000.00	106,964.29	
		UK TREASURY	100,000.00	87,219.38	

		UK TREASURY	200,000.00	173,435.70	
		UK TREASURY	500,000.00	406,839.95	
		UK TREASURY	500,000.00	514,787.50	
		UK TREASURY	100,000.00	78,102.57	
		UK TREASURY	160,000.00	159,825.90	
		UK TREASURY	100,000.00	75,416.30	
		UK TREASURY	80,000.00	80,178.21	
		UK TREASURY	1,480,000.00	1,437,502.39	
		UK TREASURY	100,000.00	72,748.58	
		UK TREASURY	19,550,000.00	17,781,147.28	
		UK TREASURY	20,940,000.00	20,973,989.80	
		UK TREASURY	20,200,000.00	19,069,670.62	
		UK TREASURY	500,000.00	466,875.10	
		UK TREASURY	320,000.00	303,813.18	
		UK TREASURY	8,070,000.00	6,554,021.44	
		UK TREASURY	11,250,000.00	10,095,554.25	
		UK TREASURY	100,000.00	53,360.00	
		UK TREASURY	100,000.00	55,164.17	
		UK TREASURY	100,000.00	88,770.00	
		UK TREASURY	550,000.00	249,920.00	
		UK TREASURY	100,000.00	80,680.00	
		UK TREASURY	600,000.00	283,712.28	
		UK TREASURY	9,450,000.00	7,572,998.47	
		UK TREASURY	550,000.00	266,090.00	
		UK TREASURY	100,000.00	48,892.64	
		UK TREASURY	100,000.00	83,460.00	
		UK TREASURY	19,250,000.00	15,963,160.67	
		UK TREASURY	100,000.00	57,870.26	
		UK TREASURY	2,650,000.00	1,977,695.00	
		UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	14,385.00	
		UK TSY 0 5/8% 2050	950,000.00	362,858.96	
		UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	78,854.64	
		UNITED KINGDOM GILT	11,720,000.00	11,707,066.98	
		UNITED KINGDOM GILT	18,170,000.00	18,012,284.40	
		UNITED KINGDOM GILT	10,900,000.00	10,949,595.00	
		UNITED KINGDOM GILT	14,090,000.00	14,224,053.66	

		UNITED KINGDOM GILT	30,080,000.00	29,993,165.05	
		UNITED KINGDOM GILT	4,300,000.00	4,324,211.15	
		UNITED KINGDOM GILT	11,100,000.00	10,897,953.36	
		UNITED KINGDOM GILT	3,350,000.00	3,389,800.01	
		UNITED KINGDOM GILT	6,040,000.00	5,754,083.31	
		UNITED KINGDOM GILT	19,800,000.00	19,256,210.82	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	66,258.50	
		UNITED KINGDOM GILT	31,900,000.00	28,502,605.34	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	170,000.00	148,867.69	
	小計	銘柄数：53 組入時価比率：5.1%	281,900,000.00	263,881,684.37 (50,451,539,234) 5.2%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,696,000.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,176,890.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	18,802,000.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	16,300,000.00	14,377,170.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,527,475.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,778,000.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,537,520.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	118,800,000.00	115,895,055.50 (1,646,868,738) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,538,694.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,500,000.00	9,133,300.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,913,550.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	29,100,000.00	26,628,260.55	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,679,697.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	3,998,078.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,030,389.05	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,149,457.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,148,448.24	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.2%	120,500,000.00	110,219,875.34 (1,504,501,298) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	9,200,000.00	9,266,297.96	
		KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	4,724,120.38	

		KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,212,545.00	
		KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,783,880.75	
		KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	55,052,512.50	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,327,355.25	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.2%	93,350,000.00	100,366,711.84 (2,143,832,964) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,415,250.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,100,000.00	17,434,940.84	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,106,031.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,616,694.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	47,319,075.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,997,677.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	11,835,310.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	12,578,003.70	
		POLAND GOVERNMENT BOND	25,700,000.00	20,480,312.01	
		POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,647,475.42	
		POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,640,133.73	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,079,015.40	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.6%	156,700,000.00	145,149,919.30 (5,559,488,664) 0.6%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,480,000.00	16,549,380.80	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,600,880.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,650,154.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	4,861,250.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,827,097.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,070,000.00	2,994,969.20	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,450,000.00	2,313,045.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	21,300,000.00	19,799,628.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,750,000.00	5,680,732.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,014,411.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	891,000.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	488,880.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,585,617.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,400,000.00	22,704,192.00	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	270,585.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,225.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,544,897.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	2,753,920.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,550,000.00	9,796,624.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,924,200.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,924,254.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,530,351.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,361,050.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,409,400.00	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：1.2%	135,440,000.00	123,571,743.00 (11,929,616,069) 1.2%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	750,000.00	718,125.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,151,150.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,050,220.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,459,460.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,254,400.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,850,000.00	1,575,989.65	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	255,690.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,398,455.99	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,959,118.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,225,145.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,658,540.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	649,500.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	33,950,000.00	30,355,793.64 (2,644,596,741) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	726,950.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,520,000.00	2,498,580.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	487,450.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,124,361.25	
		SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	350,945.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	199,040.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,456,496.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,635,245.00	

		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	370,600.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,083,270.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	3,926,055.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	836,400.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,955,120.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,183,925.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.4%	33,780,000.00	32,834,437.25 (3,724,081,872) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,400,412.32	
		MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,249.14	
		MALAYSIA GOVERNMENT	5,900,000.00	5,910,416.45	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,499,372.96	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	8,883,875.44	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,082,421.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,000,000.00	10,128,636.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,642,323.68	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,810,641.24	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,233,879.90	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	517,523.10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,980,000.00	5,034,267.55	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	15,994,370.70	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,252,352.72	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,535,872.18	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,222,335.96	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,722,494.68	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,096,478.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	389,639.16	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,956,360.52	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,431,415.10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,951,118.18	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	313,401.54	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.5%	138,630,000.00	144,115,858.22 (4,941,689,543) 0.5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	61,000,000.00	61,629,867.70	

		CHINA GOVERNMENT BOND	132,300,000.00	133,164,196.83	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,310,471.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	92,352,130.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	91,271,008.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	96,149,471.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,264,073.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	178,000,000.00	181,109,321.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	34,804,623.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,633,547.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,348,504.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,788,280.16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000.00	489,115,946.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,365,795.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,571,566.16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,941,233.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,700,000.00	33,747,840.52	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	97,656,000.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	65,341,873.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,940,643.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,331,534.23	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,639,636.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,888,680.86	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,938,710.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	57,058,919.92	
		CHINA GOVERNMENT BOND	135,000,000.00	138,079,336.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,822,203.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	211,995,257.42	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,970,014.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	82,600,000.00	83,520,981.74	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	52,119,395.16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,995,786.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,529,467.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	164,386,404.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	150,936,470.82	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,601,145.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,867,510.76	

		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,400,315.93	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	100,340,768.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,633,128.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	21,400,000.00	21,261,888.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,538,170.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,976,432.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,990,776.87	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	53,563,970.46	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,894,329.81	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,880,484.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,808,035.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,769,709.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	155,947,575.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	163,300,000.00	172,202,969.03	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,481,377.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	71,900,000.00	74,394,146.29	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	20,621,379.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	48,202,783.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	114,048,859.87	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	83,421,081.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	88,088,465.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	157,200,000.00	196,323,322.92	
	小計	銘柄数：59 組入時価比率：11.3%	5,061,500,000.00	5,339,977,820.46 (111,738,501,895) 11.4%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,264,672.05	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,716,095.10	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,782,495.00	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,777,530.42	
		ISRAEL FIXED BOND	9,100,000.00	8,525,590.71	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,476,612.75	
		ISRAEL FIXED BOND	9,300,000.00	7,964,112.66	
		ISRAEL FIXED BOND	15,100,000.00	12,391,073.59	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,287,483.64	
		ISRAEL FIXED BOND	7,500,000.00	5,464,947.00	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,607,324.12	

		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,021,073.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.4%	88,750,000.00	82,279,010.04 (3,522,479,610) 0.4%	
合計				977,951,120,907 (977,951,120,907)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2025年 2月 17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	3,292,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,500,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	29,665,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	23,981,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	10,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	24,500,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	4,145,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	35,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	

		US TREASURY N/B	2,040,000	
		US TREASURY N/B	13,900,000	
		US TREASURY N/B	13,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	4,400,000	
		US TREASURY N/B	2,700,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	39,000,000	
		US TREASURY N/B	20,755,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	1,317,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	48,595,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	4,565,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	36,635,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	13,600,000	
		US TREASURY N/B	29,707,000	
		US TREASURY N/B	14,500,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	8,920,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	

		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	11,500,000	
		US TREASURY N/B	26,000,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	800,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,000,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	48,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,210,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000	
		FRANCE (GOVT OF)	2,200,000	
		FRANCE (GOVT OF)	10,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	2,082,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	31,542,500	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,444,307,373	－	1,438,896,114	△5,411,259
米ドル	696,397,794	－	692,418,980	△3,978,814
カナダドル	75,501,721	－	75,243,378	△258,343
ユーロ	399,814,416	－	399,446,670	△367,746
英ポンド	72,986,405	－	72,826,778	△159,627
人民元	199,607,037	－	198,960,308	△646,729
合計	1,444,307,373	－	1,438,896,114	△5,411,259

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 2月17日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	1,291,560,409
コール・ローン	720,742,494
株式	140,780,503,924
投資信託受益証券	5,522,095,859
投資証券	120,793,335
派生商品評価勘定	181,505,141
未収配当金	178,414,722
未収利息	9,628
差入委託証拠金	5,064,041,779
流動資産合計	153,859,667,291
資産合計	153,859,667,291
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,512,750
未払解約金	2,760,455,902
その他未払費用	3,750,800
流動負債合計	2,769,719,452
負債合計	2,769,719,452
純資産の部	
元本等	
元本	71,004,553,368
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	80,085,394,471
元本等合計	151,089,947,839
純資産合計	151,089,947,839
負債純資産合計	153,859,667,291

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券

	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
２.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
３.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
４.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月17日現在	
１.　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	2.1279円
(10,000口当たり純資産額)	(21,279円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月20日 至 2025年 2月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 17日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資信託受益証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月 17日現在	
期首	2024年 2月 20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	59,254,596,494円
同期中における追加設定元本額	20,928,771,139円
同期中における一部解約元本額	9,178,814,265円
期末元本額	71,004,553,368円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド２０１５	13,003,886円
野村資産設計ファンド２０２０	14,701,624円
野村資産設計ファンド２０２５	20,801,207円
野村資産設計ファンド２０３０	37,715,466円
野村資産設計ファンド２０３５	40,809,720円
野村資産設計ファンド２０４０	72,557,523円
野村資産設計ファンド２０４５	17,058,812円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,600,446,638円
ネクストコア	11,788,639円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	558,602,301円
野村資産設計ファンド２０５０	18,669,252円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	3,271,111円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,554,891円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	2,473,074円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	2,443,561円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	943,703円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,218,174円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	11,979,971円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	7,355,582円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	20,740,371円
野村つみたて外国株投信	8,709,274,070円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	629,008,387円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	2,178,578,488円
世界６資産分散ファンド	152,170,886円
野村資産設計ファンド２０６０	19,684,951円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	2,421,267,760円
はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス	1,238,302,548円

ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国株式・ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,308,482,663 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	3,147,243,778 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,642,961 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	1,033,709,467 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	419,617 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221 円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	44,243,569,393 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	770,092,355 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	12,129,217 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	36,256,985 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	41,506,516 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	31,927,711 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	31,946,103 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	68,044,504 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	81,179,281 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 2 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	2.00	310,930.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	16,280	38.63	628,896.40	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	13.37	288,792.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	9,449	97.27	919,104.23	
		H WORLD GROUP LTD-ADR	23,300	36.46	849,518.00	

		YUM CHINA HOLDINGS INC	45,900	49.16	2,256,444.00	
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
		PDD HOLDINGS INC ADR	83,510	124.16	10,368,601.60	
		VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39,400	15.38	605,972.00	
		X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00	
		LEGEND BIOTECH CORP-ADR	11,100	36.42	404,262.00	
		BANCO DE CHILE-ADR	27,700	26.77	741,529.00	
		BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	22.74	445,704.00	
		BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	10,030	40.71	408,321.30	
		COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.48	385,893.42	
		CREDICORP LTD	8,360	186.10	1,555,796.00	
		INTER & CO INC - CL A	27,100	5.47	148,237.00	
		NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	357,700	13.70	4,900,490.00	
		PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
		STATE BANK OF INDIA-GDR	21,390	83.50	1,786,065.00	
		TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
		VTB BANK JSC	35,156	0.00	0.00	
		STONECO LTD-A	28,200	9.78	275,796.00	
		SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54,288	1.78	96,795.50	
		MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
		ENEL CHILE SA-ADR	73,000	3.40	248,200.00	
		INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
		QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	13,400	44.26	593,084.00	
		MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
		XP INC - CLASS A	41,700	14.74	614,658.00	
		TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	14.50	725,000.00	
		TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	96,600	13.61	1,314,726.00	
		AUTOHOME INC-ADR	7,500	30.10	225,750.00	
		KANZHUN LTD	32,700	16.49	539,223.00	
		VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
		KE HOLDINGS INC ADR	81,900	20.50	1,678,950.00	
	小計	銘柄数：50			33,316,738.45	
					(5,061,145,737)	
		組入時価比率：3.3%			3.6%	
	メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	13.58	25,421,556.30	
		GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	380,983	105.19	40,075,601.77	

		INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	324.42	8,535,490.20	
		ALFA S.A.B.-A	537,968	17.91	9,635,006.88	
		GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	123.00	7,995,000.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	24,600	576.69	14,186,574.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	43,000	206.15	8,864,450.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	399.38	18,091,914.00	
		PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	201.63	3,750,318.00	
		GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	123.77	5,322,110.00	
		WALMART DE MEXICO-SER V	603,000	54.60	32,923,800.00	
		ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	207.44	12,031,520.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	170.68	11,435,560.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	211,600	185.22	39,192,552.00	
		GRUMA S.A.B.-B	21,900	355.03	7,775,157.00	
		GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	57.09	8,963,130.00	
		KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	32.06	4,584,580.00	
		GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	298,000	151.67	45,197,660.00	
		GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	48.95	10,230,550.00	
		OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	9.30	1,032,300.00	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,281,000	15.56	35,492,360.00	
	小計	銘柄数：21			350,737,190.15	
					(2,625,513,384)	
		組入時価比率：1.7%			1.9%	
	レアル	COSAN SA	136,000	7.58	1,030,880.00	
		PETROBRAS - PETROLEO BRAS	460,000	40.85	18,791,000.00	
		PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	529,000	37.44	19,805,760.00	
		PRIO SA	108,700	39.43	4,286,041.00	
		ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	17.35	1,492,100.00	
		KLABIN SA-UNIT	83,600	21.48	1,795,728.00	
		CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	8.74	707,940.00	
		GERDAU SA PFD NPV	194,020	17.58	3,410,871.60	
		VALE SA	404,652	55.67	22,526,976.84	
		SUZANO SA	87,960	58.85	5,176,446.00	
		EMBRAER SA	79,000	60.35	4,767,650.00	
		WEG SA	199,648	53.80	10,741,062.40	
		LOCALIZA RENT A CAR	106,595	31.61	3,369,467.95	
		RUMO SA	164,000	19.73	3,235,720.00	

		CCR SA	121,000	11.96	1,447,160.00	
		VIBRA ENERGIA SA	138,000	18.17	2,507,460.00	
		RAIA DROGASIL SA	153,980	20.00	3,079,600.00	
		AMBEV SA	593,956	11.13	6,610,730.28	
		BRF SA	77,000	20.02	1,541,540.00	
		JBS SA	98,100	33.54	3,290,274.00	
		NATURA &CO HOLDING SA	92,500	13.53	1,251,525.00	
		HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515,987	2.51	1,295,127.37	
		REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	29.47	3,138,555.00	
		HYPERA SA	33,000	19.72	650,760.00	
		BANCO BRADESCO S.A.	209,953	11.11	2,332,577.83	
		BANCO BRADESCO SA - PREF	652,042	12.19	7,948,391.98	
		BANCO DO BRASIL SA	208,000	28.75	5,980,000.00	
		ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	575,991	34.77	20,027,207.07	
		ITAUSA SA	698,268	9.81	6,850,009.08	
		BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	38.88	3,382,560.00	
		CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	14.67	1,188,270.00	
		TOTVS SA	61,000	34.40	2,098,400.00	
		TELEFONICA BRASIL S.A.	59,205	53.85	3,188,189.25	
		TIM SA	82,952	17.53	1,454,148.56	
		CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	41.90	1,215,100.00	
		CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	137,400	37.54	5,157,996.00	
		CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	11.38	2,924,466.54	
		COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	95,000	10.32	980,400.00	
		CPFL ENERGIA SA	18,400	34.40	632,960.00	
		ENERGISA SA-UNITS	35,700	42.13	1,504,041.00	
		EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	31.43	4,651,640.00	
		CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	54,100	101.60	5,496,560.00	
		B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	11.59	7,881,188.41	
		BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	129,000	33.04	4,262,160.00	
		ENGIE BRASIL SA	16,600	36.58	607,228.00	
	小計	銘柄数：45 組入時価比率：3.8%			215,713,869.16 (5,748,968,755) 4.1%	
	チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,645.00	195,755,000.00	

		LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	15.32	277,537,120.00	
		S.A.C.I. FALABELLA	94,000	3,718.90	349,576,600.00	
		EMPRESAS COPEC SA	57,000	6,700.00	381,900,000.00	
		CENCOSUD SA	126,000	2,555.00	321,930,000.00	
		BANCO DE CREDITO E INVERSION	13,134	32,500.00	426,855,000.00	
		ENEL AMERICAS SA	2,325,000	88.65	206,111,250.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%			2,159,664,970.00 (348,183,346) 0.2%	
	コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	45,480.00	1,314,372,000.00	
		INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	17,860.00	1,071,600,000.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.1%			2,385,972,000.00 (87,834,787) 0.1%	
	ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	12,000	36.10	433,200.00	
		FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
		OPAP SA	20,200	16.85	340,370.00	
		JUMBO SA	15,932	27.38	436,218.16	
		ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	1.86	529,068.50	
		EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.44	720,980.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	8.41	942,592.00	
		PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	4.67	565,312.00	
		HELLENIC TELECOM	18,000	15.07	271,260.00	
		PUBLIC POWER CORP	31,600	13.80	436,080.00	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.5%			4,675,080.66 (744,974,103) 0.5%	
	トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	134.20	15,661,140.00	
		SASA POLYESTER SANAYI	1,533,598	3.52	5,398,264.96	
		EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	23.34	9,756,120.00	
		ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	200,920	79.30	15,932,956.00	
		KOC HLDGS	85,000	159.80	13,583,000.00	
		TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	37.54	5,631,000.00	
		PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	242.00	7,096,650.00	
		TURK HAVA YOLLARI AO	64,000	316.75	20,272,000.00	
		FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	916.00	5,679,200.00	

		BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	559.00	31,024,500.00	
		ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII	23,300	171.90	4,005,270.00	
		COCA-COLA ICECEK AS	83,600	56.60	4,731,760.00	
		AKBANK T.A.S	411,000	64.85	26,653,350.00	
		HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	100.50	13,266,000.00	
		TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	14.43	13,852,511.40	
		YAPI VE KREDI BANKASI A.S.	417,000	28.70	11,967,900.00	
		TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	106.30	12,437,100.00	
	小計	銘柄数：17 組入時価比率：0.6%			216,948,722.36 (910,729,041) 0.6%	
	チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	1,026.00	9,285,300.00	
		MONETA MONEY BANK AS	42,000	141.40	5,938,800.00	
		CEZ AS	15,500	1,023.00	15,856,500.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%			31,080,600.00 (197,725,453) 0.1%	
	フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59,800	2,950.00	176,410,000.00	
		RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,750.00	174,150,000.00	
		OTP BANK NYRT	25,700	24,500.00	629,650,000.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.3%			980,210,000.00 (388,375,865) 0.3%	
	ズロチ	ORLEN SA	64,387	57.59	3,708,047.33	
		KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	18,100	136.80	2,476,080.00	
		BUDIMEX	1,800	554.50	998,100.00	
		LPP SA	130	17,810.00	2,315,300.00	
		ALLEGRO.EU SA	62,200	30.92	1,923,535.00	
		DINO POLSKA SA	6,650	472.90	3,144,785.00	
		ALIOR BANK SA	10,300	93.92	967,376.00	
		BANK PEKAO SA	20,600	172.35	3,550,410.00	
		MBANK	2,040	708.40	1,445,136.00	
		PKO BANK POLSKI SA	110,600	70.26	7,770,756.00	
		SANTANDER BANK POLSKA SA	4,180	525.20	2,195,336.00	
		POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76,900	52.30	4,021,870.00	
		POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	6.80	496,400.00	

		CD PROJEKT RED SA	8,000	226.80	1,814,400.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.9%			36,827,531.33 (1,410,557,056) 1.0%	
	香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
		CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	6.68	1,362,720.00	
		CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	8.51	2,297,700.00	
		CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,040,900	4.35	13,227,915.00	
		CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	413,000	31.30	12,926,900.00	
		COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	7.22	909,720.00	
		PETROCHINA CO LTD-H	2,530,000	6.06	15,331,800.00	
		YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	336,700	8.03	2,703,701.00	
		ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H	138,000	21.20	2,925,600.00	
		CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	3.86	1,516,980.00	
		ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.95	2,425,500.00	
		CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	12.58	4,491,060.00	
		CMOC GROUP LTD-H	405,000	6.00	2,430,000.00	
		JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	13.22	1,295,560.00	
		MMG LTD	464,800	2.81	1,306,088.00	
		SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	15.98	958,800.00	
		ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	14.26	2,409,940.00	
		ZIJIN MINING GROUP CO-H	703,000	16.64	11,697,920.00	
		AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	4.07	822,140.00	
		CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	370,400	4.79	1,774,216.00	
		CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.82	1,604,400.00	
		CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	11.54	2,622,465.00	
		CITIC LTD	688,000	9.19	6,322,720.00	
		FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.35	982,839.00	
		CRRC CORP LTD-H	550,000	4.86	2,673,000.00	
		HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	21.60	1,231,200.00	
		SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	22.10	1,502,800.00	
		WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	14.12	3,032,976.00	
		ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	30.55	1,686,360.00	
		BOC AVIATION LTD	28,100	58.75	1,650,875.00	
		JD LOGISTICS INC	279,400	14.90	4,163,060.00	

		ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	157.30	8,462,740.00	
		COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	368,000	12.56	4,622,080.00	
		ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	109.50	1,478,250.00	
		CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	12.84	2,336,880.00	
		JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	8.25	1,221,000.00	
		ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	5.53	869,979.60	
		FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	53.30	4,434,560.00	
		BYD CO LTD-H	125,500	364.20	45,707,100.00	
		GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	769,000	17.14	13,180,660.00	
		GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	12.60	3,439,800.00	
		LI AUTO INC	156,000	101.60	15,849,600.00	
		NIO INC.	166,400	34.55	5,749,120.00	
		XPENG INC	152,300	64.20	9,777,660.00	
		YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	12.10	1,621,400.00	
		ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	33.90	1,728,900.00	
		HAIER SMART HOME CO LTD-H	272,000	26.00	7,072,000.00	
		HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	26.90	1,022,200.00	
		MIDEA GROUP CO LTD	42,900	76.10	3,264,690.00	
		ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	159,800	88.15	14,086,370.00	
		BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	3.95	1,382,500.00	
		LI NING CO LTD	276,000	16.80	4,636,800.00	
		SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	96,100	60.95	5,857,295.00	
		HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	15.98	3,036,200.00	
		MEITUAN-CLASS B	595,540	169.90	101,182,246.00	
		TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	18.82	3,447,824.00	
		TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	10.00	1,090,000.00	
		TRIP.COM GROUP LTD	74,800	556.00	41,588,800.00	
		ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,958,680	124.10	243,072,188.00	
		JD.COM, INC.	301,367	163.00	49,122,821.00	
		MINISO GROUP HOLDING LTD	36,800	44.80	1,648,640.00	
		CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	7.85	1,380,030.00	
		POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	110.80	7,733,840.00	
		ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	12.76	918,720.00	
		ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	870,000	5.90	5,133,000.00	
		JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	35.55	5,435,595.00	

ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	115.00	1,414,500.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209,333	26.45	5,536,857.85	
NONGFU SPRING LTD	258,400	36.05	9,315,320.00	
TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	51.90	4,048,200.00	
CHINA FEIHE LTD	405,000	5.13	2,077,650.00	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	365,000	16.08	5,869,200.00	
TINGYI(CAYMAN ISLN)HLDG CO	278,000	11.48	3,191,440.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.61	2,549,330.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	13.26	3,527,160.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	60.15	2,406,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	22.05	1,323,000.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	4.96	1,230,080.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	12.18	1,205,820.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	190,000	19.92	3,784,800.00	
AKESO INC	66,000	60.20	3,973,200.00	
BEIGENE LTD	82,020	142.50	11,687,850.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	151,000	37.50	5,662,500.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.43	974,685.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	4.80	5,028,096.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	17.52	2,277,600.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	3.23	4,349,195.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3,340,000	4.46	14,896,400.00	
BANK OF CHINA LTD-H	8,550,000	4.26	36,423,000.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	6.52	6,133,950.80	
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	5.51	5,675,300.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	11,566,000	6.62	76,566,920.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	3.03	778,710.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	456,192	45.25	20,642,688.00	
CHINA MINSHENG BANKING-H	979,800	3.71	3,635,058.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	8,360,000	5.70	47,652,000.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	4.76	4,060,280.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	5.69	876,260.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	885,000	15.58	13,788,300.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	24.80	7,812,000.00	

		CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	11.92	2,563,658.24	
		NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	25.40	3,378,200.00	
		PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	1,210,000	4.02	4,864,200.00	
		PICC PROPERTY & CASUALTY -H	832,420	13.44	11,187,724.80	
		PING AN INSURANCE GROUP CO-H	806,500	46.30	37,340,950.00	
		KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	15.00	5,490,000.00	
		BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	58.85	6,355,800.00	
		ZTE CORP-H	76,052	27.30	2,076,219.60	
		LENOVO GROUP LTD	992,000	12.62	12,519,040.00	
		XIAOMI CORPORATION	1,844,000	44.70	82,426,800.00	
		AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	48.00	4,416,000.00	
		SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	87.55	8,343,515.00	
		GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	1.17	3,164,850.00	
		HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	25.65	1,795,500.00	
		XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	3.37	1,577,160.00	
		CHINA TOWER CORP LTD	5,380,000	1.21	6,509,800.00	
		BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	27.20	1,332,800.00	
		CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	6.57	2,089,260.00	
		CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	26.70	3,310,800.00	
		ENN ENERGY HOLDINGS LTD	91,600	53.55	4,905,180.00	
		KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.59	3,400,320.00	
		BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.14	866,700.00	
		GUANGDONG INVESTMENT	338,000	5.81	1,963,780.00	
		CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	7.30	3,358,000.00	
		CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	13.52	2,330,848.00	
		CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	22.50	4,276,125.00	
		HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	6.45	1,728,600.00	
		HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	13.80	1,738,800.00	
		NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	42.40	7,886,400.00	
		CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.46	3,173,400.00	
		CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.24	2,283,840.00	
		CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	2.94	1,440,600.00	
		CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	17.40	4,141,200.00	

		HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.08	1,672,800.00	
		GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	11.98	1,341,760.00	
		WUXI APPTEC CO LTD	36,200	62.35	2,257,070.00	
		WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	407,000	23.30	9,483,100.00	
		CHINA LITERATURE LTD	49,800	31.75	1,581,150.00	
		CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.49	1,932,240.00	
		KINGSOFT CORP LTD	111,000	45.55	5,056,050.00	
		NETEASE, INC.	232,550	165.30	38,440,515.00	
		BAIDU INC-CLASS A	274,260	96.55	26,479,803.00	
		BILIBILI INC	30,120	172.10	5,183,652.00	
		KUAISHOU TECHNOLOGY	328,100	53.50	17,553,350.00	
		TENCENT HOLDINGS LTD	781,300	474.80	370,961,240.00	
		C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	14.40	1,051,200.00	
		CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	13.46	6,070,460.00	
		CHINA RESOURCES LAND LTD	364,444	25.20	9,183,988.80	
		CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	30.20	2,144,200.00	
		CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	6.04	1,467,720.00	
		LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	10.38	2,823,360.00	
	小計	銘柄数：152 組入時価比率：23.3%			1,802,171,523.69 (35,178,388,142) 25.1%	
	リンギ	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	19.78	593,400.00	
		PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	4.01	1,323,300.00	
		PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	5.00	1,995,000.00	
		GAMUDA BERHAD	532,000	4.52	2,404,640.00	
		SIME DARBY BERHAD	220,000	2.28	501,600.00	
		SUNWAY BHD	256,000	4.70	1,203,200.00	
		MISC BHD	125,960	7.33	923,286.80	
		GENTING BHD	187,000	3.85	719,950.00	
		GENTING MALAYSIA BHD	459,000	2.41	1,106,190.00	
		MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.54	556,710.00	
		IOI CORP	247,000	3.78	933,660.00	
		KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	20.40	1,489,200.00	
		NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	91.04	664,592.00	
		PPB GROUP BERHAD	90,740	11.56	1,048,954.40	

		QL RESOURCES BHD	178,500	4.73	844,305.00	
		SD GUTHRIE BHD	238,000	4.86	1,156,680.00	
		IHH HEALTHCARE BHD	260,000	7.27	1,890,200.00	
		AMMB HOLDING	313,000	5.83	1,824,790.00	
		CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	937,000	8.35	7,823,950.00	
		HONG LEONG BANK	92,960	20.44	1,900,102.40	
		MALAYAN BANKING	627,000	10.56	6,621,120.00	
		PUBLIC BANK BHD	1,702,000	4.49	7,641,980.00	
		RHB BANK BHD	228,023	6.55	1,493,550.65	
		INARI AMERTRON BHD	271,000	2.64	715,440.00	
		TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.73	868,170.00	
		AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.16	747,360.00	
		CELCOMDIGI BHD	429,000	3.54	1,518,660.00	
		MAXIS BHD	265,000	3.49	924,850.00	
		TENAGA NASIONAL	368,000	13.90	5,115,200.00	
		PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.74	1,614,340.00	
		YTL CORPORATION BERHAD	400,000	2.10	840,000.00	
		YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	3.49	1,047,000.00	
	小計	銘柄数：32			60,051,381.25	
					(2,059,143,847)	
		組入時価比率：1.4%			1.5%	
	バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	126.00	20,664,000.00	
		PTT PCL-NVDR	1,134,000	31.00	35,154,000.00	
		THAI OIL PCL-NVDR	157,000	24.60	3,862,200.00	
		PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	19.40	4,423,083.60	
		SIAM CEMENT PCL-NVDR	100,700	145.50	14,651,850.00	
		AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544,000	47.00	25,568,000.00	
		BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	6.45	5,224,500.00	
		MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	27.00	11,204,406.00	
		CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	34.50	5,348,362.50	
		HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	8.35	4,842,974.95	
		PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	12.40	3,199,200.00	
		CP ALL PCL-NVDR	744,000	49.75	37,014,000.00	
		CP AXTRA PCL-NVDR	204,013	25.25	5,151,328.25	
		CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	20.90	8,903,400.00	
		BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,438,000	22.40	32,211,200.00	

		BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	175.00	10,325,000.00	
		KASIKORNBANK PCL-NVDR	83,000	153.50	12,740,500.00	
		KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	22.80	11,492,340.00	
		SCB X PCL-NVDR	81,000	120.50	9,760,500.00	
		TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.94	4,603,620.00	
		DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	384,200	113.00	43,414,600.00	
		TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	12.80	14,975,564.80	
		ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	136,000	299.00	40,664,000.00	
		INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	125,000	99.00	12,375,000.00	
		KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	51.50	6,901,000.00	
		GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	385,000	57.75	22,233,750.00	
		CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	48.75	12,723,750.00	
	小計	銘柄数：27 組入時価比率：1.3%			419,632,130.10 (1,892,540,906) 1.3%	
	フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28,302	561.50	15,891,573.00	
		JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	15.32	3,906,676.60	
		SM INVESTMENTS CORP	30,500	820.00	25,010,000.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	119,000	344.80	41,031,200.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	259.20	11,145,600.00	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	62.95	6,735,650.00	
		BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207,040	130.00	26,915,200.00	
		BDO UNIBANK INC	300,997	137.00	41,236,589.00	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	72.65	14,900,151.75	
		PLDT INC	7,000	1,360.00	9,520,000.00	
		MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	488.40	18,217,320.00	
		AYALA LAND INC	768,000	23.25	17,856,000.00	
		SM PRIME HOLDINGS INC	1,388,975	23.00	31,946,425.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.5%			264,312,385.35 (694,269,342) 0.5%	
	ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TB	2,110,000	2,240.00	4,726,400,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	229,050	25,050.00	5,737,702,500.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	810.00	2,343,653,190.00	
		CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984,000	6,975.00	6,863,400,000.00	
		AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	900,000	6,825.00	6,142,500,000.00	

		MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	1,650.00	1,841,091,450.00	
		INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	6,050.00	1,452,000,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,360,000	4,680.00	11,044,800,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	81.00	8,514,720,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,830.00	5,575,100,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	11,525.00	3,561,225,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	7,750.00	3,255,000,000.00	
		PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	1,140,000	4,570.00	5,209,800,000.00	
		UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	1,465.00	1,201,300,000.00	
		KALBE FARMA PT	2,300,000	1,290.00	2,967,000,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	6,490,000	8,975.00	58,247,750,000.00	
		BANK MANDIRI	4,340,000	5,125.00	22,242,500,000.00	
		BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	4,370.00	7,079,400,000.00	
		BANK RAKYAT INDONESIA	8,070,028	3,860.00	31,150,308,080.00	
		TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,210,000	2,530.00	15,711,300,000.00	
	小計	銘柄数：20 組入時価比率：1.3%			204,866,950,220.00 (1,925,749,332) 1.4%	
	ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	77,900.00	397,290,000.00	
		S-OIL CORPORATION	3,930	59,500.00	233,835,000.00	
		SK INNOVATION CO LTD	6,870	122,000.00	838,140,000.00	
		ENCHEM CO LTD	1,220	107,000.00	130,540,000.00	
		KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	114,200.00	170,158,000.00	
		LG CHEM LTD - PREFERRED	630	121,900.00	76,797,000.00	
		LG CHEMICALS LTD	6,350	227,500.00	1,444,625,000.00	
		LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	59,000.00	113,988,000.00	
		SKC CO LTD	2,610	156,100.00	407,421,000.00	
		KOREA ZINC CO LTD	710	796,000.00	565,160,000.00	
		POSCO HOLDINGS INC	8,670	247,000.00	2,141,490,000.00	
		HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,970	533,000.00	2,116,010,000.00	
		KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	54,800.00	383,600,000.00	
		SAMSUNG E&A CO LTD	21,500	18,540.00	398,610,000.00	
		DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	27,600.00	1,352,400,000.00	
		ECOPRO BM CO LTD	5,590	128,000.00	715,520,000.00	
		ECOPRO CO., LTD.	12,070	60,700.00	732,649,000.00	
		ECOPRO MATERIALS CO LTD	2,580	74,300.00	191,694,000.00	

HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3,050	386,000.00	1,177,300,000.00	
L&F CO LTD	3,390	80,500.00	272,895,000.00	
LG ENERGY SOLUTION	5,650	353,000.00	1,994,450,000.00	
LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	241,500.00	408,135,000.00	
POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	132,300.00	452,466,000.00	
GS HOLDINGS CORP	3,600	39,900.00	143,640,000.00	
LG CORP	11,750	69,900.00	821,325,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	10,220	127,600.00	1,304,072,000.00	
SK INC	4,570	147,600.00	674,532,000.00	
SK SQUARE CO LTD	11,100	100,000.00	1,110,000,000.00	
DOOSAN BOBCAT INC	6,550	50,000.00	327,500,000.00	
HANWHA OCEAN CO LTD	10,300	77,900.00	802,370,000.00	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	334,500.00	929,910,000.00	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	225,500.00	1,107,205,000.00	
HYUNDAI ROTEM CO LTD	11,400	82,900.00	945,060,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81,000	12,710.00	1,029,510,000.00	
POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	41,200.00	214,240,000.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5,350	130,600.00	698,710,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	23,250.00	616,125,000.00	
HMM COMPANY LIMITED	27,100	18,320.00	496,472,000.00	
HANKOOK TIRE & TECHNONOGY CO	9,300	37,800.00	351,540,000.00	
HYUNDAI MOBIS	6,860	249,500.00	1,711,570,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD	16,750	206,000.00	3,450,500,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	164,000.00	677,320,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	159,000.00	461,100,000.00	
KIA CORP	29,860	95,000.00	2,836,700,000.00	
COWAY CO LTD	7,930	81,800.00	648,674,000.00	
LG ELECTRONICS INC	12,030	79,500.00	956,385,000.00	
HANJIN KAL CORP	1,900	84,800.00	161,120,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	247,500.00	202,950,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	109,800.00	317,322,000.00	
KT & G CORP	13,000	106,500.00	1,384,500,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	3,730	119,100.00	444,243,000.00	
LG H&H	1,002	309,000.00	309,618,000.00	
HLB INC	15,700	81,300.00	1,276,410,000.00	

		ALTEOGEN INC	5,050	394,000.00	1,989,700,000.00	
		CELLTRION INC	18,910	180,800.00	3,418,928,000.00	
		SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	48,250.00	94,087,500.00	
		HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	518	260,500.00	134,939,000.00	
		SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	125,600.00	416,992,000.00	
		YUHAN CORPORATION	7,100	125,100.00	888,210,000.00	
		HANA FINANCIAL HOLDINGS	33,200	60,800.00	2,018,560,000.00	
		INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	15,350.00	400,635,000.00	
		KAKAOBANK CORP	19,300	23,550.00	454,515,000.00	
		KB FINANCIAL GROUP INC	45,200	79,700.00	3,602,440,000.00	
		SHINHAN FINANCIAL GROUP	49,300	48,350.00	2,383,655,000.00	
		WOORI FINANCIAL GROUP INC	67,000	17,050.00	1,142,350,000.00	
		MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,500	117,700.00	1,471,250,000.00	
		DB INSURANCE CO LTD	5,600	102,100.00	571,760,000.00	
		SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	392,000.00	1,426,880,000.00	
		SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	96,600.00	1,023,960,000.00	
		POSCO DX CO LTD	5,300	19,480.00	103,244,000.00	
		SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	129,000.00	605,010,000.00	
		SAMSUNG ELECTRONICS	574,390	56,000.00	32,165,840,000.00	
		SAMSUNG ELECTRONICS PFD	100,500	45,950.00	4,617,975,000.00	
		LG INNOTEK CO LTD	1,970	163,600.00	322,292,000.00	
		LG.DISPLAY CO LTD	30,970	9,530.00	295,144,100.00	
		SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	148,200.00	1,040,364,000.00	
		SAMSUNG SDI CO,LTD	6,497	213,500.00	1,387,109,500.00	
		HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	100,500.00	542,700,000.00	
		SK HYNIX INC	66,280	210,000.00	13,918,800,000.00	
		LG UPLUS CORP	17,400	10,690.00	186,006,000.00	
		SK TELECOM CO LTD	5,500	56,300.00	309,650,000.00	
		KOREA ELECTRIC POWER	36,700	21,100.00	774,370,000.00	
		KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	80,100.00	427,734,000.00	
		MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	8,460.00	209,275,020.00	
		NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	14,740.00	275,638,000.00	
		SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2,151	1,180,000.00	2,538,180,000.00	
		HYBE CO LTD	3,330	248,000.00	825,840,000.00	
		KRAFTON INC	3,630	312,000.00	1,132,560,000.00	
		NCSOFT CORPORATION	1,631	172,900.00	281,999,900.00	

		NETMARBLE CORP	4,270	46,250.00	197,487,500.00	
		KAKAO CORP	40,170	38,750.00	1,556,587,500.00	
		NAVER CORP	16,960	221,000.00	3,748,160,000.00	
	小計	銘柄数：92 組入時価比率：9.2%			132,026,624,020.00 (13,915,606,171) 9.9%	
	新台湾ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	28.80	11,865,542.40	
		FORMOSA PLASTIC	492,424	38.40	18,909,081.60	
		NAN YA PLASTICS CORP	633,726	33.00	20,912,958.00	
		ASIA CEMENT	314,980	41.20	12,977,176.00	
		TCC GROUP HOLDINGS	771,888	33.05	25,510,898.40	
		CHINA STEEL	1,478,544	23.25	34,376,148.00	
		FORTUNE ELECTRIC CO LTD	14,300	524.00	7,493,200.00	
		VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8,000	1,770.00	14,160,000.00	
		WALSIN LIHWA CORP	268,429	28.75	7,717,333.75	
		FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	31.85	9,983,509.90	
		AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	951.00	14,706,264.00	
		CHINA AIRLINES LTD	375,000	24.05	9,018,750.00	
		EVA AIRWAYS CORP	303,000	43.25	13,104,750.00	
		EVERGREEN MARINE	122,950	211.50	26,003,925.00	
		WAN HAI LINES LIMITED	86,335	82.30	7,105,370.50	
		YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	70.30	13,427,300.00	
		TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	28.05	6,928,350.00	
		CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	51.70	11,479,261.20	
		NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	419.50	10,068,000.00	
		ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	553.00	13,516,979.00	
		FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	122.00	8,490,224.00	
		POU CHEN CORP	267,468	37.15	9,936,436.20	
		HOTAI MOTOR COMPANY LTD	33,580	605.00	20,315,900.00	
		PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64,816	264.50	17,143,832.00	
		UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	552,836	80.90	44,724,432.40	
		PHARMAESSENTIA CORPORATION	32,000	767.00	24,544,000.00	
		CHANG HWA COMMERCIAL BANK	895,196	18.15	16,247,807.40	
		CTBC FINANCIAL HOLDING	2,022,212	39.95	80,787,369.40	
		E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,811,798	29.25	52,995,091.50	

FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,271,015	27.85	35,397,767.75	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,036,977	27.65	28,672,414.05	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,429,626	38.80	55,469,488.80	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,240,619	22.45	27,851,896.55	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,524,154	17.25	26,291,656.50	
TAIWAN BUSINESS BANK	741,002	15.10	11,189,130.20	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,327,442	24.45	32,455,956.90	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466,906	43.85	20,473,828.10	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	186,689	126.50	23,616,158.50	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,273,007	36.40	46,337,454.80	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,111,293	68.70	76,345,829.10	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	2,082,789	17.85	37,177,783.65	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,003,830	93.10	93,456,573.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,889,656	12.00	22,675,872.00	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	59,000	725.00	42,775,000.00	
ACER INC	348,767	39.40	13,741,419.80	
ADVANTECH CO.,LTD.	60,620	400.00	24,248,000.00	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	36,000	560.00	20,160,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	88,805	678.00	60,209,790.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76,840	200.50	15,406,420.00	
COMPAL ELECTRONICS	571,590	38.55	22,034,794.50	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73,000	260.00	18,980,000.00	
INVENTEC CO.,LTD	331,911	47.45	15,749,176.95	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	233,897	109.00	25,494,773.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74,000	190.00	14,060,000.00	
PEGATRON CORP	242,692	96.60	23,444,047.20	
QUANTA COMPUTER INC	336,684	260.00	87,537,840.00	
WISTRON CORP	348,000	111.50	38,802,000.00	
WIWYNN CORP	13,000	2,045.00	26,585,000.00	
AUO CORP	802,606	14.35	11,517,396.10	
DELTA ELECTRONICS INC	236,681	401.00	94,909,081.00	
E INK HOLDINGS INC	96,000	267.00	25,632,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,500,649	178.00	267,115,522.00	
INNOLUX CORP	866,744	14.15	12,264,427.60	
LARGAN PRECISION CO LTD	12,040	2,670.00	32,146,800.00	

		SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	71.00	8,702,186.00	
		UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158,000	126.50	19,987,000.00	
		WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	68.40	11,654,470.80	
		YAGEO CORPORATION	47,982	588.00	28,213,416.00	
		ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	119.00	7,664,790.00	
		ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10,000	3,610.00	36,100,000.00	
		ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	409,658	175.00	71,690,150.00	
		EMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	2,900.00	23,200,000.00	
		GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,320.00	13,200,000.00	
		GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	335.00	10,385,000.00	
		JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	10,000	1,355.00	13,550,000.00	
		MEDIATEK INC	182,538	1,505.00	274,719,690.00	
		NANYA TECHNOLOGY CO	151,000	32.30	4,877,300.00	
		NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	68,058	545.00	37,091,610.00	
		REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	58,417	548.00	32,012,516.00	
		SILERGY CORP	35,000	422.50	14,787,500.00	
		TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,963,000	1,060.00	3,140,780,000.00	
		UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,386,500	41.40	57,401,100.00	
		VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	111,335	87.20	9,708,412.00	
		CHUNGHWA TELECOM CO LTD	458,065	125.50	57,487,157.50	
		FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	88.80	17,937,600.00	
		TAIWAN MOBILE CO LTD	241,200	112.50	27,135,000.00	
		INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	28,000	903.00	25,284,000.00	
		RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	42.50	6,489,792.50	
	小計	銘柄数：88 組入時価比率：18.3%			5,944,733,879.50 (27,593,671,248) 19.6%	
	インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	164,000	251.00	41,164,000.00	
		COAL INDIA LTD	208,000	354.20	73,673,600.00	
		HINDUSTAN PETROLEUM CORP	131,000	312.35	40,917,850.00	
		INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	117.25	40,216,750.00	
		OIL INDIA LTD	54,800	396.35	21,719,980.00	
		OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392,000	230.50	90,356,000.00	
		PETRONET LNG LTD	77,000	286.65	22,072,050.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	732,400	1,217.25	891,513,900.00	

ASIAN PAINTS LTD	47,900	2,231.30	106,879,270.00	
PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,162.80	31,944,280.00	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	19,700	2,806.20	55,282,140.00	
SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,960	8,862.40	26,232,704.00	
SRF LTD	14,200	2,752.25	39,081,950.00	
SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	3,765.25	29,745,475.00	
UPL LTD	65,500	618.35	40,501,925.00	
AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	489.50	27,901,500.00	
GRASIM INDUSTRIES LIMITED	30,200	2,431.30	73,425,260.00	
SHREE CEMENT LIMITED	1,080	28,556.05	30,840,534.00	
ULTRATECH CEMENT LTD	13,390	11,263.85	150,822,951.50	
APL APOLLO TUBES LTD	25,800	1,303.05	33,618,690.00	
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	151,700	606.20	91,960,540.00	
JINDAL STAINLESS LTD	35,920	584.85	21,007,812.00	
JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	833.30	38,331,800.00	
JSW STEEL LTD	81,300	964.60	78,421,980.00	
NMDC LTD	375,000	61.93	23,223,750.00	
TATA STEEL LIMITED	865,900	134.47	116,437,573.00	
VEDANTA LTD	169,000	413.35	69,856,150.00	
BHARAT ELECTRONICS LTD	450,000	250.35	112,657,500.00	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	26,100	3,513.70	91,707,570.00	
ASTRAL LTD	16,300	1,332.60	21,721,380.00	
LARSEN&TOUBRO LIMITED	79,300	3,237.65	256,745,645.00	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	359.90	21,090,140.00	
VOLTAS LIMITED	29,100	1,213.85	35,323,035.00	
ABB INDIA LTD	6,600	5,263.75	34,740,750.00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	193.31	24,550,370.00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78,000	552.35	43,083,300.00	
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,498.25	47,344,700.00	
POLYCAB INDIA LTD	6,630	5,416.25	35,909,737.50	
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	51.14	60,038,360.00	
SIEMENS LIMITED	10,200	4,990.85	50,906,670.00	
ASHOK LEYLAND LIMITED	184,200	213.85	39,391,170.00	
CUMMINS INDIA LTD	16,100	2,734.80	44,030,280.00	
THERMAX LTD	4,500	3,109.00	13,990,500.00	

ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,152.65	35,518,725.00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	732.60	16,263,720.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	23,800	4,223.30	100,514,540.00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	675.20	15,124,480.00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63,000	1,062.70	66,950,100.00	
GMR AIRPORTS LTD	301,000	70.48	21,214,480.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,625.00	18,375,000.00	
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,078.35	32,781,840.00	
BOSCH LTD	800	27,004.55	21,603,640.00	
MRF LTD	300	109,474.85	32,842,455.00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	338,000	126.21	42,658,980.00	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	59,000	489.25	28,865,750.00	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	2,580.50	31,482,100.00	
BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	8,506.50	68,052,000.00	
EICHER MOTORS LTD	17,400	4,703.35	81,838,290.00	
HERO MOTOCORP LTD	14,900	3,862.40	57,549,760.00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	113,100	2,942.60	332,808,060.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15,360	12,680.25	194,768,640.00	
TATA MOTORS LTD	249,500	680.65	169,822,175.00	
TVS MOTOR CO LTD	27,400	2,401.40	65,798,360.00	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	3,700	14,010.70	51,839,590.00	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57,500	488.40	28,083,000.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	840	41,068.35	34,497,414.00	
TITAN CO LTD	44,200	3,213.25	142,025,650.00	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	96,000	710.20	68,179,200.00	
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	669.30	24,094,800.00	
ZOMATO LTD	829,000	215.99	179,055,710.00	
TRENT LTD	22,100	5,117.35	113,093,435.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	18,040	3,682.65	66,435,006.00	
UNITED SPIRITS LTD	32,700	1,364.40	44,615,880.00	
VARUN BEVERAGES LTD	126,750	488.55	61,923,712.50	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13,200	4,939.65	65,203,380.00	
MARICO LIMITED	67,800	633.75	42,968,250.00	
NESTLE INDIA LTD	38,910	2,195.85	85,440,523.50	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	65,800	1,022.55	67,283,790.00	

		ITC LTD	377,000	410.25	154,664,250.00
		COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	15,900	2,482.45	39,470,955.00
		DABUR INDIA LTD	59,800	519.90	31,090,020.00
		GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	55,800	1,058.90	59,086,620.00
		HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	96,900	2,318.35	224,648,115.00
		APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12,750	6,270.50	79,948,875.00
		MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	92,000	1,003.65	92,335,800.00
		ALKEM LABORATORIES LTD	6,200	4,651.50	28,839,300.00
		AUROBINDO PHARMA LTD	35,600	1,131.35	40,276,060.00
		CIPLA LIMITED	61,400	1,459.45	89,610,230.00
		DR.REDDY'S LABORATORIES	66,300	1,197.05	79,364,415.00
		LUPIN LTD	25,700	1,969.90	50,626,430.00
		MANKIND PHARMA LTD	10,900	2,394.35	26,098,415.00
		SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	114,000	1,700.50	193,857,000.00
		TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	3,013.85	34,779,829.00
		ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28,300	901.85	25,522,355.00
		AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	534.90	26,424,060.00
		AXIS BANK LIMITED	278,600	997.50	277,903,500.00
		BANK OF BARODA	100,000	205.16	20,516,000.00
		CANARA BANK	198,000	85.62	16,952,760.00
		HDFC BANK LIMITED	679,100	1,694.85	1,150,972,635.00
		ICICI BANK LTD	627,200	1,260.10	790,334,720.00
		IDFC FIRST BANK LTD	425,300	60.60	25,773,180.00
		INDUSIND BANK LTD	41,600	1,024.40	42,615,040.00
		KOTAK MAHINDRA BANK LTD	135,400	1,952.40	264,354,960.00
		PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	92.25	24,077,250.00
		UNION BANK OF INDIA	184,000	109.44	20,136,960.00
		YES BANK LTD	1,840,000	17.76	32,678,400.00
		BAJAJ FINSERV LTD	45,270	1,841.30	83,355,651.00
		BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	3,780	12,075.20	45,644,256.00
		JIO FINANCIAL SERVICES LTD	348,200	222.29	77,401,378.00
		POWER FINANCE CORPORATION	177,600	371.30	65,942,880.00
		REC LTD	159,100	391.65	62,311,515.00
		HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112,900	626.20	70,697,980.00
		ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	27,800	1,737.95	48,315,010.00

		ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	582.45	19,337,340.00	
		PB FINTECH LTD	40,700	1,574.00	64,061,800.00	
		SBI LIFE INSURANCE CO LTD	51,600	1,465.45	75,617,220.00	
		HCL TECHNOLOGIES LTD	113,100	1,711.25	193,542,375.00	
		INFOSYS LTD	399,500	1,856.40	741,631,800.00	
		LTIMINDTREE LTD	9,680	5,511.60	53,352,288.00	
		MPHASIS LTD	15,100	2,554.25	38,569,175.00	
		PERSISTENT SYSTEMS LTD	12,570	5,562.70	69,923,139.00	
		TATA CONSULTANCY SVS LTD	107,600	3,934.85	423,389,860.00	
		TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,659.10	111,657,430.00	
		WIPRO LTD	301,600	308.10	92,922,960.00	
		ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	8,962.95	21,869,598.00	
		TATA ELXSI LTD	4,000	6,174.00	24,696,000.00	
		INDUS TOWERS LTD	148,500	335.50	49,821,750.00	
		TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,503.20	17,136,480.00	
		BHARTI AIRTEL LIMITED	308,900	1,717.05	530,396,745.00	
		VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	8.21	21,920,700.00	
		POWER GRID CORP OF INDIA LTD	585,000	257.35	150,549,750.00	
		TATA POWER COMPANY LIMITED	208,000	337.15	70,127,200.00	
		TORRENT POWER LTD	18,300	1,237.70	22,649,910.00	
		GAIL INDIA LTD	273,000	162.29	44,305,170.00	
		BAJAJ FINANCE LTD	34,050	8,392.30	285,757,815.00	
		CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,376.00	69,075,200.00	
		MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,254.90	30,441,150.00	
		SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	859.00	36,507,500.00	
		SHRIRAM FINANCE LTD	176,500	539.15	95,159,975.00	
		SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	4,565.20	33,325,960.00	
		BSE LTD	9,000	5,120.55	46,084,950.00	
		HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	3,752.45	38,274,990.00	
		ADANI GREEN ENERGY LTD	19,200	884.40	16,980,480.00	
		ADANI POWER LIMITED	66,000	488.65	32,250,900.00	
		JSW ENERGY LTD	61,400	437.10	26,837,940.00	
		NHPC LTD	328,600	73.29	24,083,094.00	
		NTPC LIMITED	517,000	300.35	155,280,950.00	
		DIVIS LABORATORIES LTD	13,870	5,843.75	81,052,812.50	

		INFO EDGE INDIA LTD	8,740	7,485.50	65,423,270.00	
		DLF LIMITED	95,000	673.30	63,963,500.00	
		GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	1,968.15	39,363,000.00	
		MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,153.55	42,796,705.00	
		OBEROI REALTY LTD	18,200	1,570.65	28,585,830.00	
		PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,569.60	33,589,440.00	
		PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,227.15	28,960,740.00	
	小計	銘柄数：155 組入時価比率：16.6%			14,257,855,653.50 (25,093,825,950) 17.8%	
	カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	15.33	981,120.00	
		QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.47	1,649,430.00	
		MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.48	1,043,400.00	
		INDUSTRIES QATAR	192,000	13.25	2,544,000.00	
		COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	4.55	2,008,755.00	
		DUKHAN BANK	233,000	3.81	889,827.00	
		MASRAF AL RAYAN	585,000	2.39	1,398,150.00	
		QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.75	924,500.00	
		QATAR ISLAMIC BANK	192,000	21.00	4,032,000.00	
		QATAR NATIONAL BANK	558,000	16.53	9,223,740.00	
		OOREDOO QSC	100,000	12.51	1,251,000.00	
		QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	15.45	917,730.00	
		BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.88	561,600.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.8%			27,425,252.00 (1,144,730,018) 0.8%	
	エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	31.91	2,211,873.56	
		T M G HOLDING	101,000	51.70	5,221,700.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%			7,433,573.56 (22,299,977) 0.0%	
	ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	162.50	4,582,500.00	
		SASOL LTD	57,900	81.60	4,724,640.00	
		ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	13,460	656.13	8,831,509.80	
		ANGLOGOLD ASHANTI PLC	63,000	606.50	38,209,500.00	
		GOLD FIELDS LTD	104,100	358.19	37,287,579.00	

		HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	214.90	14,613,200.00	
		IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	101.89	11,381,113.00	
		KUMBA IRON ORE LTD	7,600	351.21	2,669,196.00	
		SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	17.82	4,864,860.00	
		BIDVEST GROUP LTD	47,000	254.24	11,949,280.00	
		NASPERS LTD-N SHS	20,180	4,600.00	92,828,000.00	
		WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	57.54	5,408,760.00	
		PEPKOR HOLDINGS LTD	334,000	27.51	9,188,340.00	
		BID CORP LTD	39,400	464.22	18,290,268.00	
		CLICKS GROUP LTD	31,000	349.72	10,841,320.00	
		SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	272.70	15,925,680.00	
		ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	171.50	7,340,200.00	
		ABSA GROUP LTD	107,100	189.64	20,310,444.00	
		CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	10,480	3,076.58	32,242,558.40	
		NEDBANK GROUP LTD	56,279	283.43	15,951,156.97	
		STANDARD BANK GROUP LTD	159,600	218.76	34,914,096.00	
		FIRSTRAND LTD	620,000	74.00	45,880,000.00	
		REMGRO LTD	67,200	146.69	9,857,568.00	
		DISCOVERY LTD	68,307	192.35	13,138,851.45	
		OLD MUTUAL LTD	692,000	12.43	8,601,560.00	
		OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	65.90	5,337,900.00	
		SANLAM LIMITED	227,000	83.73	19,006,710.00	
		MTN GROUP LTD	206,300	111.70	23,043,710.00	
		VODACOM GROUP	68,100	118.26	8,053,506.00	
		REINET INVESTMENTS SCA	14,200	467.00	6,631,400.00	
		NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	143.16	10,436,364.00	
	小計	銘柄数：31 組入時価比率：3.0%			552,341,770.62 (4,567,866,443) 3.2%	
	ＵＡＥディルハム	ADNOC DRILLING COMPANY P.J.S.C.	424,000	5.50	2,332,000.00	
		MULTIPLY GROUP	391,000	1.95	762,450.00	
		AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.62	791,240.00	
		ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.51	1,045,980.00	
		ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	12.06	4,339,815.12	
		ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	16.08	2,781,840.00	

		DUBAI ISLAMIC BANK	386,029	7.65	2,953,121.85	
		EMIRATES NBD PJSC	227,000	21.30	4,835,100.00	
		FIRST ABU DHABI BANK PJSC	552,925	14.52	8,028,471.00	
		EMIRATES TELECOM GROUP CO	415,900	16.86	7,012,074.00	
		ALDAR PROPERTIES PJSC	427,000	9.19	3,924,130.00	
		EMAAR PROPERTIES PJSC	811,000	13.70	11,110,700.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：1.4%			49,916,921.97 (2,068,058,077) 1.5%	
	クウェートディナール	BOUBYAN BANK K.S.C	143,765	0.65	94,309.84	
		GULF BANK	271,561	0.33	91,244.49	
		KUWAIT FINANCE HOUSE	1,232,060	0.80	985,648.00	
		NATIONAL BANK OF KUWAIT	977,972	1.00	984,817.80	
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.48	91,287.00	
		MABANEE CO SAKC	85,335	0.80	68,780.01	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.8%			2,316,087.14 (1,142,317,338) 0.8%	
	サウジアラビアリヤル	ADES HOLDING CO	33,800	17.70	598,260.00	
		SAUDI ARABIAN OIL CO	692,940	27.80	19,263,732.00	
		ADVANCED PETROCHEMICALS CO	21,833	30.15	658,264.95	
		SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29,500	111.80	3,298,100.00	
		SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	22.74	923,244.00	
		SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	108.80	696,320.00	
		SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	110,600	66.50	7,354,900.00	
		SAUDI IND INVESTMENT GROUP	52,168	17.60	918,156.80	
		SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	6.62	443,540.00	
		YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	37.15	1,073,635.00	
		SAUDI ARABIAN MINING CO	162,000	49.10	7,954,200.00	
		SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,600	280.80	730,080.00	
		JARIR MARKETING CO	61,000	12.84	783,240.00	
		NAHDI MEDICAL CO	3,400	118.20	401,880.00	
		ALMARAI CO	63,200	57.20	3,615,040.00	
		DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	152.00	486,400.00	
		DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	11,600	295.00	3,422,000.00	

		MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	84.50	845,000.00	
		AL RAJHI BANK	233,400	100.00	23,340,000.00	
		ALINMA BANK	157,675	30.90	4,872,157.50	
		ARAB NATIONAL BANK	104,533	21.42	2,239,096.86	
		BANK AL - JAZIRA	72,625	18.10	1,314,512.50	
		BANK ALBILAD	66,582	38.35	2,553,419.70	
		BANQUE SAUDI FRANSI	129,837	16.88	2,191,648.56	
		RIYAD BANK	176,600	29.60	5,227,360.00	
		SAUDI AWWAL BANK	124,500	36.10	4,494,450.00	
		SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	15.26	1,316,175.00	
		THE SAUDI NATIONAL BANK	358,684	33.70	12,087,650.80	
		AL RAJHI COMPANY FOR CO-OPERATIVE INSURA	4,500	171.40	771,300.00	
		BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	181.00	1,755,700.00	
		CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7,200	152.20	1,095,840.00	
		ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	319.60	671,160.00	
		ELM CO	2,700	1,072.00	2,894,400.00	
		SAUDI TELECOM CO	243,000	44.00	10,692,000.00	
		ETIHAD ETISALAT CO	44,900	56.50	2,536,850.00	
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57,000	10.38	591,660.00	
		SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	17.22	1,808,100.00	
		POWER&WATER UTILITY CO FOR	14,100	50.10	706,410.00	
		SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	213.00	1,171,500.00	
		ACWA POWER CO	17,721	393.80	6,978,529.80	
		SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	228.80	1,144,000.00	
		DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	17.70	938,100.00	
	小計	銘柄数：42 組入時価比率：3.9%			146,858,013.47 (5,958,029,606) 4.2%	
合計					140,780,503,924 (140,780,503,924)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	7,789,800	36,351,101.70	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：3.7%	7,789,800	36,351,101.70 (5,522,095,859) 97.9%	
	合計			5,522,095,859 (5,522,095,859)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	7,228,540.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131,990	8,908,005.10	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.1%	450,990	16,136,545.10 (120,793,335) 2.1%	
	合計			120,793,335 (120,793,335)	
合計				5,642,889,194 (5,642,889,194)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月 17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	4,511,178,605	－	4,678,313,025	167,134,420
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	430,774,389	－	425,300,120	△5,474,269
米ドル	430,774,389	－	425,300,120	△5,474,269
売建	2,505,375,800	－	2,491,043,560	14,332,240
米ドル	2,505,375,800	－	2,491,043,560	14,332,240
合計	－	－	－	175,992,391

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合

は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 2月 17日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	600,035,929
コール・ローン	64,373,869
国債証券	46,854,354,576
派生商品評価勘定	8,449,279
未収入金	1,495,176,698
未収利息	546,372,816
前払費用	55,878,368
流動資産合計	49,624,641,535
資産合計	49,624,641,535
負債の部	
流動負債	
未払金	95,221,593
未払解約金	1,927,285,974
その他未払費用	106,100
流動負債合計	2,022,613,667
負債合計	2,022,613,667
純資産の部	
元本等	
元本	18,446,490,604
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,155,537,264
元本等合計	47,602,027,868
純資産合計	47,602,027,868
負債純資産合計	49,624,641,535

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 17日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5805円
(10,000口当たり純資産額)	(25,805円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月17日現在	
期首	2024年 2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,073,470,490円
同期中における追加設定元本額	10,044,886,632円
同期中における一部解約元本額	9,671,866,518円
期末元本額	18,446,490,604円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	427,424,610円
ネクストコア	8,141,018円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	665,846,471円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,058,502円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,330,885円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	12,401,446円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	5,618,040円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	15,012,510円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	1,487,364,012円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	3,873,440,467円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国債券・Ｊ．Ｐ．モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,265,858,159円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	1,277,971,525円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,121,798円
ノムラ新興国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,136,217円
新興国債券・インデックスＦ（適格機関投資家専用）	817,152,927円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	332,058,273円
野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	7,528,296,018円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	523,446,831円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	15,919,841円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	182,891,054円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	1,500,000.00	1,349,850.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,607,564.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,000,000.00	1,852,728.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,342,760.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,100,000.00	1,750,774.62	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,700,000.00	1,709,098.74	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,800,000.00	2,147,847.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,500,000.00	2,467,528.75	
		ABU DHABI GOVT INT'L	800,000.00	434,350.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,500,000.00	1,272,834.30	

		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,200,000.00	1,956,042.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,500,000.00	2,875,442.50	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,400,000.00	2,337,678.48	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,525,705.76	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,100,000.00	1,805,704.11	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,770,750.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	3,300,000.00	2,986,995.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,900,000.00	1,853,545.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,600,000.00	1,369,280.00	
		EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	1,032,544.50	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,500,000.00	3,185,028.35	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,600,000.00	2,621,474.96	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,300,000.00	1,139,539.96	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,100,000.00	2,082,938.55	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,400,000.00	2,329,049.52	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,500,000.00	2,426,760.75	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,300,000.00	2,212,678.20	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	792,428.00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	700,000.00	714,917.00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,386,940.10	
		HUNGARY	1,900,000.00	1,939,485.80	
		HUNGARY	2,200,000.00	2,179,595.00	
		HUNGARY	2,300,000.00	1,848,119.00	
		HUNGARY	1,700,000.00	1,727,880.00	
		HUNGARY	2,800,000.00	2,675,400.00	
		HUNGARY	2,100,000.00	1,281,939.75	
		KSA SUKUK LTD	1,700,000.00	1,721,006.05	
		KSA SUKUK LTD	1,000,000.00	975,118.00	
		KSA SUKUK LTD	1,500,000.00	1,508,773.80	
		KSA SUKUK LTD	400,000.00	383,017.20	
		KSA SUKUK LTD	600,000.00	602,346.60	
		MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	960,500.00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	3,400,000.00	3,518,481.50	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,700,000.00	1,695,131.88	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,500,000.00	1,454,130.30	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	3,150,000.00	2,456,933.53	

		REPUBLIC OF ARGENTINA	6,305,471.92	4,724,248.72	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	12,700,000.00	8,381,089.41	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	7,400,000.00	5,172,382.44	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	3,800,000.00	2,337,636.88	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2,931,818.18	1,927,580.44	
		REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,155,310.32	
		REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,993,502.20	
		REPUBLIC OF CHILE	2,200,000.00	1,797,151.40	
		REPUBLIC OF CHILE	1,400,000.00	1,218,901.18	
		REPUBLIC OF CHILE	1,700,000.00	1,627,923.23	
		REPUBLIC OF CHILE	1,900,000.00	1,914,571.48	
		REPUBLIC OF CHILE	2,400,000.00	1,748,043.84	
		REPUBLIC OF CHILE	2,700,000.00	2,299,669.65	
		REPUBLIC OF CHILE	1,100,000.00	757,634.02	
		REPUBLIC OF CHILE	2,300,000.00	1,380,451.72	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	2,110,268.68	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,400,000.00	1,882,850.88	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,660,248.96	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	2,197,984.14	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,500,000.00	2,551,435.75	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,584,055.52	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,300,000.00	770,972.67	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,500,000.00	2,580,157.50	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,500,000.00	1,485,673.65	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3,384,326.00	2,260,167.29	
		REPUBLIC OF ECUADOR	6,964,088.00	3,927,049.22	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3,300,000.00	1,661,550.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,000,000.00	1,890,422.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	1,800,000.00	1,464,403.32	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,000,000.00	1,313,066.60	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1,600,000.00	1,406,240.00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1,600,000.00	1,672,832.80	
		REPUBLIC OF PANAMA	2,400,000.00	1,750,405.44	
		REPUBLIC OF PANAMA	2,600,000.00	2,435,810.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	3,100,000.00	1,914,715.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	1,100,000.00	680,625.00	

		REPUBLIC OF PERU	3,300,000.00	2,852,953.95	
		REPUBLIC OF PERU	2,500,000.00	2,040,315.50	
		REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,239,836.94	
		REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,742,369.58	
		REPUBLIC OF PERU	2,200,000.00	1,199,858.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,600,000.00	1,009,807.52	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,400,000.00	1,657,730.16	
		REPUBLIC OF POLAND	1,200,000.00	1,226,835.00	
		REPUBLIC OF POLAND	2,400,000.00	2,387,070.00	
		REPUBLIC OF POLAND	2,200,000.00	2,270,588.32	
		REPUBLIC OF POLAND	1,700,000.00	1,650,365.61	
		REPUBLIC OF POLAND	3,200,000.00	3,139,374.40	
		REPUBLIC OF POLAND	2,600,000.00	2,448,531.28	
		REPUBLIC OF POLAND	3,800,000.00	3,574,066.06	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,200,000.00	2,128,060.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000.00	1,633,095.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,400,000.00	1,345,062.74	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	2,830,632.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,093,476.77	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000.00	2,352,649.64	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000.00	2,761,806.25	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000.00	2,761,481.25	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	1,694,531.16	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,300,000.00	1,446,672.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,009,235.27	
		REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	569,391.72	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,600,000.00	1,598,088.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000.00	2,495,620.60	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	1,728,841.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,700,000.00	1,750,066.19	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,700,000.00	1,608,814.04	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	7,000,000.00	1,381,310.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	8,000,000.00	1,648,263.20	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	4,000,000.00	840,164.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,300,000.00	2,372,593.52	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,941,040.00	

		ROMANIA	2,000,000.00	1,978,000.00	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,929,545.00	
		ROMANIA	2,100,000.00	2,011,800.00	
		ROMANIA	2,100,000.00	1,907,640.21	
		ROMANIA	2,100,000.00	1,345,917.51	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	1,482,483.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	700,000.00	704,894.75	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,200,000.00	2,194,711.64	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,900,000.00	3,845,848.50	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,000,000.00	909,585.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000.00	1,622,629.12	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,000,000.00	1,608,897.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,327,923.20	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,900,000.00	3,819,983.70	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,900,000.00	1,634,652.65	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,600,000.00	2,486,718.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000.00	1,099,327.20	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	924,000.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	940,617.00	
		STATE OF QATAR	3,300,000.00	3,129,060.00	
		STATE OF QATAR	1,700,000.00	1,693,894.45	
		STATE OF QATAR	5,200,000.00	4,375,280.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,100,000.00	1,050,982.90	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,200,000.00	1,209,387.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,000,000.00	998,853.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	973,776.30	
		UKRAINE GOVERNMENT	4,200,000.00	2,520,000.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	1,200,000.00	551,880.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,300,000.00	1,945,350.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	788,733.00	546,197.60	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,400,000.00	2,059,380.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,300,000.00	2,745,478.89	
		UNITED MEXICAN STATES	1,400,000.00	1,291,591.84	
		UNITED MEXICAN STATES	2,000,000.00	1,824,647.40	
		UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,301,129.92	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,694,494.55	

		UNITED MEXICAN STATES	2,700,000.00	2,597,607.09	
		UNITED MEXICAN STATES	2,700,000.00	2,751,781.95	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,285,347.05	
		UNITED MEXICAN STATES	1,200,000.00	924,337.32	
		UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,045,117.35	
		UNITED MEXICAN STATES	2,600,000.00	2,380,517.10	
		UNITED MEXICAN STATES	2,300,000.00	2,112,507.91	
		UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,543,474.35	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	771,443.27	
	小計	銘柄数：163 組入時価比率：98.4%	372,524,437.10	308,434,958.70 (46,854,354,576) 100.0%	
合計				46,854,354,576 (46,854,354,576)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月 17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	1,884,125,010	－	1,875,675,731	8,449,279
米ドル	1,884,125,010	－	1,875,675,731	8,449,279
合計	1,884,125,010	－	1,875,675,731	8,449,279

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 2 月 17 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	127,645,691
コール・ローン	11,198,896
国債証券	15,544,729,111
派生商品評価勘定	710,864
未収入金	24,016,038
未収利息	222,508,303
前払費用	38,299,588
流動資産合計	15,969,108,491
資産合計	15,969,108,491
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	174,537
未払解約金	52,129,992
その他未払費用	743,900
流動負債合計	53,048,429
負債合計	53,048,429
純資産の部	
元本等	
元本	8,611,186,024
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,304,874,038
元本等合計	15,916,060,062
純資産合計	15,916,060,062
負債純資産合計	15,969,108,491

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月17日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.8483円
(10,000口当たり純資産額)	(18,483円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月20日
至 2025年 2月17日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月17日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法

国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月17日現在	
期首	2024年 2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,014,712,248円
同期中における追加設定元本額	4,950,471,395円
同期中における一部解約元本額	2,353,997,619円
期末元本額	8,611,186,024円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド２０１５	9,312,828円
野村資産設計ファンド２０２０	10,537,149円
野村資産設計ファンド２０２５	14,623,118円
野村資産設計ファンド２０３０	25,576,768円
野村資産設計ファンド２０３５	21,400,802円
野村資産設計ファンド２０４０	34,002,488円
野村資産設計ファンド２０４５	7,089,060円

野村インデックスファンド・新興国債券	611,777,209 円
ネクストコア	12,140,248 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	630,934,045 円
野村資産設計ファンド２０５０	6,291,245 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,574,786 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	1,297,195 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,147,376 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	977,434 円
世界６資産分散ファンド	171,874,963 円
野村資産設計ファンド２０６０	4,043,717 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・新興国債券（適格機関投資家専用）	5,601,725,152 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	473,874 円
野村ＤＣ新興国債券（現地通貨建て）インデックスファンド	583,344,518 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	780,628,899 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	19,070,516 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	24,569,300 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	19,450,648 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	10,762,196 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	6,560,490 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 2 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 2 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,000,000.00	12,572,176.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000.00	19,614,402.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	15,200,000.00	14,184,782.88	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	28,150,000.00	27,211,842.13	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	14,300,000.00	13,864,994.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000.00	19,352,454.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	19,800,000.00	18,138,536.46	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000.00	17,666,516.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	8,671,000.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,303,220.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,751,230.07	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	12,100,000.00	10,785,601.20	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	21,300,000.00	17,067,481.26	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	8,533,487.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18,400,000.00	14,826,720.00	
	小計	銘柄数：15	231,950,000.00	210,544,444.10	

				(1,576,072,545)	
		組入時価比率：9.9%		10.0%	
	レアル	LETRA TESOURO NACIONAL	8,600,000.00	7,629,142.56	
		LETRA TESOURO NACIONAL	10,400,000.00	8,617,642.80	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,500,000.00	3,264,740.55	
		LETRA TESOURO NACIONAL	2,300,000.00	1,560,253.53	
		LETRA TESOURO NACIONAL	3,000,000.00	1,906,120.80	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,300,000.00	2,231,384.38	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	380,000.00	3,581,883.42	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	410,000.00	3,649,136.53	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	210,000.00	1,775,559.87	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	410,000.00	3,348,475.33	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	40,000.00	315,874.52	
	小計	銘柄数：11	34,550,000.00	37,880,214.29	
				(1,009,541,803)	
		組入時価比率：6.3%		6.5%	
	チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	110,000,000.00	111,622,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	360,000,000.00	355,145,976.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	450,000,000.00	431,842,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	375,000,000.00	380,245,200.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	76,547,170.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	165,000,000.00	157,247,673.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	169,678,000.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	195,000,000.00	200,040,750.00	
	小計	銘柄数：8	1,885,000,000.00	1,882,369,769.00	
				(303,477,536)	
		組入時価比率：1.9%		2.0%	
	コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	872,993,435.00	
		TITULOS DE TESORERIA	580,000,000.00	568,649,168.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,100,000,000.00	1,910,404,230.00	
		TITULOS DE TESORERIA	680,000,000.00	605,786,228.00	
		TITULOS DE TESORERIA	3,630,000,000.00	3,178,984,479.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,370,000,000.00	1,136,045,237.00	
		TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	784,894,077.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,040,000,000.00	1,135,223,336.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,460,000,000.00	1,856,939,610.00	

		TITULOS DE TESORERIA	1,900,000,000.00	1,246,230,520.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,430,000,000.00	1,913,728,518.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,460,000,000.00	1,478,543,394.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：3.9%	20,530,000,000.00	16,688,422,232.00 (614,350,887) 4.0%	
	ソル	BONOS DE TESORERIA	600,000.00	638,295.54	
		BONOS DE TESORERIA	780,000.00	816,197.07	
		BONOS DE TESORERIA	1,100,000.00	1,115,765.64	
		BONOS DE TESORERIA	2,200,000.00	2,037,984.96	
		BONOS DE TESORERIA	300,000.00	316,215.00	
		BONOS DE TESORERIA	1,500,000.00	1,267,628.40	
		PERU BONO SOBERANO	300,000.00	316,990.80	
		PERU BONO SOBERANO	900,000.00	964,279.35	
		PERU BONO SOBERANO	320,000.00	321,189.05	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：2.0%	8,000,000.00	7,794,545.81 (319,969,223) 2.1%	
	ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,908,489.20	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	4,010,960.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.2%	8,000,000.00	7,919,449.20 (27,794,890) 0.2%	
	ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	8,699,120.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	8,000,000.00	8,699,120.00 (21,241,511) 0.1%	
	セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	9,000,000.00	10,158,750.00	
		SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	21,571,000.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.3%	31,000,000.00	31,729,750.00 (43,160,678) 0.3%	
	トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	4,182,180.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,274,348.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	1,822,512.87	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	341,323.65	

		TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,376,521.10	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,392,409.27	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	11,253,619.50	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	13,200,000.00	13,361,987.76	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,040,904.18	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	4,827,350.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,895,226.50	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：1.5%	66,300,000.00	55,768,382.83 (234,110,094) 1.5%	
	チェココルナ	CZECH REPUBLIC	4,200,000.00	4,173,892.38	
		CZECH REPUBLIC	2,200,000.00	2,260,062.86	
		CZECH REPUBLIC	16,400,000.00	15,888,131.40	
		CZECH REPUBLIC	2,500,000.00	2,305,850.00	
		CZECH REPUBLIC	7,800,000.00	7,540,742.82	
		CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	11,136,415.68	
		CZECH REPUBLIC	2,000,000.00	2,169,681.80	
		CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,292,775.22	
		CZECH REPUBLIC	8,600,000.00	7,515,157.30	
		CZECH REPUBLIC	12,400,000.00	13,239,409.32	
		CZECH REPUBLIC	13,400,000.00	11,606,769.12	
		CZECH REPUBLIC	6,800,000.00	7,752,543.32	
		CZECH REPUBLIC	4,500,000.00	4,681,350.00	
		CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	8,959,048.80	
		CZECH REPUBLIC	9,400,000.00	10,077,687.36	
		CZECH REPUBLIC	7,400,000.00	7,101,523.96	
		CZECH REPUBLIC	6,000,000.00	6,071,049.00	
		CZECH REPUBLIC	6,500,000.00	4,553,965.65	
	小計	銘柄数：18 組入時価比率：5.2%	134,300,000.00	130,326,055.99 (829,095,270) 5.3%	
	フォリント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	22,187,541.10	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	57,036,000.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	96,000,000.00	90,140,208.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	59,000,000.00	62,078,814.70	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	53,000,000.00	49,597,400.00	

		HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	38,801,834.40	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	67,000,000.00	63,617,263.80	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	63,663,780.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	76,113,810.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	100,000,000.00	84,694,450.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	134,000,000.00	111,418,011.80	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	82,000,000.00	73,012,800.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	21,214,662.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	37,000,000.00	37,414,400.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	58,044,800.00	
	小計	銘柄数：15 組入時価比率：2.3%	1,024,000,000.00	909,035,776.40 (360,175,428) 2.3%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,348,558.96	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	2,857,246.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,519,779.60	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,064,394.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,597,910.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,305,706.70	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,015,652.10	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	3,300,610.90	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,354,728.81	
		POLAND GOVERNMENT BOND	4,400,000.00	3,414,657.84	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,735,474.07	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,228,509.10	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：6.9%	31,100,000.00	28,743,229.03 (1,100,914,535) 7.1%	
	ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	

		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.0%	361,400,000.00	0.00 (0) 0.0%	
	レイ	ROMANIA	500,000.00	488,853.55	
		ROMANIA	700,000.00	668,640.00	
		ROMANIA	760,000.00	741,361.00	
		ROMANIA	230,000.00	204,838.00	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,761,965.00	
		ROMANIA	750,000.00	764,100.00	
		ROMANIA	700,000.00	571,305.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	550,000.00	537,185.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,203,840.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	300,000.00	300,585.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	779,407.50	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,038,900.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,260,910.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,334,900.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,033,900.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,140,600.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	751,900.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	700,000.00	721,980.00	
	小計	銘柄数：18 組入時価比率：3.3%	17,140,000.00	16,305,170.05 (522,076,870) 3.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	3,200,000.00	3,234,360.96	
		MALAYSIA GOVERNMENT	3,600,000.00	3,606,355.80	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,079,474.20	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2,000,000.00	2,019,062.60	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,500,000.00	1,623,631.80	
		MALAYSIA GOVERNMENT	800,000.00	812,154.56	

		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,200,000.00	1,205,568.72	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,100,000.00	1,104,985.31	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,100,000.00	1,122,934.12	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	2,100,000.00	2,075,054.10	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,641,650.56	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	900,000.00	966,369.33	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,101,108.22	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,645,159.04	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,317,611.56	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	3,230,738.24	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	3,720,218.65	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,759,578.54	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,314,166.23	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	2,815,440.90	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	395,040.68	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,757,844.71	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,096,478.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,150,000.00	1,120,212.58	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,420,000.00	1,401,892.44	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,149,138.98	
	小計	銘柄数：26 組入時価比率：9.8%	44,720,000.00	45,316,231.33 (1,553,879,977) 10.0%	
	バーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,300,000.00	12,498,913.14	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	9,335,070.30	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,512,549.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	21,300,000.00	21,381,451.20	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	27,000,000.00	26,364,857.40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	3,532,004.35	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	10,386,861.96	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	19,400,000.00	19,969,219.28	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,127,234.80	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,374,505.52	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,109,319.60	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	18,300,000.00	19,881,945.33	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	16,771,659.40	

		THAILAND GOVERNMENT BOND	15,500,000.00	17,109,771.10	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,089,215.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	6,658,847.36	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9,600,000.00	8,959,235.52	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,600,000.00	7,052,587.20	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	13,100,000.00	14,392,068.72	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,900,000.00	18,642,668.85	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	23,600,000.00	25,758,748.64	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,750,985.60	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	7,444,471.84	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	19,000,000.00	19,311,225.70	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：9.1%	312,400,000.00	322,415,416.81 (1,454,093,529) 9.4%	
	ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,621,759,400.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,200,000,000.00	4,156,656,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,400,000,000.00	6,576,256,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,300,000,000.00	6,121,206,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,493,610,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,566,486,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	9,600,000,000.00	9,542,208,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,499,963,400.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,625,716,080.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	12,500,000,000.00	13,234,250,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,295,592,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	9,600,000,000.00	9,734,112,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,900,000,000.00	6,467,580,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,700,000,000.00	3,064,095,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	11,500,000,000.00	11,246,310,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,732,000,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,938,320,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,100,000,000.00	2,123,142,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,200,000,000.00	3,147,680,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	18,100,000,000.00	17,892,793,010.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,980,000,000.00	5,473,916,400.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	9,900,000,000.00	10,319,562,000.00	

		INDONESIA GOVERNMENT	2,230,000,000.00	2,455,876,700.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,844,810,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,711,080,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,789,842,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,600,000,000.00	7,361,376,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,410,548,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,818,060,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,300,000,000.00	6,373,206,000.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	977,626,100.00	
	小計	銘柄数：31 組入時価比率：9.8%	161,480,000,000.00	165,615,638,090.00 (1,556,786,998) 9.9%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,611,676.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	808,260.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,200,000.00	5,302,896.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,821,779.46	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,136,683.01	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,841,754.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	820,234.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	3,524,609.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,600,000.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,866,910.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	515,710.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,038,620.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,963,880.85	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,263,297.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,022,809.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,900,000.00	9,066,591.98	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,053,759.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,793,095.74	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,287,161.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000.00	5,571,259.38	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,037,376.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	539,308.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,843,294.53	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,312,563.24	

		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,348,577.66	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,406,359.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	845,817.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,166,979.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	874,146.16	
		CHINA GOVERNMENT BOND	600,000.00	639,366.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	2,062,137.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	520,177.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	1,135,839.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	640,177.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,462,446.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	200,000.00	215,191.46	
	小計	銘柄数：36 組入時価比率：9.7%	70,300,000.00	73,960,750.24 (1,547,621,302) 10.0%	
	インドルピー	INDIA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,186,641.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,219,453.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,371,292.80	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	60,983,490.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	58,000,000.00	57,710,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	25,000,000.00	24,091,885.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	61,958,364.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	11,651,349.60	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	59,517,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	43,354,500.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	35,899,451.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	35,791,129.50	
		INDIA GOVERNMENT BOND	25,000,000.00	25,244,610.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	28,000,000.00	29,223,656.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	65,000,000.00	66,895,686.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	68,000,000.00	65,501,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	32,000,000.00	33,263,523.20	
		INDIA GOVERNMENT BOND	48,000,000.00	49,743,211.20	
	小計	銘柄数：18 組入時価比率：7.8%	694,000,000.00	702,606,242.30 (1,236,586,986) 8.0%	

	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,000,000.00	16,589,476.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000.00	16,761,190.25	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,000,000.00	16,762,750.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,500,000.00	12,454,175.25	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,500,000.00	14,887,309.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,300,000.00	10,223,499.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,800,000.00	9,038,520.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	22,100,000.00	18,613,570.30	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,300,000.00	16,232,415.92	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000.00	14,111,501.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,400,000.00	3,512,900.40	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：7.8%	171,200,000.00	149,187,309.52 (1,233,779,049) 7.9%	
合計				15,544,729,111 (15,544,729,111)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月17日現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	17,828,790	－	17,654,253	△174,537
米ドル	17,828,790	－	17,654,253	△174,537
売建	67,043,512	－	66,332,648	710,864
米ドル	49,214,722	－	48,604,868	609,854
リンギ	10,322,790	－	10,286,040	36,750
ランド	7,506,000	－	7,441,740	64,260
合計	－	－	－	536,327

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 2月 17日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,225,970,981
投資証券	60,135,529,900
派生商品評価勘定	60,490,100
未収配当金	614,042,586
未収利息	16,378
差入委託証拠金	37,149,229
流動資産合計	62,073,199,174
資産合計	62,073,199,174
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	295,220
未払解約金	383,929,619
流動負債合計	384,224,839
負債合計	384,224,839
純資産の部	
元本等	
元本	23,948,739,819
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	37,740,234,516
元本等合計	61,688,974,335
純資産合計	61,688,974,335
負債純資産合計	62,073,199,174

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益

	約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 17日現在	
１． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	2.5759円
(10,000口当たり純資産額)	(25,759円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月 20日 至 2025年 2月 17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月 17日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月 17日現在	
期首	2024年 2月 20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	21,038,001,439円
同期中における追加設定元本額	10,345,111,143円

同期中における一部解約元本額	7,434,372,763 円
期末元本額	23,948,739,819 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,758,630,630 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,681,650,958 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	2,258,588,141 円
野村資産設計ファンド２０１５	12,782,242 円
野村資産設計ファンド２０２０	14,473,019 円
野村資産設計ファンド２０２５	18,625,131 円
野村資産設計ファンド２０３０	23,380,757 円
野村資産設計ファンド２０３５	21,535,523 円
野村資産設計ファンド２０４０	46,657,951 円
野村資産設計ファンド２０４５	9,079,229 円
野村インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ	2,511,238,649 円
ネクストコア	23,532,510 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	993,041,786 円
野村Ｊ－ＲＥＩＴインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,415,266,339 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	220,534,181 円
野村資産設計ファンド２０５０	6,067,220 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	784,722 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	507,140 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	3,742,314 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	2,249,106 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	5,809,216 円
野村６資産均等バランス	6,691,938,105 円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	81,554,655 円
野村資産設計ファンド２０６０	5,547,141 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	282,424,980 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	1,431,864,954 円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	7,223,562 円
Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,657,814,951 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	338,219 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	1,532,600,340 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	39,163,942 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	21,903,876 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,369,304 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	33,429,899 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	22,479,527 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	26,690,620 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	10,375,873 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	9,002,450 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	54,840,657 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 2 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 2 月 17 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,362	153,769,800	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,971	166,746,600	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人 投資証券	3,070	335,858,000	
		東海道リート投資法人　投資証券	1,196	124,503,600	
		日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	2,125	1,211,250,000	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,235	932,591,500	
		産業ファンド投資法人　投資証券	11,266	1,309,109,200	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	12,094	1,693,160,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	2,991	1,018,435,500	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	20,668	2,556,631,600	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,115	819,868,000	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	10,719	2,460,010,500	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	2,602	539,654,800	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	1,073	261,275,500	
		イオンリート投資法人　投資証券	7,548	935,952,000	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,437	781,296,900	
		日本リート投資法人　投資証券	7,855	640,968,000	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	18,489	1,427,350,800	
		トーセイ・リート投資法人　投資証券	1,338	172,735,800	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人 投資証券	1,517	162,774,100	
		サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,676	159,890,400	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	19,696	2,836,224,000	
		いちごホテルリート投資法人　投資証券	1,018	126,028,400	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	7,877	1,102,780,000	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	11,339	594,163,600	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	1,117	121,641,300	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	13,412	1,354,612,000	

		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	1,298	88,523,600	
		投資法人みらい　投資証券	8,473	352,476,800	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	2,125	745,875,000	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,634	390,885,600	
		ザイマックス・リート投資法人　投資証券	1,053	122,463,900	
		タカラレーベン不動産投資法人　投資証券	4,018	355,191,200	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	35,890	4,493,428,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人投資証券	31,601	3,438,188,800	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	31,905	2,970,355,500	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	12,260	2,102,590,000	
		日本プライムリアルティ投資法人投資証券	4,208	1,445,448,000	
		ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,254	828,029,600	
		東急リアル・エステート投資法人投資証券	4,125	685,987,500	
		グローバル・ワン不動産投資法人投資証券	4,456	475,455,200	
		ユナイテッド・アーバン投資法人投資証券	13,664	2,048,233,600	
		森トラストリート投資法人　投資証券	11,860	747,180,000	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	33,901	2,203,565,000	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	11,415	898,360,500	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	4,512	575,731,200	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	12,402	1,092,616,200	
		福岡リート投資法人　投資証券	3,472	508,995,200	
		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	17,214	2,601,035,400	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	4,490	373,568,000	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	2,522	737,180,600	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	2,934	421,909,200	
		スターツプロシード投資法人　投資証券	1,067	185,124,500	
		大和ハウスリート投資法人　投資証	9,176	2,218,756,800	

		券			
		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	22,604	1,561,936,400	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	9,088	805,196,800	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	5,283	661,959,900	
	小計	銘柄数：57 組入時価比率：97.5%	495,710	60,135,529,900 100.0%	
合計				60,135,529,900	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 REIT指数先物取引 買建	1,488,438,260	－	1,548,735,000	60,194,880
合計	1,488,438,260	－	1,548,735,000	60,194,880

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 2月17日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	550,351,396
コール・ローン	101,580,373
投資証券	89,709,371,301
派生商品評価勘定	7,590,943
未収入金	34,806,636
未収配当金	122,983,421
未収利息	1,357
差入委託証拠金	124,400,683
流動資産合計	90,651,086,110
資産合計	90,651,086,110
負債の部	

流動負債	
派生商品評価勘定	370,661
未払解約金	76,852,595
その他未払費用	340,200
流動負債合計	77,563,456
負債合計	77,563,456
純資産の部	
元本等	
元本	22,184,652,207
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	68,388,870,447
元本等合計	90,573,522,654
純資産合計	90,573,522,654
負債純資産合計	90,651,086,110

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月 17日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4.0827円
(10,000口当たり純資産額)	(40,827円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月20日 至 2025年 2月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月17日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月17日現在	
期首	2024年 2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	20,819,322,076円
同期中における追加設定元本額	5,584,121,572円
同期中における一部解約元本額	4,218,791,441円
期末元本額	22,184,652,207円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,121,029,155円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	1,696,027,120円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	1,439,723,651円
野村資産設計ファンド２０１５	8,147,861円
野村資産設計ファンド２０２０	9,213,527円
野村資産設計ファンド２０２５	11,871,892円
野村資産設計ファンド２０３０	14,903,027円
野村資産設計ファンド２０３５	13,727,701円
野村資産設計ファンド２０４０	29,741,787円
野村資産設計ファンド２０４５	5,787,508円
野村インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ	1,413,574,618円
ネクストコア	6,214,101円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	573,962,088円

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	564,669,078 円
野村資産設計ファンド２０５０	3,867,507 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	325,125 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	420,297 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	6,202,435 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	3,145,337 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	9,804,920 円
野村６資産均等バランス	4,265,737,079 円
野村資産設計ファンド２０６０	3,535,673 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国ＲＥＩＴ・Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,593,032,085 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	2,644,285,148 円
ノムラ海外ＲＥＩＴインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,151,819,377 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	73,751,397 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	215,595 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	404,019,310 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	6,377,505 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	13,962,502 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	7,247,282 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	21,309,691 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	14,329,250 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	17,013,775 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	6,614,035 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	5,738,558 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	23,305,210 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 2 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 2 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	48,800	1,165,344.00	
		AGREE REALTY CORP	41,330	2,934,430.00	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	30,100	535,178.00	
		ALEXANDERS INC	800	163,848.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	62,640	5,941,404.00	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,000	65,720.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	18,700	416,636.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	61,500	1,730,610.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	127,900	4,507,196.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	104,800	2,242,720.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	51,700	458,579.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	89,900	1,369,177.00	

		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	30,900	292,932.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	57,120	12,472,152.00	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	52,400.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	71,000	346,480.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	120,800	3,342,536.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	76,100	1,168,135.00	
		BRT APARTMENTS CORP	4,200	74,214.00	
		BXP INC	58,650	4,157,112.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	42,990	5,118,819.30	
		CARETRUST REIT INC	75,900	2,005,278.00	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	5,200	171,704.00	
		CENTERSPACE	6,400	399,104.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	19,000	160,170.00	
		CITY OFFICE REIT INC	14,500	72,935.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	9,100	180,999.00	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	45,000	1,227,600.00	
		COUSINS PROPERTIES INC	67,100	2,009,645.00	
		CTO REALTY GROWTH INC	10,300	211,459.00	
		CUBESMART	90,800	3,777,280.00	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	37,000	915,380.00	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	85,400	734,440.00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	350,000	196,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	125,320	20,587,569.60	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	221,400.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	68,200	1,160,082.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	39,900	424,137.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	19,760	3,549,093.60	
		ELME COMMUNITIES	34,400	592,712.00	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	56,400	513,804.00	
		EPR PROPERTIES	30,500	1,471,930.00	
		EQUINIX INC	38,770	36,195,672.00	
		EQUITY COMMONWEALTH	40,500	69,660.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	76,990	5,036,685.80	
		EQUITY RESIDENTIAL	137,360	9,784,152.80	

		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	69,700	2,179,519.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	25,870	7,460,131.90	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	85,240	13,205,380.80	
		FARMLAND PARTNERS INC	16,500	194,865.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	30,580	3,211,817.40	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	53,000	2,947,330.00	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	39,500	1,096,520.00	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	27,000	54,000.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	110,600	5,376,266.00	
		GETTY REALTY CORP	19,800	599,940.00	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	17,200	278,812.00	
		GLADSTONE LAND CORP	11,900	138,278.00	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	23,500	194,110.00	
		GLOBAL NET LEASE INC	77,400	550,314.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	143,400	2,364,666.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	281,700	5,518,503.00	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	42,700	1,245,986.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	281,800	4,618,702.00	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	61,000	170,190.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	90,300	1,852,053.00	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	28,000	112,280.00	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	11,180	817,258.00	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	30,200	910,530.00	
		INVITATION HOMES INC	229,400	7,210,042.00	
		IRON MOUNTAIN INC	118,020	11,260,288.20	
		JBG SMITH PROPERTIES	32,900	499,751.00	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	350,000	78,750.00	
		KILROY REALTY CORP	42,700	1,490,657.00	
		KIMCO REALTY CORP	271,500	5,918,700.00	
		KITE REALTY GROUP TRUST	89,000	1,990,930.00	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	35,450	4,609,918.00	
		LINEAGE INC	23,910	1,347,806.70	
		LTC PROPERTIES INC	18,500	636,770.00	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	119,200	1,012,008.00	
		MACERICH CO /THE	97,800	2,004,900.00	

		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	57,279.95	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	237,000	1,173,150.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	47,050	7,386,850.00	
		MODIV INDUSTRIAL INC	2,900	42,978.00	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	28,200	1,054,116.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	18,320	1,238,248.80	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,700	182,970.00	
		NETSTREIT CORP	31,500	437,220.00	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	13,228	67,065.96	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,300	333,328.00	
		NNN REIT INC	75,000	3,033,000.00	
		OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	16,212.24	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	108,900	3,963,960.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,600	145,600.00	
		ORION OFFICE REIT INC	20,800	83,824.00	
		OUTFRONT MEDIA INC	53,630	1,033,450.10	
		PARAMOUNT GROUP INC	70,000	329,700.00	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	82,100	1,057,448.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	13,800	149,454.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	46,800	569,556.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	48,900	1,788,762.00	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	48,500	354,535.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	15,000	250,200.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	9,900	129,492.00	
		PRIME US REIT	313,200	53,244.00	
		PROLOGIS INC	372,080	44,965,868.00	
		PUBLIC STORAGE	63,350	18,840,290.00	
		REALTY INCOME CORP	351,800	19,169,582.00	
		REGENCY CENTERS CORP	65,840	4,762,865.60	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	89,600	3,614,464.00	
		RLJ LODGING TRUST	61,600	588,896.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	24,220	2,479,885.80	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	95,100	1,571,052.00	
		SAFEHOLD INC	17,900	304,658.00	
		SAUL CENTERS INC	4,500	163,530.00	

		SERVICE PROPERTIES TRUST	64,000	167,680.00	
		SILA REALTY TRUST INC	21,200	537,632.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	123,260	22,809,263.00	
		SITE CENTERS CORP	18,450	270,477.00	
		SL GREEN REALTY CORP	28,640	1,848,139.20	
		STAG INDUSTRIAL INC	73,200	2,566,392.00	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	41,200	269,036.00	
		SUN COMMUNITIES INC	48,230	6,028,267.70	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	78,600	880,320.00	
		TANGER INC	44,600	1,527,550.00	
		TERRENO REALTY CORP	39,940	2,664,796.80	
		UDR INC	120,600	5,179,770.00	
		UMH PROPERTIES INC	28,200	508,446.00	
		UNITI GROUP INC	95,500	555,810.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,700	183,535.00	
		URBAN EDGE PROPERTIES	51,000	1,057,740.00	
		VENTAS INC	168,760	11,227,602.80	
		VERIS RESIDENTIAL INC	32,100	513,600.00	
		VICI PROPERTIES INC	423,900	12,873,843.00	
		VORNADO REALTY TRUST	66,600	2,819,844.00	
		WELLTOWER INC	237,690	35,646,369.30	
		WHITESTONE REIT	17,400	236,118.00	
		WP CAREY INC	88,200	5,176,458.00	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	39,800	575,906.00	
	小計	銘柄数：141 組入時価比率：79.0%	10,810,583	470,899,819.35 (71,534,391,557) 79.7%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	25,100	427,704.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	145,341.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	9,800	627,102.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	32,600	1,324,538.00	
		CHOICE PROPERTIES REIT	66,500	907,725.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	21,100	297,299.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	20,400	297,636.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	54,000	633,960.00	

		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,000	56,340.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	43,300	719,646.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	12,240	832,564.80	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	49,800	498,000.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	27,700	272,014.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	25,100	405,616.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	107,174.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	120,085.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	92,232.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	48,000	233,280.00	
		PRIMARIS REIT	20,700	317,745.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	58,800	1,103,676.00	
		SLATE GROCERY REIT	10,800	153,036.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	29,200	735,840.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：1.2%	605,140	10,308,553.80 (1,105,076,967) 1.2%	
	ユーロ	AEDIFICA	19,390	1,157,583.00	
		ALTAREA	2,000	212,400.00	
		CARE PROPERTY INVEST	14,700	164,346.00	
		CARMILA	21,800	382,808.00	
		COFINIMMO	15,500	844,750.00	
		COVIVIO	21,300	1,090,560.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	17,000	410,550.00	
		GECINA SA	20,740	1,976,522.00	
		HAMBORNER REIT AG	26,400	172,920.00	
		ICADE	12,400	284,208.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	51,480.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	139,000	773,535.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	210,000	207,900.00	
		KLEPIERRE	89,300	2,670,070.00	
		MERCIALYS	35,400	378,426.00	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	157,300	1,700,413.00	
		MONTEA	8,110	545,803.00	
		NSI NV	8,100	180,630.00	

		RETAIL ESTATES	5,090	292,166.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	12,500	417,500.00	
		STONEWEG EUROPEAN REAL ESTATE	134,000	210,380.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	40,510	3,261,055.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	71,200	1,532,224.00	
		WERELDHAVE NV	14,200	220,384.00	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	13,400	379,220.00	
	小計	銘柄数：25 組入時価比率：3.4%	1,127,340	19,517,833.00 (3,110,166,688) 3.5%	
	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	9,380.00	
		AEW UK REIT PLC	64,000	64,384.00	
		ASSURA PLC	1,240,000	483,600.00	
		BIG YELLOW GROUP PLC	79,700	735,631.00	
		BRITISH LAND	405,000	1,510,650.00	
		CARE REIT PLC	160,000	128,480.00	
		CLS HOLDINGS PLC	46,000	33,580.00	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	122,080.00	
		DERWENT LONDON PLC	45,000	889,200.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	258,000	216,204.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	163,000	477,590.00	
		HAMMERSON PLC	177,000	518,256.00	
		HELICAL PLC	38,000	71,060.00	
		INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	298,800	1,768,896.00	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	42,532.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	830,000	1,595,260.00	
		NEWRIVER REIT PLC	149,000	107,280.00	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	133,926.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	537,000	492,697.50	
		PRS REIT PLC/THE	219,000	247,908.00	
		REGIONAL REIT LTD	70,700	85,122.80	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	87,400	516,097.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	101,200.00	
		SEGRO PLC	545,300	3,988,324.20	

		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	782,000	974,372.00	
		SOCIAL HOUSING REIT PLC	120,000	72,120.00	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	492,000	349,812.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	242,000	202,312.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,006,000	1,510,006.00	
		UNITE GROUP PLC	165,600	1,456,452.00	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	198,000	231,660.00	
		WAREHOUSE REIT PLC	155,000	130,975.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	58,000	265,060.00	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：4.1%	9,641,500	19,532,107.50 (3,734,343,632) 4.2%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	174,000	210,540.00	
		ABACUS STORAGE KING	213,000	256,665.00	
		ARENA REIT	155,000	606,050.00	
		BWP TRUST	232,000	809,680.00	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	322,000	555,450.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	214,000	616,320.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	161,000	185,955.00	
		CHARTER HALL GROUP	188,500	2,997,150.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	272,000	1,060,800.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	204,000	689,520.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	145,000	421,950.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	221,000.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	80,000	222,400.00	
		DEXUS/AU	432,000	3,360,960.00	
		GOODMAN GROUP	768,400	27,362,724.00	
		GPT GROUP	775,000	3,603,750.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	251,320.00	
		HEALTHCO REIT	176,000	172,480.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	700,000	833,000.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	149,000	853,770.00	
		MIRVAC GROUP	1,572,000	3,316,920.00	
		NATIONAL STORAGE REIT	568,000	1,283,680.00	
		REGION RE LTD	455,000	969,150.00	

		RURAL FUNDS GROUP	171,000	293,265.00	
		SCENTRE GROUP	2,097,000	7,716,960.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	955,000	5,004,200.00	
		VICINITY CENTRES	1,567,000	3,541,420.00	
		WAYPOINT REIT	279,000	675,180.00	
	小計	銘柄数：28 組入時価比率：7.3%	13,647,900	68,092,259.00 (6,573,626,683) 7.3%	
	ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	403,000	824,135.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	403,000	824,135.00 (71,798,641) 0.1%	
	香港ドル	CHAMPION REIT	790,000	1,366,700.00	
		FORTUNE REIT	580,000	2,378,000.00	
		LINK REIT	1,039,000	35,845,500.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	310,000	567,300.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	949,800	873,816.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.9%	3,668,800	41,031,316.00 (800,931,288) 0.9%	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	261,650	327,062.50	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,421,762	3,625,493.10	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,029,956	901,211.50	
		CAPITALAND CHINA TRUST	451,279	309,126.11	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,214,796	4,363,148.12	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	268,000	219,760.00	
		EC WORLD REIT	60,000	8,400.00	
		ESR-REIT	2,630,272	631,265.28	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	420,000	252,000.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	476,838	1,006,128.18	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,184,746	1,018,881.56	
		KEPPEL DC REIT	708,659	1,488,183.90	
		KEPPEL REIT	963,000	789,660.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	660,000	333,300.00	

		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	845,000	1,715,350.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,378,980	1,682,355.60	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	923,716	1,089,984.88	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	990,000	277,200.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	166,000	642,420.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	210,000	142,800.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	560,000	274,400.00	
		SUNTEC REIT	872,000	1,020,240.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：2.8%	18,696,654	22,118,370.73 (2,508,665,608) 2.8%	
	ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	60,000	285,600,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	19,000	79,800,000.00	
		JR REIT XXVII	70,000	170,450,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	20,888	85,014,160.00	
		LOTTE REIT CO LTD	53,519	170,458,015.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	40,983	236,062,080.00	
		SK REITS CO LTD	62,000	307,830,000.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	326,390	1,335,214,255.00 (140,731,582) 0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	326,000	674,494.00	
		REIT 1 LTD	74,000	1,463,720.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	96,000	889,920.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%	496,000	3,028,134.00 (129,638,655) 0.1%	
合計				89,709,371,301 (89,709,371,301)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 2月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		

市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	687,105,640	－	694,325,922	7,220,282
合計	687,105,640	－	694,325,922	7,220,282

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村マネー　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 2 月 17 日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,834,830,491
現先取引勘定	2,370,000,000
未収利息	24,512
差入委託証拠金	107,927,000
流動資産合計	4,312,782,003
資産合計	4,312,782,003
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	－
負債合計	－
純資産の部	
元本等	
元本	4,223,864,016
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	88,917,987
元本等合計	4,312,782,003
純資産合計	4,312,782,003
負債純資産合計	4,312,782,003

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
２.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
３.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 2月17日現在	
1．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0211円
(10,000口当たり純資産額)	(10,211円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 2月20日 至 2025年 2月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 2月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 2月17日現在	
期首	2024年 2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,038,892,328円
同期中における追加設定元本額	19,978,898,180円
同期中における一部解約元本額	18,793,926,492円
期末元本額	4,223,864,016円
期末元本額の内訳＊	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	2,366,603,362円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	308,297,016円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型	98,261 円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルレアルコース）毎月分配型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607 円
野村日本ブランド株投資（円コース）年２回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年２回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルレアルコース）年２回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年２回決算型	982,608 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,834 円
野村アジアＣＢ投信（毎月分配型）	982,608 円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543 円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）年２回決算型	984,543 円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,543 円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,543 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10,000 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年２回決算型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年２回決算型	984,252 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	984,252 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	982,609 円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607 円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607 円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608 円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）年２回決算型	98,261 円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	98,261 円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（円コース）年２回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	983,768 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年２回決算型	983,672 円

ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年２回決算型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年２回決算型	983,672 円
野村テンプルトン・トータル・リターン　Ａコース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｂコース	98,261 円
野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｃコース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｄコース	983,381 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	98,262 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609 円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	98,261 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	983,091 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年２回決算型	982,898 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年２回決算型	491,401 円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）年２回決算型	982,608 円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,608 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,415 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年２回決算型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,029 円
野村カルミニャック・ファンド　Ａコース	981,547 円
野村カルミニャック・ファンド　Ｂコース	981,547 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	398,357 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年２回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年２回決算型	132,547 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型	100,946 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年２回決算型	373,897 円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451 円
野村エマージング債券プレミアム年２回決算型	981,451 円
ノムラ　ＴＨＥ　ＵＳＡ　Ａコース	981,258 円
ノムラ　ＴＨＥ　ＵＳＡ　Ｂコース	981,258 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年２回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型	9,807 円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円

野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年２回決算型	9,807 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,801 円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,801 円
グローバル・ストック　Ａコース	97,953 円
グローバル・ストック　Ｂコース	979,528 円
グローバル・ストック　Ｃコース	97,953 円
グローバル・ストック　Ｄコース	116,529 円
野村グローバル・クオリティ・グロース　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,794 円
野村グローバル・クオリティ・グロース　Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,794 円
野村ＭＦＳグローバル・リサーチ・フォーカス株式　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,794 円
野村ＭＦＳグローバル・リサーチ・フォーカス株式　Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,794 円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795 円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795 円
野村ＰＩＭＣＯ米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797 円
野村ＰＩＭＣＯ米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年２回決算型	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド　Ａコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド　Ｂコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド　Ｃコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド　Ｄコース	9,797 円
（年３％目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001 円
（年６％目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信　Ａコース	98,011 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信　Ｂコース	98,011 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド　Ａコース	98,020 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド　Ｂコース	98,020 円
マイライフ・エール（資産成長型）	98,049 円
マイライフ・エール（年２％目標払出型）	98,049 円
マイライフ・エール（年６％目標払出型）	98,049 円
野村ＰＩＭＣＯ・トレンド戦略ファンド　Ａコース	98,059 円
野村ＰＩＭＣＯ・トレンド戦略ファンド　Ｂコース	98,059 円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド　Ａコース	98,078 円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド　Ｂコース	98,078 円
野村ＰＩＭＣＯ・トレンド戦略ファンド（米ドル売り円買い）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,808 円
野村アバンティス米国小型株ファンド　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,809 円
野村アバンティス米国小型株ファンド　Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,809 円
野村アバンティス新興国株ファンド　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,809 円
野村アバンティス新興国株ファンド　Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,809 円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,806 円
ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド　Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,806 円
野村ブラックロック世界優良企業厳選ファンド　Ａコース	9,803 円
野村ブラックロック世界優良企業厳選ファンド　Ｂコース	9,803 円
野村アンジェロ・ゴードンＢＤＣファンド（為替ヘッジあり）２２１０（適格機関投資家転売制限付）	972,559,663 円
ノムラ・プライベート・シリーズＴＰＧアンジェロ・ゴードンＢＤＣファンド（為替ヘッジあり）２４０２（適格機関投資家転売制限付）	351,175,044 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	85,180,134 円
野村ＤＣテンプルトン・トータル・リターン　Ａコース	9,818 円
野村ＤＣテンプルトン・トータル・リターン　Ｂコース	9,818 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025年2月17日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年2月17日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	6,280,455,044円
Ⅱ　負債総額	937,907,707円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,342,547,337円
Ⅳ　発行済口数	5,292,173,337口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0095円

（参考）国内株式マザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	838,534,901,367円
Ⅱ　負債総額	77,513,605,858円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	761,021,295,509円
Ⅳ　発行済口数	248,215,080,742口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0660円

（参考）国内債券マザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	16,510,506,717円
Ⅱ　負債総額	305,288,469円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,205,218,248円
Ⅳ　発行済口数	13,238,126,387口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2241円

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	2,743,386,087,292円
Ⅱ　負債総額	9,020,973,304円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,734,365,113,988円

Ⅳ　発行済口数	380,027,645,142口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.1952円

（参考）外国債券マザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	997,182,092,844円
Ⅱ　負債総額	1,485,790,556円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	995,696,302,288円
Ⅳ　発行済口数	332,639,250,214口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9933円

（参考）新興国株式マザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	157,057,200,605円
Ⅱ　負債総額	633,119,719円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	156,424,080,886円
Ⅳ　発行済口数	74,887,047,647口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0888円

（参考）新興国債券マザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	46,747,445,876円
Ⅱ　負債総額	148,283,201円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	46,599,162,675円
Ⅳ　発行済口数	18,353,262,290口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.5390円

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	16,122,707,058円
Ⅱ　負債総額	170,337,823円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,952,369,235円
Ⅳ　発行済口数	8,716,202,279口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8302円

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	67,611,604,313円
Ⅱ　負債総額	1,819,867,689円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	65,791,736,624円
Ⅳ　発行済口数	25,197,725,849口

Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6110円

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	87,400,928,082円
Ⅱ　負債総額	453,416,306円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	86,947,511,776円
Ⅳ　発行済口数	22,157,522,454口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.9241円

（参考）野村マネー　マザーファンド

2025 年 3 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	5,640,713,046円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,640,713,046円
Ⅳ　発行済口数	5,521,276,682口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0216円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

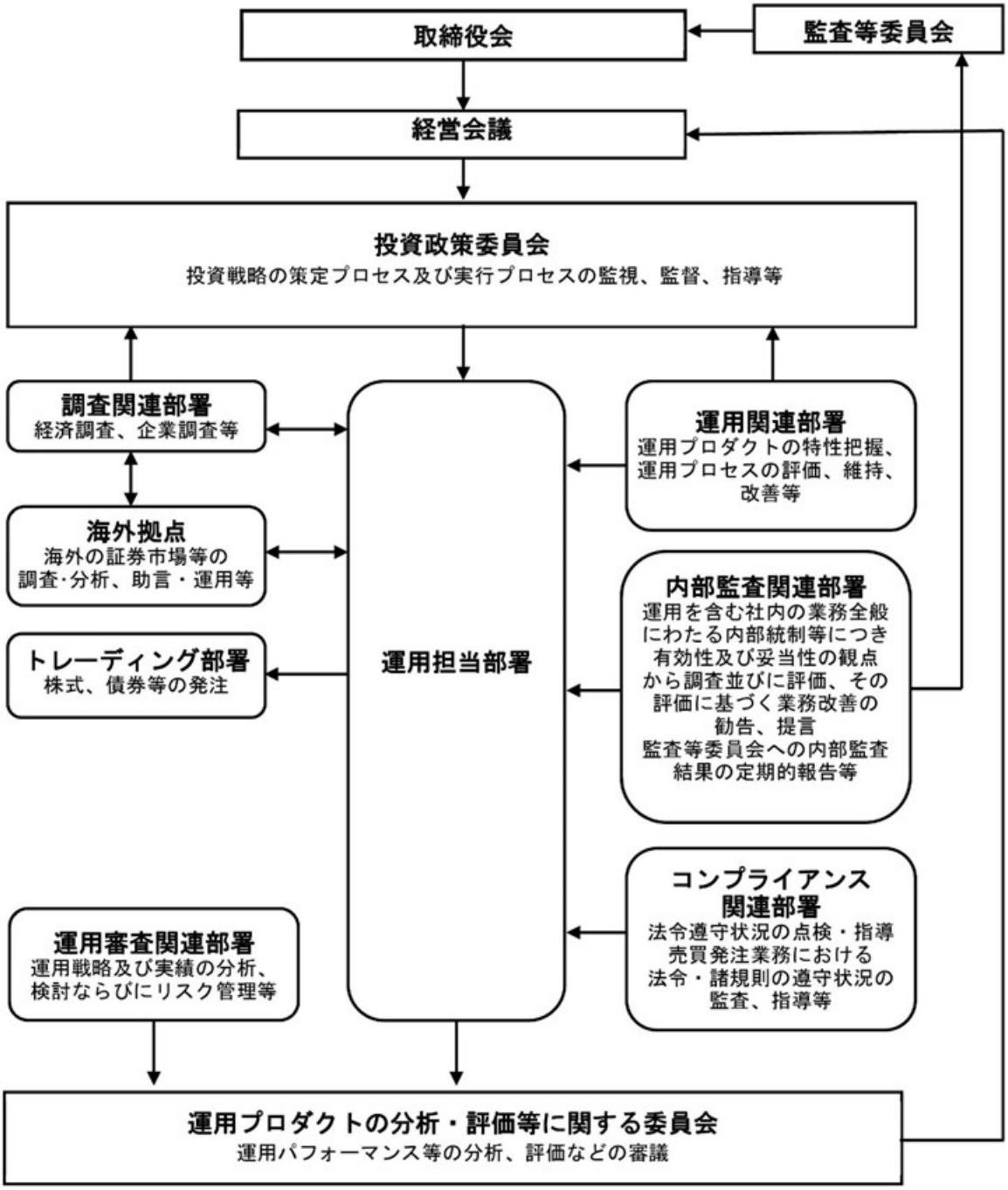
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	918	54,258,369
単位型株式投資信託	155	625,185
追加型公社債投資信託	14	6,652,456
単位型公社債投資信託	413	712,909
合計	1,500	62,248,919

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第６５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		－
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		－
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※２	906		595	
器具備品	※２	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		－		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		－	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		－		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りに関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

該当事項はありません。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2023 年 3 月 31 日）	当事業年度末 （2024 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,350 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　901 百万円 器具備品　657 合計　1,559	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214 百万円 器具備品　733 合計　1,948

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,634 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0 百万円 器具備品　0 ソフトウェア　52 合計　52	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　−百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	－
資産計	42,108	42,108	－
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	－
負債計	46	46	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1,865	－	－	－
金銭の信託	42,108	－	－	－
未収委託者報酬	26,116	－	－	－
未収運用受託報酬	3,780	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	－	－	－
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	42,108	－	42,108
資産計	－	42,108	－	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	－	46	－	46
負債計	－	46	－	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	－	－	－
小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	－
小計	21,900	21,900	－
合計	21,900	21,900	－

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	－	16
合計	66	－	16

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	－	△46	△46

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 （2023年3月31日）		当事業年度末 （2024年3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
期末残高	1,123	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	27,180	未払手数料	5,773

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
１株当たり純資産額　17,016円74銭 １株当たり当期純利益　5,060円34銭	１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　26,064百万円 普通株式に係る当期純利益　26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

中間財務諸表

◇　中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇　中間損益計算書

		自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇　中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間(自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない　… 時価法 株式等以外のもの　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない　… 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6 年 附属設備　6～15 年 器具備品　4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ①　委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ②　運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③　成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［注記事項］

◇　中間貸借対照表関係

2024 年 9 月 30 日現在

※１　有形固定資産の減価償却累計額

2,133 百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇　中間損益計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

※１　減価償却実施額

有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	6,350 百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円

※４　特別利益の内訳

株式報酬受入益	23 百万円

※５　特別損失の内訳

固定資産除却損	13 百万円

◇　中間株主資本等変動計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２　配当に関する事項

配当金支払額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	28,174 百万円
(2) 1 株当たり配当額	5,470 円
(3) 基準日	2024 年 3 月 31 日
(4) 効力発生日	2024 年 6 月 28 日

◇　金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	47,595	47,595	－
(2)その他（デリバティブ取引）	126	126	－
資産計	47,722	47,722	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	47,595	－	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	－	126	－	126
資産計	－	47,722	－	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

当中間会計期間末　(2024 年 9 月 30 日)

１．売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇　デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間　(2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	－	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　　（単位：百万円）

	自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－
時の経過による調整額	－
中間期末残高	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

当中間会計期間(自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　１株当たり情報

自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
１株当たり純資産額　　10,222円13銭 １株当たり中間純利益　　4,021円58銭 （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。 ２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　20,713百万円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純利益　20,713百万円 期中平均株式数　5,150千株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（野村DC運用戦略ファンド（マイルド））

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券、J－REITインデックス マザーファンド受益証券、海外REITインデックス マザーファンド受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2) 投資態度

①　運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行ないます。なお、一部のマザーファンド受益証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

②　国内株式マザーファンド受益証券、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、J－REITインデックス マザーファンド受益証券、海外REITインデックス マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の30％以内とします。

③　為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100％以内とします。なお、実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の30％以内となるように調整を行ないます。

④　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への実質投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

⑥　同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
⑦　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑧　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑨　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑪　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金１億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第１項、第50条第１項、第51条第１項および第53条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については１億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③　前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口

座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2．　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J－REITインデックスマザーファンド、海外REITインデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利

益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。
⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
⑥　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相

当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め

たときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第30条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第31条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第32条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第33条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書ま

たはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第34条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第35条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第38条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属

します。

（受託者による資金の立替え）

第39条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第40条　この信託の計算期間は、毎年2月18日から翌年2月17日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年2月17日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第42条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条　受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第48条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重

大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、

当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条　この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第56条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日

（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年3月29日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資は行ないません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第32条第１項、第32条第２項、第35条第１項、第36条第１項および第38条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第17条の2　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第19条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第20条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第22条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第23条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第24条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第25条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第26条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第27条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第28条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第29条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第30条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第31条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第32条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第33条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第34条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第35条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第39条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第36条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第37条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第38条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第39条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第40条　第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第32条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第32条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第43条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第44条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 13 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 14 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 15 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 16 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第１項、第35条第２項、第38条、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5．コマーシャル・ペーパー

6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

8．外国法人が発行する譲渡性預金証書

9．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第２号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第19条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第20条の2　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第22条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第43条　第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第46条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第42条第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
（利害関係人等との取引等）
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第16条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。
② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第24条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第40条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第41条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第48条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目２番１号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成22年8月23日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

(J－REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J－REIT インデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金３億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第１項、第 31 条第２項、第 34 条第１項、第 35 条第１項および第 37 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については３億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第29条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第30条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第31条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第33条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第34条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第35条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第36条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第37条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第38条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第39条　第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第40条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第42条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第43条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（海外REITインデックス マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については20億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第16条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第18条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第20条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第30条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第31条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第32条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第33条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第34条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第42条　第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第45条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

(野村マネー マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネー マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第１項、第34条第２項、第37条第１項、第38条第１項および第40条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第16条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション

取引に含めるものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第18条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第21条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第33条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しませ

ん。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したとき

は、原則として、公告を行ないません。
③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第42条　第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第45条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年8月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社